## 平成30年度

包括外部監査結果報告書

債権管理に関する事務の執行について

平成31年3月 宮崎市包括外部監査人 弁護士 柏田 芳徳

## 目 次

第1章	包括外部監査の概要1 - 1 -
第1	監査の種類1-
第2	選定した特定の事件1-
第3	特定の事件の選定理由1-
第4	監査の対象期間1-
第5	監査の対象部署2 -
第6	監査の方法等3-
第7	監査の実施期間3-
第8	包括外部監査人及び補助者の氏名3-
第9	利害関係の有無3-
第10	報告書の表示、表記等 3 -
第2章	<b>地方自治体の債権について</b> - 5 -
第1	地方自治体の債権の定義と分類5-
第2	地方自治体の債権に関する地方自治法及び地方税法の主な規定 8 -
第3章	宮崎市における債権及び債権管理の事務の概要 27 -
第1	平成 29 年度決算からみる宮崎市の債権の概要について 27 -
第2	宮崎市における市税等の強制徴収公債権の管理事務の概要について- 31 -
第3	宮崎市における民事徴収公債権(非強制徴収公債権)及び私債権の管理事
	務の概要について34 -
第4	宮崎市収納対策本部について 43 -
第4章	市税(国民健康保険税を除く) 45 -
第1	市税の概要 45 -
第2	個人市民税 50 -
第3	法人市民税 58 -
第4	固定資産税62-
第5	都市計画税68 -

第6	軽自動車税 70	-
第7	市たばこ税 73	_
第8	入湯税 76	_
第9	事業所税 80	_
第10	滞納整理事務について 88	-
第5章	その他の強制徴収公債権 98	_
第1	国民健康保険税 98	_
第 2	後期高齢者医療保険料 121	-
第3	介護保険料 135	_
第4	下水道使用料 148	_
第5	下水道事業受益者負担金157	_
第6	公共下水道事業分担金164	_
第7	保育所保育料 169	_
第8	訓練等給付費等返還金 177	-
第6章	非強制徵収公債権(民事徴収公債権) 182	_
<b>第6章</b> 第1	非強制徴収公債権(民事徴収公債権)       - 182         し尿汲取手数料       - 182	
		_
第1	し尿汲取手数料 182	_
第1 第2	し尿汲取手数料	_
第1 第2 第3	し尿汲取手数料	_ _ _
第 1 第 2 第 3 第 4	し尿汲取手数料	
第1 第2 第3 第4 第5	し尿汲取手数料- 182公設合併処理浄化槽使用料- 191農業集落排水処理施設使用料- 197卸売業者市場使用料等- 200市場電気使用料- 209	
第 1 第 2 第 3 第 4 第 5 第 6	し尿汲取手数料 182公設合併処理浄化槽使用料 191農業集落排水処理施設使用料 197卸売業者市場使用料等 200市場電気使用料 209社会体育施設等使用料 211	
第 1 第 2 第 3 第 5 第 6 7	し尿汲取手数料.       - 182         公設合併処理浄化槽使用料.       - 191         農業集落排水処理施設使用料.       - 197         卸売業者市場使用料等.       - 200         市場電気使用料.       - 209         社会体育施設等使用料.       - 211         宮崎市立小中学校体育施設使用料.       - 216	
第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第	し尿汲取手数料       - 182         公設合併処理浄化槽使用料       - 191         農業集落排水処理施設使用料       - 197         卸売業者市場使用料等       - 200         市場電気使用料       - 209         社会体育施設等使用料       - 211         宮崎市立小中学校体育施設使用料       - 216         墓地管理料       - 221	
第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 9	U尿汲取手数料       - 182         公設合併処理浄化槽使用料       - 191         農業集落排水処理施設使用料       - 197         卸売業者市場使用料等       - 200         市場電気使用料       - 209         社会体育施設等使用料       - 211         宮崎市立小中学校体育施設使用料       - 216         墓地管理料       - 221         文化施設使用料       - 227	
第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 9 1 0	し尿汲取手数料.       - 182         公設合併処理浄化槽使用料.       - 191         農業集落排水処理施設使用料.       - 197         卸売業者市場使用料等.       - 200         市場電気使用料.       - 209         社会体育施設等使用料.       - 211         宮崎市立小中学校体育施設使用料.       - 216         墓地管理料.       - 221         文化施設使用料.       - 227         児童扶養手当返納金(不正利得の場合を除く)       - 231	
第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 1 1 1 1 1 1 1 1	し尿汲取手数料.       - 182         公設合併処理浄化槽使用料.       - 191         農業集落排水処理施設使用料.       - 197         卸売業者市場使用料等.       - 200         市場電気使用料.       - 209         社会体育施設等使用料.       - 211         宮崎市立小中学校体育施設使用料.       - 216         墓地管理料.       - 221         文化施設使用料.       - 227         児童扶養手当返納金(不正利得の場合を除く)       - 231         老人福祉施設入所負担金.       - 239	
第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 1 1 1 1 1 1 1 1	し尿汲取手数料.       - 182         公設合併処理浄化槽使用料.       - 191         農業集落排水処理施設使用料.       - 197         卸売業者市場使用料等.       - 200         市場電気使用料.       - 209         社会体育施設等使用料.       - 211         宮崎市立小中学校体育施設使用料.       - 216         墓地管理料.       - 221         文化施設使用料.       - 227         児童扶養手当返納金(不正利得の場合を除く)       - 231         老人福祉施設入所負担金.       - 239	

	第 2	住宅使用料 261 -	-
	第3	退去修繕費 271 -	-
	第4	住宅新築資金等貸付金 276 -	-
	第 5	病院医業収益及び病院医業外収益281 -	-
	第 6	田野病院事業会計介護老人保健施設事業収益(介護老人保健施設使用料)	)
			-
	第7	災害援護資金貸付金 294 -	-
	第8	母子父子寡婦福祉資金貸付金 302 -	-
	第 9	宮崎市総合発達支援センター負担金、使用料、手数料、給付費312-	-
	第10	乳幼児医療高額療養費返納金 318 -	-
	第11	児童クラブ事業利用者負担金 322 -	-
	第12	ALT宿舎家賃 329 -	-
	第13	給食費 (及び学校納入金一般) 333 -	-
j	第8章 指	<b>請摘及び意見の概要の一覧 344</b> -	-
	第1	指摘の概要 344 -	-
	第2	意見の概要 350 -	-

#### 第1章 包括外部監査の概要

#### 第1 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

## 第2 選定した特定の事件

債権管理に関する事務の執行について

## 第3 特定の事件の選定理由

景気や雇用・賃金情勢の回復の見通しは依然厳しく、宮崎市においても歳入確保の見通しは不透明である一方、生活保護費の負担や少子高齢化に伴う社会保障給付の増加等は避け難く、歳出の削減によってこれを補うことは困難である。このような状況において、宮崎市債権管理条例第1条において同条例の目的が「債権管理の一層の適正化を図り、もって公正かつ円滑な行財政運営に資する」ことにあると定められているとおり、重要な財産である「債権」の効率的な債権回収や適正な管理は、すべての自治体にとって関心が高い事務であると思われる。

また、地方自治法第 10 条第 2 項は「住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う」と規定するところ、地方自治体の役務の重要な財源である債権について、納税や納付に誠実な住民の負担において、これに不誠実な住民が結果として利することは市民感覚としても許容し難いことであって、すべての住民に対して公平な債権管理が実施されるべきことは、市民にとっても重大な関心事である。

さらに、債権管理、債権回収等を専門分野の一つとする弁護士の視点から、宮崎市 の債権管理に関する事務の執行について横断的に検証することの意義は大きい。

以上により、本年度の特定の事件として、「債権管理に関する事務の執行について」を選定し、外部監査のテーマとした次第である。

#### 第4 監査の対象期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで (ただし、必要に応じて他の年度を含む)

## 第5 監査の対象部署

監査の対象部署を選定するための事前調査として、平成30年6月29日、監査対象部署とすることが確定していた税務部各課を除く、企画財政部、総務部、地域振興部その他各部・各支所等の合計87課に対して、調査票【巻末資料1】による調査を依頼し、すべての課から得た回答内容を検討し、当該債権の重要性、調定額、収入未済額、不納欠損額の多寡等を考慮し、次のとおり監査の対象部署を選定した。

監査対象部署・対象債権一覧					
部局		課名	対 象 債 権		
	納税管理課		個人市民税・法人市民税・固定資産税・		
	市民税課		都市計画税・軽自動車税・市たばこ税・		
税務部	資産税課		入湯税・事業所税		
	国保年金	:課	国民健康保険税		
	国保収納	課	後期高齢者医療保険料		
地域振興部	生活安全	課	墓地管理料		
地域派架司	文化・市	民活動課	文化施設使用料		
環境部	廃棄物対	策課	し尿汲取手数料等		
	福祉総務課		災害援護資金貸付金		
	障がい福祉課		宮崎市総合発達支援センター使用料等		
	長寿支援課		老人福祉施設入所者負担金		
福祉部	介護保険課		介護保険料		
	子ども未来局	保育幼稚園課	保育所保育料		
		子育て支援課	母子福祉資金貸付金等		
		親子保険課	乳幼児医療高額療養費返納金等		
健康管理部	保健医療	課	田野病院事業会計医業収益等		
農政部	市場課		市場施設使用料等		
観光商工部	スポーツ	ランド推進課	社会体育施設等使用料等		
建設部	建築住宅	課	住宅使用料、退去修繕費等		
	企画総務課		学年・学級費会計等		
教育委員会	教育情報研修センター		ALT宿舎家賃		
<b>教育安貝云</b>	生涯学習課		児童クラブ事業利用者負担金		
	保健給食	課	給食費・給食運営費会計		
上下水道局	料金課		水道料金、下水道使用料等		

#### 第6 監査の方法等

公表されている統計データの収集・分析のほか、税務部納税管理課ほか監査の対象 としたすべての債権について、所管課に対する文書による照会や関係資料の徴求、関 係記録の閲覧、所管課担当者からのヒアリングを実施して監査した。

## 第7 監査の実施期間

平成30年6月12日~平成31年3月18日

## 第8 包括外部監査人及び補助者の氏名

 包括外部監査人
 弁護士 柏 田 芳 徳

 補助者
 税理士 稲 倉 隆

 同 上
 弁護士 牟 田 圭 佑

 同 上
 弁護士 原 田 真 一

 同 上
 弁護士 青 木 大 樹

## 第9 利害関係の有無

包括外部監査の対象とした事件について、包括外部監査人及び補助者は地方自治法 第 252 条の 29 に規定する利害関係はない。

## 第10 報告書の表示、表記等

#### 1 表示数値・金額等について

本報告書に記載の数値・金額等については、単位未満の端数調整をして表示している場合がある。

また、採用する計算方法の違いによって、公表等されている数値と異なる数値を表示している場合がある。

#### 2 監査結果の表記について

本報告書では、監査結果について、合法性、合規性並びに有効性、効率性及び経済性の観点から、速やかに是正や改善が必要であると考えるものについては「指摘」、速やかな是正や改善が必要とまでは言えないが、組織及び運営あるいは事務の執行の合理化の観点から、是正や改善を検討することが望ましいと考えるものついては「意見」として記載し、それぞれ番号を付して巻末において一覧表として整理している。

なお、「指摘」や「意見」に至る検討の過程において特に重要と思われる考え方や「指摘」や「意見」ではないが、今後の宮崎市の債権管理に関する事務の執行の改善に向けて有意・有益と思われる視点等については、別に「考察」として記載している。

また、平成29年5月26日、民法(債権関係)の改正に関し、「民法の一部を改正する法律案」(平成29年法律第44号、以下「改正民法」という。)が成立(同年6月2日公布)し、一部を除き、平成32年4月1日から施行されることとなっているため、宮崎市の債権管理に関する事務の執行と関連する改正内容について、【改正民法のポイント】として、適宜付記している。

## 第2章 地方自治体の債権について

#### 第1 地方自治体の債権の定義と分類

## 1 地方自治体の債権の定義

地方自治法第 240 条第1項では、「この章において「債権」とは、金銭給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。」と規定されている。また、宮崎市債権管理条例第2条第1号でも、同趣旨で、「(1)市の債権 金銭の給付を目的とする市の権利をいう。」と規定されている。

一般に、債権とは、ある者(債権者)が特定の相手方(債務者)に対して一定の行為(給付)をするよう要求できる権利をいい、金銭債権=金銭の給付を目的とする債権のほか、売買契約における財産権の移転や雇用契約における労務の提供といった金銭の給付を目的としない非金銭債権を含むものであるが、本監査では、地方自治法第240条第1項が規定する普通地方公共団体の金銭債権、宮崎市債権管理条例第2条第1号が定義する「市の債権」を監査の対象としている。

## 2 地方公共団体の債権の分類

#### (1) 公債権と私債権

地方公共団体が有する債権には、公法上の原因に基づいて発生する「公債権」と契約締結などの私法上の原因に基づいて発生する「私債権」がある。なお、公債権を地方自治法第231条の3第1項に規定する分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の普通地方公共団体の歳入に限定して、地方税と区別する分類もあるが、本報告書においては、特に断りのない限り、地方税を含めて「公債権」として分類する。

#### (2) 強制徴収公債権と非強制徴収公債権

公債権は、さらに国税徴収法などの法律に基づく滞納処分(自力執行)によって債権の強制的満足を図ることができるか否かによって、さらに「強制徴収公債権」と「非強制徴収公債権」とに分類される。

(3)公債権と私債権、強制徴収公債権と非強制徴収公債権の主な相違は、次の表のとおりである。

債権の分類	公 債 権		私債権		
貨権の万規	強制徴収公債権	非強制徵収公債権	144. 1941 11世		
発生原因	公法上の原因(不服申立て	可)	私法上の原因(不服申立て不可)		
督促	地方自治法第231条の3第	1項	地方自治法施行令第171条		
財産調査権	財産調査に関する法律上 の権限が与えられている。	法律によって財産調査の権限が与えられていないため、任意調査が基本となる。			
滞納処分	法律に基づいて滞納処分 をすることができる。	滞納処分をすることはできず、訴訟提起等によって債務名義を取得した後、強制 執行によって債権回収を図る必要がある。			
時効期間	2年または5年(地方自治法 の法律の定めによる)	第236条第1項または個別	民法の定めにより原則10年であるが、債権の種類 よって時効期間が異なる(※改正民法のポイント参 照)。		
時効の援用	不要(地方自治法第236条第2項)		必要		

#### 【改正民法のポイント】(消滅時効)

改正民法では、職業別の区分によって $1\sim3$ 年の短期消滅時効を規定する現行民法第 170 条 $\sim$ 174 条は削除され、一般債権については、①債権者が権利を行使することができることを知った時から5年間行使しないとき、または、②権利を行使することができる時から10年間行使しないときに時効によって消滅するとされた(改正民法第166条)。

今回の民法改正には、時効期間の変更以外にも時効に関する多くの改正が含まれており、私債権については、改正の内容を十分に理解した上でこれまでの時効管理の方法等を早急に見直す必要がある。なお、施行期日前に生じた債権(施行日以後に生じた債権のうち、その原因である法律行為が施行期日前になされたときを含む。)に関する消滅時効の時効期間は、改正民法施行後も現行民法の時効期間が適用されるため(改正民法附則第10条)、留意が必要である。

(4) 宮崎市では、「公債権」と「私債権」、「強制徴収債権」と「非強制徴収債権」の 区別に対応して、宮崎市債権管理条例第2条及び宮崎市債権管理条例施行規則第 2条において、次のように市の債権を分類し、定義している。

#### 【宮崎市債権管理条例第2条】

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市の債権 金銭の給付を目的とする市の権利をいう。

(2) 市の私債権等 市の債権のうち、地方自治法(昭和22年法律第67号)

第 231 条の3第3項に規定する歳入に係る債権を除いた

ものをいう。

## 【宮崎市債権管理条例施行規則第2条】

市の債権は、次に掲げる区分に分類するものとする。

(1) 市税 市の債権のうち、地方税法(昭和25年法律第226号)

の規定に基づく徴収金に係るものをいう。

(2) 公課 市税以外の市の債権のうち、国税又は地方税の滞納処分

の例により処分することができるものをいう。

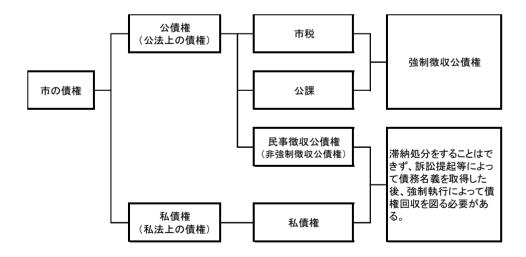
(3) 民事徴収公債権 市の債権のうち、地方自治法(昭和22年法律第67号)

第 231 条の 3 第 1 項に規定する歳入に係る債権で国税 又は地方税の滞納処分の例により処分することができな

いものをいう。

(4) 私債権 市の債権のうち、市税、公課及び民事徴収公債権以外の

ものをいう。



#### 第2 地方自治体の債権に関する地方自治法及び地方税法の主な規定

地方自治体の債権管理の事務の執行を評価するに当たっては、地方自治法、地方税法などの関連する法律・法令の理解が前提となるが、本報告書においてそのすべてを網羅的に論じることはおよそ不可能であるため、制度や用語の説明を兼ね、本報告書の理解に資すると考えられる範囲で、地方自治体の債権に関する地方自治法及び地方税法の主な規定について簡単な説明を加える。

#### 1 地方自治法の主な規定

## 第 223 条 (地方税)

普通地方公共団体は、法律の定めるところにより、<u>地方税を賦課徴収することができる</u>。

本条は、普通地方公共団体の地方税の賦課徴収権に関する基本規程であって、具体的な事項については地方税法及び地方税に関する条例や規則の定めによるところによる。

#### 第231条 (歳入の収入の方法)

普通地方公共団体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、<u>これを調</u>定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。

#### 【地方自治法施行令】

## 第154条 (歳入の調定及び納入の通知)

地方自治法第二百三十一条の規定による歳入の調定は、当該歳入について、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を誤っていないかどうかその他法令又は契約に違反する事実がないかどうかを調査してこれをしなければならない。

- 2 普通地方公共団体の歳入を収入するときは、地方交付税、地方譲与税、補助金、地方 債、滞納処分費その他その性質上納入の通知を必要としない歳入を除き、納入の通知を しなければならない。
- 3 前項の規定による納入の通知は、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納期限、納入場所及び納入の請求の事由を記載した納入通知書でこれをしなければならない。ただし、その性質上納入通知書によりがたい歳入については、口頭、掲示その他の方法によってこれをすることができる。

調定とは、納入金額、納入義務者等の歳入を徴収しようとする権利の内容を調査して決定する地方公共団体の内部的意思決定の行為をいう。調定は、その性質上原則と

して納入の通知の行為の前に行われるものであるが、法律上特別の徴収方法が認められている場合や即納を受ける場合など性質上調定を経ることが困難な場合については例外的に事後調定が行われる場合があり、宮崎市財務規則では調定及び事後調定について次のとおり定められている。

## 【宮崎市財務規則第29条(収入の調定)】

収入徴収者は、収入について調定すべき理由が発生したときは、次の事項を調査 のうえ、直ちに調定書により調定をしなければならない。

- (1) 収入金の所属年度及び収入科目に誤りはないか。
- (2) 収入金の金額の算定に誤りはないか。
- (3) 納入義務者、納期限等に誤りはないか。
- (4) 納入場所は適正であるか。
- (5) その他法令又は契約に違反する事実はないかどうか。

## 【宮崎市財務規則第30条(事後調定)】

収入徴収者は、法令の規定又は当該収入金の性質により、事前に調定することができない収入金が収納された場合においては、出納機関からの収納の通知に基づき、調定しなければならない。

納入の通知とは、納入義務者に対し、その納入すべき金額、納期限、納入場所等を 通知する対外的行為をいう。

#### 第231条の3(督促、滞納処分等)

分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限 までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、<u>期限を指定してこれを</u> <u>督促しなければならない。</u>

- 2 普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合に は、条例で定めるところにより、<u>手数料及び延滞金を徴収</u>することができる。
- 3 普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料、法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入につき第一項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該歳入並びに当該歳入に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(以下省略)

本条は、地方税を除く公債権(公法上の債権)に関する督促、滞納処分等に関する 規定である。 督促とは、納入義務者が納期限を過ぎてもその義務を履行しない場合に、期限を指定してその納付を催告する行為であり、指定された納期限までに義務が履行されない場合、督促は義務である。「分担金、加入金、過料、法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入」(すなわち強制徴収公債権)については、手数料及び延滞金を含めて、地方税法の滞納処分の例により処分することができるとされているが(3項)、この場合<u>督促は滞納処分の前提要件</u>であって、督促がなされない限り、滞納処分手続に入ることはできない。

また、本条1項に基づく督促は、地方自治法第236条第4項により時効中断の効力を有する。

なお、宮崎市分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例では、督促について次のとおり定められている。

#### 【宮崎市分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例第2条(督促)】

分担金等を納期限までに納付しない者があるときは、市長は、納期限後 20 日 以内に期限を指定して督促状を発しなければならない。

2 前項の督促状に指定すべき期限は、その発付の日から起算して 15 日をこえて はならない。

## 第236条(金銭債権の時効)

金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、<u>五年間これを行なわないときは、時効により消滅する。</u>普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

- 2 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利の時効による消滅については、法律に特別の定めがある場合を除くほか、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄する ことができないものとする。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。
- 3 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利について、消滅時効の中断、停止その他の事項(前項に規定する事項を除く。)に関し、適用すべき法律の規定がないときは、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定を準用する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。
- 4 法令の規定により普通地方公共団体がする納入の通知及び督促は、民法第百五十三条 (前項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

消滅時効とは、法律が規定する一定期間、権利を行使しないという事実状態が継続した場合に、その権利の消滅という法律効果を生じさせる権利である。

本条は、「金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利」に関する消滅時効について定めており、金銭債権について権利不行使の状態が5年間継続するときは、当該金銭債権は、消滅時効の援用を要することなく、当然に消滅するとされている(時効の援用とは、時効によって利益を受ける者が時効の利益を受けようとする単独行為であって、民法においては、「時効は、当事者が援用しなければ、裁判所がこれによって裁判をすることができない。」(同法第145条)と定められている。)。時効の援用を要せず、また、時効の利益の放棄が認められないのは、地方公共団体を一方の当事者とする債権債務関係を、できる限り画一的に処理しようとする趣旨に基づく。

もっとも、本条は「時効に関し他の法律に定めがあるもの」には適用されないため、 本条が適用される債権は、分担金、使用料その他地方公共団体の収入にかかる公債権 (公法上の債権)及び交付金等にかかる地方公共団体に対する住民等の権利に限られ る。私債権(私法上の債権)については、本条ではなく、民法や商法の時効に関する 規定が適用され、消滅時効の効果が生じるためには時効の援用が必要とされているた め、時効管理においてこの区別は重要である。

時効の中断とは、法定の中断事由が生じたことにより、それ以前に進行してきた時効期間はその効力を失い、当該中断事由が消滅したときからあらためて時効期間が進行を始めることをいい、時効の停止とは、権利者が中断行為をすることが困難と認められる法定の停止事由が生じた場合、一定期間時効の完成を猶予する(時効の進行が停止する)ことをいう。地方自治体の金銭債権については、事務手続の便宜や歳入確保の観点から、納入の通知及び督促に絶対的な時効中断の効力が認められている(本条第4項)。納入の通知とは、地方自治法第231条の規定に基づいてするものといい、督促とは、同法第231条の3または地方自治法施行令第171条などに基づいてするものをいう。

## 第240条(債権)

この章において「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。

- 2 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その<u>督促、強</u>制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。
- 3 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その<u>徴収停止</u>、 履行期限の延長又は当該債権に係る<u>債務の免除</u>をすることができる。
- 4 前二項の規定は、次の各号に掲げる債権については、これを適用しない。
  - 一 地方税法の規定に基づく徴収金に係る債権
  - 二 過料に係る債権
  - 三 証券に化体されている債権(国債に関する法律(明治三十九年法律第三十四号)の 規定により登録されたもの及び社債、株式等の振替に関する法律の規定により振替 口座簿に記載され、又は記録されたものを含む。)
  - 四 電子記録債権法(平成十九年法律第百二号)第二条第一項に規定する電子記録債権
  - 五 預金に係る債権

- 六 歳入歳出外現金となるべき金銭の給付を目的とする債権
- 七 寄附金に係る債権
- 八 基金に属する債権

地方自治法における<u>債権</u>とは、金銭給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいい、地方税、分担金、使用料、手数料等の法令又は条例に基づく収入金に係る債権であると、物件の売払代金、貸付金等の契約に基づく債権であるとを問わない。

## 地方自治法施行令

#### 第171条(督促)

普通地方公共団体の長は、債権 (地方自治法第二百三十一条の三第一項に規定する歳入に係る債権を除く。) について、<u>履行期限までに履行しない者があるときは、期限を</u>指定してこれを督促しなければならない。

#### 第171条の2 (強制執行等)

普通地方公共団体の長は、債権 (地方自治法第二百三十一条の三第三項に規定する歳入に係る債権(以下「強制徴収により徴収する債権」という。)を除く。)について、地方自治法第二百三十一条の三第一項又は前条の規定による<u>督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。</u>ただし、第百七十一条の五の措置をとる場合又は第百七十一条の六の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

- 一 担保の付されている債権(保証人の保証がある債権を含む。)については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続をとり、 又は保証人に対して履行を請求すること。
- 二 債務名義のある債権 (次号の措置により債務名義を取得したものを含む。) について は、強制執行の手続をとること。
- 三 前二号に該当しない債権(第一号に該当する債権で同号の措置をとつてなお履行されないものを含む。)については、訴訟手続(非訟事件の手続を含む。)により履行を請求すること。

#### 第171条の5 (徴収停止)

普通地方公共団体の長は、債権 (強制徴収により徴収する債権を除く。) で<u>履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないもの</u>について、次の各号の一に該当し、<u>これを履行させることが著しく困難又は不適当であると認めるときは、以後</u>その保全及び取立てをしないことができる。

- 一 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、 かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められると き。
- 二 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の

費用をこえないと認められるときその他これに類するとき。

三 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

#### 第171条の6 (履行延期の特約等)

普通地方公共団体の長は、債権 (強制徴収により徴収する債権を除く。) について、次の各号の一に該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
- 二 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する 資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
- 三 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
- 四 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
- 五 貸付金に係る債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行なった場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第一号から第三号までの一に該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。
- 2 普通地方公共団体の長は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金(次条において「損害賠償金等」という。)に係る債権は、徴収すべきものとする。

#### 第171条の7 (免除)

普通地方公共団体の長は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした債権について、当初の履行期限(当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日)から十年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。

- 2 前項の規定は、前条第一項第五号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金に 係る債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて 当該履行延期の特約をしたものについて準用する。この場合における免除については、 債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならな い。
- 3 前二項の免除をする場合については、普通地方公共団体の議会の議決は、これを要し

地方自治法施行令(以下「施行令」という。)の上記の各規定は、地方自治法第240条第2項及び第3項に関する規定である。<u>地方税法の規定に基づく徴収金に係る債権、</u>過料に係る債権その他同条第4項各号に定める債権については、同条第2項及び第3項の適用はなく、同条項に関する上記施行令の各規定の適用もない。

施行令第 171 条は、地方自治法第 231 条の 3 <u>第1項</u>に規定する歳入に係る債権(公債権)以外の債権に関する<u></u>督促の規定であり、同条項に定める督促と同様に、地方自治法第 236 条第 4 項により時効中断の効力を有する。

普通地方公共団体の長は、地方自治法第231条の3<u>第3項</u>に規定する歳入に係る債権(強制徴収公債権)を除く、非強制徴収公債権及び私債権については、同条第1項あるいは施行令第171条に基づき督促をした後相当期間を経過してもなお履行されないときは、<u>徴収停止の措置をとる場合又は履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認められる場合を除き</u>、施行令第171条の2各号で定める<u>強制執行等の措置</u>をとらなければならない。

施行令第 171 条の 5 は 徴収停止 について定める。すなわち、普通地方公共団体の長は、強制徴収公債権を除く債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、同条各号の一に該当し、かつ、これを履行させることが著しく困難又は不適当であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。強制徴収公債権については、本条による徴収停止ではなく、地方税法第 15条の 7 で定める 滞納処分の執行停止の例によることとなる。

普通地方公共団体の長は、強制徴収公債権を除く債権について、債務者が無資力である場合その他施行令第171条の6第1項各号の一に該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。強制徴収公債権については、本条による履行期限の延長等ではなく、微収猶予(地方税法第15条乃至第15条の4)又は換価の猶予(同法第15条の5及び6)の例によることとなる。

普通地方公共団体の長は、施行令第171条の6規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした債権について、<u>当初の履行期限</u>(当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日)から10年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。

#### 2 地方税法の主な規定

#### 第13条(納付又は納入の告知)

地方団体の長は、納税者又は特別徴収義務者から地方団体の徴収金(滞納処分費を除く。)を徴収しようとするときは、これらの者に対し、文書により納付又は納入の告知をしなければならない。この場合においては、当該文書には、この法律に特別の定がある場合のほか、その納付又は納入すべき金額、納付又は納入の期限及び納付又は納入の場所その他必要な事項を記載するものとする。

2 地方団体の徴収金 (滞納処分費を除く。) が完納された場合において、滞納処分費に つき滞納者の財産を差し押さえようとするときは、地方団体の長は、政令で定めるとこ ろにより、滞納者に対し、納付の告知をしなければならない。

納付又は納入の告知 (納税の告知) は、徴収決定した税額の通知と当該税額の履行の請求という2つの性質を併せ持っており、納付又は納入すべき金額その他法定の記載事項を記載した文書によって行わなければならない。

## 第329条(市町村民税に係る督促)

納税者 (特別徴収の方法によって市町村民税を徴収される納税者を除く。以下本款において同様とする。) 又は特別徴収義務者が納期限 (第三百二十一条の十一又は第三百二十八条の九の規定による更正又は決定があつた場合においては、不足税額又は不足金額の納期限をいい、納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下市町村民税について同様とする。) までに<u>市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、市町村の徴税吏員は、納期限後二十日以内に、督促状を発しなければならない。</u>但し、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。

- 2 第十五条の四第一項の規定によって徴収猶予をした市町村民税に係る地方団体の徴収金については、前項本文の規定にかかわらず、その徴収猶予をした期間内にこれを完納しない場合でなければ、督促状を発することができない。
- 3 特別の事情がある市町村においては、当該市町村の条例で第一項に規定する期間と異なる期間を定めることができる。

## 第331条(市町村民税に係る滞納処分)

市町村民税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、<u>市町村の徴税吏員は、</u>当該市町村民税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならない。

- 一 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにそ の督促に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。
- 二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに市町村民税に係る地方 団体の徴収金を完納しないとき。
- 2 第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第一号中

「督促状」とあるのは、「納付又は納入の催告書」とする。

- 3 市町村民税に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過 した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の二第一項各号の一に該当する事実 が生じたときは、市町村の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押えることができる。
- 4 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、市町村の徴税吏員は、執行機関(破産法第百十四条第一号に掲げる請求権に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所)に対し、 滞納に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。
- 5 市町村の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押をすることができる場合において、滞納者の財産で国税徴収法第八十六条第一項各号に掲げるものにつき、<u>すでに他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押がされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押により</u>することができる。
- 6 前各項に定めるものその他市町村民税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。
- 7 前各項の規定による処分は、当該市町村の区域外においても行うことができる。

市町村民税に係る督促及び滞納処分に関する規定である。

督促とは、市町村民税の納付義務者が定められた納期限を過ぎても完納しない場合 (滞納)に、期限を指定してその納付を催告する行為であり、この場合、市町村の徴税吏員は、納期限後20日以内に督促状を発しなければならない。

滞納処分とは、税金や各種保険料等を滞納者の意思にかかわりなく、滞納となっている税金等を強制的に徴収するため、滞納者の財産を差押え、公売などの換価を経て、配当により滞納となっている税金等に充当する一連の強制徴収手続をいう。地方税法第331条第1項第1号は、滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しないときは、市町村の徴税吏員は、当該市町村民税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならないとしている。

交付要求とは、滞納者の財産につき既にほかの原因による強制換価手続がされている場合に、地方公共団体の徴税吏員からその強制換価手続の執行機関に対し、その換価代金から滞納税額への配当を要求する行為で、交付要求書の交付をもって行う。

参加差押とは、滞納している税が差押えの要件を満たしている場合において、不動産や自動車などの特定の財産について既に滞納処分による差押えがされているときに、通常の交付要求に代えてされる特殊な交付要求で、先行の滞納処分による差押えが解除された場合には遡って差押えの効力を有することとなる点で通常の交通要求とは異

なっている。

なお、地方税法は、納税者にわかりやすいものとし、その協力を得ることによって 税務行政の円滑な運営を図ろうとする趣旨で、<u>税目ごとに</u>、課税客体、納税義務者又 は特別徴収義務者、課税標準、税率、賦課期日、納期、納付又は納入の方法及びそれ らの手続、滞納処分の手続等の規定を網羅的に規定している。市町村民税ほか主な税 目の督促と滞納処分に関する規定は以下のとおりである。

税目	督促の規定	滞納処分の規定	
市町村民税	第 329 条	第 331 条	
固定資産税	第 371 条	第 373 条	
軽自動車税	第 457 条	第 459 条	
都市計画税	第 702 条の 8	第 702 条の 8	

# 第321条の2(普通徴収に係る個人の市町村民税の賦課額の変更又は決定及びこれらに係る延滞金の徴収)

市町村長は、普通徴収の方法によって徴収する個人の市町村民税について所得税の納税義務者が提出した修正申告書又は国の税務官署がした所得税の更正若しくは決定に関する書類を第三百二十五条の規定により閲覧し、その賦課した税額を変更し、又は賦課する必要を認めた場合には、すでに第三百十五条第一号ただし書若しくは第二号又は第三百十六条の規定を適用して個人の市町村民税を賦課していた場合を除くほか、直ちに変更による不足税額又は賦課されるべきであつた税額のうちその決定があった日までの納期に係る分(以下この条において「不足税額」という。)を追徴しなければならない。

2 前項の場合においては、市町村の徴税吏員は、不足税額をその決定があつた日までの納期の数で除して得た額に第三百二十条の各納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。次項及び第四項において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年十四・六パーセント(当該不足税額に係る納税通知書において納付すべきこととされる日までの期間又はその日の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する<u>延滞金額を加算して徴収しなければならない</u>。

(以下省略)

普通徴収に係る個人の市町村民税の賦課額の変更等やこれらに係る<mark>延滞金</mark>に関する規定である。

地方税法が、税目ごとに、課税客体、納税義務者等の規定を網羅的に規定していることは前述のとおりであり、市町村民税ほか主な税目の延滞金に関する規定は以下のとおりである。

税目	延滞金に関する規定		
市町村民税	第 321 条の 2		
固定資産税	第 368 条		
軽自動車税	第 455 条		
都市計画税	第 702 条の 8		

本条が定める延滞金の割合は、①納期限の翌日から1か月を経過する日までは年7.3パーセント、②納期限の翌日から1か月を経過した日以降は年14.6パーセントであるが、市中金利が低下していること等を踏まえた特例措置として、平成26年1月1日以降、①については、財務大臣が新規短期貸出金利を基準に定めた特例基準割合+1パーセント、②については、同特例基準割+7.3パーセントの割合とされている。平成26年以降の特例割合の推移については次表のとおりである。

期間	納期限の翌日から1か月を経 過する日まで	納期限の翌日から1か月を経 過した日以降
平成 26 年	(特例)2.9 パーセント	(特例)9.2パーセント
平成 27~28 年	(特例)2.8パーセント	(特例)9.1 パーセント
平成 29 年	(特例)2.7 パーセント	(特例)9.0 パーセント
平成 30 年	(特例)2.6パ^セント	(特例)8.9 パーセント

なお、宮崎市税条例では、次のとおり、延滞金のほかに<mark>督促手数料</mark>の徴収を義務付けている。

## 【宮崎市税条例第22条(督促手数料)】

徴税吏員は、督促状を発した場合においては督促状1通について100円の督促手数料を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。

#### 第15条(徴収猶予の要件等)

地方団体の長は、<u>次の各号のいずれかに該当する事実がある場合</u>において、その該当する事実に基づき、<u>納税者又は特別徴収義務者が当該地方団体に係る地方団体の徴収金を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その納付し、又は納入することができないと認められる金額を限度として、その者の申請に基づき、一年以内の期間を限り、その徴収を猶予することができる。</u>

- 一 納税者又は特別徴収義務者がその財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難にかかったとき。
- 二 納税者若しくは特別徴収義務者又はこれらの者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したとき。

- 三 納税者又は特別徴収義務者がその事業を廃止し、又は休止したとき。
- 四 納税者又は特別徴収義務者がその事業につき著しい損失を受けたとき。
- 五 前各号のいずれかに該当する事実に類する事実があつたとき。
- 2 地方団体の長は、納税者又は特別徴収義務者につき、当該地方団体に係る地方団体の 徴収金の法定納期限(随時に課する地方税については、その地方税を課することができ ることとなった日)から一年を経過した日以後にその納付し、又は納入すべき額が確定 した場合において、その納付し、又は納入すべき当該地方団体の徴収金を一時に納付し、 又は納入することができない理由があると認められるときは、その納付し、又は納入す ることができないと認められる金額を限度として、当該地方団体の徴収金の納期限内に されたその者の申請に基づき、その納期限から一年以内の期間を限り、その徴収を猶予 することができる。
- 3 地方団体の長は、前二項の規定による徴収の猶予(以下この章において「徴収の猶予」という。)をする場合には、当該徴収の猶予に係る地方団体の徴収金の納付又は納入について、当該地方団体の条例で定めるところにより、<u>当該徴収の猶予をする金額を当該徴収の猶予をする期間内において、当該徴収の猶予を受ける者の財産の状況その他の事</u>情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させることができる。
- 4 地方団体の長は、徴収の猶予をした場合において、当該徴収の猶予をした期間内に当該徴収の猶予をした金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由があると認めるときは、当該徴収の猶予を受けた者の申請に基づき、その期間を延長することができる。ただし、その期間は、既にその者につき徴収の猶予をした期間と合わせて二年を超えることができない。
- 5 地方団体の長は、前項の規定による徴収の猶予をした期間の延長(以下この章において「徴収の猶予期間の延長」という。)をする場合には、当該徴収の猶予期間の延長に係る地方団体の徴収金の納付又は納入について、当該地方団体の条例で定めるところにより、当該徴収の猶予をする金額を当該徴収の猶予期間の延長をする期間内において、当該徴収の猶予期間の延長を受ける者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させることができる。

## 第15条の2の3 (徴収猶予の効果)

地方団体の長は、<u>徴収の猶予をしたときは、当該徴収の猶予をした期間内は、当該</u> <u>徴収の猶予に係る地方団体の徴収金について、新たに督促及び滞納処分(交付要求を</u> 除く。)をすることができない。

- 2 地方団体の長は、徴収の猶予をした場合において、当該徴収の猶予に係る地方団体の 徴収金について差し押さえた財産があるときは、当該徴収の猶予を受けた者の申請によ り、その差押えを解除することができる。
- 3 地方団体の長は、徴収の猶予をした場合において、当該徴収の猶予に係る地方団体の 徴収金について差し押さえた財産のうちに果実を生ずるもの又は有価証券、債権若しく は無体財産権等(国税徴収法第七十二条第一項に規定する無体財産権等をいう。第十六 条の四第十項において同じ。)があるときは、第一項の規定にかかわらず、その取得し た果実又は第三債務者等から給付を受けた財産で金銭以外のものについて滞納処分を

執行し、その財産に係る換価代金等(同法第百二十九条第一項に規定する換価代金等をいう。第十九条の四第四号において同じ。)を当該徴収の猶予に係る地方団体の徴収金に充てることができる。

4 前項の場合において、同項の第三債務者等から給付を受けた財産のうちに金銭がある ときは、第一項の規定にかかわらず、当該金銭を当該徴収の猶予に係る地方団体の徴収 金に充てることができる。

#### 第15条の3 (徴収猶予の取消し)

徴収の猶予を受けた者が<u>次の各号のいずれかに該当する場合には、地方団体の長は、当該徴収の猶予を取り消し、当該徴収の猶予に係る地方団体の徴収金を一時に徴収することができる。</u>

- 第十三条の二第一項各号のいずれかに該当する事実がある場合において、その者が当該徴収の猶予に係る地方団体の徴収金を当該徴収の猶予を受けた期間内に完納することができないと認められるとき。
- 二 第十五条第三項又は第五項の規定により分割して納付し、又は納入することを認めた 地方団体の徴収金をその期限までに納付し、又は納入しないとき(地方団体の長がやむ を得ない理由があると認めるときを除く。)。
- 三 当該徴収の猶予に係る地方団体の徴収金につき提供された担保について地方団体の 長が第十六条第三項の規定により行った求めに応じないとき。
- 四 新たに当該徴収の猶予に係る当該地方団体の徴収金以外に、当該地方団体に係る地方 団体の徴収金を滞納したとき(新たに当該地方団体の条例で定める当該地方団体の債権 (地方自治法第二百四十条第一項に規定する債権をいう。第十五条の六第二項において 同じ。) に係る債務の不履行が生じたときを含み、地方団体の長がやむを得ない理由が あると認めるときを除く。)。
- 五 偽りその他不正な手段により当該徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長の申請がされ、その申請に基づき当該徴収の猶予をし、又は徴収の猶予期間の延長をしたことが判明したとき。
- 六 徴収の猶予を受けた者の財産の状況その他の事情の変化により当該徴収の猶予を継続することが適当でないと認められるとき。
- 七 前各号に掲げるもののほか、これらに類する場合として当該地方団体の条例で定める 場合に該当するとき。
- 2 地方団体の長は、前項の規定により<u>徴収の猶予を取り消す場合</u>には、第十三条の二第 一項各号のいずれかに該当する事実があるときを除き、<u>あらかじめ、当該徴収の猶予を</u> 受けた者の弁明を聞かなければならない。ただし、その者が正当な理由がなくその弁明 をしないときは、この限りでない。
- 3 地方団体の長は、第一項の規定により徴収の猶予を取り消したときは、その旨を当該 徴収の猶予の取消しを受けた者に通知しなければならない。

徴収猶予とは、納税者が、①納税者又は特別徴収義務者がその財産につき、震災、 風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難にかかったとき、②納税者若しくは特別 徴収義務者又はこれらの者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したとき、 ③納税者又は特別徴収義務者がその事業を廃止し、又は休止したとき、④納税者又は 特別徴収義務者がその事業につき著しい損失を受けたとき(第15条第1項)や賦課決 定の遅延(同条第2項)などによって税の納付が困難と認められる場合に、納税者保 護の見地から、税均等の納付を一定期間(原則1年間、最長2年間)に限って猶予す る制度である。

延納や納期限の延長と異なり納期限そのものを先に延ばすものではないが、猶予期間中は督促及び滞納処分(交付要求を除く)をすることはできない。また、地方団体の長は、当該徴収の猶予にかかる税金等について差押さえた財産があるときは、当該徴収の猶予を受けた者の申請により、その差押えを解除することができる。

なお、地方税法第 16 条は「地方団体の長は、徴収の猶予、職権による換価の猶予又は申請による換価の猶予をする場合には、その猶予に係る金額に相当する担保で次に掲げるものを徴さなければならない。ただし、その猶予に係る金額、期間その他の事情を勘案して担保を徴する必要がない場合として当該地方団体の条例で定める場合は、この限りでない。」と規定しているところ、宮崎市税条例第 12 条において、①猶予に係る金額は 100 万円以下である場合、②猶予期間が 3 月以内である場合及び③担保を徴することができない特別の事情がある場合については、担保を徴する必要がないとされている。

#### 第15条の5 (職権による換価の猶予の要件等)

地方団体の長は、滞納者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合において、その者が当該地方団体に係る<u>地方団体の徴収金の納付又は納入について誠実な意思を有すると認められるときは</u>、その納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金(徴収の猶予又は第十五条の六第一項の規定による換価の猶予(以下この章において「申請による換価の猶予」という。)を受けているものを除く。)につき<u>滞納処分による財産の換価を猶予することができる。ただし、その猶予の期間は、一年を超えることができない。</u>

- 一 その財産の換価を直ちにすることによりその事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあるとき。
- 二 その財産の換価を猶予することが、直ちにその換価をすることに比して、滞納に係る 地方団体の徴収金及び最近において納付し、又は納入すべきこととなる他の地方団体の 徴収金の徴収上有利であるとき。

(以下省略)

## 第15条の5の3 (職権による換価の猶予の効果等)

地方団体の長は、職権による換価の猶予をする場合において、必要があると認める ときは、差押えにより滞納者の事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある 財産の差押えを猶予し、又は解除することができる。

(以下省略)

#### 第15条の6 (申請による換価の猶予の要件等)

地方団体の長は、職権による換価の猶予によるほか、滞納者が当該地方団体に係る地方団体の徴収金を一時に納付し、又は納入することにより<u>その事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあると認められる場合</u>において、<u>その者が当該地方団体の徴収金の納付又は納入について誠実な意思を有すると認められるとき</u>は、当該地方団体の徴収金の納期限から当該地方団体の条例で定める期間内にされた<u>その者の申請に基づき</u>、一年以内の期間を限り、その納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金(徴収の猶予を受けているものを除く。)につき滞納処分による財産の換価を猶予することができる。

(以下省略)

## 第15条の6の3 (申請による換価の猶予の効果等)

地方団体の長は、申請による換価の猶予をする場合において、必要があると認める ときは、差押えにより滞納者の事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある 財産の差押えを猶予し、又は解除することができる。

(以下省略)

換価の猶予とは、財産の換価あるいは税金等の納付、納入によって滞納者の事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあると認められるなどの事由がある場合で、納付等について滞納者が誠実な意思を有すると認められる場合に、滞納者に事業を継続させ又は生活を維持させながら、地方税を円滑に回収することを目的として、一定期間(最長1年間)、職権または申請に基づいて、滞納者の財産の換価を猶予する制度である。換価の猶予には、差し押さえた滞納者の財産の換価を猶予するという文字どおりの「換価」の猶予だけでなく、そもそも滞納者の財産の差押えをしないで差押処分を猶予する「差押え」の猶予という側面もある(第15条の5の3及び第15条の6の3参照)。

なお、第15条の6第1項に規定する「当該地方団体の徴収金の納期限から当該地方団体の条例で定める期間」については、宮崎市税条例第11条第1項において「6月」と定められている。

徴税猶予の場合と同様、地方税法第 16 条は「地方団体の長は、徴収の猶予、職権による換価の猶予又は申請による換価の猶予をする場合には、その猶予に係る金額に相当する担保で次に掲げるものを徴さなければならない。ただし、その猶予に係る金額、期間その他の事情を勘案して担保を徴する必要がない場合として当該地方団体の条例で定める場合は、この限りでない。」と規定しているところ、宮崎市税条例第 12 条において、①猶予に係る金額は 100 万円以下である場合、②猶予期間が 3 月以内である場合及び③担保を徴することができない特別の事情がある場合については、担保を徴する必要がないとされている。

#### 第15条の7 (滞納処分の停止の要件等)

地方団体の長は、滞納者につき<u>次の各号のいずれかに該当する事実</u>があると認める ときは、滞納処分の執行を停止することができる。

- 一 滞納処分をすることができる財産がないとき。
- 二 滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
- 三 その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき。
- 2 地方団体の長は、前項の規定により滞納処分の執行を停止したときは、その旨を<u>滞納</u>者に通知しなければならない。
- 3 地方団体の長は、第一項第二号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その停止に係る地方団体の徴収金について<u>差し押さえた財産があるときは、その差</u>押えを解除しなければならない。
- 4 第一項の規定により<br/>
  滞納処分の執行を停止した地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務は、その執行の停止が三年間継続したときは、消滅する。
- 5 第一項第一号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その地方団体の 徴収金が限定承認に係るものであるとき、その他その<u>地方団体の徴収金を徴収すること</u> ができないことが明らかであるときは、地方団体の長は、前項の規定にかかわらず、そ の地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務を直ちに消滅させることができる。

## 第15条の8 (滯納処分の停止の取消)

地方団体の長は、前条第一項各号の規定により滞納処分の執行を停止した後三年以内に、その停止に係る滞納者につき同項各号に該当する事実がないと認めるときは、 その執行の停止を取り消さなければならない。

2 地方団体の長は、前項の規定により滞納処分の執行の停止を取り消したときは、その旨を滞納者に通知しなければならない。

滞納処分の停止とは、①滞納処分をすることができる財産がないとき、②滞納処分をすることによって滞納者の生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき、あるいは③滞納者の所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるときに滞納処分の執行を停止する制度である。

滞納処分の停止は、地方団体の長が職権で行うもので、滞納者の申請によることは 認められていないが、滞納処分の停止をした場合には、その旨を滞納者に通知しなけ ればならない。

第15条の7第3項の規定により、滞納処分の停止をした場合において、既に差押さ えている財産があるときは、その<mark>差押えを解除</mark>しなければならず、滞納処分の停止中 に新たな差押えをすることもできない。

滞納処分の執行を停止した地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務は、その執行の停止が取り消されることなく3年間継続したときは消滅する(同条第4項)。

また、対象となった当該税金等が限定承認に係るものであるとき、その他これを徴収することができないことが明らかであるときは、当該税金等の納付義務を直ちに消滅させることができる。

## 第18条(地方税の消滅時効)

地方団体の徴収金の徴収を目的とする地方団体の権利(以下この款において<u>「地方税の徴収権」</u>という。)は、<u>法定納期限(次の各号に掲げる地方団体の徴収金については、それぞれ当該各号に定める日)の翌日から起算して五年間行使しないことによって、時効により消滅する。</u>

- 一 第十七条の五第二項又は前条第一項第一号、第二号若しくは第四号若しくは同条第三項の規定の適用がある地方税若しくは加算金又は当該地方税に係る延滞金第十七条の五第二項の更正若しくは決定があつた日又は前条第一項第一号の裁決等があつた日、同項第二号の決定、裁決若しくは判決があつた日若しくは同項第四号の更正若しくは決定があつた日若しくは同条第三項各号に定める日
- 二 督促手数料又は滞納処分費 その地方税の徴収権を行使することができる日
- 2 前項の場合には、<u>時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができない</u>も のとする。
- 3 地方税の徴収権の時効については、この款に別段の定があるものを除き、民法の規定を準用する。

#### 第18条の2 (時効の中断及び停止)

地方税の徴収権の時効は、次の各号に掲げる処分に係る部分の地方団体の徴収金に つき、その処分の効力が生じた時に中断し、当該各号に定める期間を経過した時から 更に進行する。

- 一 <u>納付又は納入に関する告知</u> その告知に指定された納付又は納入に関する期限まで の期間
- 二 <u>督促</u> 督促状又は督促のための納付若しくは納入の催告書を発した日から起算して 十日を経過した日(同日前に第十三条の二第一項各号の一に該当する事実が生じた場合 において、差押えがされた場合には、そのされた日)までの期間
- 三 <u>交付要求</u> その交付要求がされている期間(この法律においてその例によるものとされる国税徴収法第八十二条第二項の規定による通知がされていない期間があるときは、 その期間を除く。)
- 2 前項第三号の規定により時効が中断された場合には、その交付要求に係る強制換価手続が取り消されたときにおいても、なお時効中断の効力は、失われない。
- 3 地方税の徴収権で、偽りその他不正の行為によりその全部若しくは一部の税額を免れ、又はその全部若しくは一部の税額の還付を受けた地方税(当該地方税に係る延滞金及び加算金を含む。以下本項において同じ。)に係るものの時効は、当該地方税の前条第一項に規定する法定納期限の翌日から起算して二年間は、進行しない。ただし、当該法定納期限の翌日から同日以後二年を経過する日までの期間内に次の各号に掲げる処分又は行為があつた場合においては当該各号に掲げる処分又は行為の区分に応じ当該

処分又は行為に係る部分の地方税ごとに当該各号に定める日の翌日から、当該法定納期限までに当該処分又は行為があつた場合においては当該処分又は行為に係る部分の地方税ごとに当該法定納期限の翌日から進行する。

- 一 納付又は納入に関する告知(延滞金及び加算金に係るものを除く。) 当該告知に係 る文書が発せられた日
- 二 申告納付又は申告納入に係る地方税の申告書の提出 当該申告書が提出された日
- 4 地方税の徴収権の時効は、徴収の猶予、職権による換価の猶予又は申請による換価の 猶予に係る部分の地方団体の徴収金につき、その猶予がされている期間内は、進行しない。
- 5 地方税についての地方税の徴収権の時効が中断し、又は当該地方税が納付され、若しくは納入されたときは、その中断し、又は納付され、若しくは納入された部分の地方税に係る延滞金についての地方税の徴収権につき、その時効が中断する。

本条は、「地方団体の徴収金の徴収を目的とする地方団体の権利(地方税の徴収権)に関する消滅時効について定めており、地方税の徴収権は、法定納期限の翌日から起算して5年間行使しないことによって、時効により当然に消滅する。時効の援用を要せず、また、時効の利益の放棄が認められないことについては、地方自治法第236条の説明で述べたところと同様である。

第 18 条の2は地方税の徴収権に関する時効の中断及び時効の停止に関する規定である。地方自治法第236条の説明で述べたとおり、時効の中断とは、法定の中断事由が生じたことにより、それ以前に進行してきた時効期間はその効力を失い、当該中断事由が消滅したときからあらためて時効期間が進行を始めることをいい、時効の停止とは、権利者が中断行為をすることが困難と認められる法定の停止事由が生じた場合、一定期間時効の完成を猶予する(時効の進行が停止する)ことをいう。

地方税の徴収権の時効中断事由としては、第 18 条第3項により準用する民法上の中断事由のほか、第18条の2第1項において①納入又は納入に関する告知、②督促及び交付要求(参加差押を含む)が定められている。各中断事由における時効中断期間は次のとおりである。

中断事由	中断事由				
納付又は納入に	納税通知書等により地方団体の徴収金に係る納付納入に関する告知				
関する告知	がされた場合、当該告知において指定された納付納入に関する期限				
関 9 る古和	までの期間				
	督促状(地方税法第329条第1項ほか)又は第二次納税義務者に対				
#∀ /□	する督促のための納付納入の催告書(同法第11条第2項)を発布し				
督促	たときは、その発布日から起算して 10 日を経過した日までの期間				
	(ただし、その発布日から10日を経過した日までの間に、繰上徴収				

	(同法第 13 条の 2) により差押えがされた場合には、当該差押えが された日までの期間
交付要求(参加差 押を含む)	交付要求がなされている期間

なお、交付要求先の執行機関の強制換価手続が取り消されても、既に行った交付要求に係る時効中断の効力は失われない(第18条の2第3項)。

時効の停止に関して、偽りその他不正の行為によりその全部若しくは一部の税額を免れ、又はその全部若しくは一部の税額の還付を受けた地方税に係るものの時効は、法定納期限の翌日から起算して2年間は、原則として進行しない(第18条の2第3項)。また、徴収の猶予、職権による換価の猶予又は申請による換価の猶予に係る部分の地方団体の徴収金については、その猶予がされている期間内は時効は進行しないとされている(同条第4項)。

#### 第3章 宮崎市における債権及び債権管理の事務の概要

#### 第1 平成29年度決算からみる宮崎市の債権の概要について

## 1 地方公共団体の決算の概要と主な用語の説明

地方公共団体における 決算とは、一会計年度の歳入歳出予算の執行の結果・実績を 表示する計数(表)をいい、地方自治法に基づき作成される。毎年4月1日から3月 31日の会計年度の終了によって予算の執行は停止され、翌4月1日~5月31日まで の出納整理期間において、年度内に収入又は支出すべきと確定したものの、未収又は 未払いとなっているものについて、収入と支出の整理が行われ、同日をもって出納が 閉鎖され、その後3か月以内に、会計管理者は、決算を調製し、証書類その他政令で 定める書類と併せて、普通地方公共団体の長に提出しなければならない(地方自治法 第233条)。

一般会計とは、地方公共団体において市民サービスの提供を始めとする、行政運営の基本的な経費を計上している会計を、特別会計は、特定の収入をもって特定の支出に充てるため、一般会計と区別して経理する必要がある場合に設けられる会計をいう。

調定とは、納入金額、納入義務者等の歳入を徴収しようとする権利の内容を調査して決定する地方公共団体の内部的意思決定の行為をいい、調定によって決定された額を調定額という。

収入済額とは、当該年度に調定したもののうち、出納整理期間までに納入されたものをいう。

不納欠損額とは、既に調定した歳入が、督促等を行ったにもかかわらず納付されずに時効が到来してしまった場合や法令に基づいて債務を免除した場合などについて、 損失として処分を行った額をいう。宮崎市財務規則では不納欠損について次のように 定められている。

#### 【宮崎市財務規則第51条(不納欠損金の整理)】

収入徴収者は、不納欠損書を作成し、市長の決裁を経たうえで会計管理者に送付しなければならない。

収入未済額とは、当該年度の歳入として調定した収入のうち、出納整理期間までに納入されなかった額をいい、当年度の収入未済額は6月1日に繰越調定され、翌年度以降も引き続き徴収に努めることとなる。

## 2 宮崎市の一般会計における歳入ついて

宮崎市の平成29年度決算における一般会計歳入にかかる「款」及び「項」のデータのうち、調定額、収入済額、不納欠損額及び収入未済額のデータは次の表のとおりである。

なお、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計及び介護保険特別会計に関するデータについては後掲する。

## 【平成29年度一般会計収入未済額内訳】

(単位:円)

	款	収 入 未 済 額			
10	市税	1, 061, 223, 082			
45	分担金及び負担金	82, 626, 641			
50	使用料及び手数料	1, 877, 080			
55	国庫支出金	1, 368, 607, 000			
60	県支出金	124, 063, 271			
65	財産収入	467, 660			
85	諸収入	1, 644, 429, 656			
	歳 入 合 計	4, 283, 294, 390			

## 【平成29年度宮崎市一般会計歳入】

款	項	調定額	収入済額	不能欠損額	収入未済額
10 市税		54, 311, 818, 052	52, 900, 411, 133	362, 723, 128	1, 061, 223, 082
	10 市民税	23, 510, 905, 709	22, 795, 866, 133	228, 483, 028	497, 719, 419
	15 固定資産税	22, 645, 485, 843	22, 089, 417, 210	104, 687, 046	452, 393, 895
	20 軽自動車税	1, 177, 476, 494	1, 113, 668, 271	10, 539, 488	53, 516, 455
	25 市たばこ税	2, 772, 744, 227	2, 772, 744, 227	0	0
	27 鉱産税	0	0	0	0
	35 入湯税	64, 257, 150	60, 850, 800	3, 406, 350	0
	37 事業所税	1, 573, 509, 400	1, 564, 529, 800	3, 554, 500	5, 425, 100
	40 都市計画税	2, 567, 439, 229	2, 503, 334, 692	12, 052, 716	52, 168, 213
15 地方譲与税		1, 408, 217, 000	1, 408, 217, 000	0	0
	10 地方揮発油譲与税	333, 719, 000	333, 719, 000	0	0
	15 自動車重量譲与税	817, 983, 000	817, 983, 000	0	0
	25 航空機燃料譲与税	256, 515, 000	256, 515, 000	0	0
20 利子割交付金		66, 234, 000	66, 234, 000	0	0
	10 利子割交付金	66, 234, 000	66, 234, 000	0	0
21 配当割交付金		131, 725, 000	131, 725, 000	0	0
	10 配当割交付金	131, 725, 000	131, 725, 000	0	0
22 株式等譲渡所得割交付金		126, 989, 000	126, 989, 000	0	0
	10 株式等譲渡所得割交付金	126, 989, 000	126, 989, 000	0	0
23 地方消費税交付金		7, 703, 342, 000	7, 703, 342, 000	0	0
	10 地方消費税交付金	7, 703, 342, 000	7, 703, 342, 000	0	0
25 ゴルフ場利用税交付金		195, 945, 036	195, 945, 036	0	0
	10 ゴルフ場利用税交付金	195, 945, 036	195, 945, 036	0	0
30 自動車取得税交付金		216, 230, 000	216, 230, 000	0	0
	10 自動車取得税交付金	216, 230, 000	216, 230, 000	0	0
33 地方特例交付金		251, 662, 000	251, 662, 000	0	0
	10 地方特例交付金	251, 662, 000	251, 662, 000	0	0
35 地方交付税		26, 383, 920, 000	26, 383, 920, 000	0	0
	10 地方交付税	26, 383, 920, 000	26, 383, 920, 000	0	0
40 交通安全対策特別交付金		110, 994, 000	110, 994, 000	0	0
	10 交通安全対策特別交付金	110, 994, 000	110, 994, 000	0	0
45 分担金及び負担金		2, 405, 886, 890	2, 317, 592, 649	5, 667, 600	82, 626, 641
	10 分担金	138, 590, 067	136, 137, 930	0	2, 452, 137
	15 負担金	2, 267, 296, 823	2, 181, 454, 719	5, 667, 600	80, 174, 504

50 使用料及び手数料		1, 906, 055, 821	1, 904, 149, 554	29, 187	1, 877, 080
○○ 区用杆及○丁数杆	10 使用料	794, 326, 091	793, 813, 473	0	512, 618
	15 手数料	1, 111, 729, 730	1, 110, 336, 081	29, 187	1, 364, 462
FF	10 子奴代		33, 885, 683, 691	0	
55 国庫支出金	10 団座各机人	35, 254, 290, 691			1, 368, 607, 000
	10 国庫負担金	28, 450, 868, 977	28, 311, 621, 977	0	139, 247, 000
	15 国庫補助金	6, 692, 601, 647	5, 463, 241, 647	0	1, 229, 360, 000
	20 委託金	110, 820, 067	110, 820, 067	0	0
60 県支出金		12, 661, 142, 409	12, 537, 079, 138	0	124, 063, 271
	10 県負担金	9, 486, 881, 864	9, 486, 881, 864	0	0
	15 県補助金	2, 448, 175, 341	2, 324, 112, 070	0	124, 063, 271
	20 委託金	726, 085, 204	726, 085, 204	0	0
65 財産収入		402, 669, 806	402, 202, 146	0	467, 660
	10 財産運用収入	226, 888, 306	226, 420, 646	0	467, 660
	15 財産売払収入	175, 781, 500	175, 781, 500	0	0
70 寄附金		469, 215, 012	469, 215, 012	0	0
	10 寄附金	469, 215, 012	469, 215, 012	0	0
75 繰入金		3, 351, 140, 823	3, 351, 140, 823	0	0
	10 他会計繰入金	182, 121, 233	182, 121, 233	0	0
	15 基金繰入金	3, 164, 001, 590	3, 164, 001, 590	0	0
	20 財産区繰入金	5, 018, 000	5, 018, 000	0	0
80 繰越金		1, 827, 046, 441	1, 827, 046, 441	0	0
	10 繰越金	1, 827, 046, 441	1, 827, 046, 441	0	0
85 諸収入		4, 841, 797, 519	3, 157, 627, 816	39, 740, 047	1, 644, 429, 656
	10 延滞金、加算金及び過料	52, 398, 702	52, 398, 702	0	0
	15 市預金利子	2, 027, 960	2, 027, 960	0	0
	18 公営企業貸付金元利収入	300, 000	300,000	0	0
	20 貸付金元利収入	2, 255, 808, 032	1, 271, 297, 543	4, 108, 243	980, 402, 246
	25 受託事業収入	17, 815, 646	17, 815, 646	0	0
		1	+		
	30 雑入	2, 513, 447, 179	1, 813, 787, 965	35, 631, 804	664, 027, 410
90 市債		2, 513, 447, 179 14, 555, 716, 000	1, 813, 787, 965 14, 555, 716, 000	35, 631, 804 0	664, 027, 410
90 市債					

#### 第2 宮崎市における市税等の強制徴収公債権の管理事務の概要について

#### 1 概 要

宮崎市における市税等の強制徴収公債権の管理については、地方自治法、地方税法、地方税法施行規則、宮崎市税条例その他関連する法律、条令、規則等において詳細に規定されるとともに、その他個別の法律による場合を含め、財産調査や滞納処分等については、「国税徴収法の規定する滞納処分の例」あるいは「地方税の滞納処分の例」によるとされることによって国税徴収法及びその関連法規の主だった規定が準用されており、市税等の強制徴収公債権については、国税と同様に、訴訟手続等を経ることなく、強制徴収が可能とされている。

なお、本報告書の理解に資すると考えられる地方税法の主な規定については前述の とおりであるが、宮崎市税条例との対応関係は、次のとおりである。

項目	宮崎市税条例	地方税法
徴収猶予	第8条、第9条	第 15 条~第 15 条の 3
職権による換価の猶予	第10条	第 15 条の 5 ~第 15 条の 5 の 3
申請による換価の猶予	第11条	第 15 条の 6 ~第 15 条の 6 の 3
延滞金	第20条ほか	第 321 条の 2 ほか
督促手数料	第 22 条	

#### 2 宮崎市における強制徴収公債権の管理の基本的な流れ

宮崎市における強制徴収公債権の管理の基本的な流れは、後記のとおりであり、任意に履行されない強制徴収公債権については、原則として最終的には滞納処分によってその履行を強制的に実現することとなる。

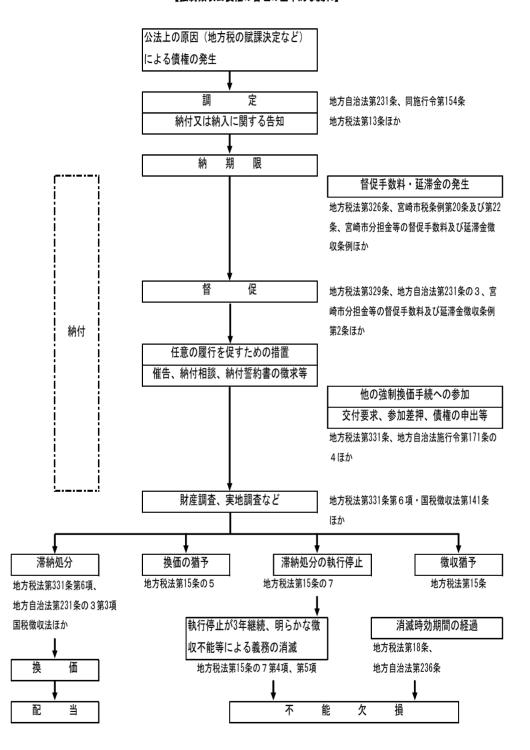
滞納処分は、財産の差押え、財産の換価、換価代金の配当という数個の行為からなる一連の手続きであり、差押えの対象となる財産としては、主に①債権、②不動産、 ③動産及び有価証券及び④無体財産権がある。

滞納処分における差押え、換価、配当はそれぞれが独立した行政処分であって、各処分は独立して不服申立て又は訴訟の対象となる。



(差押えた財産の金銭化)

## 【強制徴収公債権の管理の基本的な流れ】



# 3 宮崎市における滞納処分の実施状況

宮崎市における差押の状況及び過去3年間の推移は、次の表のとおりである。

# 【宮崎市における差押えの状況等】

(単位:円)

度		年	平成27年度		7年度	平成28年度		平成29年度	
及		\		件数	金額	件数	金額	件数	金額
-	不動産		押	188	282, 847	150	124, 986	188	188, 958
			当	136	237, 336	93	87, 865	68	35, 961
ī	動 産	差	押	4	32, 993	29	45, 858	36	18, 279
3	列 圧	充	当	11	1,645	78	7, 991	24	1,580
ز	その他	差	押	2	1, 224	10	3, 552	10	4, 440
	C 47   E	充	当	1	230	2	426	4	1, 245
	給 与	差	押	586	115, 119	662	91, 376	369	52, 428
	加工	充	当	2,009	97, 839	1, 504	70, 325	919	40, 639
	預金	差	押	1,602	288, 907	1, 565	180, 790	618	84, 910
債	以 亚	充	当	1,637	100, 879	1, 556	83, 552	669	44, 052
	生命	差	押	362	172, 369	314	96, 262	234	67,837
	保険	充	当	225	101, 741	271	61, 848	180	29, 073
権	売掛金	差	押	18	14, 425	48	37, 366	47	20, 295
惟	<b>光掛金</b>	充	脈	24	7, 354	47	8, 852	120	10, 421
	国 税	差	押	204	21, 018	169	26, 079	38	5, 392
	還付金	充	脈	203	8, 563	170	8, 690	104	6,081
等	その他	差	押	75	297, 108	170	170, 805	76	21, 420
		充	当	135	34, 481	124	23, 384	195	20, 380
	小 計	差	押	2, 847	908, 946	2, 928	602, 678	1, 382	252, 282
		充	当	4, 233	350, 857	3, 672	256, 651	2, 187	150, 646
	<b>計</b>	差	押	3, 041	1, 226, 010	3, 117	777, 074	1,616	463, 959
		充	当	4, 381	590, 068	3, 845	352, 933	2, 283	189, 432
	還付金を 除く	差	押	2, 837	1, 204, 992	2, 948	750, 995	1,578	458, 567
		充	当	4, 178	581, 505	3, 675	344, 243	2, 179	183, 351

#### 4 行政サービスの利用制限について

前述した宮崎市における強制徴収公債権の管理の基本的な流れとは別に、宮崎市では、市が行う行政サービスを提供する場合において、市税を完納していること(滞納がないことをいう。)を条件とすることにより、受益と負担の公平を確保するとともに納税者の納税を図ることを目的として、市税滞納者に対する行政サービスの利用制限取り扱い指針【巻末資料2】に基づき、条例や要綱等に定めることによって、滞納者に対する行政サービスの利用制限が行われている。

行政サービスの利用について完納を条件とする市税は、個人市民税、法人市民税、 固定資産税(都市計画税を含む)、軽自動車税、市たばこ税、鉱山税、入湯税及び事業 所税とされているが、その他の歳入についても、対象とする行政サービスの性質によっては、完納の確認方法等について関係課と協議することによって完納を利用条件と することができるとされている。

また、利用制限の対象となる行政サービスは、競争入札参加資格、広報紙への広告 掲載など多岐に及んでおり宮崎市ホームページにおいて一覧が掲載されている。なお、 以下に該当する行政サービスについては、原則として利用制限の対象外とされている。

- ① 供給を停止すると市民生活に重大な支障をきたす事業(医療・公衆衛生の提供など)
- ② 生命、身体、財産の安全にかかわる緊急性を有する事業
- ③ 公共の利益に資する行政財産等の使用許可(行政財産の目的外使用許可を除く。)
- ④ 法律等で要件が定められているもの(全国一律で要件が決まっているものなど)
- ⑤ 納税義務者とならないもの (スポーツ大会等支援事業など)
- ⑥ 利用制限を行うことが社会通念上、妥当でないもの

# 第3 宮崎市における民事徴収公債権(非強制徴収公債権)及び私債権の管理事務の 概要について

#### 1 宮崎市債権管理条例及び宮崎市債権管理条例施行規則

#### (1)概要

宮崎市では、「市が有する債権の徴収等に関し、必要な事項について定めることにより、債権管理の一層の適正化を図り、もって公正かつ円滑な行財政運営に資することを目的」として宮崎市債権管理条例が、同条例の施行に関し必要な事項について宮崎市債権管理条例施行規則で定められている【巻末資料3及び4参

照】。同条例及び同施行規則による宮崎市の債権の分類については第2章第1-2で述べたとおりである。

もっとも、宮崎市債権管理条例は、「法令又は条例若しくはこれに基づく規則等に定めがない場合に適用されるものであって、市税を含めた市の債権の全体については、市長等の責務(第4条)や債権管理体制の整備(第5条)及び督促の義務(第6条)を定めるに止まり、市税を含めた強制徴収公債権の管理については地方税法、国税徴収法その他関連する条例や規則等に委ねられ、もっぱら「市の私債権等」、すなわち民事徴収公債権(非強制徴収公債権)及び私債権の管理に関し、地方自治法及び地方自治法施行令に対応する事項について定めたものとなっている。宮崎市債権管理条例と地方自治法施行令との対応関係は、次のとおりである。

		1-1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 A
項目	宮崎市債権管理条例	地方自治法施行令
強制執行等	第7条	第 171 条の 2
履行期限の繰り上げ	第8条	第 171 条の 3
債権の申出等	第9条	第 171 条の 4
徴収停止	第10条	第 171 条の 5
履行延期の特約等	第11条	第 171 条の 6

# (2)債権の放棄について

### 【地方自治法】

# 第96条第1項第10号(議決事件)

普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

十 法律若しくはこれに基づく政令又は<u>条例に特別の定めがある場合を除くほか</u>、権利を 放棄すること。

#### 【宮崎市債権管理条例】

# 第12条 (債権の放棄)

市長等は、市の私債権等について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、 当該債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

- (1) 債務者が著しい生活困窮状態(生活保護法(昭和25年法律第144号)の適用を受け、又はこれに準ずる状態をいう。)にあり、資力の回復が困難であると認められるとき。
- (2) 破産法 (平成 16 年法律第 75 号) 第 253 条第 1 項その他の法令の規定により債務者 が当該債権につきその責任を免れたとき。
- (3) 当該債権について消滅時効が完成したとき。
- (4) 第7条の規定により強制執行等の手続をとっても、なお完全に履行されない当該

債権について、強制執行等の手続が終了したときにおいて債務者が無資力又はこれに 近い状態にあり、弁済する見込みがないと認められるとき。

- (5) 第10条の規定により徴収停止の措置をとった当該債権について、徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、弁済する見込みがないと認められるとき。
- (6) 債務者が死亡し、失踪そうの宣告を受け、又はこれらに準ずる事情にあり、当該債権について弁済する見込みがないと認められるとき。

宮崎市債権管理条例第12条は債権の放棄とその要件について定めている。

債権の放棄については、地方自治法や地方自治法施行規則には定めがなく、地方自治法第96条第1項第10号では、条例に特別の定めがある場合を除き、債権を含めた権利を放棄することはできないとされている。しかしながら、私債権については、たとえ未納のまま消滅時効期間が経過した場合であっても、債務者が時効の援用をしない限り債権は消滅せず、債権者である市が積極的に債権を放棄しなければ、永続的に当該債権を管理しなければならないこととなる。また、民事徴収公債権(非強制徴収公債権)については、地方自治法第236条によって時効期間の5年を経過すれば当然に債権は消滅することとなるが、債権回収が不可能であることが早期に判明している場合であっても、債権は時効期間満了まで消滅せず、早期の債権処理が困難となる。そのため、宮崎市では、宮崎市債権管理条例第12条において債権放棄の定めを設け、地方自治法第96条の「条例に特別の定めがある場合」に該当するものとして、議会の議決を要することなく、債権を放棄することを可能としている。

なお、宮崎市では、債権放棄の適切な運用を目的として、債権放棄を行おうと する場合の手続きについて、次のように定めている。

### 債権放棄に係る事務手続き等について

債権主管課において所管する債権について、宮崎市債権管理条例(以下「条例」という。) 第12条の規定に基づく債権放棄を行う揚合の事務手続き等については、次のとおりとする。

1 債権放棄の対象となる債権

条例第12条の規定に基づく債権放棄の対象となる債権は、条例第2条第2号に定める私債権等(宮崎市債権管理条例施行規則第2条第1項に定める民事徴収公債権及び私債権)である。

2 債権放棄に係る協議

- (1)債権主管課は、条例第12条の規定に基づき、債権放棄を行おうとする場合においては、当該債権放棄を行おうとする滞納案件について、納税管理課と協議するものとする。この場合において、債権主管課は、別紙「債権放棄検討調書」及び債権管理台帳その他必要な資料を提出するものとする。
- (2)上記の協議は、随時行うものとするが、原則として毎年度の1月までに終了するものとする。
- 3 債権放棄及び不納欠損処分の処理
- (1)債権主管課は、納税管理課との協議の結果、債権放棄を行うことが適当であると判断された滞納案件について、債権放棄及び不納欠損処分の立案を行い、市長の決裁を受けるものとする。この場合において、債権主管課は納税管理課に合議するものとする。
- (2) 私債権等について、不納欠損処分できる場合は次のとおりである。
- ① 民事徴収公債権
  - イ 消滅時効が完成したとき。(地方自治法第236条)
  - ロ 債権放棄をしたとき。(地方自治法第96条、条例第12条)
  - ハ 債務を免除したとき。(地方自治法第240条)
  - ニ その他個別の法令の規定により、債権が消滅したとき。
- ② 私債権
  - イ 消滅時効が完成し、当該時効の援用があったとき。(民法第145条)
  - ロ 債権放棄 をしたとき。(地方自治法 96 第条、条例第 12 条)
  - ハ 債務免除したとき。(地方自治法第240条)
  - ニ その他個別の法令の規定により、債権が消滅したとき。

(平成21年8月24日歳入確保対策本部会議了解)

(3) 台帳の整備について

# 【宮崎市債権管理条例施行規則】

#### 第3条(台帳の整備)

部等の長は、その所管に属する市の債権を適正に管理するため、債権の管理に関する台帳を整備しなければならない。

宮崎市債権管理条例施行規則第3条は、「市の債権」すなわち、同施行規則第1条の「市税」、「公課」、「民事徴収公債権」及び「私債権」のすべてについて、債権を適正に管理するため、債権の管理に関する台帳を整備しなければならないと

定めている。

なお、後述する宮崎市私債権等管理マニュアルでは、債権管理台帳の記載事項について、①債権の名称、②債務者の氏名及び連絡先(住所、電話番号等)、③債権の額、④債権の発生及び徴収にかかる履歴(債権発生日、(最終)納付日、当初償還期限、時効起算日、交渉経緯等)を含むものとするが、債権を適正に管理し効率的な事務処理を行うため、債権の特性に応じて随時その様式、記載(記録)内容の改善、工夫を図ることとされている。

#### 2 宮崎市私債権等管理マニュアルについて

宮崎市では、市の私債権等(市債権及び民事徴収公債権(非強制徴収公債権)の管理の具体的内容を記載した「宮崎市私債権等管理マニュアル」が作成されている(平成21年11月作成・最終改訂平成29年5月)。同マニュアルは、私債権等の管理の標準例として位置付けられており、各所管課において、それぞれの債権に応じて、創意工夫を加え、債権管理の公正かつ円滑な運営を図ることが期待されている。

宮崎市私債権等管理マニュアル記載の【私債権の債権整理の流れ】及び【民事徴収 公債権の債権管理の流れは】は後掲のとおりである。以下において、これまで述べた ところと重複しない範囲で、同マニュアルに記載されている事項について若干の説明 を加える。なお、様式については掲載を省略する。

# (1) 催告について

催告とは、期限までに納付がされない場合に債務者に対して任意の履行を促す 請求行為であって、主に文書による場合、電話による場合、自宅等への訪問によ る場合がある。

なお、催告は、地方自治法第236条第4項の「督促」には該当しないため、民 法第153条によって、時効中断の効力を有するためには、催告後6ヶ月以内に裁 判上の請求等を要するとされているため注意を要する。

#### (2) 交渉について

納期限後、時間が経過するほど債権の回収は困難となるため、納期限経過後は、早期の任意の履行を促すため、催告とともに早急に債務者や連帯保証人との交渉を開始することが必要となる。宮崎市私債権等管理マニュアルでは、交渉の手順について次のとおり記載されている。

督促状の送付や各種催告の結果債務者と交渉できた場合は、下記のとおり行う。

- ① 交渉に当たっては、住所、氏名を聴取し、債務者本人かを確認する。
- ② 債務の存在の有無、滞納額を確認する(確認した旨を記録に残す。)。
- ③ 指定期限までに納付又は納入するよう交渉する。
- ④ 指定期限までの納付又は納入が困難な場合には、納付できない理由を必ず聞き、今後の納付計画を立てる。
- ⑤ 今後の連絡方法を確認する。
- ⑥ 交渉経過を必ず記録する。

#### (3) 分割納付について

原則は一括納付であるが、一括納付できない債務者に対しては、債務承認を兼ねた分納誓約書を徴した上で、分割納付を認める場合がある。ここにいう分割納付は、地方自治法施行令第171条の6(履行延期の特約等)などの法律上の根拠に基づくものではなく、任意の履行を促すことを目的とした事実上の猶予にすぎない。

債務承認を兼ねることで、消滅時効の中断事由である民法第147条の承認となり、消滅時効の中断を図る効果もある。

#### (4) 財産調査・調査同意書について

督促状の送付及び催告を行っても支払いがなく、かつ、努力を講じても債務者の財産状況が不明である場合は、債務者の支払能力の判定や強制執行の対象財産把握のため、債務者の財産の有無及び財産の換価価値等について調査を行うこととなる。

私債権及び民事徴収公債権(非強制徴収公債権)に関する財産調査は、地方税等の強制徴収債権(質問検査権については地方税法第331条第6項、国税徴収法第141条など)と異なり、あくまで任意の調査であって、強制力を伴う法律上の調査ではない。そのため、調査先、照会先の協力や回答を得るためには、あらかじめ債務者から調査同意書の提出を求めることが有効となる。

主な財産調査としては、

- ① 金融機関に対する取引状況の照会
- ② 法務局に対する不動産登記事項証明書の申請
- ③ 他市町村に対する住民税及び固定資産税の照会
- ④ 勤務先に対する給与等の照会などがある。

#### (5) 遅延損害金·延滞金

#### ア 遅延損害金の徴収

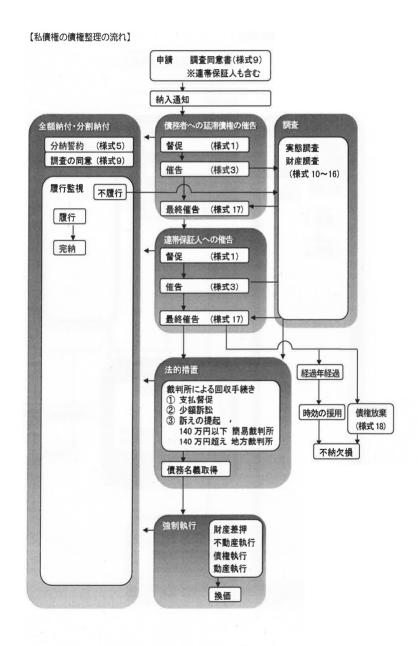
私債権については、当初の納期限までに納付されない場合には、当初の納期限 から納付の日までの期間の日数に応じ、滞納金額に一定の割合を乗じて算定した 遅延損害金を加算して徴収することとなる。

遅延損害金を算定するための割合は、契約書や合意によって定められているときはその割合によるが、そのような定めがない場合には民法第404条及び第419条第1項による年5パーセントの割合あるいは商法第514条による年6パーセントの割合によって算定することとなる。

#### イ 延滞金の徴収

市税以外の強制徴収公債権及び民事徴収公債権 (非強制徴収公債権) は、督促をした場合に、当初の納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、滞納金額(1,000 円未満の端数があるとき、又は2,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。) に年 14.6 パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。(宮崎市分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例第4条、地方自治法第 231 条の3第2項)。ただし、個別に法律又は条例に、延滞金についての規定がある揚合は、その規定による。

なお、当分の間、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下、「特例基準割合適用年」という。以下同じ。)中における延滞金年14.6パーセントの割合は、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合、延滞金年7.3パーセントの割合は当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。(宮崎市分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例付則第4項)。



# 【民事徴収公債権の債権整理の流れ】 申請 調査同意書(様式9) 納入通知 全額納付·分割納付 債務者への延滞債権の催告 分納誓約 (様式5) 督促 (様式2) 実態調査 調査の同意 (様式9) 財産調査 催告 (様式3) (様式 10~16) 履行監視 不履行 最終催告 (様式 17) 履行 完納 法的措置 裁判所による回収手続き 数十月 (この) (1) 支払督促 ② 少額訴訟 ③ 訴えの提起 140万円以下 簡易裁判所 140万円超え 地方裁判所 消滅時効 債権放棄 (様式 18) 不納欠損 債務名義取得 強制執行 財産差押 不動産執行 債権執行 動産執行

換価

## 【改正民法のポイント】(法定利率)

現行民法では法定利率は年5パーセントで固定されていたが、改正民法では第1段階として法定利率を年3パーセントに引き下げられた上で、その後3年を1つの「期」として、過去5年間の短期貸付(新規)の平均利率等の経済事情を勘案して当該「期」の法定利率を定めるという変動制が採用されることとなった(改正民法第404条)。また、これに伴い、金銭の給付を目的とする債務の不履行について、その損害賠償の額は、債務者が「遅滞の責任を負った最初の時点」の法定利率によって定めることとされた(同法第419条)。

実務的には、改正民法施行日以降に発生する私債権については、対象となる債権の遅延損害金の算定において採用される法定利率が異なることに留意しなければならないとともに、法定利率に関する管理を容易化するために、あらかじめ遅延損害金の割合を契約で明確に定めておくなどの対応が求められるところである。

#### 第4 宮崎市収納対策本部について

#### 1 概 要

宮崎市では、宮崎市収納対策本部設置要綱に基づき【巻末資料5】、同設置要綱第2 条に定義する市税等の滞納整理を行い、財源確保を図るという目的を達成するため、 次に掲げる事務を所掌する宮崎市収納対策本部が設置されている。

- (1) 市税等滞納整理の基本方針の策定に関すること。
- (2) 市税等滞納整理の目標収納率の設定に関すること。
- (3) 市税等滞納整理の実施計画の策定に関すること。
- (4) 市税等滞納整理の実施及び進行管理に関すること。
- (5) その他必要事項の策定に関すること。

宮崎市収納対策本部は、税務部長を本部長、下表の職にある者を本部員として組織され、原則として本部長が会議を招集し、議長となる。

本部長	税務部長
	納税管理課長・国保収納課長・廃棄物対策課長・福祉総務課長・
★☆7号	長寿支援課長・介護保険課長・社会福祉第一課長・
本部員	保育幼稚園課長・子育て支援課長・用地管理課長・建築住宅課長・
	区画整理課長・学校教育課長・生涯学習課長・料金課長

# 2 平成29年度宮崎市収納対策本部会議の開催状況

平成 29 年度においては、平成 29 年 5 月 18 日、同年 7 月 28 日及び平成 30 年 3 月 19 日と 3 回の宮崎市収納対策本部会議が開催されており、第 1 回宮崎市収納対策本部会議で確認された平成 29 年度収納対策基本方針は【巻末資料 6 】のとおりである。

なお、平成 29 年度第1回宮崎市収納対策本部会議で報告された平成 29 年 3 月末日 現在の収納状況及び平成 30 年 5 月 16 日開催の平成 30 年度第1回宮崎市収納対策本部 会議で報告された平成 30 年 3 月末日現在の収納状況は、それぞれ【巻末資料 7】及び 【巻末資料 8】のとおりである。

#### 第4章 市税(国民健康保険税を除く)

# 第1 市税の概要

# 1 市税の種類

宮崎市が取扱う市税としては、使いみちが特定されない普通税である市民税(個人市民税・法人市民税)、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、鉱産税、特別土地保有税、法律で使いみちが特定されている目的税である入湯税、事業所税、都市計画税、国民健康保険税がある。このうち国民健康保険税を除く市税について、各担当課を訪問し債権の発生・管理方法等をヒアリングしながら監査を行った。但し、鉱産税・特別土地保有税については課税実績がないため監査対象としない。

#### 2 所管及び人員体制

## (1) 所管課

税務部の市民税課・資産税課・納税管理課

(2) 人員体制(平成30年7月1日現在)

# 【市民税課】

課長1名を含む 37 名の職員で、市民税、軽自動車税、市たばこ税、入湯税、事業所税について、賦課・調査・減免・調定などを担当している。

 諸税係
 7名

 市民税第一係
 7名

 市民税第二係
 7名

 市民税第三係
 7名

 市民税第四係
 8名

## 【資産税課】

課長1名を含む 50 名の職員で、土地・家屋・償却資産の評価及び価格の 決定に関すること、固定資産税・都市計画税・償却資産税の賦課・調定・減 免などを担当している。

管理係
 生地係
 家屋第一係
 家屋第二係
 家屋第三係
 家屋第三係
 有名
 債却資産係

#### 【納税管理課】

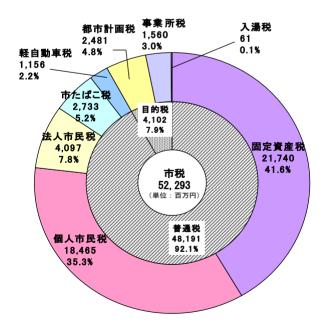
課長1名を含む 43 名の職員で、市税(国民健康保険税を除く)の収入整理、過誤納還付金、窓口収納、口座振替、市税の徴収、滞納処分、滞納処分の執行停止に関すること等を業務としている。同課の特別滞納整理係は、税務行政の総合企画及び調整、高額滞納者に係る滞納整理、他課から引き継いだ徴収金の滞納整理、市税の不納欠損処理に関すること、納税の奨励及び広報に関することなどを担当している。

管理係	8名
税制係	4名
納税第一係	8名
納税第二係	7名
納税第三係	8名
特別滯納整理係	6名

#### 3 宮崎市における市税収入の内訳

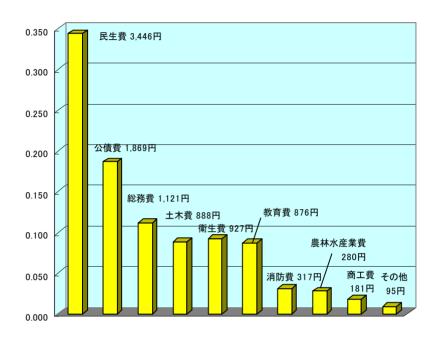
宮崎市における平成 30 年度当初予算において、市税収入は 522 億 9,300 万円であるが、そのうち固定資産税が約 217 億 4,000 万円、個人市民税と法人市民税をあわせた市民税が約 225 億 6,200 万円となっている。この 2 税を合計すると市税全体の約 85%にのぼり、市税収入の中心となっている。

# 【平成 30 年度予算 市税収入総額 522 億 9,300 万円】



# 【市税 10,000 円のゆくえ】

市税を10,000円に換算して表すと、その使いみちは次のようになる。



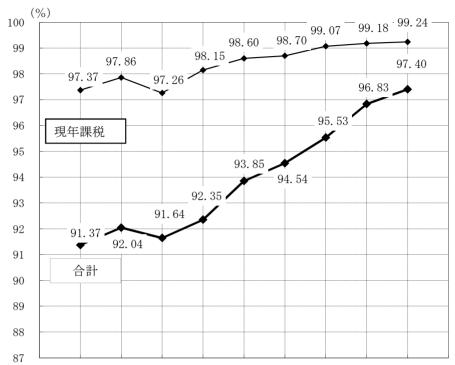
民生費	高齢者、障がい者、児童の福祉事業等
公債費	市債の償還、利払等
総務費	市役所の管理運営等
土木費	道路の建設、公園の管理、区画整理事業等
衛生費	ごみ、し尿処理、公害対策等
教育費	学校の運営、教育・文化施設の充実等
消防費	消防・防災・救急活動等
農林水産業費	農林水産業の振興
商工費	観光・商工業の振興等

# 4 宮崎市における市税の収納率

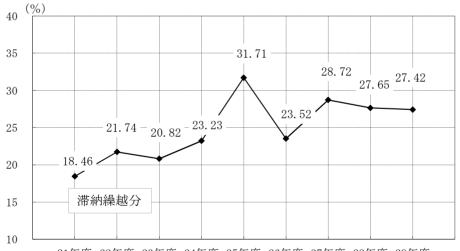
平成21年度ないし平成29年度における収納率は次の表のとおりである。

(単位:%)

税	年度	2 1	2 2	2 3	2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	2 9
市	民 税	91. 95	92.49	92.78	93. 27	93. 94	94.78	95. 76	96. 44	96. 96
	個 人	90. 92	91. 17	91.42	92. 12	92.89	93.74	94. 98	95. 91	96. 57
	現年課税分	96. 98	97. 61	97.77	97. 69	98. 24	98. 45	98. 96	99. 04	99. 03
	滞納繰越分	19. 15	22. 22	22. 83	22.94	24. 21	24. 28	28. 17	24. 91	27. 16
	法 人	97. 42	98. 21	98. 44	98. 45	98. 59	98. 93	98. 92	98. 78	98. 69
	現年課税分	99. 31	99. 59	99. 63	99. 60	99. 51	99. 69	99. 72	99. 43	99. 44
	滞納繰越分	19.74	26. 27	18. 93	21. 36	24. 59	31.94	21. 53	24. 44	26. 72
固	定資産税	89. 98	90.84	89.64	90. 51	92. 93	93.65	94. 73	96. 81	97. 54
	純固定資産税	89. 82	90.70	89. 48	90.37	92.83	93. 56	94.65	96. 76	97. 51
	現年課税分	97.04	97.47	96.04	97. 95	98. 47	98. 54	98. 92	99. 17	99. 30
	滞納繰越分	17.90	21. 25	19. 57	23. 53	36. 71	22. 82	28. 95	30. 40	27. 66
	交 付 金	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
軽	自 動 車 税	87. 35	89. 41	91.04	92.09	92. 82	93. 03	93. 56	94. 32	94. 58
	現年課税分	95. 57	96.64	97. 25	97. 30	97. 68	97.71	97. 73	97.60	97.74
	滞納繰越分	21.36	26.44	24. 95	22. 99	24.75	21.85	25. 23	27. 20	31. 32
市	たばこ税	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
	現年課税分	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
	滞納繰越分	-	-	-	-	-	-	_	-	-
鉱	産 税	-	_	_	_	_	_	_	-	-
	現年課税分	-	-	-	-	-	-	_	-	-
	滞納繰越分	-	-	-	-	-	-	_	-	-
特別	1 土 地 保 有 税	0.00	0.00	0.00	0.00	49. 13	0.00	0.00	_	-
	現年課税分	-	-	-	-	100.00	-	-	-	-
	滞納繰越分	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	-	-
入	湯 税	100.00	100.00	96. 25	98. 59	100.00	98.04	95. 21	93. 81	94.70
	現年課税分	100.00	100.00	96. 25	98. 54	100.00	98.04	97. 02	98. 64	99. 79
	滞納繰越分	-	-	-	100.00	100.00	-	0.00	0.00	0.00
事	業 所 税	97. 57	97. 17	96.64	96. 90	97. 02	96. 96	98. 63	99. 24	99. 43
Ш	現年課税分	99. 09	99. 15	98.85	99. 17	99. 38	99.00	99.80	99. 61	99. 96
	滞納繰越分	27. 48	16. 57	14. 09	20. 03	21. 49	27. 58	56. 72	31. 39	20. 19
都	市計画税	89. 79	90.63	89. 50	90. 39	92. 82	93. 56	94. 64	96. 73	97. 50
Ш	現年課税分	97. 09	97. 47	96.04	97. 95	98. 47	98. 54	98. 92	99. 17	99. 30
	滞納繰越分	17. 53	21. 14	19. 46	23. 45	36. 69	22. 76	28. 92	30. 34	27. 59
市	合 計	91. 37	92.04	91.64	92. 35	93. 85	94. 54	95. 53	96. 83	97. 40
e).	現年課税分	97. 37	97. 86	97. 26	98. 15	98. 60	98.70	99. 07	99. 18	99. 24
税	滞納繰越分	18.46	21.74	20.82	23. 23	31.71	23. 52	28.72	27.65	27. 42



21年度 22年度 23年度 24年度 25年度 26年度 27年度 28年度 29年度



21年度 22年度 23年度 24年度 25年度 26年度 27年度 28年度 29年度

# 第2 個人市民税

### 1 個人市民税の概要

(1)個人市民税は、税金を負担する能力のある人すべてが均等の税額を納める「均等割」と、その人の所得に応じて納める「所得割」から成り立っている。個人県民税は、納税義務者や課税所得金額などが個人の市民税と同じであるため、宮崎市が個人の市民税と併せて課税及び徴収を行い、宮崎県へ納めている。

#### (2)納税義務者

個人市民税は、市内に住所があり前年に所得があった人に課税される。その税額は、前年1年間(1月~12月)の所得金額に応じて課税される所得割と、所得金額の多少にかかわらず一定の税額が課税される均等割によって構成される。市内に住所があるかどうかは、その年の1月1日(賦課期日)現在の状況で判断する。

(3) 市・県民税が課税されない人(非課税制度)

地方税法に定められた非課税の要件は次のとおりとなっている。この他、前年 の総所得金額等の合計額が所得控除の合計額以下である者は、所得割が課税され ない。

# ア 均等割も所得割も課税されない人

- ① 1月1日現在生活保護法による生活扶助を受けている人
- ② 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫で、前年の合計所得金額が125万円以下の人(給与所得者の場合、年収2,043,999円以下・公的年金収入の場合は、65歳未満2,166,667円以下、65歳以上2,450,000円以下)

## イ 均等割が課税されない人

前年中の合計所得金額が、次の算式で求めた金額以下の人

- ① 控除対象配偶者又は扶養親族がいる場合 31万5千円×(本人+控除対象配偶者+扶養親族数)+18万9千円
- ② 本人だけの場合は31万5千円

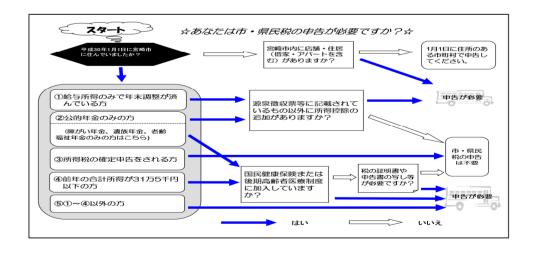
#### ウ 所得割が課税されない人

前年中の総所得金額等が次の算式で求めた金額以下の人

35 万円×(本人+控除対象配偶者+扶養親族の数)+32 万円 本人だけの場合は35 万円

# (4) 申告義務

- ア 賦課期日現在、宮崎市に住所があり、前年中に所得があった人で次のいずれか に該当する人は、市税の申告が必要となる(ただし、所得税の確定申告をしてい る人は、申告不要)
  - 事業所得、不動産所得、利子所得、配当所得、雑所得、一時所得、譲渡所得、 山林所得のあった人
  - ② 給与所得のうち以下の対象者
    - a 給与以外の所得があった人
    - b 退職者等で、勤務先から給与支払報告書が提出されなかった人
    - c 医療費控除、社会保険料控除、扶養控除等を受けようとする人
  - ③ 公的年金を受給している人で、医療費控除、社会保険料控除、扶養控除等を 受けようとする人
- イ 宮崎市に居住していない人で、賦課期日現在、宮崎市内に事務所・事業所又は 家屋敷のある人(家屋敷課税)



## (5) 税額の計算と税率等

市民税・県民税の税額は、均等割額と所得割額の合計額

# ア 均等割額

課税総所得の10%(市民税6%・県民税4%)が所得割であり、均等割の税額は、市民税3,500円、県民税2,000円(森林税500円含む)となっている。

# イ 所得割額

#### (計算式)

所得割額= (前年中の総所得金額-所得控除額) ×所得割の税率-調整控除額-税額控除等

- ※ 所得割額の計算の基礎となるのは所得金額とは、収入から必要経費を引いた 金額をいい、利子所得・配当所得・不動産所得・事業所得・給与所得・退職所 得・山林所得・譲渡所得・一時所得・雑所得の合計額
- ※ 所得控除は、その納税義務者の実情に応じた税負担を求めるために、配偶者 や扶養親族の有無、また、病気や災害に伴う出費があるかどうかなどを考慮し て、所得金額から控除する。雑損控除・医療費控除・社会保険料控除・小規模 企業共済等掛金控除・生命保険料控除・地震保険料控除・配偶者控除(配偶者 特別控除)・扶養控除・障がい者控除・寡婦控除・寡夫控除・勤労学生控除・ 基礎控除
- ※ 調整控除は、税制改正による税源移譲の実施に伴い、市・県民税と所得税の 間の人的控除の差額に起因個人の税負担を調整するため、一定の額を所得割額 から控除する。
- ※ 税額控除は、外国税額控除・配当控除・住宅借入金等特別控除・寄付金控除

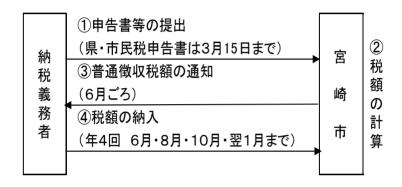
#### (6) 納税方法(徵収方法)

個人市民税の納税方法には、普通徴収と特別徴収がある。

#### ア 普通徴収

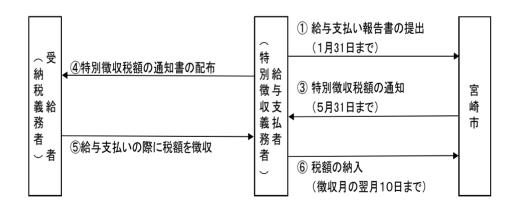
普通徴収とは、納税者が自ら宮崎市に住民税を納める方法で、宮崎市役所から送られてくる納税通知書や口座振り込み通知書により、年4回(6月、8月、10月、翌年1月)に分けて納付する制度。

# 普诵徴収

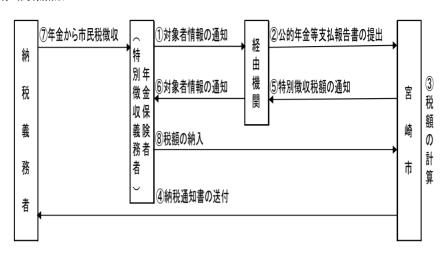


# イ 特別徴収

給与支払者が、市役所からの通知書に基づいて、毎月の給与から住民税を差引いて給与支払者がとりまとめて納付する制度。また、65歳以上の公的年金受給者の公的年金に係る住民税については、年金保険者が公的年金からから差し引き(4月、6月、8月、10月、12月、翌年2月)を行い納付する制度。



# 年金所得に係る特別徴収



# (7) 直近5年度分の調定額等

平成25年度ないし平成29年度の個人市民税の調定額、収入済額、収納率及び 不納欠損額は、次の表のとおりである。

# 個人市民税収納率 • 不納欠損額

(単位:円)

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	調定額	23,119,657,873	23,624,403,808	23,628,180,821	23,504,978,612	23,510,905,709
	収入済額	21,719,720,338	22,391,943,828	22,626,762,401	22,668,250,943	22,795,866,133
	収納率	93.94%	94.78%	95.76%	96.44%	96.96%
	不納欠損額	137,769,785	116,965,396	148,843,233	133,020,680	196,965,998
内	普通徴収	129,305,383	110,342,776	143,368,241	123,299,197	189,737,696
訳	特別徴収	8,464,402	6,622,620	5,474,992	9,721,483	7,228,302

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
糸	枘税義務者	176, 792	186, 298	180, 711	183, 536	185, 664
内	普通徴収	69, 113	69, 885	69, 039	69, 694	69, 304
訳	特別徴収	107, 679	116, 413	111, 672	113, 842	116, 360
	不納欠損	3, 055	3, 126	3, 576	3, 393	4, 792
内	普通徴収	2, 967	3, 046	3, 509	3, 315	4,711
訳	特別徴収	88	80	67	78	81
特別	別徴収達成率	60. 91%	62. 49%	61.80%	62.03%	62.67%
特別	別徴収義務者数	9, 887	11, 438	12, 665	12, 999	13, 517

# (8) 減免制度

宮崎市では、個々の事情を考慮し、宮崎市税条例第 52 条及び宮崎市税減免の 基準に関する規則第2条の中で、市民税の減免規定を定めている。単に前年中の 所得の程度を基準として課税するのではなく、病気による離職、業績不振、不慮 の災害等で所得が著しく減少した場合は、個々の担税力に着目して総合的に判断 し、徴収猶予によっても、納税が困難になった市民に対して市税を減免する。

市県民税に係る減免額等一覧

(単位:件,円)

減免理由及び件数・税額		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
宮崎市税条例 第52条第1項1号	件数	14	57	37	50	45
(生活保護)	税額	639, 000	1, 862, 800	950, 500	1, 723, 200	1, 508, 800
宮崎市税条例 第52条第1項2号	件数		2	1	4	1
(生活困窮)	税額		222, 100	54, 000	160, 400	24, 000
宮崎市税条例 第52条第1項5号	件数	1			2	
第52年第1項5万 (災害)	税額	1,500			182, 500	
合計	件数	15	59	38	56	46
	税額	640, 500	2, 084, 900	1, 004, 500	2, 066, 100	1, 532, 800

#### 2 監査の視点及び手法

#### (1) 監査の視点

個人市民税は、市税の 35.3%を占め固定資産税に次ぐ市の財源となっている。個人市民税は、賦課課税方式で課税が行われる。所得割については、給与支払者の申告金額を基礎として、賦課決定している。年金所得者については、年金を支給する日本年金機構等が公的年金等支払報告書を宮崎市に提出している。その他の所得者については、別途申告する必要があり、確定申告書等により賦課決定を行う。これを踏まえて、課税資料の収集、取り扱い、調査方法が、法令に基づいて行われているか、また、財産調査及び滞納処分について適正に行われているかを中心に監査を行った。

#### (2) 監査の手法

公表されている統計データの収集・分析、市民税課及び納税管理課に対する文書による照会、関係資料の徴求・閲覧、担当者からのヒアリングを実施して監査した。

### 3 監査事項及び監査結果

# (1) 家屋敷課税

# ア概要

宮崎市に居住していない事務所・事業所又は家屋敷を有する個人についても居住者同様に有形・無形の行政サービスの恩恵を受けており、地方税法 294 条第1項第2号では、宮崎市内に事務所、事業所または、家屋敷を有する個人で、宮崎市内に住所を有しない方に、住民税の均等割が課すると規定されている。

## イ 監査結果

宮崎市では、家屋敷課税については、事業所等を除くと自己申告が1件のみで、 課税要否の判定(貸付目的の資産に該当するか等)は調査の手間・労力を考え調 査等は行っていない。

# ※ 家屋敷の定義

「家屋敷」とは、自己又は家族の居住の用に供する目的で住所地以外の場所に設けられた独立性のある住宅をいう。家屋敷は、常に居住し得る状態にある

ものであれば足り、現実に居住していることを要しない。したがって、別荘、 別邸等のようなものも含まれる。これに反し、他人に賃貸する目的で設けられ ているもの又は現に他人が居住しているものは該当しない。また、自己の所有 に属するものであるか否かを問わないものであるとともに、家屋敷であるため には独立した家屋であることが必要であり、間借りのような場合は含まれない。 ((一財)地方税務協会「住民税逐条解説」より)

### (2) 徵収方法

#### ア概要

地方税法第321条の4及び宮崎市の条例の規定により、給与を支払う事業主は、 特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収することを規定している。

#### イ 監査結果

宮崎市では、特別徴収の推進に取り組んでおり、法令に基づくものとして全事業所の個人住民税の特別徴収の実施に取り組んでいる。平成29年度の納税義務者185,664人の納税義務者のうち69,304人が普通徴収、116,360人が特別徴収であり、不納欠損になったものは、普通徴収で4,711人、特別徴収では81人となっており、特別徴収の方が圧倒的に不納欠損になる率が低い。しかしながら、特別徴収であるにもかかわらず不納欠損となるケースも少ないが発生している。

# 4 指摘・意見

# (1)指摘

## 【指摘1】

1件当たりの課税額が、市民税3,500円、県民税2,000円と大きくはないが、地方税法第294条第1項第2号で、家屋敷課税制度について定めており、宮崎市のホームページ等でも課税の必要性を記載しているのであるから、自己申告に頼るのみではなく、資産税課との連携や税務申告書類等の活用、あるいは不審な点がある場合にはお尋ね文書を送付するなど、課税漏れを減らす積極的な調査方法を検討すべきである。

# (2)意見

# 【意見1】

特別徴収された個人市民税等は特別徴収義務者が従業員より預かった税金であり、滞納を許すべきではない。財産調査や差し押さえ等に多くの時間と労力を要することとは考えられるが、時間が経てばさらに回収が困難になる可能性が高く、地方税法第331条第1項で定めているように督促状を発した日から起算して10日を経過した日以降の滞納処分に備え、速やかに預金口座や不動産等の財産調査を実施することが望ましい。

#### 【意見2】

宮崎市の特別徴収達成率は平成27年度が61.8%、平成28年度が62.03%、平成29年度が62.67%となっている。総務省の地方税に関する統計等によると、全国平均の特別徴収達成率は平成27年度が75.22%・平成28年度が78.52%・平成29年度が80.3%となっている。前述のデータから特別徴収が滞納の未然防止につながるため、宮崎市においてもさらに特別徴収の推進に取り組むことが望ましい。

# 第3 法人市民税

#### 1 法人市民税の概要

(1) 法人市民税は、地方公共団体の行う行政に必要な経費について、地域社会の構成員である法人にも個人と同様広く負担を求めるために課される税金で、市内に事務所・事業所がある法人等に、資本金等に応じて課税される「均等割」と法人の所得に応じて課税される「法人税割」がある。

#### (2)納税義務者

均等割と法人税割の納税義務者は次のとおりである

区分	課される市民税		
<i>⊵</i> //	均等割	法人税割	
宮崎市内に事務所・事業所を有する法人	0	0	
宮崎市内に事務所・事業所を有していないが、寮や保養所などを有する法人	0		
宮崎市内に事務所・事業所を有する収益事業を行う人格のない社団等	0	0	
法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課税される個人で宮崎市内		0	
に事務所事業所を有するもの		O	

# (3) 申告納税

法人市民税は、事業年度が終了した日の翌日から原則として2か月以内に、その納付すべき税額を算出して申告し、その申告した税金を納める申告納税制度が 採用されている。

# ア 均等割 (年額)

均等割の税率は、資本金等の額や従業者数などの区分に応じて、次のとおりである。

資本金等の額(保険業法に規定する相互会社にあっては、	宮崎市の従業者数		
政令に基づいて算定した純資産額)	50人を超えるもの	50人以下のもの	
①資本金等の額が50億円を超える法人	3,000,000円	410,000円	
②資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人	1,750,000円	410,000円	
③資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人	400,000円	160,000円	
④資本金等の額が1千万円を超え1億円以下の法人	150,000円	130,000円	
⑤資本金等の額が1千万円以下の法人	120,000円	50,000円	
⑥上記以外の法人	50,00	00円	

# イ 法人税割

課税標準となる法人税額×12.1%

# (4) 直近5年度分の調定額等

平成25年度ないし平成29年度の法人市民税の調定額、収入額、収納率及び不納欠損額は、次の表のとおりである。

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
調定額	4,283,570,177	4,762,260,730	4,665,382,712	4,333,676,864	4,335,003,916
収入額	4,223,165,000	4,711,250,446	4,615,126,493	4,280,908,648	4,278,250,924
収納率	98.59%	98.93%	98.92%	98.78%	98.69%
不納欠損額	6,346,247	5,625,772	12,458,455	7,951,300	31,517,030

# 2 監査の視点及び手法

## (1) 監査の視点

法人市民税は、宮崎市内に事務所や事業所がある法人を納税義務者として課税 される税金で、申告納税方式で課税が行われる。納税義務者である法人が、自ら の課税標準及び税額を算出しその内容を申告する。納税義務者による申告が適正 であるか、又は法律に基づいて行われているか監査を行った。

# (2) 監査の手法

公表されている統計データの収集・分析、市民税課及び納税管理課に対する文書による照会、関係資料の徴求・閲覧、担当者からのヒアリングを実施して監査した。

# 3 監査事項及び監査結果

## (1)納税義務の把握

#### ア概要

宮崎市に事業所等を有していないが寮や保養所を有する場合、法人均等割を課税する。また、宮崎市に事務所・事業所(支店や店舗)を所有している法人は、法人税割と、均等割が課税される。

# イ 監査結果

法人市民税の課税対象である法人は、登記のみで実体がないもの、屋号やフランチャイズ形式で法人名と名称が異なっている等の理由で、店舗や支店等事業所の把握が困難である。宮崎市において、現在行われている未申告調査は、前年度

課税データに基づき、当該年度に申告がない者に照会を行っている。また、宮崎県と連携し、国税申告資料を取得して法人市民税とのデータの照合を行っている。

#### (2) 法人均等割

# ア概要

法人市民税の均等割について、50人を境にして税額が大きく変わってくる。地 方税法の施行に関する取扱いによるとアルバイトについては、人数計算の特例が あり、原則として「算定期間の末日を含む直前1月のアルバイト等の総勤務時間 数を170で割った数」で計算する。

## イ 監査結果

宮崎市においては法人市民税の均等割について、賃金台帳等の裏付け資料の確認等は行っていない。また、アルバイトについての均等割の計算方法について、市税のしおり等に計算方法の周知を行っていない。

# 4 指摘・意見

# (1)指摘

#### 【指摘2】

地方税法第298条において、市税に関する質問検査権が規定されている。従業員数が50人に近い法人については、従業員名簿や賃金台帳などの裏付け資料を一定の基準を設けて調査・確認することを検討すべきである。均等割の人数計算について、アルバイト等の取り扱いは誤りが発生しやすいため適正な申告を徹底させるために計算方法の周知を図るべきである。

## (2)意見

#### 【意見3】

宮崎市に支店や店舗を有している法人は、宮崎市の公共サービスを享受しており、宮崎市で課税が行われるべきである。宮崎税務署や宮崎県と情報を共有化するだけでなく、宮崎市独自で調査を行うことを検討すべきである。固定資産税・償却資産税の賦課情報の確認や法人の決算書等の確認を行い、地代家賃が支払われているものについて、事務所・事業所・支店等の機能を有するものはないか確認すべきである。その他の把握手段としては、ショッピングモール

やテナントビルの入居状況の確認や保健所等への飲食店の営業許可情報、建築許可情報等を活用することも検討することが望ましい。

#### 第4 固定資産税

#### 1 固定資産税の概要

(1) 固定資産税は毎年1月1日(賦課期日)現在で、土地、家屋、償却資産(以下、これらを総称して「固定資産」という)を所有している者が、その固定資産の価格を基に算定される税額をその固定資産の所在する市町村に納める税金である。固定資産税は、固定資産の保有と市町村の行政サービスとの間に一般的な受益関係が存在するという応益的な考え方に基づいて課税される。

#### (2)納税義務者

固定資産税は、固定資産を毎年1月1日(賦課期日)に所有している人で、登記簿又は土地補充課税台帳・家屋補充課税台帳・償却資産課税台帳に、所有者としてそれぞれ登記又は登録される人が納税義務者となる。ただし、所有者として登記又は登録されている個人が賦課期日前に死亡している場合は、その土地や家屋を実際に所有している者が納税義務者とされる。

## (3) 申告義務

土地、家屋については賦課課税であるが、償却資産については法人や個人で事業を行っている者で、工場や商店、事務所アパートなどを経営している者が、その事業のために所有している機械や工具、備品などの償却資産を所有している場合は、その資産の所在地の市町村長に毎年1月1日現在のその内容を1月31日までに申告する必要がある。

#### 【誤計上や申告漏れが多い事例】

- (ア) 自己所有の家屋の内装、造作、附属設備は償却資産対象外であるが、賃借 人が施工した内装、造作、附属設備については、償却資産の課税対象となる。
- (イ) 太陽光発電設備については、事業者についてはすべて償却資産の課税対象となるが、個人用住宅では発電出力が10KW以上のときに償却資産の課税対象となる。
- (ウ)トラクタ、コンバイン、田植機などの乗用の農耕作業者で、最高速度が35km/h未満のもの。フォークリフトやショベルローダーなどの特殊作業者

で、長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.8m以下、最高時速 $15\,k$  m/h以下の条件を満たすものは軽自動車税の対象となるため、償却資産税の申告は不要となる。

#### (4) 課税標準額

土地・家屋の評価は、固定資産評価基準に従って3年ごとに評価替えを行い、 地目の変更、家屋の改築があった場合を除き、その価格を3年据え置く。原則と してこの価格が課税標準額となる。

償却資産については、事業を行っている者がその事業の用に供している事業用の資産が対象で、毎年個々の事業者から申告された資産の取得価額を基礎とし、取得後の経過年数に応ずる価値の減少を考慮して毎年評価額を決定し、原則としてこの評価額が課税標準額となる。

## (5)税率

固定資産税の課税標準額×1.4/100

#### (6) 免税基準

課税の効率化を図るため課税標準額が、土地にあっては 30 万円、家屋にあっては 20 万円、償却資産にあっては 150 万円未満の場合は、固定資産税は課税されない。

#### (7) 非課税

固定資産税における非課税制度には所有者の性格による非課税(人的非課税) と固定資産の性格又は用途による非課税(用途非課税)がある。

## ア 所有者の性格による非課税(人的非課税)

国、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特別区が所有している資産に対して、その公的な性格に鑑み、かつ、相互非課税の観点から、固定資産税は非課税とされている(地方税法第348条第1項)。

# イ 固定資産の性格又は用途による非課税(用途非課税)

地方税法では人的非課税のほか、固定資産の性格又は固定資産の用途の特質に 鑑み、以下のような固定資産に係る固定資産税は非課税とされている。

- ① 国並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合及び財産区が公用又は公共の用に供する固定資産
- ② 公共の用に供する道路、運河用地及び水道用地
- ③ 学校法人又は私学学校法第64条第4項の法人(以下、「学校法人等」という) が設置する学校において直接保育又は教育の用に供する固定資産等

# (8)減免

地方税法第367条では「市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において固定資産税の減免を必要とすると認める者、貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、固定資産税を減免することができる」旨が規定されている。

宮崎市における平成25年度ないし平成29年度の固定資産税の減免理由、減免件数、減免金額内容は、次の表のとおりである。

<b>过</b> 各现由		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
減免理由		固定資産税	固定資産税	固定資産税	固定資産税	固定資産税
公民館	件数(件)	504	499	503	506	502
	税額(円)	40,493,284	41,105,455	40,825,092	41,802,710	41,914,539
<b>生</b> 沽保護	件数(件)	259	292	330	340	368
	税額(円)	5,179,553	6,137,339	5,894,925	5,802,023	6,490,428
老人クラブ等スポーツ 敷地	件数(件)	38	38	40	40	39
	税額(円)	6,287,891	6,095,247	5,941,165	5,621,716	5,481,218
ちびっこ広場	件数(件)	27	25	25	25	26
	税額(円)	7,396,745	7,164,736	6,202,156	6,227,098	6,417,379
火災・災害等	件数(件)	8	4	9	55	43
	税額(円)	163,519	53,709	212,949	293,019	438,698
開放型振院	件数(件)	2	2	2	2	2
	税額(円)	18,536,854	18,536,854	18,057,131	18,358,191	18,358,191
公益のため	件数(件)	25	16	17	18	87
	税額(円)	7,588,838	6,796,324	5,361,282	5,899,440	6,875,872
特別な事情	件数(件)	8	5	7	12	13
	税額(円)	2,337,208	1,958,649	1,585,719	2,807,913	8,038,116
公衆浴場	件数(件)	1	1			
	税額(円)	305,508	305,508			
計	件数(件)	872	882	933	998	1,080
	税額(円)	88,289,400	88,153,821	84,080,419	86,812,110	94,014,441

# (9) 直近5年度分の調定額等

平成 25 年度ないし平成 29 年度の固定資産税の調定額、収入額、収納率及び不納欠損額は、次の表のとおりである。

# 固定資産税 調定額・収納率・不納欠損額

(単位:円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
調定額	23,321,483,118	23,235,266,500	22,829,168,514	22,689,983,320	22,645,485,843
収入額	21,672,417,972	21,760,565,633	21,625,278,877	21,965,436,590	22,089,417,210
収納率	92.93%	93.65%	94.73%	96.81%	97.54%
不納欠損額	133,083,306	97,709,801	413,925,031	166,725,079	104,687,046

# 2 監査の視点及び手法

#### (1) 監査の視点

宮崎市においては、固定資産税は、平成30年予算では217億4千万円で市税収入のおよそ41.6%を占めている。土地・家屋については賦課課税方式で課税される。償却資産については納税義務者からの申告に基づいて賦課が行われているが、償却資産は制度が複雑であり、償却資産の誤計上や申告漏れが多く発生していると考えられる。これを踏まえて固定資産税について課税の公平性・網羅性・申告の正確性の観点から監査を行った。

#### (2) 監査の手法

公表されている統計データの収集・分析、資産税課に対する文書による照会、 関係資料の徴求・閲覧、担当者からのヒアリングを実施して監査した。

# 3 監査事項及び監査結果

# (1) 家屋の課税

# ア概要

固定資産税が課税される家屋は、不動産登記規則第111条に定められた要件(外気分断性・土地への定着性・用途性)を満たす建物である。課税の公平性の観点からも家屋の所有者には等しく固定資産税が課税されるべきである。

#### イ 監査結果

宮崎市における課税資産の把握方法は、建築確認申請書、登記済み通知書、航空写真によって把握しているが、実地調査等は行っていない。

#### (2) 償却資産の申告

#### ア概要

- (ア) 地方税法第383条に基づき、償却資産の所有者は、総務省令の定めるところによって、毎年1月1日現在における償却資産について、その所在、種類、数量、取得時期、取得価額、耐用年数、見積価額その他償却資産課税台帳の登録及びその償却資産の価格の決定に必要な事項を毎年1月31日までにその償却資産所在地の市町村長に申告しなければならない。
- (イ) 償却資産は、土地や家屋と違って登記制度がないことに加え、資産そのものが屋内に存在し、実地調査においても外観調査のみではすべての財産を把握することは困難である。償却資産は納税義務者の申告書が課税事務において基礎的な資料となることから、申告が漏れなく確実に行われること、申告内容が正確であることが実現されて、公平、公正な課税が行われる。正当な理由なく申告されない場合、地方税法第386条の規定により、10万円以下の過料を課せられることのほか、同法第368条の規定により、延滞金が徴収される。

# イ 監査結果

宮崎市では、公平、公正な課税を期するため、地方税法第354条の2の規定による国税書類の閲覧を行っているが、地方税法第386条の規定、同法第368条の罰則の適用された事例はない。推計課税については平成30年度から実施しておりますが、地方税法上に規定されている延滞金の徴収は行ってない。平成30年度の推計課税の実施状況は次のとおりである。

課税年	件数	税額 (千円)		
平成 27 年度分	6 6	4, 717		
平成 28 年度分	1 1 2	6, 585		
平成 29 年度分	1 3 0	9, 356		
平成 30 年度分	1 2 6	8, 837		

宮崎市では、太陽光発電システムについて、経済産業省・資源エネルギー庁IPで公表されている太陽光発電設備認定情報リストに基づいて、平成29年度より、未申告者への申告書の発送を行っている。平成29年度には137件の申告書の送付を行い、未回答者には電話等での確認及び実地調査(平成29年度2件)を行っている。このうち131件の回答があり、5件の推計課税を行っている。

#### (3) 所有者不明土地

# ア概要

土地・家屋などの固定資産の名義人が死亡した場合でも、不動産登記の変更が行われない場合、相続人の把握ができず納税義務者を特定できないケースがある。

#### イ 監査結果

宮崎市では、相続が発生した場合は死亡者の戸籍等を取得し、相続人が判明した場合相続人代表指定届を送付している。また、地方税法第343条第2項で所有者が賦課期日現在死亡している場合には、当該土地又は家屋を現に所有している者が納税義務者となると規定されているため、現に所有している者がいれば納税義務者となる。しかし、戸籍等だけでは、相続人の確定が困難な場合があり、納税義務者が特定できないケースが発生しており、この場合滞納処分等ができないため地方税法第15条の7第5項の規定により、滞納処分の執行停止が行われている。

# 4 指摘・意見

# (1)指摘

# 【指摘3】

虚偽の申告を行うものや申告を拒否する事業者については、課税の公正性を 維持するため、事業者に対して地方税法第353条に基づく現地立ち入り調査を実 施し、地方税法第298条に基づく質問検査権を積極的に行使すべきである。

また、正当な理由がなく申告がないものについては地方税第386条 (10万円以下過料) の規定及び同法第368条の罰則 (不足額延滞金の徴収) の適用を検討すべきである。

# 【指摘4】

相続が発生し、登記が行われず現に所有している者も存在しないような物件で、納税義務者の特定が難しい案件については、相続人不明で滞納処分の執行停止が行われている。詳細な相続人調査は費用と時間を要するものであるが、ある一定の基準を設けてそれ以上の税収が見込める案件については相続人等の調査を行い相続人の指定を行うべきである。「所有者不明土地」の増加は、地方を中心に全国的に問題となっているが、その対策として平成30年11月15日、法務省及び国土交通省が所管する「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」の一部が施行され、法務省関連の制度が施行された。同特別措置法では、法務省関連の制度として登記官が、所有権の登記名義人の死亡後長期間にわたり相続登記がされていない土地について、亡くなった方の法定相続人等を探索した上で、職権で、長期間相続登記未了である旨等を登記に付記し、法定相続人等に登記手続を直接促すなどの不動産登記法の特例が設けられている。また、地方公共団体の長等に財産管理人の選任申立権を付与する民法の特例も設けられたため、今後は、法務局とも連携し、相続発生による所有者不明土地の解消に努めるべきである。

#### (2)意見

# 【意見4】

建築確認申請書の提出を必要としない新増築家屋や簡易な建物であって基礎工事がされているような家屋・ガラス張りのサンルーム等については、固定資産税の課税対象となるが、実地調査しなければ判断の困難な場合もある。また、簡易な建物等について建築等法令違反であるが建築確認申請せずに建築された家屋については把握が難しい。実務上、課税漏れ等が発生していることが判明するケースとしては、相続や家屋の売買の際に実地調査を行い、固定資産税が課されていない家屋が発見されるケースがある。多大な時間と労力が発生することになるが、課税の公平性の観点から、家屋について課税漏れをなくすためさらなる実地調査の充実を図ることが望ましい。

# 第5 都市計画税

#### 1 都市計画税の概要

(1) 都市計画税は、快適なまちづくりのため都市計画事業(公園・道路・下水道などの整備)や土地区画整理事業に要する費用に充てるために設けられた目的税で、 市街化区域内の土地・家屋に対して課税される。

# (2)納税義務者

毎年1月1日(賦課期日)現在で、市街化区域内に所在する土地・家屋を所有 している人

# (3)税率

固定資産税の課税標準額×0.2%

# (4) 免税基準

課税の効率化を図るため課税標準額が、土地にあっては 30 万円、家屋にあっては 20 万円未満の場合は、都市計画税は課税されない。

# (5) 直近5年度分の調定額等

平成25年度ないし平成29年度の都市計画税の調定額、収入額、収納率及び不納欠損額は、次の表のとおりである。

# 都市計画税 調定額・収納率・不納欠損額

(単位:円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
調定額	2,651,086,583	2,637,725,828	2,589,716,758	2,559,309,212	2,567,439,229
収入額	2,460,668,182	2,467,738,586	2,450,927,609	2,475,739,919	2,503,334,692
収納率	92.82%	93.56%	94.64%	96.73%	97.50%
不納欠損額	15,378,413	11,172,943	47,650,123	19,336,871	12,052,716

#### 2 監査の視点及び手法

# (1) 監査の視点

宮崎市においては、都市計画税は、平成30年予算では248億1,000万円で市税収入のおよそ4.8%を占めている。都市計画税について課税の公平性・網羅性・申告の正確性の観点から監査を行った。

# (2) 監査の手法

公表されている統計データの収集・分析、資産税課に対する文書による照会、 関係資料の徴求・閲覧、担当者からのヒアリングを実施して監査した。

# 3 監査事項及び監査結果

都市計画税に関する監査事項及び監査結果は固定資産税と同様である。

#### 4 指摘・意見

都市計画税に関する指摘及び意見は固定資産税と同様である。

# 第6 軽自動車税

# 1 軽自動車税の概要

(1) 軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車(以下、これら総称して「軽自動車等」という)の所有者又は使用者に対して課税される税金である。軽自動車税は、軽自動車等の所有の事実に対して課する税であり、資産税としての性格を有しているとともに、道路損傷負担金的な性格も有している。

# (2)納税義務者

軽自動車税の納税義務者は毎年4月1日現在、宮崎市を主たる定置場と定めている所有者が納税義務者となる。ただし、割賦販売などで所有権が留保されている場合は、買主に課税される。

軽自動車等を所有しているかどうかは、申告に基づいて判断する。新たに軽自動車等の所有者となった場合には15日以内に、廃車や譲渡などをした場合は30日以内に市民税課等へ申告する必要がある。

# (3)税率

	車種		税額	
	50cc以下		2,000円	
原動機付	50ccを超え90cc以下		2,000円	
自転車	90ccを超え125cc以下		2,400円	
	ミニカー		3,700円	
小型特殊	農作用		2,400円	
自転車	その他(特殊)	5,900円		
	二輪(250cc以下のもの)			
	三輪	※3,900円		
軽自動車	四於垂田	営業用	※6,900円	
1 2 2 3 2 3 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3	四輪乗用	自家用	※10,800円	
	四輪貨物	営業用	※3,800円	
	四輪貝物	自家用	※5,000円	
	6,000円			
	(250ccを超えるもの)		6,000	

<sup>※</sup> 初年度検査年月日や環境性能に応じて別の税率が課税される。

# (4) 直近5年度分の調定額等

平成25年度ないし平成29年度の軽自動車税の調定額、収入額、収納率及び不納 欠損額は、次の表のとおりである。

# 軽自動車税 調定額・収納率・不納欠損額

(単位:円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
調定額	921,434,669	947,052,558	968,341,896	1,128,529,678	1,177,476,494
収入額	855,275,596	881,014,737	905,959,373	1,064,471,364	1,113,668,271
収納率	92.82%	93.03%	93.56%	94.32%	94.58%
不納欠損額	7,877,215	10,693,858	9,908,345	8,008,945	10,539,488

# (5)減 免

身体障がい者手帳などを持っている人のために使用される軽自動車などは、一定の要件に該当する場合、納税義務者の申請により一人 1 台まで軽自動車税が減免される。対象者は、身体障がい者手帳(障害の等級により減免)、療育手帳  $(A \cdot B)$ 、精神障がい者保健福祉手帳(1 級~3 級)などの交付を受けており、次の①及②の条件を満たす人である。

- ① 軽自動車の名義が、障がい者本人、または、生計同一者
- ② ①の車輌の運転者が、障がい者本人、または、生計同一者

# 2 監査の視点及び手法

# (1) 監査の視点

宮崎市における軽自動車税の1件当たりの課税金額は少額であり、課税件数は 平成29年度末で132,861件と非常に多い。収納率は94.58%と他の市税と比べて低 くなっている。これを踏まえて軽自動車税に係る事務の執行が法令に従って執行 されているか、効率的、公平的に課税が行われているかについて監査を行った。

#### (2) 監査の手法

公表されている統計データの収集・分析、市民税課に対する文書による照会、 関係資料の徴求・閲覧、担当者からのヒアリングを実施して監査した。

# 3 監査事項及び監査結果

(1)軽自動車税の第二次納税義務

#### ア概要

地方税法第11条の9及び地方税法第442条の2第2項に規定する軽自動車税に係る地方団体の徴収金を滞納した場合において、その者の財産につき滞納処分をしてもなおその徴収すべき額に不足すると認められるときは、当該軽自動車等の売主に対し、当該軽自動車等の引渡しと同時にその代金の受渡しを行うものとした場合の価額(現金販売価格)を限度として、当該滞納に係る地方団体の徴収金の第二次納税義務を負わせることができると規定している。

#### イ 監査結果

宮崎市では、現在のところ第二次納税義務者への課税を行っていない。

#### (2) 小型特殊自動車の未申告等

# ア概要

小型特殊車両のうち農作業者についてナンバープレート交付申請が必要となるが公道を走らなければ不要といった誤った認識により、未登録のまま使用し、軽自動車税の課税漏れとなっている。

# イ 監査結果

宮崎市では、農業協同組合や販売業者等との連携により、農業用車両の登録促進を行っている。

# 4 指摘・意見

- (1)指摘 特にない。
- (2) 意 見

# 【意見5】

地方税法第11条の9で第二次納税義務について規定されている。本来の納税 義務者が地方団体の徴収金を滞納しており、当該納税義務者に滞納処分をして も満足な租税の確保ができないと認められるときは、売主は所有権を留保して おりその処分により損害を回復できる可能性があり、第二次納税義務者に対し て滞納処分を検討することが望ましい。

# 【意見6】

実務上、未申告の農業用作業車はまだまだ存在している。1件当たりの課税金額は少額であるが、課税の公平性の観点からも未申告の農業用作業車について調査が必要である。調査方法としては、所得税申告資料の決算書と資産税課が作成している償却資産課税台帳等との照合を行い、償却資産税も軽自動車税も課税されていないような物件について調査を行うことが望ましい。

# 第7 市たばこ税

# 1 市たばこ税の概要

(1) 市たばこ税は、製造たばこの製造者・卸売業者などの卸売販売業者等が市内の小売販売業者に売り渡したたばこに対して課税される税金である。

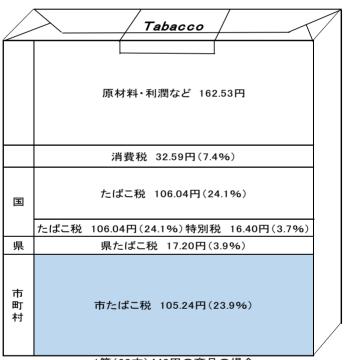
# (2)納税義務者

製造たばこの製造者、特定販売業者(輸入業者)、卸売販売業者

# (3)税額

税額は、1,000本につき5,262円(エコー、わかば等の旧三級品については1,000本につき4,000円)なお、旧三級品を除くたばこの1,000本あたりの税率は、平成30年10月1日から5,692円、平成32年10月1日から6,122円、平成33年10月1日から6,552円に引き上げられ、旧三級品の1,000本あたりの税率は、平成31年10月1日から5,692円に引き上げられる。

# 【たばこに関する税金のイメージ】



1箱(20本)440円の商品の場合

# (4)納税方法

納税義務者が、毎月の売渡分をまとめて翌月末日までに申告し、納税する。

# (5) 直近5年度分の調定額等

平成 25 年度ないし平成 29 年度の市たばこ税の調定額、収入額、収納率及び不納欠損額は、次の表のとおりである。

# たばこ税 調定額・収納率・不納欠損額

(単位:円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
調定額	3,131,542,538	3,033,895,034	2,996,684,267	2,921,954,787	2,772,744,227
収入額	3,131,542,538	3,033,895,034	2,996,684,267	2,921,954,787	2,772,744,227
収納率	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%
不納欠損額	0	0	0	0	0

# 2 監査の視点及び手法

#### (1) 監査の視点

たばこ税は国税部分と地方税部分、さらに地方税部分については都道府県税部分と市区町村税部分に分かれており、手持品課税の調査は税務署が行い、所管課においては宮崎県から送付される明細書と照合を行うたばこ税は、製造たばこの製造者や卸売販売業者から提出されてくる「たばこ税の申告書」に基づいて課税がされる。申告が公正かつ正確に行われているか監査した。

# (2) 監査手法

公表されている統計データの収集・分析、市民税課に対する文書による照会、関係資料の徴求・閲覧、担当者からのヒアリングを実施して監査した。

# 3 監査事項及び監査結果

#### (1) 申告書の検証

# ア概要

地方税法第 470 条において、市町村の徴税吏員のたばこ税に関する質問検査権 が規定されている。

#### イ 監査結果

宮崎市では、製造たばこの製造者や卸売販売業者から提出されてくる「たばこ税の申告書」について、申告書の検証等・立ち入り調査は行っていない。

# 4 指摘・意見

- (1)指摘 特にない。
- (2)意見

#### 【意見7】

宮崎市における市たばこ税は、年々減少してきているが、平成29年度には、およそ27億7千万あり、宮崎市の市税収入の5.2%を占めている。市たばこ税は宮崎市にとって、重要な市税であり申告書の検証や立ち入り調査等が困難であるとしても、納税義務者から提出される申告書については、数年分の増減状況を確認し、増減幅が大きいなどの異常値を発見した場合には、地方税法第470条のたばこ税に関する質問検査権を適切に行使し、申告が正確に行われているかの検証を行うことが望ましい。

# 第8 入湯税

# 1 入湯税の概要

- (1) 入湯税は、宮崎市内の環境衛生施設や消防施設の整備、観光の振興などの費用 に充てるために、鉱泉浴場(温泉)の入湯客に対して課税される目的税である。
- (2)納税義務者

鉱泉浴場を使用する「入湯客」が納税義務者となる。

(3) 申告義務者

鉱泉浴場経営者が、入湯客から特別徴収した税額を翌月15日までに申告し納税 する。

(4)税額

入湯客1人1日について150円

#### (5) 入湯税の免除

宮崎市では、以下の者について、入湯税が免除される。なお、①ないし⑤の場合は、料金支払いの際に、運転免許証や各種手帳など証明できるものを受付に提示することが必要となる。

- ① 市内にお住まいの65歳以上の方
- ② 宮崎市内にお住まいで、療育手帳・身体障がい者手帳・戦傷病者手帳・精神 障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方
- ③ 市内にお住まいで、被爆者援護法の認定を受けている方
- ④ 12 歳未満の方
- ⑤ 学校教育の一環として行われる修学旅行等の行事に参加中の方
- ⑥ 利用料金が580円以下の鉱泉浴場に日帰りで入湯される方

#### (6) 直近5年度分の調定額等

平成25年度ないし平成29年度の入湯税の調定額、収入額、収納率及び不納欠損額は、次の表のとおりである。

# 入湯税 調定額・収納率・不納欠損額

(単位:円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
調定額	57,176,700	51,458,550	54,088,500	52,926,450	64,257,150
収入額	57,176,700	50,452,350	51,498,600	49,651,200	60,850,800
収納率	100.00%	98.04%	95.21%	93.81%	94.70%
不納欠損額	0	0	0	0	3,406,350

# 2 監査の視点及び手法

#### (1) 監査の視点

入湯税の納税義務者は入湯客であり、特別徴収義務者である鉱泉浴場の経営者が入湯客から入湯税を徴収し、申告を行うこととなるが、鉱泉浴場の経営者が入湯税を徴収しない、または徴収した入湯税を納税しないといった状況は考えられることから、特別徴収義務者の把握に関する調査手続は重要である。入湯税の徴収が法令に従って施行されているか又は特別徴収者の申告が適正であるかを中心に監査を行った。

#### (2) 監査の手法

公表されている統計データの収集・分析、市民税課に対する文書による照会、関係資料の徴求・閲覧、担当者からのヒアリングを実施して監査した。

# 3 監査事項及び監査結果

# (1) 特別徴収義務者への調査

#### ア概要

地方税法第701条の5において、入湯税に関する賦課徴収に関する調査のため に必要がある場合において、特別徴収義務者に質問し、又は事業に関する帳簿書 類等を検査できると規定されている。

# イ 監査結果

宮崎市では、現段階では入湯税特別徴収義務者への調査は行っていない。しかしながら、今後、平成30年11月16日から施行される「宮崎市入湯税特別徴収義務者調査実施要綱」に基づき、特別徴収義務者に対する調査を実施していくことが予定されている。同要綱では以下のように定めている。

# ① 調査目的

特別徴収義務者に対する調査は法例及び条例に基づき入湯税が特別徴収義務者において適正に徴収されているかを精査するとともに、適切な入湯税の特別 徴収事務について指導することを目的とする。

# ② 調査方法

調査方法は特別徴収義務者の事業所等において実地で行う。

# ③ 調査対象

調査は、全ての特別徴収義務者を対象とし、原則として3年に1度以上行うものとする。

# ④ 調査の実施等

宮崎市は、調査対象となる特別徴収義務者を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により、当該特別徴収義務者に通知し、調査方法は関係者への面談方式で行う

- A 調査の根拠規定及び目的
- B 調査の日時及び場所

#### C 調査担当

D 帳簿、納入申告書及びその他準備すべき書類

# ⑤ 調査結果の通知

調査の結果、改善を要すると認められた事項及び入湯税の過誤納により入湯税申告に更正を要すると認められた事項を後日文書によりその旨の通知を行うものとする。

# ⑥ 報告書の提出

宮崎市は、必要に応じ当該特別徴収義務者に対し、文書で通知した事項について報告書を求めるものとする。

# (2) 特別徴収義務者の捕捉

# ア概要

地方税法第701条の4では、入湯税を特別徴収によって徴収しようとする場合においては、浴場の経営者その他徴収の便宜を有する者を当該市町村の条例によって特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならないと規定している。

# イ 監査結果

宮崎市は現在15施設を入湯税の特別納税義務者として指定している。

# 【特別徴収義務者一覧】

	特徴事業所	施設名
1	株式会社青島グランドホテル	青島グランドホテル
2	宮崎県農協共済福祉事業株式会社	青島サンクマール
3	株式会社宮崎観光ホテル	宮崎観光ホテル
4	フェニックスリゾート株式会社	松泉宮
5	青島リゾート株式会社	ANAホリデイ・インリゾート宮崎
6	有限会社クアフォーレ	クアフォーレ清武温泉
7	有限会社金住	ホテル金住
8	ルートインジャパン株式会社	ルートイングランティアあおしま太陽閣
9	株式会社共立メンテナンス	天然温泉日向の湯ドーミーイン宮崎
1 0	株式会社マエムラ	青島フィシャーマンズビーチサイドホステル
1 0	N-14 12	&スパ

1 1	株式会社スーパーホテル	スーパーホテル宮崎
1 2	地蔵庵株式会社	『子宝・安産の宿』地蔵庵
1 3	木花・青島活性化プロジェクトJV	宮崎市自然休養村センター
1 4	株式会社新福	宮崎ライオンズホテル
1 5	有限会社シグマ	HOTEL IVY

# 4 指摘・意見

- (1)指摘 特にない。
- (2)意 見

# 【意見8】

特別徴収義務者への調査の際には、入湯税の納入申告書と税務資料である総 勘定元帳・売上台帳・レジペーパーの裏付資料を徴求して適正な課税と調査事 務の効率化を検討すべきである。実地調査の結果適正な申告の確認が取れるこ とを期待する。

# 第9 事業所税

# 1 事業所税の概要

(1)事業所税は、地方税法701条の30で、人口30万人以上の都市が課税することを義務付けられている。道路、公園、上下水道、教育文化施設などの都市環境整備及び改善に要する費用に充てるため、一定規模以上の事業所等に対して課税される目的税で、宮崎市は、平成8年7月1日から課税している。

# (2)納税義務者等

宮崎市における事業所税の納税義務者・課税標準・税率・免税点・納税方法・納税 期間は以下のとおりである。

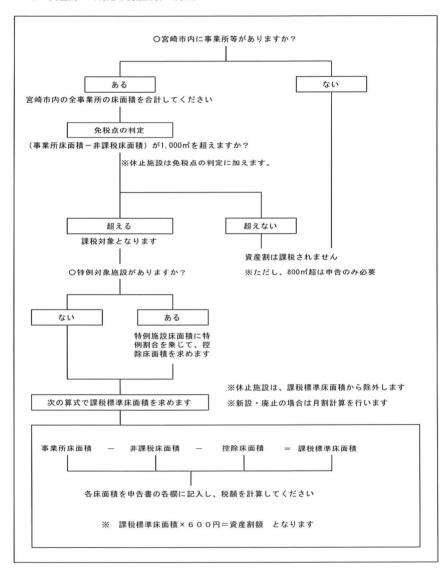
区分			事	業	所	税
納税義務者	事務所又は事	事業所におい	て事業	を行	う法人	又は個人
	資産割	法人	事業	年度:	終了の	日現在における事業所床面積
<b>押</b> 沿 捶 淮	貝性剖	個人	その:	年の1	12月31	日現在における事業所床面積
課税標準	従業者割	法人	事業	年度	中に支	払われた従業者給与総額
	<b>伙未</b> 有刮	個人	その:	年に	支払わ	れた従業者給与総額
44 泰	資産割	1㎡につき600円				
<b>税 率</b>	従業者割	従業者給与総額の0.25%				
	次立刺	事業所床	面積1,0	00 m	以下	
   免税点	資産割	(申告は、800㎡超から必要)				
光忧忌	従業者割	従業員10	0人以下	τ .		
	<b>伙未</b> 有刮	(申告は、80人超から必要)				
納税方法	申告納付					
納税期間	法 人	事業年度	終了の	日かi	 う2ヵ月	以内
孙竹作无为门时	個 人	翌年の3月15日まで				

- ※1 資産割については、市内にあるすべての事業所等の延べ床面積を合計して課税される。
- ※2 従業者割については、市内にあるすべての事業所等において従業者において 従業者に支払われた従業者給与総額に対して課税される。
- ※3 事業所税には、非課税、課税標準の特例及び減免等の制度がある。

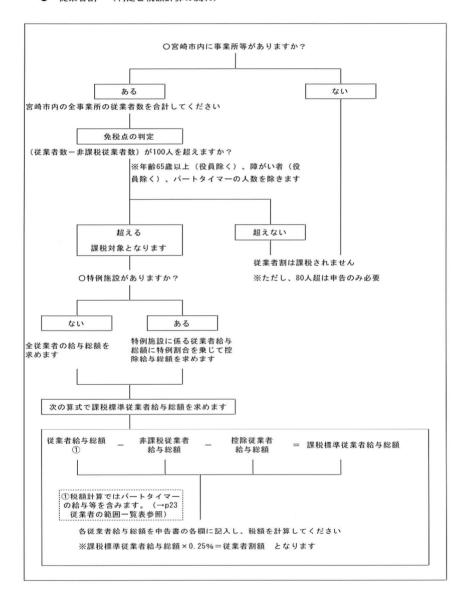
# 【平成29年度事業所税資産割・従業者割】

区分	納税義務件数	事業所床面積 又は給与総額 (a)	(a)のうち 非課税対象分	(a)のうち課税 標準特例対象 分	課税標準	平成29年度調定額
資産割	633件	3,111,338 m <sup>2</sup>	537,726 m <sup>2</sup>	262,687 m <sup>2</sup>	2,278,844m <sup>2</sup>	1,367,309千円
従業者割	115件	96,134,225千円	12,161,991千円	4,422,949千円	78,335,035千円	195,804千円
合計	748件 (662件)					1,563,113千円

# ● 資産割 (判定と税額計算の流れ)



#### ● 従業者割 (判定と税額計算の流れ)



#### (3) 非課税の範囲

事業所税における非課税は、地方税法第701条の34の規定により、事業所税が 課されないことをいう。事業所税の非課税には、人的非課税と用途非課税がある。

# ア 人的非課税

人的非課税とは、法人自体の公共性、公益性から非課税とされているものであ り、以下の法人等について事業所税は課税されない。

- ① 国、非課税独立行政法人及び非課税地方独立行政法人並びに公共法人
- ② 公益法人等又は人格のない社団等 ただし、収益事業に係る部分については非課税にならない。

#### イ 用途非課税

用途非課税とは、特定の用途に供されている施設に着目し非課税とされるものをいう。

# (4) 課税標準の特例

事業所税では、地方税法第701条の41の規定により、事業所税の課税標準の一定割合を軽減する措置が設けられている。課税標準の特例には、人的な課税標準の特例と用途による課税標準の特例がある。

#### ア 人的な課税標準の特例

人的な課税標準の特例とは、法人自体の特殊な性格にかんがみ、事業所税の課 税標準について一定割合を控除する特例が設けられている。

#### イ 用途による課税標準の特例

用途による課税標準の特例も、用途による非課税の場合と同様に、特定の用途 に供されている施設に着目し、当該施設に係る部分の事業所税の課税標準につい て一定割合を控除するものとされている。

# (5)減免

事業所税における減免は、地方税法第701条の57の規定により、天災その他特別の事情がある場合において事業所税の減免を必要とすると認める者その他特別の事情がある者に限り、宮崎市税条例第136条の14の定めるところにより、事業

所税の減免を行っている。減免を受けようとする場合には、「事業所税減免申請 書」を納期限までに提出することが必要となる。

宮崎市における過去5年度分の事業所税の減免理由、減免件数、減免金額内容 は次の表のとおりである。

事業所税に係わる減免等 (単位:円)

減免理由		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
中日 旧	件数(件)	1	8	1	4	4
家具保管倉庫	税額(円)	1,508,800	1,598,400	1,922,500	671,500	671,500
酒類保管用倉庫	件数(件)	6	1	1	1	1
<b>冶</b> 規床目用启焊	税額(円)	3,231,700	3,483,700	3,465,700	3,286,200	3,224,300
指定自動車教習所	件数(件)	2	2	2	2	2
<b>们</b> 上日 <b>划</b> 半 <b>扒</b> 白刚	税額(円)	1,274,600	1,274,600	1,785,300	2,161,500	2,161,500
修学旅行用バス施設	件数(件)	1	1	1	1	1
16子水11用八人爬改	税額(円)	81,800	90,400	72,900	64,400	57,200
<b>本在非</b> 计	件数(件)	1	1	1	1	1
倉庫業法	税額(円)	6,190,800	5,772,300	5,772,300	5,772,300	5,772,300
その他(収用·平成25年の	件数(件)	2	1	1	1	1
み吸収合併含む)	税額(円)	1,719,700	346,000	346,000	346,000	346,000
タクシー事業用施設	件数(件)	6	6	6	6	6
アノノ一争未用心設	税額(円)	2,714,100	2,796,100	2,560,800	2,259,000	2,099,800
漬物工場(直接生産施設)	件数(件)	2	2	2	2	3
俱 <b>彻</b> 二场(但按工性爬取)	税額(円)	5,254,000	5,254,000	5,254,000	5,254,000	5,765,200
ビルメンテナンス	件数(件)	3	3	3	3	3
L1V}ノT ) ノA	税額(円)	2,358,300	2,517,600	2,104,700	2,305,800	2,188,400
<u> </u>	件数(件)	36	37	36	33	34
訂	税額(円)	24,333,800	23,133,100	23,284,200	22,120,700	22,286,200

# (6) 直近5年度分の調定額等

平成25年度ないし平成29年度の事業所税の調定額、収入額、収納率及び不納 欠損額は、次の表のとおりである。

# 事業所税 調定額・収納率・不納欠損額

(単位:円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
調定額	1,339,478,154	1,361,653,304	1,482,338,900	1,547,320,500	1,573,509,400
収入額	1,299,595,450	1,320,235,550	1,461,988,400	1,535,571,300	1,564,529,800
収納率	97.02%	96.96%	98.63%	99.24%	99.43%
不納欠損額	885,000	1,013,954	12,153,600	1,353,100	3,554,500

# 2 監査の視点及び手法

#### (1) 監査の視点

事業所税は一定規模以上の法人・個人のみを対象としており、事業所の床面積及び従業者の正確な数値を把握することは容易でなく事務の執行が法令に基づき行われているか、適正かつ効果的に行われているかを中心に監査を行った。

# (2) 監査の手法

公表されている統計データの収集・分析、市民税課に対する文書による照会、関係資料の徴求・閲覧、担当者からのヒアリングを実施して監査した。

#### 3 監査事項及び監査結果

# (1) 申告書の送付

#### ア概要

宮崎市では、宮崎市税条例第136条の9第3項で、免税点以下の事業者にも申 告義務を課している。

- a 前事業年度(法人)又は前年の個人に係る課税期間において、事業所税の税額があった場合
- b 課税標準の算定期間の末日において、市内に所在する各事業所等の合計床面 積が800㎡を超えて1,000㎡以下の場合

c 課税標準の算定期間の末日現在において、市内に所在する各事業所等の合計 従業者数が80人を超えて100人以下の場合

事業所用家屋の貸付を行った場合には、貸付けることとなった日から1月以内 に、事業所用家屋の貸付に関する申告書の提出義務を課している。

# イ 監査結果

宮崎市では、固定資産税のデータより家屋の合計延床面積が800㎡超の事業者 又は法人市民税データより均等割人数が80人を超える事業者の抽出を行い申告 書の送付を行っている。事業所用家屋の貸付に関する申告書については、事業所 税申告書に同封して発送しており、貸付申告書を発送するための抽出は行ってい ない。

平成 25 年度ないし平成 29 年度の貸付申告書発送件数と提出件数は次のとおりである。

対象年度	送付件数	提出件数
平成25年度	7 2 9件	5 3 件
平成26年度	769件	5 7件
平成27年度	846件	109件
平成28年度	832件	7 5 件
平成29年度	828件	6 5 件

# 4 指摘・意見

- (1)指摘 特にない。
- (2) 意 見

# 【意見9】

宮崎市税条例第136条の9第3項で、免税点以下の事業者についても申告させている。実地調査や裏付け資料を提出させ申告が適正に行われているか確認することが望ましい。個人事業者についても、宮崎税務署と連携し青色決算書で家屋の増改築の有無や従業員の延べ人数等の把握も可能である。

#### 第10 滞納整理事務について

#### 1 滞納整理事務の概要

(1) 滞納整理事務とは、納税者等が納期限までに市税を納付しない場合に行われる 滞納処分を行うための手続きであり、納税管理課で行われる手続きである。納期 限を過ぎても市税の納付がない場合は、税負担の公平を保つため、滞納者に対し 地方税法、国税徴収法、市税条例などの規定に基づき、差押えなどをはじめとし て厳正に滞納処分を行うこととなっている。

#### (2) 滞納整理の流れ

宮崎市における滞納整理事務の流れは、市税として調定がなされ、納税通知書の発送後、納税義務者は納期限までに金融機関等で納付する。納期限までに完納されない税に対しては、①納期限後20日以内に督促状が送付される。②督促状発送後も納付のない者に、督促状発送から20日後(督促状による納付の行き違いを避けるため、平成30年11月から督促状との間隔を20日から25日に変更)に一次催告書が送付され、なお納付のない者に対し特別催告書を送付する。そして、特別催告書送付後も納付のない滞納者に対して、差押予告書を送付する。この過程において、納付困難な納税者に対しては、分割納付などの納税相談に応じる。差押予告書の送付と時期を同じくして、預金、生命保険、給与などの財産調査を文書にて一斉に行う。調査の結果、財産がある滞納者に対しては、差押を行う。処分すべき財産がない者や、生活困窮者に対して滞納処分の執行を停止する。

特別滞納整理係においては、市税等を市民間の負担の公平を実現する観点から、 市税等の滞納のうち、高額・困難事案の滞納整理を進めるとともに、悪質な滞納 者に対しては厳正な滞納処分を実施している。

#### (3) 市税収納体制基本方針

納税管理課では、税負担の適正、公平性の確保という観点から、納期内納税者の視点を基本として、滞納者への適切な納付指導と厳正な滞納処分に取り組むため「市税収納体制基本方針」を作成し、滞納整理業務を行っている。この基本方針では、①平成30年度の目標市税収納率を99.19%(現年課税分)とする。②滞納繰越件数を20%圧縮する。③新たな滞納を発生させないよう、分割納付申出の慎重な対応と新規分の納期内納付指導に努める。④給与差押件数増を図る。⑤収納対策本部の機能充実により、各種収納金の収納率向上を図る。この5つを目標として設定している。

#### ア 重点推進事項

「市税収納体制基本方針」によると目標を達成するため、次のとおり重点推進事項を定める。

# (ア) すべての事案見直し

過去に相談があるものを除き、原則すべての事案に催告する。

# (イ) 現年度分の早期対処、徹底対処

現年度分の新たな滞納については、催告書更には差押予告書の一斉送付により、早期に滞納処分に取り組み、翌年3月までには完納できるよう適切な指導を行う。さらに4、5月の出納整理期間の徴収の取組を強化する。

# (ウ) 滞納繰越分の圧縮整理

滞納繰越分についても、差押予告書の一斉送付等により、滞納者との折衝等を 積極的に行い、翌年3月までに完納できる納付計画を立てさせる等適切な指導 を行う。なお、滞納者の財産調査を徹底して行う。その結果、猶予すべき事由のな い滞納者については、給与、預貯金等の有効かつ換価の容易な財産を優先的に、 差押え等の滞納処分を行うことを原則とし、整理を進める。また、中長期的な滞 納事案に関しては、係内での協議あるいは上司等への相談で早期解消に努める。

#### (エ) 滞納額に応じた的確な整理

滞納事案については、納付折衝のほか実態調査、財産調査等により、各滞納者の納税資力を把握し、滞納額に応じた的確な滞納整理を行う。特に、分割納付の申出があった場合には、その場のなりゆきで安易に認めることなく、分割納付にあたっての注意事項を伝え、分割の要否について協議及び決裁を行う。また、必要に応じて納付誓約書を提出させる。財産調査により預金等が判明したときには速やかに差押を行い、確実に納付に至るよう進行管理に努める。なお、滞納事案の対応については当面、おおむね次のとおりとする。

#### ① 70万円以上の滞納事案について

課長ヒアリングを実施し、課としての対応方針を決め、その方針に沿った滞納整理を進める。係長はその進行管理を行い、組織を挙げて確実な納付に至るように努める。

#### ② 30万円以上70万円未満の滞納事案について

補佐ヒアリングを実施し、適切な徴収方法の指導を行う。なお、完納まで長期を要する事案については、法に基づいた財産差押えや執行停止により適正な滞納整理に努める。

#### ③ 30万円未満の滞納者について

適宜財産調査を行い、随時状況に応じた滞納処分を行っていくこと。 預貯金、生命保険、給与等の差押え。 長期の催告空白が生じないよう担当全件について、定期的な見直しを行う。

# ④ 高額・困難事案について

課内協議により対応策を検討し、滞納額100万円以上の案件は不動産差押を行うものとし、公売できる可能性のある物件を差押える場合には特別滞納整理係に移管する。

# <特別滯納整理係>

① 500 万円以上の滞納事案について

各担当において打ち立てた処遇方針をもとに課長ヒアリングを実施し、その指示事項に基づき案件の整理を行う。後日、対処した結果の課長ヒアリング (検討会)を再度実施することとで、滞納整理を徹底させる。

② 300万円以上500万円未満の滞納事案について

各担当において打ち立てた処遇方針をもとに補佐・係長ヒアリングを実施 し、その指示事項に基づき案件の整理を行う。後日、対処した結果のヒアリング(検討会)を再度実施することで滞納整理を徹底させる。

③ 100万円以上300万円未満の滞納事案について

年度末滞納整理強化期間において一斉集中処理を実施し整理する。

④ 50万円未満、50万円以上100万円未満及び長期滞留の滞納事案について年 末滞納整理強化期間において一斉集中処理を実施し整理する。

# (4) 不納欠損処理

不納欠損処理は、その処分時点で当該債権額を翌年度繰越額から除去するための決算上の処理である。不納欠損には、執行停止後3年経過、執行停止後即時消滅、時効の完成(5年)の3種類がある。

不納欠損事由別の件数、金額等は、次のとおりである

	時	効	完	成	執行(	夢止によう	5 納 税	義務消滅		
区分	地方税法第18条第1項			地方税法第15条の7第4項		地方税法第15条の7第5項		^	21	
		消滅	時効		til den dele	t the a tector NP		and Mexit	Å	計
			うち執行停止中によるもの		執行停止後3年経過		即時消滅			
年度	(人 員)	A der	(人 員)	A #T	(人 員)	A 407	(人 員)	A 447	(人 員)	A der
$  \  $	件 数	金額	件 数	金 額	件 数	金額	件数	金額	件数	金 額
2 5	( 4, 161)	159, 054, 985	( 4, 161)	159, 054, 985	( 1, 387)	65, 839, 876	( 1,044)	76, 445, 105	( 6, 592)	301, 339, 966
2.0	11, 381	100,001,000	11, 381	109, 004, 900	3, 603	00,000,010	2, 711	10, 110, 100	17, 695	
2 6	( 4, 379)	149, 707, 939	(4,379)	149, 707, 939	( 1,670)	60, 813, 531	( 1,132)	32, 660, 254	( 7, 181)	949 101 794
2 0	11, 570	143, 101, 303	11,570	143, 101, 333	4, 051	00,010,001	2, 121	02,000,201	17, 742	243, 101, 124
2 7	( 3, 755)	134, 758, 727	( 3, 755)	134, 758, 727	( 3, 873)	360, 551, 294	( 1,261)	160, 266, 366	( 8,889)	655 576 207
21	9, 999	104, 100, 121	9, 999	104, 100, 121	10, 974	300, 331, 434	2, 947	100, 200, 300	23, 920	000, 010, 001
2 8	( 3, 300)	87, 757, 675	( 3, 300)	87, 757, 675	( 3,696)	159, 285, 920	( 851)	89, 352, 380	( 7,847)	226 205 075
2 8	8, 448	01, 101, 010	8, 448	01,101,010	9,900	100, 400, 920	2, 041	07, 304, 300	20, 389	000, 070, 710
2 9	( 2, 833)	65 465 410	( 2,833)	65, 465, 419	( 5,090)	170 0/6 052	( 1, 239)	117 /10 956	( 9, 162)	269 792 190
2 3	6, 306	65, 465, 419	6, 306	00,400,419	13, 423	179, 846, 853	2, 694	117, 410, 856	22, 423	243, 181, 724 655, 576, 387 336, 395, 975 362, 723, 128

# 2 監査の視点及び手法

# (1) 監査の視点

強制徴収公債権である市税は、国税徴収法に基づく財産調査や滞納処分が法律に基づいて行うことができる。滞納者への督促、催告、財産調査から差押え、換価・充当にいたる事務は法律に基づいて行われているか、効率的に行われている

か。不納欠損に関する事務は法令に準拠して行われているかについて監査を行った。

# (2) 監査の手法

公表されている統計データの収集・分析、納税管理課に対する文書による照会、 関係資料の徴求・閲覧、担当者からのヒアリングを実施して監査した。

# 3 監査事項及び監査結果

# (1) 滞納処分

# ア概要

地方税法第 331 条で滞納者が督促を受け、督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日までに完納しないときは、市町村の徴税吏員は滞納者の財産を差し押さえなければならない。取り立てた財産が金銭の場合は、直ちに滞納市税に充当する。動産、不動産等の場合は、原則として入札又はせり売りの方法により公売に付し、売却代金を滞納市税に充当する。

#### イ 監査結果

宮崎市の収納率は年々向上しており、平成25年度収納率は93.85%で収入未済額は3,060,905千円であったのが、平成29年度には97.4%で収入未済額は1,061,223円と収入未済額は平成25年度の約1/3となっている。

宮崎市の市税の差押件数及び充当件数ともに年々減少している、平成29年における差押件数は1,616件で差押金額は463,959千円であった。平成25年の1/2の差押件数、1/4程度の差押金額となっている。宮崎市では生目の杜運動公園体育館等の施設を利用し、他の地方団体と合同での動産の公売会や宮崎市役所第3庁舎3階で窓口動産公売会を行っている。現在、手数料がかかるため動産のインターネット公売の利用はほとんどされていない。平成29年度の差押・公売の状況を確認すると、給与・預金等の差押等が大きく減少している。

市税 調定額・不納欠損額・収入未済額・収納率

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
調定額	54,562,770,335	54,902,093,182	54,559,157,256	54,405,002,559	54,311,818,052
収入済額	51,206,669,876	51,905,845,718	52,119,099,527	52,681,076,103	52,900,411,133
不納欠損額	301,339,966	243,181,724	655,576,387	336,395,975	362,723,128
収入未済額	3,060,905,920	2,763,034,551	1,801,087,752	1,398,494,891	1,061,223,082
収納率	93.85%	94.54%	95.53%	96.83%	97.40%

# 宮崎市における差押・公売の状況

(単位:件,千円)

		年	度	25		26		27		28		29	
区	分	<u> </u>		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
不動産		差	押	239	740,136	98	175,368	188	282,847	150	124,986	188	188,958
	个别性	充	当	119	315,748	56	61,384	136	237,336	93	87,865	68	35,961
	動産	差	押	3	5,035	4	16,904	4	32,993	29	45,858	36	18,279
	<b>判</b> 座	充	当	5	1,877	4	1,023	11	1,645	78	7,991	24	1,580
	その他	差	押			1	479	2	1,224	10	3,552	10	4,440
	COLIE	充	当			1	479	1	230	2	426	4	1,245
	給与	差	押	201	77,026	712	154,616	586	115,119	662	91,376	369	52,428
	ᄱᄀ	充	当	49	2,539	1,023	75,896	2,009	97,839	1,504	70,325	919	40,639
	預金	差	押	2,014	600,880	1,441	240,815	1,602	288,907	1,565	180,790	618	84,910
債	原 亚	充	当	2,003	107,052	1,281	70,307	1,637	100,879	1,556	83,552	669	44,052
艮	生命	差	押	397	219,987	342	415,364	362	172,369	314	96,262	234	67,837
	保険	充	当	211	43,037	264	62,269	225	101,741	271	61,848	180	29,073
権	売掛金	差	押	12	17,946	16	31,989	18	14,425	48	37,366	47	20,295
11生	カロ対立	充	当	12	2,698	24	13,477	24	7,354	47	8,852	120	10,421
	国税	差	押	128	27,249	227	40,457	204	21,018	169	26,079	38	5,392
等	還付金	充	当	179	13,861	116	8,847	203	8,563	170	8,690	104	6,081
4	その他	差	押	12	31,647	19	45,569	75	297,108	170	170,805	76	21,420
	COLE	充	当	26	5,681	47	11,250	135	34,481	124	23,384	195	20,380
	小計	差	押	2,764	974,735	2,757	928,810	2,847	908,946	2,928	602,678	1,382	252,282
	小直	充	当	2,480	174,869	2,755	242,046	4,233	350,857	3,672	256,651	2,187	150,646
	合 計	差	押	3,006	1,719,906	2,860	1,121,561	3,041	1,226,010	3,117	777,074	1,616	463,959
		充	当	2,604	492,494	2,816	304,932	4,381	590,068	3,845	352,963	2,283	189,432
	税還付金	差	押	2,878	1,692,656	2,633	1,081,104	2,837	1,204,992	2,948	750,995	1,578	458,567
を	除く合計	充	当	2,425	478,633	2,700	296,085	4,178	581,505	3,675	344,243	2,179	183,351

<sup>\*</sup>四捨五入の関係で内訳と合計が一致しないことがある。

(県民税を含む)

# 是回動產公売会



※詳しくは 市ホームページを ご覧ください

# 入札期間 1月21日 (月) 8時30分

~1月25日(金) 17時15分

<del>売却決定日時 1月28日(月)11時00分 代金納付期限</del> 1月30日(水)14時30分







※ 納税管理課窓口(第三庁舎3階)にて 入札していただきます。

#### ■ 注意事項

- 1 国税徴収法第92条及び第108条第1項該当者は買受人となることはできません。
- 2 公売財産は現状での引渡しとなります。
- 3 買受代金納付の前に、公売財産に係る市税の完納の事実が証明されたときは、公売を中止する場合があります。
- 4 買受代金を納付した時に所有権が買受人に移転します。危険負担も同時に移転するので、買受代金納付後に発 した財産の破損、消失等による損害の負担は買受人が負うことになります。

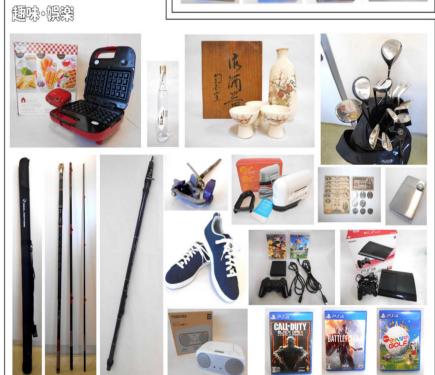
お電話でのお問い合わせ 宮崎市役所 納税管理課 0985-21-1741



# ※ 納税管理課窓口にて下見もできます( 1/9(水)~1/25(金) 開庁日の開庁時間 )







※ 物品の説明や見積価額については広報冊子をご覧ください。

# 物件一覧

単位:円

			単位:円
売却区分番号	物件名	見積価額	公売保証金
1	~風強い季節の強い味方~ ジェミールフラン シャンプーH	1,440	
2	~目指せ『さらツヤ』!~ ジェミールフラン シルキーシャイニー	1,800	
3	~目指せ『うるツヤ』!~ ジェミールフラン ジューシーグロッシー	1,800	
4	~香りの変化も楽しんで!~ ルッチ フラッフィラテ	1,080	
5	~さらさらスルン髪を目指すあなたへ~ ジェミールフラン メルティバター	1,200	
6	~ヘアケア+ハンドケア~ ジェミールフラン メルティバターバーム	1,200	
7	~格調高い和室への必須インテリア~ 屋久杉 龍置物	1,000	
8	~寒い日に酌み交わす熱い一杯~ さつま焼セット(おちょこ3つ、とっくり1つ)	800	
9	~朝食やおやつ作りに大活躍!~ マルチホットサンドメーカー	980	
10	~漢字で書くと「在処離れ」~ 焼酎 あくがれ 初留取り	1,400	
11	~平成最後のゴルフに!~ ゴルフクラブセット(13本)	2,500	
12	~不動の一品~ ピトンさお立て	200	
13	~私は硬派~ ダイコー製 石鯛用ロッド	500	
14	~私は軟派~ ヤエン用ロッド(HIBIKI YAEN-DX 500M)	800	
15	~あなたを守ります~ ロッドケース	600	
16	~こんな古銭、見たことないこっせん?~ 古銭 フ点セット	300	
17	~新しい時代が始まる前に~ 記念硬貨セット	2,800	
18	~あなたのお部屋もおしゃれな古民家風に大変身!!~ タンス (木製) ・こげ茶	1,000	
19	~ちょうどよい収納が欲しい方へ~ タンス (木製)・うす茶	1,000	
20	~使い方は無限大~ 壺	500	
21	ガスライター	2,000	
22	BATTLE FIELD1 (PS4)71)	2,000	
23	New みんなのGOLF (PS4ソフト)	2,000	
24	CALL OF DUTY (PS4771)	2,000	
25	PS3tyh	10,000	
26	タオルセット 今治(赤・緑) 400	400	
27	バスタオル 今治 (オーガニック)	400	
28	タオルセット 今治(煌)	400	
29	タオルセット MY NEIGHBOR TOTORO	400	
30	タオルセット c'estbien	300	
31	タオルセット ラクシズム	300	
32	タオルセット 黒田征太郎	300	
33	スニーカー adidas neo com fort footbed	1,000	
34	東芝 C D ラジオ	1,000	
35	三菱 ハンディスチーマ	500	
36	ヤマハ バイク (改造品)	50,000	
37	ホンダ バイク (改造品)	10,000	

# 4 指摘・意見

- (1)指摘 特にない。
- (2)意見

# 【意見10】

宮崎市における公売については、出展物品数が少なく、幅広い層に公売に関心を持っていただけるような状態にはなっていない。インターネット公売で成功している事例や公売が盛んな官公庁や地方公共団体を参考にして、公売に対する取り組みを強化することが望ましい。

# 【意見11】

預金及び給与の差押は比較的に調査が容易でかつ効果的である。滞納処分を 検討するために、滞納者の預貯金や給与については、これまで以上に積極的に 財産調査を行い滞納処分することが期待される。

#### 第5章 その他の強制徴収公債権

#### 第1 国民健康保険税

# 1 制度の概要及び根拠法令

# (1) 国民健康保険制度について

国民健康保険制度は、国民健康保険法に基づき、被保険者の負傷、疾病、死亡などに対する保険給付や健康の保持増進を行うことにより、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする社会保険制度である。

国民健康保険制度は、国民健康保険組合が保険者となる場合を除き、これまで各市町村が保険者となって運営されてきたが、「年齢構成が高く医療費水準が高い」、「所得水準が低く保険料の負担が重い」、「財政運営が不安定になるリスクが高い小規模保険者が多く、財政赤字の保険者も多く存在する」という構造的な課題に対処するため、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」の成立(平成27年5月27日)により、平成30年度からは、都道府県も保険者となった上で財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等、国保運営の中心的な役割を担い、市町村が都道府県に対して国保事業費納付金を納付するという方式に制度が変更されている(国民健康保険制度の変更の経緯や変更後の制度内容については、後掲の厚生労働省作成のパンフレット参照)。

#### (2) 国民健康保険料と国民健康保険税について

国民健康保険法第76条第1項は、市町村は、当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用に充てるため、地方税法の規定により国民健康保険税を課す場合を除き、被保険者の属する世帯の世帯主(当該市町村の区域内に住所を有する世帯主に限る。)から保険料を徴収しなければならないと定め、国民健康保険料と国民健康保険税のどちらの方式にするかは、市町村の裁量とされている。

国民健康保険料と国民健康保険税の主な相違点は次表のとおりである。

	消滅時効期間	滞納処分競合時の優 先順位	遡及賦課
国日 牌	2年(国民健康保険法	地方税の次順位(国税	最大2年(国民健康保
国民健康保険料	第 110 条)	徴収法第8条)	険法第 110 条の 2)
国民健康保険税	5年(地方税法第 18	地方税と同順位 (国税	最大3年(地方税法第
国	条)	徴収法第8条)	17条の5第3項)

# (3) 宮崎市における国民健康保険税の採用について

宮崎市では、宮崎市国民健康保険条例第7条で「市は、世帯主に対して別に定めるところにより、国民健康保険税を課する。」と定めることにより、国民健康保険税の方式が採用されており、地方税法その他法令、宮崎市税条例及び宮崎市国民健康保険税条例に基づいて国民健康保険税の賦課徴収が行われている。

# 2 債権の種類及び消滅時効期間

- (1)債権の種類 強制徴収公債権(地方税法第331条)
- (2) 消滅時効期間 5年(地方税法第18条)

# 平成30年4月から

# 国民健康保険制度が変わります

この10年で、

70歳以上の高齢者数は 1.3 倍 に、

国民医療費は 1.3 倍 になりました。

団塊世代が全員75歳以上になる2025年には、

国民医療費の総額は 61.8 兆円

にもなる見込みです。



国民皆保険を将来にわたって守り続けるため、平成30年4月から、これまでの市町村に加え、

# 都道府県も国民健康保険制度を担うことになりました

〈見直しの背景〉

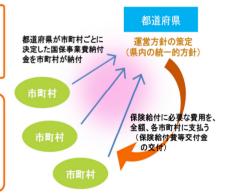
国民健康保険制度は、日本の国民皆保険の基盤となる仕組ですが、「年齢構成が高く医療費水準が高い」 「所得水準が低く保険料の負担が重い」「財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者が多く、財政 赤字の保険者も多く存在する」という構造的な課題を抱えていました。

#### 見直しの柱

- ▶ 国の責任として約3,400億円の追加的な財政支援 (公費拡充)を行います。
- ▶ 都道府県と市町村がともに国民健康保険の保険者となり、それぞれの役割を担います。

# 見直しによる主な変更点

- ▶ 平成30年度から、都道府県も国民健康保険の保険者となります。(資格や保険料の賦課・徴収等の身近な窓口は、引き続きお住まいの市町村です。)
- ▶ 平成30年度以降の一斉更新から、新しい被保険者 証等には、居住地の都道府県名が表記されるように なります。



#### 都道府県と市町村の役割分担

都道府県の主な役割	市町村の主な役割
・財政運営の責任主体	・国保事業費納付金を都道府県に納付 ※±の図中、青い矢印節分
・国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、 広域化を推進	・資格を管理(被保険者証等の発行)
・市町村ごとの標準保険料率を算定・公表	<ul><li>標準保険料率等を参考に保険料率を決定</li><li>保険料の賦課・徴収</li></ul>
・保険給付費等交付金の市町村への支払い ※上の関中、新い矢印刷分	・保険給付の決定、支給

# 国民健康保険制度の見直しによる効果

# 効果① 都道府県内での保険料負担の公平な支え合い

# 新しい財政運営の仕組み

- 都道府県内で保険料負担を公平に支え合うため、都道府県が市町村ごとの医療費水準や所得水準に応じた国保事業費納付金 (保険料負担)の額を決定し、保険給付に必要な費用を全額、保険給付費等交付金として市町村に対して支払います。これにより、市町村の財政は従来と比べて大きく安定します。
- 都道府県は、市町村ごとの標準保険料率を提示 (標準的な住民負担の見える化) し、市町村間で比較できるようになります。

#### 保険料の賦課・徴収

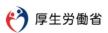
市町村はこれまで個別に給付費を推計し、保険料負担額を決定してきましたが、今後は都道府県に納付金を納めるため、都道府県の示す標準保険料率等を参考に、それぞれの保険料算定方式や予定収納率に基づき、それぞれの保険料率を定め、保険料を賦課・徴収します。

# 効果② サービスの拡充と保険者機能の強化

- 都道府県は、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保のため、市町村との協議に基づき、 都道府県内の統一的な運営方針としての国民健康保険運営方針を定め、市町村が担う事務の 効率化、標準化、広域化を推進していきます。
- 広域化により、平成30年度から、同一都道府県内で他の市町村に引っ越した場合でも、引っ越し前と同じ世帯であることが認められるときは、高額療養費の上限額支払い回数のカウントが通算され、経済的な負担が軽減されます。
- 今後、市町村は、より積極的に被保険者の予防・健康づくりを進めるために様々な働きかけを 行い、地域づくり・まちづくりの担い手として、関係者と連携・協力した取組を進めます。

国民健康保険は、国民皆保険の最後の砦です。 持続可能な社会保障制度の確立を図るため、 平成30年度からの制度見直しにご理解、ご協力をお願いいたします。

国民健康保険の窓口は、平成 30 年 4 月以降も引き続きお住いの市町村です。



# 3 宮崎市における国民保険税の概要

# (1) 被保険者の状況について

宮崎市における国民健康保険の被保険者は、他の健康保険(全国健康保険協会管掌の健康保険や企業、共済組合などの管理する健康保険に加入していない宮崎市の区域内に住所を有するすべての人であって、国民健康保険税の納税義務者は、第1次的には被保険者である世帯主であり、被保険者である資格がない世帯主であっても、その世帯内に国民健康保険の被保険者である者がある場合においては、当該世帯主を被保険者である世帯主とみなして保険税を課すこととされている(宮崎市国民健康保険税条例第1条)。

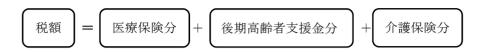
# 【被保険者の推移(各年度末現在)】

区分		\	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
			全市	191,086世帯	192, 378 世帯	193, 896 世帯
世	帯	数	国保世帯数	62,750 世帯	60, 369 世帯	58, 758 世帯
			加入率(%)	32.84%	31. 38%	30. 30%
			全市	404, 286 人	403, 225 人	402,668 人
人			被保険者数	103, 024 人	97, 738 人	93, 786 人
			加入率(%)	25. 48%	24. 24%	23. 29%

#### (2) 国民健康保険税の構成と税額の計算方法について

国民健康保険税は、国民健康保険に要する費用に充てる基礎課税額(医療保険分)、後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる後期高齢者支援金等課税額(後期高齢者支援金分)及び介護保険法の規定による納付金の納付に要する費用に充てる介護納付金課税額(介護保険分)で構成され、平成30年度における各課税額の計算方法は、次の表のとおりである。

なお、年度途中で国民健康保険に加入した場合、その加入となった月から月割で課税され、年度途中で脱退した場合、脱退前月までの月割で課税されることとなる。



	平成30年度	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分
	保険税率	0~74歳	0~74歳	40~64歳
所得割	×賦課基準額	7.4%	3.0%	2.3%
均等割	×加入人数	23,500円	9,200円	9,300円
平等割	×1(世帯に対して)	16,600円	6,500円	4,800円
限度額	(1世帯あたりの上限)	58万円	19万円	16万円

# (3) 国民健康保険税の納期・納税の方法について

# ア 国民健康保険税の納税の方法

国民健康保険税の賦課期日は、当該年度の4月1日であり、宮崎市国民健康保険税条例第16条、第20条及び第21条の規定によって年金特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によって徴収するものとされている。

なお、平成 30 年度から普通徴収にかかる国民健康保険税の納付は、原則として口座振替の方法によるものとされている(同条例第13条第2項)。

年金特別徴収は、次の要件をすべて満たす場合が対象となる。

- ① 世帯主が国民健康保険に加入していること。
- ② 世帯内の国民健康保険加入者全員が65歳以上75歳未満であること。
- ③ 特別徴収の対象となる年金が18万円以上で、国民健康保険税と介護保険料の合計がその年金額の2分の1を超えないこと。

# イ 国民健康保険税の納期

普通徴収にかかる国民健康保険税の納期は下記のとおりである。

第1期 6月1日から同月30日まで 第2期 7月1日から同月31日まで 第3期 8月1日から同月31日まで 第4期 9月1日から同月30日まで 第5期 10月1日から同月30日まで 第6期 11月1日から同月30日まで 第7期 12月1日から同月31日まで 第8期 1月5日から同月31日まで 第9期 2月1日から同月31日まで 第10期 3月1日から同月31日まで

# (4) 調定額、収入額、収納率、不納欠損額、収入未済額の推移

宮崎市における国民健康保険税の平成 29 年度収納状況及び収納率等は、後掲の表のとおりである。

# (5) 所管課及び人員体制

#### ア 所管課

税務部国保年金課及び国保収納課

# イ 人員体制 (平成30年7月1日現在)

# 【国保年金課】 税務職員 45 名 (その他に嘱託員 31 名)

課長、課長補佐各1名のほか

管	理	係	4名
給	付	係	10名
賦	課	係	11名
健 診	指 導	係	5名
後期高	5齢給付	係	4名
後期高	5齢賦課	條係	3名
国 民	年 金	係	6名

平成29年度収納状況一覧

	$\odot$	(2)	(9)	4	(2)	5 強付未済		9	
ţ	- F	149 1	¥ + 1	収入済額	収入未済額	含収納率	収納率	不納欠損額	繰越額
# Ħ	調定額	収納本税	湿付木沖鎖	((2)-(3))	(1 - 4)	((2)/(1))	(4/1)		(2)-(9)
合計	12,934,776,752	9,001,853,076	12,117,363	8,989,735,713	3,945,041,039	%69.69	%05.69	609,700,609	3,245,340,430
現年度分	9,241,280,100	8,487,959,124	11,483,735	8,476,475,389	764,804,711	91.85%	91.72%	1,525,753	763,278,958
現 年(特徴)	962,147,300	962,613,700	466,400	962,147,300	0	100%	100%	0	0
現年(普徴合計)	8,279,132,800	7,525,345,424	11,017,335	7,514,328,089	764,804,711	90.90%	90.76%	1,525,753	763,278,958
滞納繰越額	3,693,496,652	513,893,952	633,628	513,260,324	3,180,236,328	13.91%	13.90%	698,174,856	2,482,061,472
平成28年度	797,585,110	146,338,110	335,400	146,002,710	651,582,400	18.35%	18.31%	4,978,098	646,604,302
平成27年度	739,545,908	100,367,837	97,800	100,270,037	639,275,871	13.57%	13.56%	6,715,430	632,560,441
平成26年度	708,298,411	103,754,805	68,828	103,685,977	604,612,434	14.65%	14.64%	80,048,018	524,564,416
平成25年度	550,226,054	74,162,100	64,600	74,097,500	476,128,554	13.48%	13.47%	155,415,725	320,712,829
平成24年度	434,117,163	39,452,930	27,000	39,425,930	394,691,233	9:09%	9.08%	266,496,331	128,194,902
平成23年度	167,425,185	17,801,381	15,000	17,786,381	149,638,804	10.63%	10.62%	72,573,198	77,065,606
平成22年度	117,237,550	14,689,596	10,000	14,679,596	102,557,954	12.53%	12.52%	42,194,806	60,363,148
平成21年度	81,692,738	8,149,449	0	8,149,449	73,543,289	9.98%	86.6	30,096,500	43,446,789
平成20年度	38,926,232	4,344,742	2,000	4,339,742	34,586,490	11.16%	11.15%	15,820,037	18,766,453
平成19年度	19,183,231	1,827,933	0	1,827,933	17,355,298	9.53%	9.53%	8,003,523	9,351,775
平成18年度	8,974,157	710,387	0	710,387	8,263,770	7.92%	7.92%	3,466,600	4,797,170
平成17年度	8,537,177	453,100	0	453,100	8,084,077	5.31%	5.31%	3,888,190	4,195,887
平成16年度	962'998'2	671,450	0	671,450	7,185,346	8.55%	8.55%	2,948,600	4,236,746
平成15年度	5,420,830	433,632	10,000	423,632	4,997,198	8.00%	7.81%	2,074,100	2,923,098
平成14年度	3,512,122	411,100	0	411,100	3,101,022	11.71%	11.71%	988,500	2,112,522
平成13年度	2,027,310	272,400	0	272,400	1,754,910	13.44%	13.44%	1,001,900	753,010
平成12年度	1,341,550	53,000	0	53,000	1,288,550	3.95%	3.95%	335,700	952,850
平成11年度	962,400	0	0	0	962,400	%00.0	%00'0	744,500	217,900
平成10年度	446,850	0	0	0	446,850	%00.0	%00'0	273,200	173,650
平成9年度	160,778	0	0	0	160,778	%00.0	%00'0	92,800	67,978
平成8年度	19,100	0	0	0	19,100	%00.0	%00.0	19,100	0
				0	0	-			0

平成29年度 国保税収納率の推移

(還付未済額を含む)

全体 (一般被保險者+退職被保險者) 現年分

	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末	5月末	最終
H27	5.85	15.38	23.32	31.49	39.64	48.44	57.03	62.29	73.26	82.59	89.10	-	90.33
H28	5.77	15.28	23.52	32.32	40.54	49.88	58.10	66.99	74.38	84.00	90.41	-	91.55
H29	6.44	16.09	23.93	32.73	40.79	50.15	58.17	67.26	74.57	84.02	90.49	_	91.85
対前年	0.67	0.81	0.41	0.41	0.25	0.27	0.07	0.27	0.19	0.02	0.08		0:30
全体 (-	一般被保険者	6者十 退職	+ 退職被保険者)	) 滞納分	分								
	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末	5月末	最終
H27	3.71	4.96	5.97	6.71	7.53	8.23	9.40	06'6	10.69	11.57	11.58	_	11.57
H28	3.39	4.56	5.74	6.78	7.78	8.71	9.84	10.53	11.24	12.18	12.18	1	12.19
H29	4.16	5.72	6.91	7.92	8.99	10.06	11.27	12.02	12.90	13.91	13.91	-	13.91
対前年	0.77	1.16	1.17	1.14	1.21	1.35	1.43	1.49	1.66	1.73	1.73		1.72
全体 (-	(一般被保)	般被保険者+退職被保険者)	被保険者	) 現年分十	分十滞納分	₽.							

※H28年度より特別徴収の本徴収分(10月、12月、2月)の調定日が当初賦課と同時期(6月初旬)になったため6月末の収納率が減少している。 1.42 1.34 1.28 1.03 1.05 0.89 0.90 0.82 1.03 対前年

67.27 68.00

最終

5月末

4月末 66.44 67.22 68.64

3月末 61.87 62.77

2月末 55.01 55.68

1月末 49.33 50.24

12月末

10月末 11月末

43.78

36.69

30.25

9月末 24.25

18.24

8月末

7月末

6月末 5.20 5.07

24.76

12.11

H27 H28

H29

【国保収納課】 税務職員24名(その他に嘱託員21名)

課長1名のほか

収納管理係5名徴収業務支援担当主幹1名収納第一係8名収納第二係9名

## (6) 債権管理に関する事務の概要

- ア 国民健康保険税の賦課調定に関する事務、国民健康保険税の減免に関する事務、 被保険者の資格及び異動に関する事務は、国保年金課賦課係が所掌し、国民健康 保険税の徴収、滞納処分、滞納処分の執行停止及び不納欠損処分に関する事務に ついては、国保収納課収納管理係、収納第一係及び収納第二係が所掌している。
- イ 普通徴収にかかる国民健康保険税については、前記(3)イの年10回の納期限に応じた納税通知書を6月に送付し、納期限までに納入されない場合には地方税法第726条に基づき納期限後20日以内に督促状を発送している。督促状を発送してもなお納入がない場合には、文書催告、徴収嘱託員の訪問催告あるいは滞納処分の実施により回収を図るとともに、執行停止要件に該当するものについては滞納処分の執行停止を検討し、滞納整理によっても最終的に回収できない場合には不納欠損処分によることとなる。

なお、宮崎市における強制徴収公債権の管理の基本的な流れについては、第3 章第2のとおりであり、国民健康保険税についても基本的に同様の流れに沿って 管理されている。

- ウ 国民健康保険税の賦課、調定、納期限、未納額、納入通知書、督促状、文書催告、納付相談の経過などは、納税管理課と同一プラットフォームの管理システム (THINKTAX国保)において管理され、システム画面から納税管理課が管理する滞納者の情報や滞納処分などの情報を閲覧することができる。
- エ 国民健康保険税については、他の強制徴収公債権と異なり、被保険者証の有効期間の制限(短期証)の交付や資格証明書(資格証)の交付による納税指導が実施されておりこの点については後述する。

## 4 監査の視点及び手法

## (1) 監査の視点

ア 強制徴収公債権である国民健康保険税の管理は、国民健康保険法、地方税法、

宮崎市国民健康保険条例、宮崎市国民健康保険税条例その他関係法令や規則、要綱等によって規律されていることから、その事務がこれら関係法令等に準拠して 実施されているかについて、合法性及び合規性の観点から監査した。

イ また、国民健康保険の被保険者は、自営業者、年金生活者、非正規労働者等であって、全国健康保険協会管掌の健康保険や企業、共済組合などの管理する健康保険と比較して、被保険者の所得水準額が低く、十分な資力を有していない被保険者が多い傾向があるため、主に滞納整理について、有効性及び効率性の観点から監査した。

#### (2) 監査の手法

公表されている統計データの収集・分析、国保年金課及び国保収納課に対する 文書による照会、関係資料の徴求・閲覧、国保年金課及び国保収納課担当者から のヒアリングを実施して監査した。

#### 5 監査事項及び監査結果

(1)被保険者資格及び世帯主認定に関する実態調査

#### ア概要

#### (ア) 被保険者の資格

国民健康保険法第5条は、「都道府県の区域内に住所を有する者は、当該都道 府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険の被保険者とする。」 (平成30年4月1日の現行法施行前は「市町村又は特別区(以下単に「市町村」 という。) の区域内に住所を有する者は、当該市町村が行う国民健康保険の被保 険者とする。」、以下本項において括弧内は改正前の条文)と定め、同法第7条 及び第8条第1項本文では、それぞれ「都道府県等が行う国民健康保険の被保 険者は、都道府県の区域内に住所を有するに至った日又は前条各号のいずれに も該当しなくなった日から、その資格を取得する。」(「市町村が行う国民健康保 険の被保険者は、当該市町村の区域内に住所を有するに至った日又は前条各号 のいずれにも該当しなくなった日から、その資格を取得する。」)、「都道府県等 が行う国民健康保険の被保険者は、都道府県の区域内に住所を有しなくなった 日の翌日又は第六条各号(第九号及び第十号を除く。)のいずれかに該当するに 至った日の翌日から、その資格を喪失する。」(「市町村が行う国民健康保険の被 保険者は、当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日の翌日又は第六条各 号(第九号及び第十号を除く。)のいずれかに該当するに至った日の翌日から、 その資格を喪失する。」)と定められている。

#### (イ) 世帯主の認定

地方税法第703条の4第1項は、国民健康保険を行う市町村は、当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する次に掲げる費用に充てるため、国民健康保険の被保険者である世帯主(当該市町村の区域内に住所を有する世帯主に限る。)に対し、国民健康保険税を課することができると規定し、宮崎市国民健康保険税条例第1条では、国民健康保険税は、国民健康保険の被保険者である世帯主に課することとされ、被保険者である資格のない世帯主であって、その世帯内に国民健康保険者の被保険者である者がある場合においては当該世帯主を被保険者である世帯主とみなして保険税を課するとされている。

地方税法第703条の4の規定する国民健康保険税の納税義務者である世帯主については、「主として世帯の生計を維持する者であって、国民健康保険税の納税義務者として社会通念上妥当とみとめられる者」と解することとしており(昭和26年7月9日付け保発第56号都道府県知事あて厚生省保険局長・地方財政委員会税務部長通知)、国民健康保険法にいう「世帯主」の定義についても、これに準じて取り扱うこととされている(昭和26年7月9日付け保発第56号の2都道府県知事あて厚生省保険局長通知)。

#### イ 監査結果

国民健康保険の被保険者資格については、住民基本台帳の記録によって判断され、督促状や催告書の不達等によって住民票上の住所に居住していないことが伺われ、さらに訪問調査等によってその可能性が高いと判断した場合には、その旨を市民課に報告し、市民課による実地調査と住民基本台帳からの職権削除を経て、国民健康保険の被保険者資格の喪失手続に反映させている。

また、世帯主の認定については、住民基本台帳の記録のみによって判断しており、住民基本台帳に世帯主として記録されている者が「主として世帯の生計を維持する者」に該当するか否かという観点から調査をすることはなく、これに該当しない場合に世帯主変更届(住民基本台帳法第 25 条第1項)の提出を指導するといった扱いもしていない。

## (2) 督促及び文書催告

## ア概要

国民健康保険税について、納期限までに納入されない場合には地方税法第 726 条に基づき納期限後 20 日以内に督促状を発送することとされている。 督促状を発送してもなお納入がない場合には、文書催告、徴収嘱託員の訪問催告を実施し、納税義務者の自主納税を促すこととなる。

#### イ 監査結果

(ア) 平成 29 年度の国民健康保険税にかかる督促状の発送状況は、次の表のとおりである。すべて地方税法第 726 条に従って納期限後 20 日以内に発送されていることが確認できた。

【平成29年度国民健康保険税督促状発送件数】

	5月	6月	7月	8月	9月	10月
	過年度1期	過年度2期	第1期 過年度3期	第2期 過年度4期	第3期 過年度5期	第4期 過年度6期
納期限	H29.5.1	H29. 5. 31	Н29. 6. 30	Н29.7.31	H29.8.31	Н29.10.2
発 送 日	Н29. 5. 19	H29. 6. 20	Н29.7.20	Н29. 8. 18	Н29. 9. 20	Н29. 10. 20
発送件数	346	135	11, 271	12, 048	11, 667	11, 863
	11月	12月	1月	2月	3月	4月
	第5期 過年度7期	第6期 過年度8期	第7期 過年度9期	第8期 過年度10期	第9期 過年度11期	第10期 過年度12期
納期限	H29.10.31	Н29.11.30	Н30.1.4	Н30. 1. 31	Н30. 2. 28	Н30.4.2
発 送 日	H29.11.20	Н29. 12. 20	Н30.1.24	Н30. 2. 20	Н30. 3. 20	Н30. 4. 20
発送件数	11, 361	11, 016	10, 973	11, 268	10, 874	10, 599

発送件数計113,421件

- (イ) 国保収納課では、督促状発送後に納付しなかった新規滞納者に対して、8月、9月、12月及び3月に一次催告書を送付しており、一次催告対象者以外の滞納者については、原則として、5月、11月及び2月の年3回、一斉催告を実施している。平成29年度の催告数は、県内27,996件、県外1,930件の計29,926件であった。
- (ウ) 督促状及び催告書にかかる納付書には、督促手数料及び延滞金の欄があり、システムから出力された時点で具体的金額が印字されているが、いずれも納付書発送までに調定はされておらず、宮崎市財務規則第 30 条の「当該収入金の性質により、事前に調定することができない収入金」に該当するものとして、入金があったものについて事後調定をする扱いとしている。

#### (3) 徴収嘱託員による催告及び徴収

#### ア概要

国保収納課には、平成30年7月1日現在で13名の徴収嘱託員が採用されており、宮崎市国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料徴収嘱託員設置要綱に基づき、国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の滞納世帯への催告及び徴収、滞納世帯の居住確認及び生活状況、資格異動の調査等の職務に従事している。

#### イ 監査結果

平成 29 年度において、徴収嘱託員による集金額は現年度分 230,124,328 円 (18,664 件)、滞納繰越分 86,578,938 円 (11,399 件)、合算で 316,703,266 円 (30,063 件) であって、その収納割合は 3.52 パーセントとなっており、一定の効果を上げていることが確認できた。

なお、ヒアリングによれば、徴収嘱託員の人員は適正であって、業務上の支障 等は特に生じていないとのことであった。

#### (4)納付相談

## ア概要

納付相談に訪れる滞納者は、一括納付は困難であるものの納付意思は有している場合が多いと考えられ、他の強制徴収公債権と同様に自主納付を原則とする国民健康保険税の滞納整理においても、納税相談は、滞納者の自主的な納付を促す重要な機会であって、積極的な活用が期待されるところである。

#### イ 監査結果

- (ア) 国保収納課における納税相談に際しての基本的な対応は次のとおりである。
  - ① THINKTAX国保でこれまでの経過、所得申告状況等を確認する。
  - ② 滞納者の用件を聞き、非自発的離職等であれば賦課係の減免を案内する。
  - ③ 用件を聞いた上で1~2年以内に完納できる計画であれば、分納に応じる。
  - ④ 用件を聞いた上で、完納できない計画であれば、生活状況を具体的に聴取 し、場合によっては生活状況確認書の提出を求めて、分納に応じるか否かを 判断する。
  - ⑤ 分納に応じる場合には、チラシを使用して、納期内納付が原則であること、 納付相談や分割納付をしていても滞納処分を受ける可能性があることなどを

説明し、分割納付書を交付する。

- ⑥ 納付相談を受けた内容については、直ちにTHINKTAX国保の経過記録に入力する。
- (イ)納税相談の第一義的な目的は自主納付の促進にあることから、納税相談に際 して積極的な財産調査は行っていないとのことである。前記生活状況確認書に も、財産の有無に関する記載欄はあるが、単に財産の有無や残高を確認するも のであって、個別の財産の具体的情報を記入する体裁とはなっていない。
- (ウ) 平成 29 年度国保収納課窓口応対件数(後期高齢者医療保険料に関するものを含む) は次の表のとおりであり、定期的に夜間窓口や休日納税相談窓口を設置することで、平日日中以外に納付相談を希望する者の需要に応えている。

#### 【平成29年度国保収納課窓口応対件数】

(件)

4 月	5月	6 月	7月	8月	9月
1, 512	1,728	2,025	1,677	1,890	1, 355
10月	11月	12月	1月	2月	3 月
1,841	2,095	2, 172	1,607	2,003	2,003

窓口応対件数計21,908件

# (5) 国民健康保険税の軽減・減免

## ア概要

#### (ア) 国民健康保険税の軽減

低所得世帯に対する保険税の軽減を図るため、地方税法第703条の5、宮崎市国民健康保険税条例第23条に基づき、世帯主及び被保険者の所得の合計が一定額以下の場合、均等割額・平等割額が軽減される。

その他に倒産、解雇などの非自発的失業者にかかる軽減制度、後期高齢者医療制度創設に伴う国民健康保険税の軽減制度がある。

# (イ) 国民健康保険税の減額

宮崎市国民健康保険税条例第 25 条、宮崎市国民健康保険税の減免に関する 規則に基づき、以下のいずれかに該当するもののうち特に必要があると認めら れるものに対しては、国民健康保険税が減免される。

- ① 貧困のため公私の生活扶助を受ける者
- ② 災害等により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者
- ③ 被保険者の資格を取得した日において 65 歳以上である者であって、資格取得日の前日において高齢者の医療の確保に関する法律第7条第4項第1号、第2号、第4号、第5号又は第7号に該当する者(資格取得日において、同法の規定による被保険者となった者に限る。)の被扶養者であったもの(資格取得日の属する月以後2年を経過するまでの間にある者に限る。)
- ④ 前3号に掲げる者を除くほか、特別の事由がある者

## イ 監査結果

(ア) 宮崎市の平成29年度の軽減の件数・軽減額及び軽減制度の内容は、次の表のとおりである。

## 【平成29年度軽減の件数・軽減額】

		医療保険分	
	世帯数	均等割軽減額(円)	平均割軽減額(円)
7割軽減	20, 268		
5割軽減	9, 027	864, 063, 200	417, 119, 760
2割軽減	6, 608		
合計	35, 903	1, 281, 1	182, 960
		後期高齢者支援	金分
	世帯数	均等割軽減額(円)	平均割軽減額(円)
7割軽減	20, 268		
5割軽減	9, 027	283, 674, 800	113, 935, 688
2割軽減	6, 608		
合計	35, 903	397, 63	10, 488
		介護保険分	
	世帯数	均等割軽減額(円)	平均割軽減額(円)
7割軽減	8, 069		
5割軽減	3, 814	95, 230, 710	44, 782, 650
2割軽減	2, 935		
合計	14, 818	140, 0	13, 360

## 【軽減制度(7割、5割、2割軽減)】(但し、平成30年度)

区	医療仍	<b></b> 保険分	後期高齢者	<b>首支援金分</b>	介護伊	<b></b> 保険分	判定基準の所得額
分	均等割額	平均割額	均等割額	平均割額	均等割額	平均割額	刊尼基毕の所付銀
7割	16, 450円	11,620円	6, 440円	4, 550円	6, 510円	3, 360円	330,000円 以下
5割	11,750円	8,300円	4,600円	3, 250円	4,650円	2,400円	330,000円 + 275,000円×被保険者数 以下
2割	4, 700円	3, 320円	1,840円	1, 300円	1,860円	960円	330,000円 + 500,000円×被保険者数 以下

(イ) 宮崎市における平成29年度の減免事由・減免額は、次の表のとおりである。

# 【平成 29 年度減免事由・減免額】

	所得減少	Î	給付制限	4	特定世帯		災害		合計
件数	減免額(円)	件数	減免額(円)	件数	減免額(円)	件数	減免額(円)	件数	減免額(円)
17	9 16, 266, 577	57	2, 460, 600	290	8, 475, 595	2	16, 700	528	27, 219, 472

なお、平成 29 年度の減額のうち所得減少を理由とする任意に抽出した 20 件の減額事例について経過記録を閲覧したが、申請手続や判断過程に問題があるものはなかった。

(6) 国民健康保険税滞納世帯にかかる措置(短期証や資格証の交付など)

## ア概要

国民健康保険税の滞納世帯については、宮崎市国民健康保険税滞納世帯に係る 措置の実施要項及び保険税滞納世帯に係る措置の事務取扱に基づき、国民健康保 険法第9条の規定による被保険者証の返還、被保険者資格証明書(資格証)の交 付及び短期被保険者証(短期証)の交付等の措置が講ぜられることとなる。

短期被保険者証(短期証)は、国民健康保険税の滞納を理由として有効期間が 通例よりも短く定められた被保険者証であって、宮崎市では、特に必要と認める 場合を除き、被保険者証の交付日において、滞納期数が 11 期以上の世帯が交付 の対象とされている。短期被保険者証(短期証)は保険給付を制限するものではなく、更新の機会を納付指導や納税交渉の機会として活用することによって、滞納額の縮減や滞納解消に繋げる効果が期待されている。

被保険者資格証明書(資格証)を交付された場合、医療機関で受診する際には保険診療費の全額(10割)を支払わなければならず、後日、申請によって保険診療費のうち自己負担分以外を支給してもらうこととなる。宮崎市では、特別な事情がある場合を除き、短期被保険者証(短期証)交付世帯のうち滞納期間が1年を超えた世帯が被保険者資格証明書(資格証)の交付対象とされている。

## イ 監査結果

(ア) 宮崎市における平成 29 年度の短期被保険者証(短期証)及び被保険者資格証明書(資格証)の交付状況は、次の表のとおりである。

【平成29年度資格証及び短期証交付状況】

	合計		世帯数		資格訂	E(人)	短期記	正(人)
月・日	(1)+(2)	①資格証	②短	期証	加入者数	高校生	加入者数	高校生
	(U+W)	交付者	未更新者	交付者	加八有数	世代以下	加八有数	世代以下
(平成29年7月1日現在)	4,690	223	0	4, 467	237	9	7,756	1,582
(平成29年8月1日現在)	5,011	212	0	4, 799	226	8	8, 501	1,822
(平成29年9月1日現在)	4,922	205	0	4,717	218	8	8, 352	1,773
(平成29年10月1日現在)	4,850	199	0	4,651	212	8	8, 188	1,615
(平成29年11月1日現在)	4,677	350	0	4, 327	396	25	7,814	1,556
(平成29年12月1日現在)	4, 565	329	0	4, 236	371	24	7,647	1,646
(平成30年1月1日現在)	4, 468	312	0	4, 156	349	21	7, 473	1,614
(平成30年2月1日現在)	4,535	293	0	4, 242	322	17	7, 361	1, 595
(平成30年3月1日現在)	4, 442	283	0	4, 159	312	17	7, 237	1,577
(平成30年4月1日現在)	4, 358	274	0	4, 084	301	17	7, 104	1,556
(平成30年5月1日現在)	4, 303	267	0	4,036	294	17	6, 997	1,526
(平成30年6月1日現在)	4, 182	257	0	3, 925	283	17	6,811	1,500

(イ) ヒアリングによれば、短期被保険者証(短期証)あるいは被保険者資格証明書(資格証)との交付と滞納額の縮減や滞納解消に関する具体的なデータはないとのことであった。

## (7) 財産調査と滞納処分

## ア概要

国民健康保険税が納期限までに納入されない場合には地方税法第726条に基づき納期限後20日以内に督促状を発送し、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促にかかる国民健康保険税を完納しないときは、滞納処分によって、滞納者の財産を差し押えなければならないとされている(同法第728条第1項第1号)。

国保収納課が主に行っている滞納処分は、①預金差押、②生命保険差押、③給 与差押、④不動産差押及び⑤国税還付金差押であり、滞納処分の前提として、金 融機関に対する照会などの財産調査を実施している。

## イ 監査結果

(ア) 平成29年度において国保収納課が実施した滞納処分(差押・換価・解除)、 交付要求及び財産調査の件数等は、次の表のとおりである。

# 【(国保) 差押·交付要求集計表】

(単位:円)

		差押		換価		解除	調査
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数
預金	3,594	808,306,354	3,577	137,359,988	4	336,600	13,215
給与	60	39,651,826	301	16,644,853	11	8,225,300	297
不動産	13	35,744,914	0	0	16	15,771,317	116
年金	3	971,600	11	926,100	0	0	0
生命保険	161	74,889,067	54	8,154,161	10	2,667,000	4,159
売掛金等	21	17,429,460	79	4,384,700	3	2,301,900	0
その他	0	0	0	0	0	0	0
捜索	2	560,900	1	56,945	0	0	5
国税還付金	26	14,794,730	178	9,363,973	0	0	218
小計	3,880	992,348,851	4,201	176,890,720	44	29,302,117	18,010
交付要求	81	18,731,472	11	2,354,519	26	6,820,470	0
合計	3,961	1,011,080,323	4,212	179,245,239	70	36,122,587	18,010

- (イ)なお、前記表中解除44件のうち全額納付以外の理由による解除事例全件について経過記録を閲覧したが、合理的な分納誓約、勤務先解雇や退職、執行停止等を理由とするもので解除事由やその判断過程に問題のあるものはなかった。
- (ウ) 国民健康保険税の収納等は、納税管理課と同一プラットフォームの管理システムであるTHINKTAX国保において管理され、システム画面から納税管理課が管理する滞納者の情報や滞納処分などの情報を閲覧することができる。市民税の賦課に関わる滞納者の不動産、軽自動車、勤務先事業所についてはシステム上で確認でき、確認できる勤務先事業所については給与について照会をしている。また、預金調査及び生命保険調査については、所定の条件によって抽出された滞納者について定期的に実施しており、国税還付金については毎年1月から4月頃実施される税務署(国税)との協議の際に情報を交換している。
- (エ) THINKTAX国保で、納税管理課の滞納情報や滞納処分の経過を確認することはできるが、具体的な滞納処分における換価余剰の有無については、担当者レベルの情報交換にとどまり、国保収納課と納税管理課の間で共通のルールはない。

#### (8) 滞納者死亡後の滞納整理

## ア概要

国民健康保険税の被保険者について相続があった場合には、その相続人は、法 定相続分に従って、被相続人に課されるべき、又は被相続人が納付し、若しくは 納入すべき国民健康保険税を納付し、又は納入しなければならない(ただし、限 定承認をした相続人は、相続によって得た財産を限度とする)(地方税法第9条 第1項及び第2項)。

## イ 監査結果

国保収納課では、国民健康保険税の滞納者の死亡が判明した場合でも相続人調査や相続放棄の有無についての照会などは実施しておらず、相続人に対する請求も実施していないとのことであった。

## (9) 不納欠損処理

## ア概要

平成29年度の国民健康保険税の不納欠損の状況は、次の表のとおりである。

亚岭29年度 国民健康保險税不納欠損金集計表

11111
黑
,个剂、/ 損金果計
Ĭ
Ÿ
<u>``</u>
$\stackrel{\sim}{\rightarrow}$
兴
河
<del>K</del>
聚
<b>国氏健康保険祝</b> 、
珂
野
#
3
半成29年度1
1

19,100 92,800 273,200 659,900 201,800 1,001,900 924,400 1,565,800 2,080,000 2,648,490

金額(円)

																						ı
件数(期別)	3	12	17	30	11	51	48	99	94	103	85	143	365	950	1,503	1,414	6,758	12,776	7,004	629	454	131
人員(人)	1	2	3	4	4	6	9	12	20	20	20	40	74	210	329	231	1,411	2,156	1,742	157	101	49
年 度	平成8	6	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	56
																						_
金額(円)	0	0	0	84,600	133,900	0	64,100	508,300	868,600	1,239,700	1,324,700	4,445,315	8,371,085	13,033,300	16,203,465	49,972,025	172,861,301	0	0	0	0	0
件数(期別)	0	0	0	4	8	0	4	16	42	22	74	317	285	903	1,065	3,460	13,693	0	0	0	0	0
人員(人)	0	0	0	2	1	0	2	9	5	6	15	95	117	154	177	2,409	2,264	0	0	0	0	0
年 度	平成8	6	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	22	28	56
金額(円)	19,100	92,800	273,200	744,500	335,700	1,001,900	988,500	2,074,100	2,948,600	3,888,190	3,466,600	8,003,523	15,820,037	30,096,500	42,194,806	72,573,198	266,496,331	155,415,725	80,048,018	6,715,430	4,978,098	1,525,753
件数(期別)	3	12	17	34	19	51	25	82	136	160	159	460	947	1,853	2,568	4,874	20,451	12,776	7,004	689	454	131
人員(人)	1	2	3	9	5	6	8	18	25	29	35	135	191	364	206	2,640	3,675	2,156	1,742	157	101	49
年 度	平成8	6	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	59

80,048,018

6,715,430 4,978,098 1,525,753

430,590,218

7,448,952

17,063,200

22,601,173 93,635,030 155,415,725

25,991,341

2,141,900 3,558,208

#### イ 監査結果

不納欠損額 699,700,609 円のうち現年分が 1,525,753 円、滞納繰越分が 698,174,856 円となっている。不納欠損事由としては、消滅時効(5年時効経過・執行停止中時効消滅を含む)によるものが 269,110,391 円、執行停止3年経過及び5項即時消滅によるものが 430,590,218 円でこれらの事由で不納欠損額の全額を占めている。

なお、5項即時消滅事例のうち任意に抽出した10件の経過記録を閲覧したが、 高齢者の生活保護受給者や死亡に伴うもので、特に問題のあるものはなかった。

# 6 指摘・意見

#### (1)指摘

## 【指摘5】

納税相談の第一義的な目的は自主納付の促進にあることから、納税相談に際して積極的な財産調査は行っていないという点については理解できるところであるが、分納の判断に際して、口頭の説明だけでは足りず、前記生活状況確認書の提出を求める必要がある場合にまで、財産調査を消極的である必要はない。具体的な個別財産の記載を求めることで、相談者の財産状況が明らかになることはもちろん、記載を拒絶するような場合には納付意思の誠実さについて消極的な判断材料にもなることから、同生活状況確認書に、財産の有無に関する記載欄のみではなく、個別の財産の具体的情報を記入する欄を設けるとともに、当該相談者の具体的な財産状況についても聴取を試みるべきである。

## 【指摘6】

地方税法第9条第1項及び第2項において、国民健康保険税の被保険者について相続があった場合には、その相続人は、法定相続分に従って、被相続人に課されるべき、又は被相続人が納付し、若しくは納入すべき国民健康保険税を納付し、又は納入しなければならないと明確に定められているのであるから、国民健康保険税の滞納者について死亡が判明した場合でも相続人調査や相続放棄の有無についての照会などは実施しておらず、相続人に対する請求も実施していないという取り扱いは相当ではない。すべての相続案件に相続調査を実施することは経済性、効率性の観点から現実的ではないことは理解できるが、滞納金額が大きい事案等の一定の基準を設けた上で、相続調査を実施し、相続人に対して滞納している国民健康保険税を請求すべきである。

また、滞納金額がそれほど大きくない場合であって、相続調査を要することなく相続人を把握している場合には、当該相続人に対して事情を聴取して、過分な負担なく可能な範囲で、相続人に対する請求を実施すべきである。

## (2)意見

# 【意見12】

地方税法第703条の4の規定する国民健康保険税の納税義務者である世帯主については、「主として世帯の生計を維持する者であって、国民健康保険税の納税義務者として社会通念上妥当とみとめられる者」と解することとしており(昭和26年7月9日付け保発第56号都道府県知事あて厚生省保険局長・地方財政委員会税務部長通知)、国民健康保険法にいう「世帯主」の定義についても、これに準じて取り扱うこととされている(昭和26年7月9日付け保発第56号の2都道府県知事あて厚生省保険局長通知)が、市では、世帯主の認定については、住民基本台帳の記録のみによって判断している。

しかしながら、訪問調査等によって、住民基本台帳上の「世帯主」と「主として生計を維持する者」とが相違していることが判明した場合には、世帯主変更届(住民基本台帳法第25条第1項)の提出を指導するなどして、納税義務者を明確にすることが望ましい。

#### 【意見13】

短期被保険者証(短期証)や被保険者資格証明書(資格証)は、滞納額の縮減や滞納解消に繋げる効果も期待されているのであるから、短期被保険者証(短期証)あるいは被保険者資格証明書(資格証)との交付と滞納額の縮減や滞納解消に関する具体的なデータを集計し、分析・活用する方法を検討することが望ましい。

## 【意見14】

滞納処分に関し、同一滞納者について、納税管理課が実施した滞納処分において換価余剰が認められる場合には、国保収納課としての速やかな滞納処分や交付要求によって回収が図れる可能性は非常に高いと考えられるため、同一の滞納者に対する具体的な滞納処分における換価余剰の有無については、担当者レベルの情報交換にとどまらず、国保収納課と納税管理課の間で共通の情報交換のルールを策定することが望ましい。

#### (3)考察

※ 本考察は、国民健康保険税に限らず、本報告書での言及の有無にかかわらず、督促手数料や延滞金の徴収を要するすべての債権に当てはまることであるが、本報告書の構成上、本項において述べる。

国民健康保険税について、督促状及び催告書にかかる納付書には、督促手数料及び延滞金の欄があり、システムから出力された時点で具体的金額が印字されているが、いずれも納付書発送までに調定はされておらず、宮崎市財務規則第 30条の「当該収入金の性質により、事前に調定することができない収入金」に該当するものとして、入金があったものについて事後調定をする扱いとしている。

しかしながら、地方自治法第231条では、「普通地方公共団体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入通知をしなければならない。」とされ、事後調定は、法律上又は性質上事前調定がなされない場合に限られるとされているのであるから、システムから出力された時点で具体的金額が印字されているということは、少なくともその範囲では金額は確定しており、「当該収入金の性質により、事前に調定することができない収入金」に該当するとの判断には疑問が残る。また、督促手数料及び延滞金をすべて事後調定とする扱いとした場合、現実には発生しているが未収のままとなっている督促手数料や延滞金の存在を決算上から確認することはできず、その徴収の実態や相当性を外部から確認することはできない。

この問題は、宮崎市のみの問題ではなく、地方自治法その他財務に関する関係 法令の解釈にも関わることであって、【指摘】や【意見】とすることについては いささか躊躇を覚えるが、少なくとも現実には発生しているが未収のままとなっ ている督促手数料や延滞金の存在とその金額を明確にする手段を検討すること が相当と考え、【考察】として述べるものである。

## 第2 後期高齢者医療保険料

#### 1 制度の概要と根拠法令

## (1)後期高齢者医療保険制度の概要

従前の老人保健制度では、75歳以上の高齢者は国民健康保険や被用者保険に加入し、各々に保険料を払いつつ、市町村が運営する同制度から給付を受けていたが、高齢者世代と現役世代の分担ルールや財政・運営責任を明確化し、都道府県ごとの医療水準に応じた保険料を高齢者全員で公平に負担するとともに、後期高齢者について心身の特性や生活実態等を踏まえた新たな医療制度を創設するこ

となどを目的として、平成 20 年4月から、それまでの老人保健制度に代わり、75 歳以上の後期高齢者(一定以上の障がいのある65 歳以上75 歳未満の者を含む)を対象とする後期高齢者医療制度が始まった。

後期高齢者医療制度では、都道府県ごとにすべての市町村が加入する広域連合 (宮崎県の場合は宮崎県後期高齢者医療広域連合)が運営主体となり(高齢者の 医療の確保に関する法律第48条)、広域連合が、被保険者の資格管理、医療給付、 保険料賦課、被保険証の交付、保険事業の実施等の事務を行い、保険料の徴収及 び被保険者の便益に資する事務(申請・届出の受付、被保険証の引渡し等の窓口 業務等)については各市町村が行うこととなる。

## (2)後期高齢者医療制度における費用の分担について

後期高齢者医療制度の医療にかかる費用のうち、被保険者が医療機関窓口で支払う自己負担を除いた分を、公費(国、都道府県、市町村)が5割を負担、高齢者以外の現役世代の保険料から支払われる後期高齢者支援金が4割を負担し、残る1割を被保険者が後期高齢者医療保険料を納めることによって負担することとなる。

#### (3) 被保険者の資格等について

ア 後期高齢者医療の被保険者の資格は次のとおりである(高齢者の医療の確保に 関する法律第50条)。

- ① 後期高齢者医療広域連合区域内(宮崎県内)に住所を有する 75歳以上の方
- ② 後期高齢者医療広域連合区域内(宮崎県内)に住所を有する 65歳以上75歳未満の方であって、一定の障がいがある方 で申請し認定を受けた方
- ③ 福祉施設への入所や長期入院等の事情により他の都道府県の 住所地特例施設に住所を移す場合は、引き続き宮崎県の後期 高齢者医療広域連合の被保険者となる(住所地特例)
- ④ 県外に住所を有する国民健康保険の住所地特例被保険者が75歳になった場合、または一定の障がいにより後期高齢者医療広域連合の認定を受けた場合は、宮崎県の後期高齢者医療広域連合の被保険者となる(住所地特例)
- イ 後期高齢者医療の被保険者となる時期は次のとおりである(高齢者の医療の確保に関する法律第52条)。

- ① 後期高齢者医療広域連合区域内(宮崎県内)に住所を有する方が75歳になった日
- ② 75 歳以上の方が他都道府県より後期高齢者医療広域連合区域内(宮崎県内) に転入してきた日
- ③ 後期高齢者医療広域連合区域内(宮崎県内)に住所を有する65歳以上75歳未満の方が一定の障がいにより後期高齢者医療広域連合の認定を受けた日
- ④ 後期高齢者医療広域連合区域内(宮崎県内)市町村の国民健康保険加入者で、 県外住所地特例施設に住所を有する方が 75 歳になった日または一定の障が いにより後期高齢者医療広域連合の認定を受けた日

## 2 債権の種類及び消滅時効期間

- (1)債権の種類 強制徴収公債権(高齢者の医療の確保に関する法律第113条)
- (2) 消滅時効期間 2年(高齢者の医療の確保に関する法律第160条)

#### 3 宮崎市における後期高齢者医療保険料の概要

(1) 被保険者の状況について

宮崎市における被保険者の推移は、次の表のとおりである。

## 【被保険者の推移(各年度末現在)】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
75歳以上の方	47,626 人	49, 184 人	50, 350 人
65 歳から 74 歳までの 障 が い 認 定 の 方	910 人	869 人	874 人
計	48,536 人	50,053 人	51, 224 人

## (2)後期高齢者医療保険料について

後期高齢者医療保険料は市町村が徴収するものとされ、同保険料は後期高齢者 医療広域連合が被保険者に対し、後期高齢者医療広域連合の全区域にわたって均 一の保険料率であることその他の政令で定める基準に従い後期高齢者医療広域 連合の条例で定めるところにより算定された保険料率によって算定された保険 料額によって課することとされている(高齢者の医療の確保に関する法律第 104 条)。 後期高齢者医療保険料率は2年ごとに後期高齢者医療広域連合が定めており、 宮崎県における平成30年度及び同31年度の保険料は、原則として、次の算定式 によって算定された金額となる(宮崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療 に関する条例第4条ないし第10条)。



- ※ 一定所得以下の人は、世帯の所得に応じて均等割額の9割、8.5割、5割あるいは2割が軽減される(同条例第14条)。
- ※ 後期高齢者医療保険料の賦課限度額は、年額62万円(同条例第10条)。
- (3)後期高齢者医療保険料の納期・納付の方法について
- ア 後期高齢者医療保険料の納付の方法

後期高齢者医療保険料の賦課期日は、当該年度の4月1日であり、高齢者の医療の確保に関する法律第107条によって、特別徴収(市町村が老齢等年金給付を受ける被保険者から老齢等年金給付の支払をする者に保険料を徴収させ、かつ、その徴収すべき保険料を納入させることをいう)の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によって徴収するものとされている。

特別徴収:年額 18 万円以上の年金受給者が対象となり、後期高齢者医療保険料が原則年金から差し引かれる。ただし、後期高齢者利用保険料と介護保険料を合わせた保険料額が年金額の2分の1を超える場合には差し引かれない。

普通徴収:特別徴収に該当する被保険者以外の被保険者が対象

イ 後期高齢者医療保険料の納期

普通徴収にかかる後期高齢者医療保険料の納期は、下記のとおりである。

記

第1期 7月1日から同月31日まで 第2期 8月1日から同月31日まで 第3期 9月1日から同月30日まで 第4期 10月1日から同月31日まで

第5期 11月1日から同月30日まで

第6期 12月1日から翌年1月4日まで

第7期 1月5日から同月31日まで

第8期 2月1日から同月末日まで

# (4) 調定額、収入額、収納率、不納欠損額、収入未済額の推移

宮崎市における後期高齢者医療保険料の平成29年度収納状況及び収納率等は、 後掲の表のとおりである。

平成 29 年度不納欠損額は 11,854,400 円であり、現年分が 261,300 円、滞納繰越分が 11,593,100 円であった。

## (5) 所管課及び人員体制

## ア 所管課

税務部国保年金課及び国保収納課

## イ 人員体制 (平成30年7月1日現在)

国保年金課及び国保収納課の人員体制については本章第1-3-(5)のとおりであり、後期高齢者医療保険料を所管する部署は、国保年金課管理係、後期高齢賦課係並びに国保収納課収納管理係、収納第一係及び収納第二係である。

# 【平成29年度後期高齢者医療保険料収納状況一覧】

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
	調定額	3,101,624,100	3,219,217,700	3,331,824,700
	収入済額	3,086,496,900	3,203,441,300	3,317,322,264
配生	還付未済額	7,820,400	7,801,800	6,577,600
次	不納欠損額	107,200	164,700	261,300
	収入未済額	22,840,400	23,413,500	20,818,736
	収納率	99.51%	99.51%	895'66
	調定額	48,984,580	42,444,900	39,357,000
熊	収入済額	15,633,180	13,790,300	13,246,939
설 전 8	還付未済額	57,400	20,000	14,700
料料	不納欠損額	14,216,400	12,575,900	11,593,100
尔	収入未済額	19,192,400	16,098,700	14,531,661
	収納率	31.91%	32.49%	33.66%
	調定額	3,150,608,680	3,261,662,600	3,371,181,700
	収入済額	3,102,130,080	3,217,231,600	3,330,569,203
(10	還付未済額	7,877,800	7,821,800	6,592,300
盂	不納欠損額	14,323,600	12,740,600	11,854,400
	収入未済額	42,032,800	39,512,200	35,350,397
	収納率	98.46%	98.64%	98.80%

収納率二収入済額(還付未済含む) ; 調定額(不納欠損前)

# (6)債権管理に関する事務の概要

ア 後期高齢者医療保険料の賦課に関する事務、被保険者の認定に関する事務等は 宮崎県後期高齢者医療広域連合会が実施し、保険料の徴収に関する事務等は宮崎 市が実施する。宮崎市では、被保険者の資格に関する事務は国保年金課後期高齢 給付係が、後期高齢者保険料の賦課及び納入に関する事務、後期高齢者医療保険 料の減免に関する事務は後期高齢賦課係が所掌し、後期高齢者医療保険料の徴収、 滞納処分、滞納処分の執行停止及び不納欠損処分に関する事務については、国保 収納課収納管理係、収納第一係及び収納第二係が所掌している。

イ 普通徴収にかかる後期高齢者医療保険料については、前記(3)イの年8回の 納期限に応じた納入通知書を7月送付し、納期限までに納付されない場合には地 方自治法第231条の3第1項及び宮崎市分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条 例第2条に基づき納期限後20日以内に督促状を発送している。督促状を発送し てもなお納付がない場合には、文書催告、徴収嘱託員の訪問催告を実施して回収 を図るとともに、滞納処分を検討し、最終的に回収できない場合には不納欠損処 分によることとなる。

なお、宮崎市における強制徴収公債権の管理の基本的な流れについては、第3 章第2のとおりである。

- ウ 後期高齢者医療保険料に関する事務は独自の管理システム(MCWEL後期高齢)において管理されているが、滞納整理についてはTHINKTAX国保による管理が行われ、画面から国民健康保険税に関する情報や納税管理課が管理する滞納者の情報や滞納処分などの情報を閲覧することができる。
- エ 後期高齢者医療保険料については、他の強制徴収公債権と異なり、被保険者証 の有効期間の制限(短期証)の交付による納税指導が実施されている。

# 4 監査の視点及び手法

#### (1) 監査の視点

- ア 強制徴収公債権である後期高齢者医療保険料の管理は、高齢者の医療の確保に 関する法律、地方自治法、宮崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関す る条例、宮崎市後期高齢者医療に関する条例その他関係法令や規則、要綱等によ って規律されていることから、その事務がこれら関係法令等に準拠して実施され ているかについて、合法性及び合規性の観点から監査した。
- イ また、後期高齢者医療保険の被保険者は75歳以上の高齢者等である上、普通徴収の対象者は、年金受給額が低い、あるいは年金を受給していない場合が多く、被保険者の所得水準額が低く、十分な資力を有していないことが多い傾向があるため、主に滞納整理について、有効性及び効率性の観点から監査した。

#### (2) 監査の手法

公表されている統計データの収集・分析、国保年金課及び国保収納課に対する 文書による照会、関係資料の徴求・閲覧、国保年金課及び国保収納課担当者から のヒアリングを実施して監査した。

#### 5 監査事項及び監査結果

## (1) 居所不明者調查

#### ア概要

後期高齢者医療保険料の賦課に関する事務や被保険者の認定に関する事務は、 宮崎市から提供される住民基本台帳上の世帯情報や税情報に基づいて、宮崎県後 期高齢者医療広域連合が実施する。

高齢者の医療の確保に関する法律第53条では、当該後期高齢者医療広域連合の 区域内に住所を有しなくなった日の翌日からその資格を喪失すると定められて おり、①後期高齢者医療被保険者証が返送された者、②後期高齢者医療保険料納 入通知書、督促状、催告書等が返送された者、③親族、同居人又は家主等から居 所不明の連絡があった者、及び④その他住所又は居所が確認できない者について は、宮崎県後期高齢者医療の居所不明者に係る資格取扱事務処理要綱(平成22 年10月26日告示第14号)に基づき、宮崎市が居所不明者調査を実施すること とされている。

#### イ 監査結果

宮崎市では、事務の効率化を図る観点から、宮崎県後期高齢者医療の居所不明者に係る資格取扱事務処理要綱に従った居所不明者調査は実施されておらず、後期高齢者医療保険及び国民健康保険における居所不明者調査は、市民課が宮崎市住民基本台帳実態調査実施要領に基づく定期調査及び随時調査によって調査しているとのことであった。

国保年金課において、前記要綱が調査の対象とする①後期高齢者医療被保険者証が返送された者、②後期高齢者医療保険料納入通知書、督促状、催告書等が返送された者、③親族、同居人又は家主等から居所不明の連絡があった者、及び④その他住所又は居所が確認できない者に該当するような事例を把握した場合は、まず同課において調査を実施し、その上でさらに居所不明である場合には市民課に調査を依頼することとなっている。

## (2) 督促及び文書催告

## ア概要

後期高齢者医療保険料について、納期限までに納付されない場合には地方自治 法第231条の3第1項及び宮崎市分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例第2 条に基づき納期限後20日以内に督促状を発送することとされている。

督促状を発送してもなお納付がない場合には、文書催告、徴収嘱託員の訪問催告を実施し、納付義務者の自主納付を促すこととなる。

## イ 監査結果

(ア) 平成 29 年度の後期高齢者医療保険料にかかる督促状の発送状況は、次の表のとおりである。すべて地方自治法第 231 条の 3 第 1 項及び宮崎市分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例第 2 条に従って納期限後 20 日以内に発送されていることが確認できた。

## 【平成29年度後期高齢者医療保険料督促状発送件数】

	5月	6月	7月	8月	9月	10月
	過年度51期	過年度52期	過年度53期	第1期 過年度54期	第2期 過年度55期	第3期 過年度56期
納期限	H29.5.1	H29. 5. 31	Н29. 6. 30	H29.7.31	H29.8.31	Н29. 10. 2
発 送 日	Н29. 5. 19	H29. 6. 20	Н29. 7. 20	H29.8.18	H29. 9. 20	H29. 10. 20
発送件数	147	4	1	2, 192	1,635	1, 699
	11月	12月	1月	2月	3月	4月
	第4期 過年度57期	第5期 過年度58期	第6期 過年度59期	第7期 過年度60期	第8期 過年度61期	過年度62期
納期限	H29. 10. 31	Н29. 11. 30	Н30.1.4	Н30.1.31	Н30.2.28	Н30.4.2
発 送 日	H29. 11. 20	H29. 12. 20	Н30. 1. 24	Н30. 2. 20	Н30.3.20	Н30. 4. 20
発送件数	882	961	988	1, 084	1,004	131

- (イ) 国保収納課では、督促状発送後に納付しなかった滞納者に対して、原則として、5月、10月及び2月の年三回、一斉催告を実施している。平成29年度の催告数は計2,926件であった。
- (ウ) 督促状及び催告書にかかる納付書には、督促手数料及び延滞金の欄があり、 システムから出力された時点で具体的金額が印字されているが、いずれも納付書

発送までに調定はされておらず、宮崎市財務規則第 30 条の「当該収入金の性質により、事前に調定することができない収入金」に該当するものとして、入金があったものについて事後調定をする扱いとしている。

## (3) 徴収嘱託員による催告及び徴収

## ア概要

国保収納課には、平成30年7月1日現在で13名の徴収嘱託員が採用されており、宮崎市国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料徴収嘱託員設置要綱に基づき、国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の滞納世帯への催告及び徴収、滞納世帯の居住確認及び生活状況、資格異動の調査等の職務に従事している。

#### イ 監査結果

平成 29 年度において、徴収嘱託員による集金額は現年度分 17,043,900 円、滞納繰越分 3,613,500 円、合算で 20,657,400 円であった。また、国民健康保険税関連を含む訪問実績は 63,602 件であり、一定の効果を上げていることが確認できた。

なお、ヒアリングによれば、徴収嘱託員の人員は適正であって、業務上の支障 等は特に生じていないとのことであった。

## (4)後期高齢者医療保険料の軽減・減免について

## ア概要

#### (ア)後期高齢者医療保険料の軽減

低所得世帯に対する保険料の軽減を図るため、高齢者の医療の確保に関する 法律第104条第2項、同法施行令第18条第4項、宮崎県後期高齢者医療広域連 合後期高齢者医療に関する条例第14条に基づき、世帯主及び被保険者の所得の 合計が一定額以下の場合、均等割額・所得割額が軽減される。

#### (イ)後期高齢者医療保険料の減免

高齢者の医療の確保に関する法律第111条、宮崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第18条に基づき、以下のいずれかに該当するものうち必要があると認められるものに対しては、後期高齢者医療保険料が減免される。

- ① 被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水 害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財その他の財産につい て著しい損害を受けたこと
- ② 被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと又は その者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院したことにより、その 者の収入が著しく減少したこと
- ③ 被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと
- ④ 被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷 害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著し く減少したこと
- ⑤ 前各号に掲げるもののほか、特別の事情があること

#### イ 監査結果

(ア) 宮崎市の平成29年度の軽減対象者数及び軽減額は、次の表のとおりである。

## 【後期高齢者医療制度軽減対象者の状況(平成29年度)】

(当初賦課時)

区分	人数(人)	減免額(円)
被扶養者であった者	949	32, 171, 100
均等割2割軽減対象者	3, 776	36, 627, 200
均等割5割軽減対象者	4, 696	114, 690, 800
均等割7割(8.5割)軽減対象者	12, 102	498, 602, 400
均等割9割軽減対象者	12, 501	545, 043, 600
所得割2割軽減対象者	5, 219	26, 876, 916
合 計	39, 243	1, 254, 012, 016

(イ) 宮崎市における平成 29 年度の減免者数及び減免額は、第1号(前記①) 該当が5名、計58,200円、第5号(前記⑤)が1名、37,900円であった。

#### (5) 財産調査と滞納処分

# ア概要

高齢者の医療の確保に関する法律第113条では、市町村が徴収する保険料は地方自治法第231条の3第3項に規定する法律で定める歳入とすると定められ、同

条項によって地方税の滞納処分の例により処分することが認められている。

また、都道府県後期高齢者医療主管課(部)長・指定都市後期高齢者医療主管課(部)長・都道府県後期高齢者医療広域連合事務局長あて厚生労働省保険局高齢者医療課長通知「後期高齢者医療制度における被保険者資格証明書の運用に係る留意点等について」(平成21年5月20日)(保高発第0520001号)第二-1-(4)では、市町村においては、きめ細かな収納対策を適切に行った上で、保険料の納付につき十分な収入、資産等があるにもかかわらず、なお保険料を納めない被保険者に対し、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)第113条の規定に基づく滞納処分を積極的に行うこととされている。

## イ 監査結果

平成29年度において国保収納課が実施した滞納処分(差押・換価・解除)、交付要求及び財産調査の件数等は、次の表のとおりである。

# 【(後期高齢) 差押·交付要求集計表】

(単位:円)

E (DO)311-3 Pal-7	.— • •	) - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -					
		差押		換価		解除	調査
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数
預金	75	5,787,300	72	2,739,502	0	0	(
給与	0	0	0	0	0	0	
不動産	0	0	0	0	0	0	
年金	0	0	0	0	0	0	
生命保険	0	0	0	0	0	0	
売掛金等	0	0	0	0	0	0	
その他	0	0	0	0	0	0	
捜索	0	0	0	0	0	0	
国税還付金	0	0	0	0	0	0	
小計	75	5,787,300	72	2,739,502	0	0	
交付要求	0	0	0	0	0	0	
合 計	75	5,787,300	72	2,739,502	0	0	,

#### (7) 連帯納付義務者に対する請求

## ア概要

高齢者の医療の確保に関する法律第108条第2項及び第3項では、被保険者の後期高齢者医療保険料について、世帯主及び配偶者がこれを連帯して納付する義務があると定めている。

## イ 監査結果

国保収納課では、連帯納付義務者である世帯主や配偶者に対し、納入の通知、 督促、催告、滞納処分を実施していないとのことであった。

#### (8) 滞納者死亡後の滞納整理

## ア概要

後期高齢者医療保険料の被保険者について相続があった場合には、その相続人は、法定相続分に従って、被相続人に課されるべき、又は被相続人が納付し、若しくは納入すべき後期高齢者医療保険料を納付し、又は納入しなければならない(ただし、限定承認をした相続人は、相続によって得た財産を限度とする)(高齢者の医療の確保に関する法律第112条、地方税法第9条第1項及び第2項)。

イ 国保収納課では、後期高齢者医療保険料の滞納者の死亡が判明した場合でも相続人調査や相続放棄の有無についての照会などは実施しておらず、相続人に対する請求も実施していないとのことであった。

# 6 指摘・意見

## (1)指摘

#### 【指摘7】

高齢者の医療の確保に関する法律第108条第2項及び第3項では、被保険者の後期高齢者医療保険料について、世帯主及び配偶者がこれを連帯して納付する義務があると定めているのであるから、一律に連帯納付義務者である世帯主や配偶者に対し、納入の通知、督促、催告、滞納処分を実施していないとの扱いは相当ではない。世帯主や配偶者が容易には把握できないといった場合を除き、連帯納付義務者である世帯主や配偶者に対して、納入の通知や督促、催告あるいは場合によっては滞納処分を実施すべきである。

## 【指摘8】

高齢者の医療の確保に関する法律第112条、地方税法第9条第1項及び第2項によって、後期高齢者医療保険料の被保険者について相続があった場合には、その相続人は、法定相続分に従って、被相続人に課されるべき、又は被相続人が納付し、若しくは納入すべき後期高齢者医療保険料を納付し、又は納入しなければならないと明確に定められているのであるから、後期高齢者医療保険料の滞納者について死亡が判明した場合でも相続人調査や相続放棄の有無についての照会などは実施しておらず、相続人に対する請求も実施していないという取り扱いは相当ではない。すべての相続案件に相続調査を実施することは経済性、効率性の観点から現実的ではないことは理解できるが、滞納金額が大きい事案等の一定の基準を設けた上で、相続調査を実施し、相続人に対して滞納している後期高齢者医療保険料を請求すべきである。

また、滞納金額がそれほど大きくない場合であって、相続調査を要することなく相続人を把握している場合には、当該相続人に対して事情を聴取して、過分な負担なく可能な範囲で、相続人に対する請求を実施すべきである。

## (2) 意 見 特にない。

#### (3) 考察

居所不明者調査について、高齢者の医療の確保に関する法律第53条では、当該後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有しなくなった日の翌日からその資格を喪失すると定められており、①後期高齢者医療被保険者証が返送された者、②後期高齢者医療保険料納入通知書、督促状、催告書等が返送された者、③親族、同居人又は家主等から居所不明の連絡があった者、及び④その他住所又は居所が確認できない者については、宮崎県後期高齢者医療の居所不明者に係る資格取扱事務処理要綱(平成22年10月26日告示第14号)に基づき、宮崎市が居所不明者調査を実施することとされているが、宮崎市では、事務の効率化を図る観点から、宮崎県後期高齢者医療の居所不明者に係る資格取扱事務処理要綱に従った居所不明者調査は実施されておらず、独自に、後期高齢者医療保険及び国民健康保険における居所不明者調査は、市民課が宮崎市住民基本台帳実態調査実施要領に基づく定期調査及び随時調査によって調査しているとのことであって、同要綱と実態との乖離が生じている。

しかしながら、宮崎県後期高齢者医療広域連合の構成員である宮崎市が、同連合が定める要綱に基づかない事務を独自に遂行することについては、行政の一体性や合規性の観点からは問題なしとしない。この問題は、宮崎市単独の問題でなく、宮崎県後期高齢者医療広域連合及びこれを構成する市町村を含めた問題であ

るため、【考察】として述べるものであるが、適宜な機会に、前記要綱と宮崎市 あるいは各市町村の実態の乖離を是正し、同要綱との整合性を図る方策について 協議することが必要と考える。

# 第3 介護保険料

# 1 制度の概要と根拠法令

## (1)介護保険制度の概要

介護保険制度は、「加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため」(介護保険法第1条)、市町村が保険者として運営する社会保険制度であって、被保険者は、市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者(第1号被保険者)及び市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者(第2号被保険者)である(同法第9条)。

市町村は、介護保険事業に要する費用に充てるため、第1号被保険者から、保 険料を徴収しなければならず(同法第 129 条第1項)、宮崎市では、宮崎市介護 保険条例及び宮崎市介護保険条例施行規則を制定して、介護保険料の徴収を実施 している。

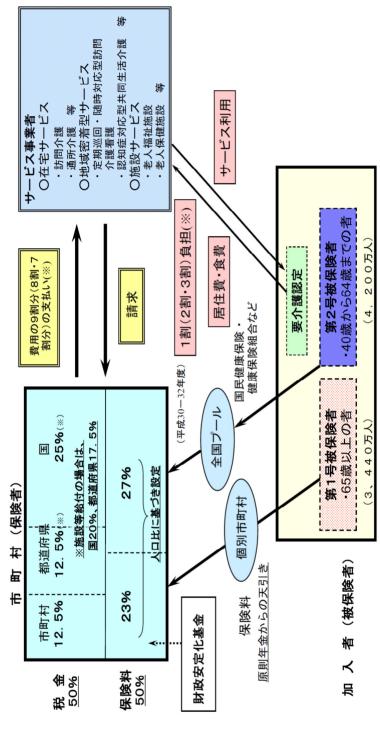
なお、被保険者のうち、第2号被保険者の介護保険料は、被保険者が加入する 医療保険の算定方法によって定められ、医療保険者が徴収するものとされており、 市町村は第2号保険者からは保険料を徴収しない(同法第129条第4項)。

#### (2) 介護保険制度における費用の分担について

宮崎市の利用者負担を除く介護総費用のうち、23.0%が第1号被保険者から徴収する介護保険料の負担となり、27.0%が第2号被保険者の介護保険料の負担となる。また、公費の負担は全体の50.0%であり、その内訳は国25.0%、宮崎市12.5%、宮崎県12.5%となっている。

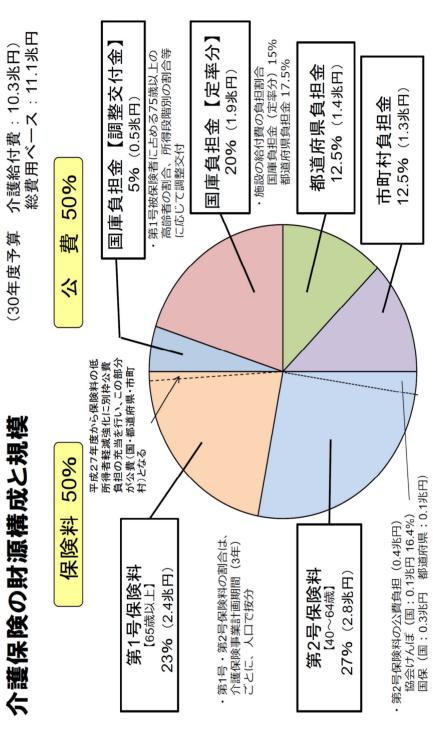
介護保険制度の仕組み及び国レベルの介護保険の財源と規模については、後掲の厚生労働省の資料参照。

# 介護保険制度の仕組み



(注) 第1号被保険者の数は、「平成28年度介護保険事業状況報告年報」によるものであり、平成28年度末現在の数である。 第2号被保険者の数は、社会保険診療報酬支払基金が介護給付費納付金額を確定するための医療保険者からの報告によるものであり、平成28年度内の月平均値で

ある。 (※)一定以上所得者については、費用の2割負担(平成27年8月施行)又は3割負担(平成30年8月施行)。



※数値は端数処理をしているため、合計が一致しない場合がある。

# 2 債権の種類及び消滅時効期間

(1)債権の種類 強制徴収公債権(介護保険法第144条)

(2)消滅時効期間 2年(介護保険法第200条第1項)

# 3 宮崎市における介護保険料の概要

(1)被保険者の状況について

宮崎市における被保険者の推移は、次の表のとおりである。

#### 【被保険者の推移(各年度賦課時点)】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
第 1 号被保険者数	100, 220 人	103, 372 人	106,022 人

#### (2)介護保険料について

宮崎市の65歳以上の人の介護保険料は、宮崎市の利用者負担を除く介護サービスの総費用のうち65歳以上の人が負担する割合(23%)に応じて基準額を決め、この基準額をもとに収入の少ない人にも過重な負担とならないよう前年の所得等に応じて段階的に保険料が定められている。

平成30年度の介護保険料は後掲のとおりである(宮崎市介護保険条例第2条)。

## (3) 介護保険料の納期・納付の方法について

# ア 介護保険料の納付の方法

介護保険料の賦課期日は、当該年度の4月1日であり、介護保険法第131条によって、特別徴収(市町村が老齢等年金給付を受ける被保険者から老齢等年金給付の支払をする者に保険料を徴収させ、かつ、その徴収すべき保険料を納入させることをいう)の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によって徴収するものとされている。

特別徴収:年額 18 万円以上の年金受給者が対象となり、年金の定期払い(年 6 回)の際に介護保険料が年金から差し引かれる。

平成30~32年度(2018~2020年度)の介護保険料額(年額)

	1/A00 02+12 (2010 2020+12) 07/19/M/2/19/2 (+13)					
所得段階			対 象 者	計算方法	保険料額(年額)	
	生活	保護受給者				
第1段階	本	市世民帯	老齢福祉年金受給者、 本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	基準額×0.45	30,700 円	
第2段階	人が市	税全 非員 課が	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	基準額×0.70	47,800 円	
第3段階	民税	税	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超	基準額×0.75	51,300 円	
第4段階	非課税	が課市世い税民帯	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	基準額×0.85	58,100円	
第5段階	税	るの税に 人	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超	基準額	68,400 円	
第6段階	本人が市民税課税		本人の合計所得金額が125万円未満	基準額×1.20	82,000 円	
第7段階			本人の合計所得金額が125万円以上200万円未満	基準額×1.35	92,300 円	
第8段階			本人の合計所得金額が200万円以上300万円未満	基準額×1.55	106,000円	
第9段階			本人の合計所得金額が300万円以上400万円未満	基準額×1.65	112,800 円	
第10段階			本人の合計所得金額が400万円以上600万円未満	基準額×1.95	133,300 円	
第11段階			本人の合計所得金額が600万円以上800万円未満	基準額×2.05	140,200 円	
第12段階			本人の合計所得金額が800万円以上	基準額×2.15	147,000 円	

<sup>※「</sup>課税年金収入額」とは、公的年金のうち、国民年金・厚生年金・共済年金などの課税対象となる種類の年金の収入額です。障がい年金・遺族年金・老齢福祉年金などは含まれません。

普通徴収:特別徴収に該当する被保険者以外の被保険者が対象

# イ 介護保険料の納期

普通徴収にかかる介護保険料の納期は、下記のとおりである。

<sup>※「</sup>合計所得金額」とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。なお、平成30(2018)年4月から「合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除」及び「公的年金等に係る雑所得を控除(所得段階が第1~5段階のみ)」した額を用います。

第1期 6月1日から同月30日まで 第2期 7月1日から同月31日まで 第3期 8月1日から同月31日まで 第4期 9月1日から同月30日まで 第5期 10月1日から同月31日まで 第6期 11月1日から同月30日まで 第7期 12月1日から同月31日まで 第8期 1月5日から同月31日まで 第9期 2月1日から同月末日まで 第10期 3月1日から同月31日まで

## (4) 調定額・収入額・収納率・不納欠損額・収入未済額の推移

宮崎市における介護保険料の平成29年度調定額、収入額等及び過去3年間の推移は、次の表のとおりである。

区分		第6期				
	刀	平成27度	平成28年度	平成29年度		
現年度分	調定額(円)	6, 270, 064, 700	6, 489, 742, 900	6, 673, 045, 900		
	収入済額(円)	6, 163, 105, 894	6, 394, 080, 677	6, 589, 388, 300		
	不納欠損額(円)	0	0	0		
	収入未済額 (円)	106, 958, 806	95, 662, 223	83, 657, 600		
	収納率(%)	98. 29	98. 53	98.75		
滞納繰越分	調定額(円)	208, 951, 182	208, 585, 088	188, 327, 562		
	収入済額(円)	37, 593, 500	45, 230, 840	36, 770, 800		
	不納欠損額(円)	69, 311, 700	70, 161, 809	65, 232, 473		
	収入未済額(円)	102, 045, 982	93, 192, 439	86, 324, 289		
	収納率(%)	17. 99	21. 68	19. 52		
合計	調定額(円)	6, 479, 015, 882	6, 698, 327, 988	6, 861, 373, 462		
	収入済額(円)	6, 200, 699, 394	6, 439, 311, 517	6, 626, 159, 100		
	不納欠損額(円)	69, 311, 700	70, 161, 809	65, 232, 473		
	収入未済額(円)	209, 004, 788	188, 854, 662	169, 981, 889		
	収納率(%)	95.70	96. 13	96. 57		

平成 29 年度不納欠損額は 65, 232, 473 円であり、現年度分はなく、全額が滞納 繰越分となっている。

## (5) 所管課及び人員体制

ア 所管課 福祉部介護保険課

イ 人員体制 (平成30年4月1日現在)

【介護保険課】 職員94名(括弧内は嘱託員数)

主幹(自立支援担当) 1名

地域包括ケア推進係 27名(8名)

介護予防係 9名

保 険 料 係 16名 (8名)

認 定 審 査 係 17名

介護サービス係 10名(1名)

事業所指導係 13名

## (6) 債権管理に関する事務の概要

ア 介護保険料の賦課及び徴収に関する事務は、福祉部介護保険課が所掌し、滞納 整理については同課保険料係が担当している。

イ 普通徴収にかかる介護保険料については、前記(3)イの年10回の法定納期限に合わせて納入通知書を送付し、納期限までに納付されない場合には地方自治法第231条の3第1項及び宮崎市分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例第2条に基づき納期限後20日以内に督促状を発送している。督促状を発送してもなお納付がない場合には、文書催告、徴収嘱託員の訪問催告を実施して回収を図るとともに、最終的に回収できない場合には不納欠損処分によることとなる。

なお、宮崎市における強制徴収公債権の管理の基本的な流れについては、第3 章第2のとおりである。

- ウ 介護保険料の賦課、調定、納期限、未納額、納入通知書、督促状、文書催告、 納付相談の経過などは、納税管理課や国保収納課と同一プラットフォームの管理 システム (THINKTAX介護保険)において管理されているが、システム画 面から納税管理課が管理する滞納者の情報や滞納処分などの情報を閲覧すること はできない。
- エ 介護保険料については、他の強制徴収公債権と異なり、滞納期間に応じた処置

として、保険料滞納者に係る支払方法の変更 (介護保険法第 66 条)、保険給付の支払の一時停止 (同法第 67 条)、保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例 (給付額減額) (同法第 67 条) の処置が実施されることになる。

# 4 監査の視点及び手法

# (1) 監査の視点

- ア 強制徴収公債権である介護保険料の管理は、介護保険法、地方自治法、宮崎市 介護保険条例その他関係法令や規則、要綱等によって規律されていることから、 その事務がこれら関係法令等に準拠して実施されているかについて、合法性及び 合規性の観点から監査した。
- イ また、介護保険の第1号被保険者は、市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者である上、普通徴収の対象者は年金を受給していない場合が多く、被保険者の所得水準額が低く、十分な資力を有していないことが多い傾向があるため、主に滞納整理について、有効性及び効率性の観点から監査した。

# (2) 監査の手法

公表されている統計データの収集・分析、介護保険課に対する文書による照会、関係資料の徴求・閲覧、介護保険課担当者からのヒアリングを実施して監査した。

# 5 監査事項及び監査結果

(1)被保険者資格等に関する実態調査

# ア概要

## (ア) 被保険者の資格

介護保険法第9条は、「市町村の区域内に住所を有する」ことを被保険者の用件とし、同法第11条は、第9条の規定による当該市町村が行う介護保険の被保険者は、当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日の翌日から、その資格を喪失すると定めている。

# (イ) 世帯主及び配偶者の連帯納付義務

介護保険法第132条第2項及び第3項では、被保険者の介護保険料について、 世帯主及び配偶者がこれを連帯して納付する義務があると定めている。

#### イ 監査結果

介護保険の被保険者資格については、住民基本台帳のシステムの連携することによって管理されており、独自の転入者調査はしていない。転出者について、督促状や催告書の不達等によって住民票上の住所に居住していないことが伺われ、さらに訪問調査等によってその可能性が高いと判断した場合には、その旨を市民課に報告し、市民課による実地調査と住民基本台帳からの職権削除を経て、介護保険の被保険者資格の喪失手続に反映させている。

また、世帯主及び配偶者についても、必要に応じて住民基本台帳の記録によって判断することとなるが、後述のとおり、介護保険課では、配偶者に対する納入の通知、督促、催告、滞納処分は実施されていない。

## (2) 督促及び文書催告

## ア概要

介護保険料について、納期限までに納付されない場合には地方自治法第231条の3第1項及び宮崎市分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例第2条に基づき納期限後20日以内に督促状を発送することとされている。

督促状を発送してもなお納付がない場合には、文書催告、徴収嘱託員の訪問催告を実施し、納付義務者の自主納付を促すこととなる。

#### イ 監査結果

- (ア) 平成30年度第5期までの介護保険料にかかる督促状の発送状況を確認したところ、すべて地方自治法第231条の3第1項及び宮崎市分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例第2条に従って納期限後20日以内に発送されていることが確認できた。
- (イ)介護保険課では、督促状発送後に納付しなかった滞納者に対して、年5回(5月、8月、10月、12月及び2月)に一斉催告を実施しており、平成29年度の催告数は8,224件、平成30年度10月分までの催告数は4,461件となっている。
- (ウ) 督促状及び催告書にかかる納付書には、督促手数料及び延滞金の欄があり、システムから出力された時点で具体的金額が印字されているが、いずれも納付書発送までに調定はされておらず、宮崎市財務規則第30条の「当該収入金の性質により、事前に調定することができない収入金」に該当するものとして、入金があったものについて事後調定をする扱いとしている。

#### (3) 徴収嘱託員による催告及び徴収

## ア概要

介護保険課保険料係には、平成30年4月1日現在で8名の嘱託員が採用されており、宮崎市介護保険料納付相談員設置要綱に基づき、介護保険料の滞納世帯への催告及び徴収、滞納世帯の居住確認及び生活状況、資格移動の調査等の職務に従事している。

#### イ 監査結果

平成 29 年度において、嘱託員による集金額は 36,901,000 円であり、訪問実績に関する集計データはないとのことであったが、一定の効果を上げていることが確認できた。

なお、ヒアリングによれば、徴税嘱託員の人員は適正であって、業務上の支障 等は特に生じていないとのことであった。

# (4)納付相談・窓口相談

## ア概要

納付相談に訪れる滞納者は、一括納付は困難であるものの納付意思は有している場合が多いと考えられ、他の強制徴収公債権と同様に自主納付を原則とする介護保険料の滞納整理においても、納税相談は、滞納者の自主的な納付を促す重要な機会であって、積極的な活用が期待されるところである。

## イ 監査結果

- (ア)介護保険課における納税相談に際しての基本的な対応は次のとおりである。
  - ① 納付困難との相談については、困難の理由をできるだけ具体的に聞き取り、 滞納管理システムに記録する。
  - ② 滞納分について一括納付が原則であることを説明し、一度に納付できる時期を確認する。
  - ③ 分割納付希望については、現年分の納期内納付との並行納付が原則であることを説明し、1年以内の分納に限り認める。
  - ④ 完納まで1年を超える少額分納は、過去に認めた場合を除き、認めず、訪問徴収もしくは来課納付を進める。
  - ⑤ 消滅時効、給付制限、催告書、延滞金、財産調査、滞納処分については必

ず説明を行う。

- (イ)納付相談の第一義的な目的は自主納付の促進にあることから、納付相談に際 して積極的な財産調査は行っていないとのことである。
- (ウ) なお、介護保険課では平成29年度の納付相談あるいは窓口応対の件数は把握していないとのことであった。
- (5) 介護保険料の減免について

## ア概要

介護保険法第142条、宮崎市介護保険条例第6条に基づき、以下のいずれかに 該当するものうち特に必要があると認められるものに対しては、介護保険料を減 免することができる。

- ① 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、 風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産 について著しい損害を受けたとき
- ② 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したとき、 又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、 その者の収入が著しく減少したとき
- ③ 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したとき
- ④ 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、 冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著し く減少したとき
- ⑤ 前各号に掲げるもののほか、特別な理由があるとき。

## イ 監査結果

平成 29 年度における減免件数は 13 件であり、そのすべてが生活困窮(前記③) によるものであった。

(6) 財産調査と滞納処分

# ア概要

介護保険法第144条は、市町村が徴収する保険料その他介護保険法の規定による徴収金は、地方自治法第231条の3第3項に規定する法律で定める歳入とする

と規定し、同条項は、当該歳入並びに当該歳入に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができると定めている。

#### イ 監査結果

介護保険料滞納整理基本方針によれば、滞納処分の基準は、滞納額 10 万円以上で、①預貯金、②年金、③給与の順に、差押え可能額がある場合で、かつ、相談等のない場合とされている。

介護保険課において、平成 29 年度に実施した滞納処分は 2 件で、いずれも年金 差押、差押金額等については、 1 件が、差押金額 223,800 円、換価金額 110,000 円 (差押係属中)、 1 件が、差押金額 159,500 円、換価金額 20,000 円 (平成 29 年 6 月差押解除) となっている。

なお、ヒアリングによれば、介護保険課として一定の要件で預金調査を実施しているが、生命保険等調査や不動産調査は実施してないとのことであった。

# (7) 連帯納付義務者に対する請求

## ア概要

介護保険法第132条第2項及び第3項では、被保険者の介護保険料について、 世帯主及び配偶者がこれを連帯して納付する義務があると定めている。

#### イ 監査結果

介護保険課では、納入通知書(介護保険料額通知書)裏面において連帯納付義務に関する説明を記載し、徴収嘱託員においても状況に応じて連帯納付義務に関する説明をしているが、連帯納付義務者である世帯主や配偶者に対し、納入の通知、督促、催告、滞納処分を実施していないとのことであった。

## (8) 滞納者死亡後の滞納整理

# ア概要

介護保険料の被保険者について相続があった場合には、その相続人は、法定相続分に従って、被相続人に課されるべき、又は被相続人が納付し、若しくは納入すべき介護保険料を納付し、又は納入しなければならない(ただし、限定承認をした相続人は、相続によって得た財産を限度とする)(介護保険法第143条、地方税法第9条第1項及び第2項)。

イ 介護保険課では、介護保険料の滞納者について相続があった場合、住民基本台帳や徴収職員が接するご家族からの聴取によって相続人の有無について調査し、「ご家族様」宛てに催告書を送付するなどしてはいるが、それ以上の相続人調査や相続放棄の有無についての照会などは実施しておらず、また具体的な相続人に対する請求も実施していないとのことであった。

## (9) 不納欠損処理

介護保険料の平成29年度不納欠損額は、滞納繰越分のみ65,232,473円であって、すべて時効消滅を理由とするものである。

なお、介護保険料については、消滅時効期間が2年であること、保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例(給付額減額)(同法第67条)の処置が予定されていることなどから、介護保険課では執行停止は実施していない。

## 6 指摘・意見

## (1)指摘

## 【指摘9】

介護保険法第132条第2項及び第3項では、被保険者の介護保険料について、 世帯主及び配偶者がこれを連帯して納付する義務があると定めているのである から、連帯納付義務者である世帯主や配偶者に対し、納入の通知、督促、催告、 滞納処分を実施しないとの扱いは相当ではない。連帯納付義務について、納入 通知書(介護保険料額通知書)裏面において連帯納付義務に関する説明を記載 し、徴収嘱託員においても状況に応じて連帯納付義務に関する説明をするなど して自主的な納入を促している点は評価できるが、世帯主や配偶者が容易には 把握できないといった場合を除き、連帯納付義務者である世帯主や配偶者に対 して、納入の通知や督促、催告あるいは場合によっては滞納処分を実施すべき である。

## 【指摘10】

介護保険法第143条、地方税法第9条第1項及び第2項によって、介護保険料の被保険者について相続があった場合には、その相続人は、法定相続分に従って、被相続人に課されるべき、又は被相続人が納付し、若しくは納入すべき介護保険料を納付し、又は納入しなければならないと明確に定められているのであるから、介護保険料の滞納者について相続があった場合でも、住民基本台帳の確認等を除き、詳しい相続人調査や相続放棄の有無についての照会などは

実施しておらず、具体的な相続人に対する請求も実施していないという取り扱いは相当ではない。すべての相続案件について詳しく相続調査を実施することは経済性、効率性の観点から現実的ではないことは理解できるが、滞納金額が大きい事案等の一定の基準を設けた上で、相続調査を実施し、判明した具体的な相続人に対して滞納している介護保険料を請求すべきである。

# (2)意見

## 【意見15】

介護保険法第 132 条第 2 項が連帯納付義務を課す「世帯主」は、「主として世帯の生計を維持する者」であると解され、必ずしも住民基本台帳上の世帯主であるとは限らない。

したがって、連帯納付義務者である世帯主への請求を実施することを前提として、訪問調査等によって、住民基本台帳上の「世帯主」と「主として生計を維持する者」とが相違していることが判明した場合には、世帯主変更届(住民基本台帳法第25条第1項)の提出を指導するなどして、納付義務者を明確にすることが望ましい。

## 第4 下水道使用料

## 1 債権の概要及び根拠法令

## (1)債権の内容

市が設置する公共下水道を使用する者から徴収する料金である。

# (2) 根拠法令

下水道法第 20 条及び宮崎市下水道条例(以下「下水道条例」という。) 第 15 条で本債権の徴収権限が定められ、同条例第 16 条第 1 項及び宮崎市下水道条例施行規程(以下「下水道条例施行規程」という。) 第 14 条で徴収方法、下水道条例 第 17 条から第 19 条で料金の算定方法が定められている。

## 【下水道法】

## 第20条(使用料)

公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使 用料を徴収することができる。

2 使用料は、次の原則によって定めなければならない。

- 一下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。
- 二 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。
- 三 定率又は定額をもつて明確に定められていること。
- 四 特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。
- 3 公害防止事業費事業者負担法(昭和四十五年法律第百三十三号)の規定に基づき事業者がその設置の費用の一部を負担した公共下水道について当該事業者及びその他の事業者から徴収する使用料は、政令で定める基準に従い、当該事業者が同法の規定に基づいてした費用の負担を勘案して定めなければならない。

#### 【宮崎市下水道条例】

#### 第15条(使用料の徴収)

管理者は、公共下水道の使用について、使用者から使用料を徴収する。

2 使用者が、宮崎市水道事業給水条例第3条第2項第2号に規定する共用給水装置を共同で使用する者である場合においては、当該使用者は、連帯して使用料の納付義務を負うものとする。

## 第16条(使用料の徴収方法)

使用料は、2月分を汚水量が認定された日の属する月の翌月の末日までに管理者が 別に定める方法により徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、管理者が別に定める場合は、毎月若しくは随時に徴収し、又は概算により前納させることができる。

## 第17条(使用料の算定方法)

使用料の額は、毎月、使用者が排除した汚水の量に応じ、別表に定めるところにより算定した額に 100 分の 108 を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

#### 第18条 (汚水の排除量の認定)

使用者が排除した汚水量の認定は、次に定めるところによる。

- (1) 水道水を使用した場合は、水道の使用水量とする。
- (2) 水道水以外の水を使用した場合は、その使用水量とし、使用水量は使用者の使用の 態様を勘案して管理者が認定する。
- (3) 氷雪製造業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量が、その営業に伴い公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なる場合の使用水量は、前2号の規定にかかわらず、使用の態様を勘案して管理者が認定する。
- 2 前項の規定により認定された汚水量は、1月ごとに認定された場合はその水量とし、 2月ごとに認定された場合は各月均等に排除されたものとみなす。
- 3 管理者は、第1項の規定による認定をするために必要があると認めたときは、適当な 場所に計測のための装置を取り付けることができる。
- 4 使用者は、善良なる管理者の注意をもって前項の装置を管理し、使用者の責めに任ずべき事由によりその装置を亡失又は損傷したときは、市にその損害を賠償しなければならない。

# 第19条(使用料の算定の特例)

月の中途において、公共下水道の使用を開始し、中止し、又は廃止した場合の基本使用料は、管理者が別に定めるところにより日割りにより算定する。

# 別表 (第17条関係)

	1			
種類	区分	汚水量	金額	
	基本使用料			750 円
		10 立方メートルまでの部分	1立方メートルにつき	20 円
	従量使用料	10 立方メートルを超え 30 立方 メートルまでの部分	1 立方メートルにつき	126 円
一般汚水		30 立方メートルを超え 100 立 方メートルまでの部分	1 立方メートルにつき	164 円
/JX1.7/JX		100 立方メートルを超え 500 立 方メートルまでの部分	1 立方メートルにつき	197 円
		500 立方メートルを超え 1,000 立方メートルまでの部分		210 円
		1,000 立方メートルを超える部 分	1 立方メートルにつき	235 円
浴場業汚水及 び温泉水汚水	従量使用料		1立方メートルにつき	22 円

# 【宮崎市下水道条例施行規程】

## 第14条(使用料の徴収方法等)

使用料は、口座振替又は払込の方法により徴収する。

- 2 公共下水道の使用を中止し、又は廃止したときは、その都度使用料を算定し徴収する。
- 3 使用料の納入期限は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日とする。
- (1) 条例第16条第1項に規定するもの 次表の期及び区域の区分に従い、汚水量を認 定した日の属する月の翌月(以下「徴収月」という。)の末日

期	区域	認定期間
第1期	A	4月1日から4月30日まで
	В	5月1日から5月31日まで
第2期	A	6月1日から6月30日まで
	В	7月1日から7月31日まで
第3期	A	8月1日から8月31日まで
	В	9月1日から9月30日まで
第4期	A	10月1日から10月31日まで
	В	11月1日から11月30日まで

第5期	A	12月1日から12月31日まで
	В	1月1日から1月31日まで
第6期	A	2月1日から2月28日まで
	В	3月1日から3月31日まで

- (2) 次条第1項第1号、第2号及び前項に規定するもの 徴収月の末日
- (3) 次条第2項に規定するもの 1回目に徴収する分については、徴収月の末日、2回目に徴収する分については、徴収月の翌月の末日

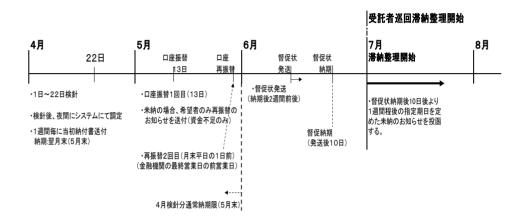
# (3)債権の種類

強制徴収公債権(地方自治法第 225 条、同法第 231 条の 3 第 3 項、同法附則第 6 条第 3 号)

- (4) 消滅時効期間 5年(地方自治法第236条第1項)
- (5) 債権発生から調定・収納の流れ

株式会社宮崎衛生公社に宮崎市上下水道局料金センター等業務を委託しており、 委託業務の中に、検針業務、収納業務、滞納整理業務、下水道料金及び下水道受 益者負担金等のデータ処理に関する業務が含まれている。

# 下水道使用料 収納・滞納整理業務フロー(4月検針の例)



/ <del>4 + 1</del> 1	定期検針について	-

奇数月	旧宮崎市(大淀川の北部) 旧田野町 旧佐土原町及び旧高岡町の概ね北部
偶数月	旧宮崎市(大淀川の南部) 旧清武町 旧佐土原町及び旧高岡町の概ね南部

※2ヶ月に1回実施(検針員27人)

# (6) 調定額、収入額、不納欠損額、収入未済額及び収納率の推移

平成27年度ないし平成29年度の下水道使用料の調定額、収入額、不納欠損額、収入未済額及び収納率の推移は、次の表のとおりである。

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度
①調定額	5,174,482,604	576,337,132	5,211,217,803	567,870,421	5,294,181,702	565,209,126
(件数)	(951,337)	(-)	(974,232)	(-)	(1,023,496)	(-)
②収入額	4,632,641,766	527,941,558	4,672,994,343	534,772,698	4,751,089,152	531,102,505
(件数)	(848,845)	(-)	(867,069)	(-)	(910,969)	(-)
③不納欠損額	0	20,971,611	0	5,329,695	233,687	6,642,659
(件数)	(0)	(1,990)	(0)	(1,833)	(5)	(1,308)
④収入未済額	541,840,838	27,423,963	538,223,460	27,768,028	542,858,863	27,463,962
(件数)	(102,494)	(10,008)	(107,165)	(9,442)	(112,533)	(9,791)
⑤収納率 (②/①)	89.5%	-	89.7%	-	89.7%	-

(単位:円)

## (7) 所管課 上下水道局管理部料金課

# 2 監査の視点及び手法

# (1) 監査の視点

- ア 本債権の管理回収に関する事務が関連法令(条例、規則、要綱等内部規範を含む)に従って執行されているか否につき、合法性及び合規性の観点から監査した。
- イ 本債権の管理回収に関する事務が効率的な仕組みの下で執行され(効率性)、 管理回収の効果を上げているか(有効性)という観点から監査した。
- ウ 本債権の管理回収に関する事務が公平に執行されているか(公平性)という観点から監査した。
- エ 私債権である水道料金と一括で徴収しているため、債権の種類の相違に応じて、 区別した取扱いがなされているかという観点から監査した。

# (2) 監査の手法

担当者から債権管理事務の概要や流れについて説明を受け、関連資料の提供を 受け、随時、担当者にヒアリングを行う等して調査した。

## 3 監査事項及び監査結果

(1) 下水道使用料の徴収・督促

## ア概要

下水道使用料は、下水道条例第 16 条で、2 月分を汚水量が認定された日の属する月の翌月の末日までに徴収すると規定され、その方法については、下水道条例施行規程第 14 条で、口座振替又は払込の方法により徴収すると規定されている。

また、納期限までに納付しない者に対しては、宮崎市分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例第2条において、納期限後20日以内に期限を指定して督促状を発しなければならないこと、指定すべき期限は、その発付の日から起算して15日をこえてはならないことが規定され、同条例第3条において、督促状を発したときは、督促手数料として1通につき100円を徴収すると規定されている。

## イ 監査結果

汚水量を認定した日の翌月の末日を納入期限と定めた納付書が汚水量を認定した日の属する月内に発送され、口座振替による徴収は、汚水量を認定した日の翌月の13日になされ、そこで振替できなかった者につき、「再振替のお知らせ」と題する通知書を送付したうえで、同月の金融機関の最終営業日の前営業日に再度の振替がなされている。

本債権の徴収と水道料金の徴収は同一の納付書で行われているが、納付書には、 本債権について不服がある場合には審査請求をすることができることが記載され、 水道料金は行政不服申立ての対象にならないことが分かるように区別された記載 の形となっている。

督促状は、納付書に「<mark>督促</mark>」と印字した書式を使用し、納期限後2週間前後で発送されている。督促状には、督促手数料として100円が課せられることが記載され、督促状発付の日から起算して10日後が期限として指定されている。延滞金は、「下水道使用料等に係る延滞金減免取扱要綱」に基づき徴収しておらず、督促状に延滞金に関する記載は存在していない。また、滞納処分に関する記載も存在していない。

# (2) 債権管理システム

水道料金とともにその債権管理事務を同一の業者に委託しており、水道料金と 一括して使用料の徴収を行っている。上下水道料金管理システムを使用しており、 収納情報等が一体的に管理されている。

同システムにおいては、使用者ごとにその収納・未納状況等(検針日、排水量、使用料金、未納額、督促状発布や催告の有無)、滞納整理における交渉内容等(交渉種別、交渉日、交渉担当者、交渉時間、交渉場所、交渉方法)を一覧することができる仕組みとなっている。

## (3) 滯納整理

督促納期の10日後より滞納整理を開始する。「上下水道料金滞納整理業務マニュアル」と題するマニュアルが作成されており、そのマニュアルに沿った滞納整理が行われている。

同マニュアルには、主に以下のようなことが定められている。

- ① 未納通知の作成
- ② 訪問による交渉を行う前に確認すべきこと
- ③ 訪問の方法
- ④ 訪問時に不在であった場合の対応
- ⑤ 訪問状況や交渉経過の記録の方法
- ⑥ 納付誓約書、調査同意書の徴集
- ⑦ 特別催告書の送付

## (4) 不納欠損処理

平成29年度に「本人死亡」の理由で不納欠損処理が行われた件数は56件であり、総額124,418円であるが、債務者本人が死亡した場合、相続人の存在につき住民基本台帳情報の調査は実施しているものの、戸籍情報の調査までは実施していない。相続人の存在が明らかとなっている場合には、その相続人に対し、請求書を送付する等の催告を行っている。

# 4 指摘・意見

## (1)指摘

## 【指摘11】

督促状に延滞金に関する記載が存在していない。

地方自治法第 231 条の 3 第 2 項は、同条第 1 項の使用料について督促をした場合には、条例で定めるところにより、延滞金を徴収することができると規定

し、宮崎市分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例第4条第1項において、使用料の納付義務者が納期限後にその納付すべき使用料を納付する場合には、延滞金を「徴収する」と規定している。条例において、延滞金を「徴収することができる」ではなく、「徴収する」と規定している以上、延滞金を徴収することが原則である。

担当課によれば、「下水道使用料等に係る延滞金減免取扱要綱」に基づいて延滞金を徴収していないとのことであるが、同要綱はあくまでも延滞金の減免事由を列挙したものにすぎないため、同要綱が定められているからといって、一律に延滞金を徴収しないことの根拠とはなり得ない。また、延滞金を減免するためには、同要綱に定めた減免事由に該当するかを個別に検討することが必要である。

したがって、同要綱を定めているとしても、延滞金を徴収することが原則であることに変わりはない以上、督促状に、延滞金が課されること及び延滞金の計算方法を記載すべきである。

## (2)意見

## 【意見16】

債務者本人が死亡した後の相続人調査において、戸籍情報の調査を実施していない。

債務者本人が死亡すると相続が開始し(民法第882条)、相続人が、相続開始の時から債務者本人の財産に属した一切の権利義務を承継する(民法第896条本文)から、相続人に本債権の支払義務が承継される。債務者本人が死亡したとしても、相続人全員が相続放棄をしない限り、債権の支払義務は消滅することはないのであるから、「本人死亡」という理由で不納欠損処理をするにあたっては、相続人調査として、住民基本台帳情報の調査だけではなく、戸籍情報の調査まで実施することが望ましい。

## 【意見17】

口座振替による徴収につき、まず汚水量を認定した日の翌月の13日に振替がなされた後、そこで振替できなかった者については、「再振替のお知らせ」を送付したうえで、再度、同月の金融機関の最終営業日の前営業日に振替がなされている。担当課によれば、金融機関の最終営業日の前営業日に振替日を設定している理由は、システム障害等で振替ができなかった場合に納期限内で対応できるようにするためである。そして、「再振替のお知らせ」には、金融機関の

最終営業日の前営業日が再振替を実施する日として明記され、再振替できない 場合は、督促状による請求となることが明記されている。

この運用の結果、口座振替による納入を選択している者は、事実上、納付書による納入を選択している者に比べて1日早い納入期限を設定されていることになり、納入方法の違いによる不公平が生じていると言える。

したがって、担当課が述べる理由について理解できるところではあるが、口 座振替による徴収につき、再度の口座振替日を金融機関の最終営業日に変更し、 納入方法の違いによる不公平を是正することが望ましい。

## 【意見18】

督促状に滞納処分の記載がない。

本債権は、地方税の滞納処分の例により債権を回収することができる債権であり、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、滞納者の財産を差し押さえなければならないとされている(地方税法第331条第1項第1号)。このように、滞納すると強制的に財産を差し押さえられる定めになっていることを示すことは、滞納者に対して納入の動機づけとなり、債権の回収が効率的かつ有効的に行われる効果が期待できる。したがって、水道料金と同一の督促状を使用している現状においても督促状に下水道使用料について滞納処分が行われる可能性があることを記載することが望ましく、水道料金と本債権の督促状を異なる様式にすることも検討すべきである。

## 第5 下水道事業受益者負担金

#### 1 債権の概要及び根拠法令

## (1) 債権の内容

公共下水道が整備された地域は、生活環境が改善し、結果的に土地の利便性が増すという利益が発生するが、その利益を受けるのは公共下水道が整備された区域内の土地に権利を有する者に限られる。それにもかかわらず、公共下水道の整備に税金のみを投入することは、他の区域の市民との不公平が生じることになる。そこで、公共下水道を利用できるようになった区域内の土地権利者に対して、下水道事業費として負担が求められている負担金である。

#### (2) 根拠法令

都市計画法75条第1項の規定に基づいて制定された宮崎都市計画下水道受益者 負担に関する条例(以下「受益者負担条例」という。)第2条で負担金の徴収権限 が定められ、同条例第4条で負担金の額が、同条例第6条及び宮崎都市計画下水 道受益者負担に関する条例施行規程(以下「受益者負担条例施行規程」という。) 第7条で負担金の賦課の対象及び徴収方法が定められている。

## 【都市計画法】

## 第75条(受益者負担金)

国、都道府県又は市町村は、都市計画事業によって著しく利益を受ける者があるときは、 その利益を受ける限度において、当該事業に要する費用の一部を当該利益を受ける者に 負担させることができる。

2 前項の場合において、その負担金の徴収を受ける者の範囲及び徴収方法については、国 が負担させるものにあっては政令で、都道府県又は市町村が負担させるものにあっては当 該都道府県又は市町村の条例で定める。

## 【宮崎市都市計画下水道受益者負担に関する条例】

## 第2条(負担金)

宮崎市上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)は、公共下水道に係る都市計画下水道事業(以下「事業」という。)に要する費用の一部に充てるため、都市計画法第75条第1項の規定に基づく負担金を徴収する。

#### 第4条(各受益者の負担金の額)

受益者が負担する負担金の額は、次の各号に掲げる受益者の区分に応じ、それぞれ当該 各号に定める額とする。

- (1) 前条第1項第1号に規定する受益者 次に掲げる受益者の区分に応じ、それぞれ次に 定める土地の面積に1平方メートル当たり230円を乗じて得た額
- イ 接続許可を受け、現に公共下水道の供用を開始している区域内に下水を排除することが可能である土地(以下「接続許可地」という。)以外の土地に係る受益者 当該受益者が次条の規定による公告の日(以下「公告日」という。)現在において所有し、又は地上権等を有する土地で同条の規定により公告された区域内のもの
- ロ 接続許可地に係る受益者 当該接続許可地
- (2) 前条第1項第2号に規定する受益者 次に掲げる受益者の区分に応じ、それぞれ次に 定める建築物ごとに別表に定める金額(同表に定める建築物の区分又は建築物の延べ面 積の区分により難いものについては、その都度当該区分に準じて管理者が定める金額) の合計額
- イ 区域内の建築物に係る受益者 当該受益者が公告日現在又は公告日後において所有し、 又は質権等を有する区域内の建築物で次条の規定により公告された区域内のもの
- ロ 接続許可地に存する建築物(以下「接続許可地の建築物」という。)に係る受益者 当 該接続許可に係る接続許可地の建築物

## 第6条(負担金の賦課及び徴収)

管理者は、次に掲げる受益者ごとに、負担金の額を定め、これを賦課するものとする。

- (1) 公告日現在において第4条第1号イ又は同条第2号イに規定する受益者である者
- (2) 公告日後において第4条第2号イに規定する受益者となった者
- (3) 第4条第1号口に規定する受益者
- (4) 第4条第2号口に規定する受益者
- 2 前項の規定による負担金の賦課は、次の各号に掲げる受益者の区分に応じ、それぞれ 当該各号に定める日の翌日から起算して3年を経過した日以後においては、することが できない。
- (1) 前項第1号の受益者 公告日
- (2) 前項第2号の受益者 建築物を新築した日
- (3) 前項第3号の受益者 接続許可の日
- (4) 前項第4号の受益者 接続許可の日又は建築物を新築した日
- 3 管理者は、第1項の規定により負担金の額を定めたときは、遅滞なく、当該負担金の 額及びその納付期日等を受益者に通知しなければならない。
- 4 負担金は、5年に分割して徴収するものとする。ただし、受益者が一括納付の申出をしたときは、この限りでない。

## 別表 (第4条関係)

区分		金額				
専用住宅		60,000 円				
専用住宅以外	建築物の延べ面積が 150 平方メートル以内のもの	60,000 円				
	建築物の延べ面積が 150 平方メートルを超え 200 平方メートル以内のもの	90,000円				
	建築物の延べ面積が 200 平方メートルを超え 300 平方メ ートル以内のもの					
	建築物の延べ面積が 300 平方メートルを超え 500 平方メートル以内のもの	240,000 円				
	建築物の延べ面積が 500 平方メートルを超え 1,000 平方 メートル以内のもの	360,000 円				
	建築物の延べ面積が 1,000 平方メートルを超えるもの	480,000円				

# 備考

- 1 「専用住宅」とは、一戸建ての住宅であって、専ら居住の用に供するものをいう。
- 2 「専用住宅以外」とは、専用住宅以外の建築物をいう。

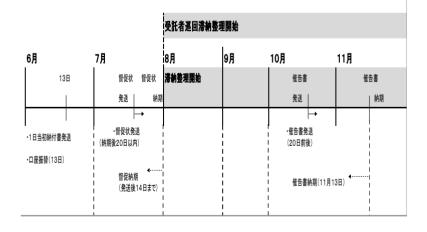
# 【宮崎都市計画下水道受益者負担に関する条例施行規程】 第7条(負担金の納期等)

受益者は、負担金の額を20で除して得た額(以下「期別納付額」という。)を毎年度、次に定める納期に納付しなければならない。

- (1) 第1期 6月1日から同月末日まで
- (2) 第2期 8月1日から同月末日まで
- (3) 第3期 11月1日から同月末日まで
- (4) 第4期 2月1日から同月末日まで
- 2 管理者は、特別の事情がある場合において、前項の納期により難いと認めるとき、又は 条例第6条第4項ただし書の規定による一括納付の申出があったときは、別に納期を定め るものとする。
- 3 負担金の納入の通知は、下水道事業受益者負担金納入通知書(様式第3号)によるものとする。ただし、負担金を口座振替の方法により納付する受益者については、下水道事業 受益者負担金納入通知書(口座振替用)(様式第3号の2)によるものとする。
- (3)債権の種類 強制徴収公債権(都市計画法第75条第5項)
- (4) 消滅時効期間 5年(都市計画法第75条第7項)
- (5) 債権発生から調定・収納の流れ

株式会社宮崎衛生公社に宮崎市上下水道局料金センター等業務を委託し、委託 業務の中に、収納業務、滞納整理業務、負担金のデータ処理に関する業務が含ま れている。

# 受益者負担金 収納・滞納整理業務フロー(1期の例)



# (6) 調定額、収入額、不納欠損額、収入未済額及び収納率の推移

平成27年度ないし平成29年度の下水道受益者負担金の調定額、収入額、不納 欠損額、収入未済額及び収納率の推移は、次の表のとおりである。

	平成27年度		平成27年度 平成28年度		平成29年度	
	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度
①調定額	87,561,050	21,472,845	107,134,080	19,456,911	81,457,480	19,555,349
(件数)	(11,867)	(3,535)	(17,038)	(3,378)	(13,506)	(3,623)
②収入額	83,903,510	2,773,804	101,413,510	2,083,427	76,464,645	3,307,250
(件数)	(10,994)	(585)	(7,244)	(431)	(12,492)	(664)
③不納欠損額	0	2,466,900	0	2,899,670	0	3,636,485
(件数)	(0)	(229)	(0)	(465)	(0)	(396)
④収入未済額	3,657,540	16,232,141	5,720,570	14,473,814	4,992,835	12,611,614
(件数)	(873)	(2,721)	(9,794)	(2,482)	(1,014)	(2,563)
⑤収納率 (②/①)	95.8%	-	94.7%	-	93.9%	ı

(単位:円)

# (7) 所管課 上下水道局管理部料金課

ただし、賦課・最初の納付書送付までは下水道整備課にて行う。

# 2 監査の視点及び手法

## (1) 監査の視点

- ア 本債権の管理回収に関する事務が関連法令(条例,規則,要綱等内部規範を含む)に従って執行されているか否につき、合法性及び合規性の観点から監査した。
- イ 本債権の管理回収に関する事務が効率的な仕組みの下で執行され(効率性)、 管理回収の効果を上げているか(有効性)という観点から監査した。
- ウ 本債権の管理回収に関する事務が公平に執行されているか(公平性)という観点から監査した。

## (2) 監査の手法

担当者から債権管理事務の概要や流れについて説明を受け、関連資料の提供を 受け、随時、担当者にヒアリングを行う等して調査した。

# 3 監査事項及び監査結果

## (1) 本債権の徴収・督促

## ア概要

下水道受益者負担金は、受益者負担条例第4条及び別表で額が定められ、同条例第6条第4項及び受益者負担条例施行規程第7条第1項で、5年間合計20回の分割で、各年度、次に定める納期に納入しなければならないと定められている。

第1期 6月1日から同月末日まで

第2期 8月1日から同月末日まで

第3期 11月1日から同月末日まで

第4期 2月1日から同月末日まで

納期限までに納付しない者に対しては、納期限後20日以内に期限を指定して督促状を発付しなければならず、督促状に指定すべき期限は、その発付の日から15日を超えてはならない(受益者負担条例第11条)。督促状を発したときは、督促手数料として1通につき、100円を徴収する(受益者負担条例第12条)。

## イ 監査結果

各納期月の1日に納付書が発送され、口座振替による徴収は各納期月の13日になされている。13日に口座振替がなされなかった場合には、「口座振替不能のお知らせ」及び納付書を送付して、納付書による納入をお願いしている。下水道使用料とは異なり、再度の口座振替は行われていない。

督促状は納期月の翌月20日までに発送され、発送から10日後を納期限として 指定して、督促手数料を徴収している。督促状には、延滞金が加算されること及 びその計算方法、指定した納期限までに完納しないときは滞納処分を受けること があること、不服がある場合には審査請求をすることができることが記載されて いる。

## (2) 債権管理システム

受益者負担金システムを使用し、調定額、収納状況等の徴収情報を一体的に管理している。

同システムは、未納者一覧表の抽出、督促状・催告状の発行、滞納台帳の管理・ 出力を行う機能を有している。また、利用者ごとに、調定情報、収納情報、滞納 者との交渉経過のそれぞれが一覧できる仕組みが備わっている。

## (3) 滯納整理

滞納整理マニュアルが作成されている。

催告状を年3回(6月、10月、2月)発送し、催告状に記載した納期限までに納入がなされない場合には、現地訪問による催告を行い、「未納のお知らせ」と題する文書を交付する。それでも納入に至らなかった場合は、電話による催告を行う。なお、納付誓約書を取得したことはないとのことである。

# 4 指摘・意見

## (1)指摘

## 【指摘12】

これまで滞納整理において納付誓約書を取得したことがない。

納付誓約書は、一般的には債務の承認を含むものであって消滅時効中断の効果が生じる(民法第147条3号)上、滞納者に対して納付義務を信頼的に明確に自覚させることによって積極的な履行を促す効果や万一滞納処分等となった場合の納得効果も認められるのであるから、全く納付誓約書を取得しないという取扱いは相当ではなく、適宜、納付誓約書の活用に努めるべきである。

## (2) 意 見

# 【意見19】

現地訪問や電話による催告は、催告書を発送し、催告書に記載した納期限までに納入がされないときに実施する。そして、本債権の滞納整理においては、催告書の発送は年3回と決まっており、毎年度6月、10月、2月にそれぞれ発送している。

しかしながら、この方法では、例えば第1期の納期内に納入しなかった者に対して催告書が送付されるのは督促状による納期限を経過してから2か月以上経過した後になってしまう。債権回収の効果を上げるためには、督促状による納期限を経過した後、できる限り短期間のうちに催告を行うことが望ましいことは明らかであるから、督促状による納期限の経過から催告書の発送までの期間が長期にならないように催告書の発送回数及び発送時期について検討することが望ましい。

## 第6 公共下水道事業分担金

## 1 債権の概要及び根拠法令

#### (1) 債権の内容

公共下水道事業に要する費用の一部に充てるために、地方自治法第 224 条の規定に基づき徴収する分担金である。

## (2) 根拠法令

宮崎都市計画下水道受益者分担金徴収条例(以下「分担金徴収条例」という。) 第3条及び別表で負担金の額が、同条例第5条及び宮崎都市計画下水道受益者分 担金徴収条例施行規程(以下「分担金徴収条例施行規程」という。)第8条で負担 金の賦課の対象及び徴収方法が定められている。

## 【宮崎市公共下水道事業分担金徵収条例】

#### 第3条(各受益者の分担金の額)

受益者から徴収する分担金の額は、次の各号に掲げる受益者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める建築物ごとに別表に定める金額(同表に定める建築物の区分又は 建築物の延べ面積の区分により難いものについては、その都度当該区分に準じて管理 者が定める金額)の合計額とする。

- (1) 前条第1号に規定する受益者 当該受益者が次条の規定による公告の日(以下「公告日」という。) 現在又は公告日後において所有し、又は質権等を有する区域内の建築物で同条の規定により公告された区域内のもの
- (2) 前条第2号に規定する受益者 当該接続許可に係る接続許可地の建築物

## 第5条(分担金の賦課及び徴収)

管理者は、次に掲げる受益者ごとに、分担金の額を定め、これを賦課するものとする。

- (1) 公告日現在において第2条第1号に規定する受益者である者
- (2) 公告日後において第2条第1号に規定する受益者となった者
- (3) 第2条第2号に規定する受益者
- 2 前項の規定による分担金の賦課は、次の各号に掲げる受益者の区分に応じ、それぞれ

当該各号に定める日の翌日から起算して3年を経過した日以後においては、することができない。

- (1) 前項第1号の受益者 公告日
- (2) 前項第2号の受益者 建築物を新築した日
- (3) 前項第3号の受益者 接続許可の日又は建築物を新築した日
- 3 管理者は、第1項の規定により分担金の額を定めたときは、遅滞なく、当該分担金の 額及びその納付期日等を受益者に通知しなければならない。
- 4 分担金は、5年に分割して徴収するものとする。ただし、受益者が一括納付の申出を したときは、この限りでない。

## 別表 (第3条関係)

区分		金額
専用住宅		60,000 円
専用住宅以外	建築物の延べ面積が 150 平方メートル以内のも の	60,000円
	建築物の延べ面積が 150 平方メートルを超え 200 平方メートル以内のもの	90,000円
	建築物の延べ面積が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの	120,000円
	建築物の延べ面積が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	240,000円
	建築物の延べ面積が 500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの	360,000円
	建築物の延べ面積が 1,000 平方メートルを超え るもの	480,000円

# 【宮崎市公共下水道事業分担金徴収条例施行規程】

## 第8条(分担金の納期等)

受益者は、分担金の額を 20 で除して得た額(以下「期別納付額」という。) を、毎年度、次に定める納期に納付しなければならない。

- (1) 第1期 6月1日から同月末日まで
- (2) 第2期 8月1日から同月末日まで
- (3) 第3期 11月1日から同月末日まで
- (4) 第4期 2月1日から同月末日まで
- 2 管理者は、特別の事情がある場合において、前項の納期により難いと認めるとき、又 は条例第5条第4項ただし書の規定による一括納付の申出があったときは、別に納期を 定めるものとする。
- 3 分担金の納入の通知は、下水道事業分担金納入通知書(様式第3号)によるものとす

る。ただし、分担金を口座振替の方法により納付する受益者については、下水道事業分担金納入通知書(口座振替用)(様式第3号の2)によるものとする。

# (3)債権の種類

強制徴収公債権(地方自治法第224条、同法第231条の3第3項)

- (4)消滅時効期間 5年(地方自治法第236条第1項)
- (5)債権発生から調定・収納の流れ

下水道事業受益者負担金の1(5)に同じ。

(6) 調定額、収入額、不納欠損額、収入未済額及び収納率の推移

平成27年度ないし平成29年度の公共下水道事業分担金の調定額、収入額、不納欠損額、収入未済額及び収納率の推移は、次の表のとおりである。

	平成27年度		平成27年度 平成28年度		平成29年度	
	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度
①調定額	35,057,220	2,342,800	15,142,100	2,039,920	16,422,760	1,796,370
(件数)	(9,395)	(484)	(4,108)	(491)	(4,283)	(500)
②収入額	34,403,360	172,600	14,533,800	379,350	15,671,120	456,520
(件数)	(9,160)	(43)	(3,919)	(97)	(4,069)	(141)
③不納欠損額	0	1,149,080	0	784,140	0	472,500
(件数)	(0)	(107)	(0)	(142)	(0)	(68)
④収入未済額	653,860	1,021,120	608,300	876,430	751,640	867,350
(件数)	(235)	(334)	(189)	(252)	(214)	(291)
⑤収納率 (②/①)	98.1%	-	96.0%	-	95.4%	-

(単位:円)

# (7) 所管課 上下水道局管理部料金課

ただし、賦課・最初の納付書送付までは、下水道整備課が行う。

## 2 監査の視点及び手法

## (1) 監査の視点

- ア 本債権の管理回収に関する事務が関連法令(条例,規則,要綱等内部規範を含む)に従って執行されているか否につき、合法性及び合規性の観点から監査した。
- イ 本債権の管理回収に関する事務が効率的な仕組みの下で執行され(効率性)、 管理回収の効果を上げているか(有効性)という観点から監査した。
- ウ 本債権の管理回収に関する事務が公平に執行されているか(公平性)という観点から監査した。

## (2) 監査の手法

担当者から債権管理事務の概要や流れについて説明を受け、関連資料の提供を 受け、随時、担当者にヒアリングを行う等して調査した。

# 3 監査事項及び監査結果

(1) 公共下水道事業分担金の徴収・督促

## ア概要

本債権は、分担金徴収条例第3条及び別表で額が定められ、同条例第5条第4項及び分担金徴収条例施行規程第8条第1項で、5年間合計20回の分割で、各年度、次に定める納期に納入しなければならないと定められている。

第1期 6月1日から同月末日まで

第2期 8月1日から同月末日まで

第3期 11月1日から同月末日まで

第4期 2月1日から同月末日まで

また、納期限までに納付しない者に対しては、宮崎市分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例第2条において、納期限後20日以内に期限を指定して督促状を発しなければならないこと、指定すべき期限は、その発付の日から起算して15日をこえてはならないことが規定され、同条例第3条において、督促状を発したときは、督促手数料として1通につき100円を徴収すると規定されている。

## イ 監査結果

各納期月の1日に納付書が発送され、口座振替による徴収は各納期月の13日になされている。13日に口座振替がなされなかった場合には、「口座振替不能のお知らせ」及び納付書を送付して、納付書による納入をお願いしている。下水道使用料とは異なり、再度の口座振替は行われていない。

督促状は納期月の翌月20日までに発送され、発送から10日後を納期限として指定して、督促手数料を徴収している。督促状には、延滞金が加算されること及びその計算方法、指定した納期限までに完納しないときは滞納処分を受けることがあること、不服がある場合には審査請求をすることができることが記載されている。

## (2) 債権管理システム

下水道事業受益者負担金と同一の受益者負担金システムを使用し、調定額、収納状況等の徴収情報を一体的に管理している。

同システムは、未納者一覧表の抽出、督促状・催告状の発行、滞納台帳の管理・ 出力を行う機能を有している。また、利用者ごとに、調定情報、収納情報、滞納 者との交渉経過のそれぞれが一覧できる仕組みが備わっている。

## (3) 滯納整理

滞納整理マニュアルが作成されている。

催告状を年3回(6月、10月、2月)発送し、催告状に記載した納期限までに納入がなされない場合には、現地訪問による催告を行い、「未納のお知らせ」と題する文書を交付する。それでも納入に至らなかった場合は、電話による催告を行う。なお、納付誓約書を取得したことはない。

## 4 指摘・意見

# (1)指摘

## 【指摘13】

これまで滞納整理において納付誓約書を取得したことがない。

納付誓約書は、一般的には債務の承認を含むものであって消滅時効中断の効

果が生じる(民法第 147 条 3 号)上、滞納者に対して納付義務を信頼的に明確に自覚させることによって積極的な履行を促す効果や万一滞納処分等となった場合の納得効果も認められるのであるから、全く納付誓約書を取得しないという取り扱いは相当ではなく、適宜、納付誓約書の活用に努めるべきである。

## (2)意見

## 【意見20】

現地訪問や電話による催告は、催告書を発送し、催告書に記載した納期限までに納入がされないときに実施する。そして、本債権の滞納整理においては、催告書の発送は年3回と決まっており、毎年度6月、10月、2月にそれぞれ発送している。

しかしながら、この方法では、例えば第1期の納期内に納入しなかった者に対して催告書が送付されるのは督促状による納期限を経過してから2か月以上経過した後になってしまう。債権回収の効果を上げるためには、督促状による納期限を経過した後、できる限り短期間のうちに催告を行うことが望ましいことは明らかであるから、督促状による納期限の経過から催告書の発送までの期間が長期にならないように催告書の発送回数及び発送時期について検討することが望ましい。

## 第7 保育所保育料

#### 1 債権の概要及び根拠法令

## (1) 債権の内容

児童福祉法第24条第1項は、「市町村は…保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合において…当該児童を保育所…において保育しなければならない」と定める。この保育所には、宮崎市が設置する公立保育所と民間の社会福祉法人等が設置する私立保育所(いわゆる認可保育所)があり、入所に係る児童等の保護者は、その所得額や児童の年齢等に応じて定められた金額の保育料を宮崎市に対して支払わなければならない(なお、私立保育所に対しては、宮崎市が委託料を支払っている)。この保育所に入所する児童等の保護者より徴収する保育料が、ここで監査の対象となる債権である。

なお、認定こども園の保育料については、保育料の金額こそ条例で定められているものの、運営に係る社会福祉法人等と保護者との直接契約により支払われ、

宮崎市の歳入とならないので、宮崎市における管理回収の対象とはならない。

## (2) 根拠法令

乳幼児の保育を市町村が行うべきであるという一般的な義務については、児童福祉法第24条1項が定めている。また、保育料を扶養義務者から徴収すべきことを子ども・子育て支援法附則第6条第4項、これが強制徴収の対象であることを同条第7項が定める。

保育料の金額は、市立保育所につき宮崎市保育所条例第11条2項及び同施行規則第6条、私立保育所につき宮崎市子ども・子育て支援法第5条に規定されており、市立保育所と私立保育所では保育料の金額は同額である。

## 【児童福祉法】

#### 第24条

市町村は、この法律及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合において、次項に定めるところによるほか、当該児童を保育所(認定こども園法第三条第一項の認定を受けたもの及び同条第十一項の規定による公示がされたものを除く。)において保育しなければならない。

2 省略

## 【子ども・子育て支援法】

## 附則第六条

市町村は、児童福祉法第24条第1項の規定により保育所における保育を行うため、当分の間、保育認定子どもが、特定教育・保育施設(都道府県及び市町村以外の者が設置する保育所に限る。以下この条において「特定保育所」という。)から特定教育・保育(保育に限る。以下この条において同じ。)を受けた場合については、当該特定教育・保育(保育必要量の範囲内のものに限る。以下この条において「支給認定保育」という。)に要した費用について、1月につき、第27条第3項第1号に規定する特定教育・保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該支給認定保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に支給認定保育に要した費用の額)に相当する額(以下この条において「保育費用」という。)を当該特定保育所に委託費として支払うものとする。この場合において、第27条の規定は適用しない。

- 2 省略
- 3 省略
- 4 第1項の場合において、保育費用の支払をした市町村の長は、当該保育費用に係る保育認定子どもの支給認定保護者又は扶養義務者から、当該保育費用をこれらの者から 徴収した場合における家計に与える影響を考慮して特定保育所における保育に係る保

育認定子どもの年齢等に応じて定める額を徴収するものとする。

## 5~6 省略

7 第4項の規定により徴収される費用を、指定の期限内に納付しない者があるときは、 地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合における徴収金の先取 特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

## 【宮崎市保育所条例】

# 附則第六条

(保育料)

# 第11条

保育所に入所した乳幼児等の保護者は、保育料を納付しなければならない。

- 2 前項の保育料の額は、別表に定める額の範囲内において、規則で定める。
- 3 保育料は、毎月末日までに納付しなければならない。

※別表省略

## 【宮崎市保育所条例施行規則】

(保育料)

## 第6条

条例第11条第2項の保育料の額は、宮崎市子ども・子育て支援法施行細則第5条(同条第1号を除く。)の規定の例により算定して決定するものとする。

## 【宮崎市子ども子育て支援法施行細則】

(利用者負担額)

# 第5条

法第27条第3項第2号、法第29条第3項第2号及び法附則第9条第1項第1号イの規定により市が定める額は、次の各号に掲げる支給認定子どもの区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分の認定を受けた支給認 定子ども 別表第1に定める額
- (2) 法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分の認定を受けた支給認定子どもで第3条第1項に規定する保育標準時間の認定を受けたもの 別表第2に定める額
- (3) 法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分の認定を受けた支給認定子どもで第3条第2項に規定する保育短時間の認定を受けたもの 別表第3に定める額

※別表省略

## (3)債権の種類

強制徴収公債権(地方自治法第225条、同法第231条の3第3項、同法附則第6条第3号)

- (4) 消滅時効期間 5年(地方自治法第236条第1項)
- (5)債権発生から調定・収納の流れ

市立・私立を問わず、保育所保育料は本市が利用者(入所する乳幼児の扶養義務者)から直接徴収している。徴収の方法は、口座振替又は納付書による納付によっている。

## (6) 調定額、収入額、不納欠損額、収入未済額及び収納率の推移

平成27年度ないし平成29年度の保育所保育料の調定額、収入額、不納欠損額、収入未済額及び収納率の推移は、次の表のとおりである。

	平成27年度		文27年度 平成28年度		平成29年度	
	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度
①調定額	2,091,782,420	180,466,334	1,722,294,580	147,133,799	1,632,618,020	111,213,426
(件数)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)
②収入額	2,064,498,120	52,541,635	1,707,085,940	44,523,513	1,623,059,220	36,413,202
(件数)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)
③不納欠損額	0	8,059,500	0	6,605,500	0	5,667,600
(件数)	(0)	(2)	(0)	(2)	(2)	(2)
④収入未済額	27,284,300	119,865,199	15,208,640	96,004,786	9,558,800	69,132,624
(件数)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)
⑤収納率 (②/①)	98.7%	29.1%	99.1%	30.3%	99.4%	32.7%

(単位:円)

## ※ 補足説明

調定額は毎年度減少傾向にあるが、これは、利用する児童数が減少していることに加え、私立保育所が幼保連携型認定こども園に移行したことで、その分の保育料が本市の歳入とならなくなったためである。

## (7) 減免ないし軽減の制度

公立保育所の保育料につき、宮崎市保育所条例施行規則第7条で定められている。但し、近年において実際の減免事例は存在しない。

減免とは異なるが、市町村民税の税額が変更となった場合や、世帯構成に変更があった場合等には保育料が変更される場合がある。

## (8) 所管課 福祉部子ども未来局保育幼稚園課

# 2 監査の視点及び手法

#### (1) 事務の概要の把握

本債権の概要について所管課から提出された調査票、事務担当者からのヒアリング等によって説明を受けた上、保育所入所手続に関連する資料の提供を受け、あるいは管理システムを閲覧するなどして調査した。

#### (2) 滴法性·効率性·公平性

本債権の管理回収に係る事務が根拠法令に従って執行されているか否か、効率 的に執行されているか否か及びその執行が公平に適っているか否かにつき、事務 担当者からのヒアリングの実施及び関連資料の閲覧等の方法によって調査した。

# 3 監査事項及び監査結果

## (1)債権管理の状況

## ア 人員体制

保育所等の利用に係る事務及び保育料の管理回収に関する業務を統括する職員とは別に、「宮崎市保育料徴収嘱託員設置要綱」に基づき、専ら保育所保育料の回収を担当する「保育料徴収嘱託員」として採用された嘱託職員が5名おり、滞納者への催告の電話、戸別訪問による徴収・集金、滞納者からの分納相談及び分納誓約書の徴収等の業務を行っている。

また、保育料の収納推進のため、公立・私立の各保育所の園長等を「宮崎市保育料収納推進員」に委嘱し、保育料納付に関する啓発活動や口座振替納入の推奨、 さらに保育料の滞納者に対する納付の指導等を行っている。

## イ 債権管理システム

保育料の算定、納付書の作成、口座振替のための金融機関へのデータ送信、収納までの管理を一括で行うシステム(自治体向けにパッケージ販売される汎用品)を使用している。

もっとも、このシステムでは、口座振替又は正規の納付書による納付までしか 反映されないため、分納誓約書に基づく分納を含め、滞納に係る保育料債権の管 理は、別途作成する Excel 表による手動管理に移行する。

ウ 債権管理回収に係る要綱・要領・マニュアル等

マニュアル等は特に存在しない。

#### (2) 滞納整理

## ア 滞納発生時の対応

納期限までに保育料の納付が確認されないときは、財務会計システムを通じて保育幼稚園課においてその情報が取りまとめられる。この未納者の情報は外部委託先のコールセンターに引き渡され、同コールセンターより未納者に対し納付を勧奨する電話をする。この電話で集金を希望した者に対しては、徴収嘱託員が戸別訪問して徴収する。電話に出ない者に対しても、徴収嘱託員が戸別訪問し納付を勧奨する。

この徴収嘱託員による戸別訪問が行われてもなお納付されない場合、文書による督促を行う。長期間滞納している者に対しては、4か月に1度文書による催告を行う。

これら文書による督促・催告にもかかわらず納付しない者に対しては、コール センターではなく保育幼稚園課より直接電話して納付を求め、あるいは「宮崎市 保育料収納推進員」たる保育園の園長より納付指導をさせている。

このような手続によっても納付しない者や度々滞納をする者に対しては、児童手当法第21条第2項に基づき、支給される児童手当を保育料の支払いに充てる旨の申し出をすることを求め、これに応じた者については児童手当をもって保育料に充当している。もっとも、この児童手当法第21条2項に基づく支払の申し出はあくまでも任意であるため、この方法で確実な回収を期することができるものではない。

なお、保育所は児童福祉法の定める児童に対する福祉を目的として設置されるものであるため、悪質な滞納者といえども退所させることはできない。

#### イ 法的措置

本債権は強制徴収可能であるので、ここでいう法的措置は地方税法に基づく滞納処分であるが、現在の担当者が調査した限りにおいいて、滞納処分が実施された事例は見当たらない。

また、実際に滞納処分の手続を実施するのは納税管理課であるが、これを実施 しようにも、財産調査が奏功しない例が多く、結果滞納処分をするには至らない という実態もある。

## ウ 収入未済の滞納年数内訳

本債権のうち収入未済となっている最も古いものは、平成17年度に発生しており、現在も分納を継続している。

## (3) 時効管理の状況

滞納者のうち電話や戸別訪問によって連絡が取れる者に対しては、分納誓約書を徴収し、あるいは少額でも一部の納付をさせるなどして時効中断に努めている。

## (4) 不納欠損処理の状況

平成27年度から平成29年度まで、各年度とも一定の金額の債権について不納 欠損処理がなされている。

このような不納欠損処理の対象となる債権は、ほとんどが債務者と連絡が取れなくなってから5年が経過し、時効消滅したものである。連絡が取れる債務者のほとんどが、上記(3)のように分納に応じている。

なお、本債権は国税徴収法の例によって徴収できる債権であるため、破産法第 253 条第1項第1号により非免責債権となる。従って、債務者の破産によっては 不納欠損処理はせず、時効消滅時に処理している。

# (5)考察

平成27年度から平成29年度にかけて、本債権の現年度調定額に対する収入額の割合(回収率)は概ね99%前後と高い水準にある。これは、前記2(8)のよ

うに専ら保育料の徴収事務に従事する徴収嘱託員を置き、外部コールセンターや 保育所の園長なども活用の上納付の勧奨や催告に努めている結果であると考えら れる。また、滞納が発生した場合の対応のみならず、入所手続時には、保育料滞 納時には翌年度の入所申請時に影響し得ることなどを説明するなど滞納の予防に も努めている。このように、本債権の収納のための体制を整備し、回収に努力し ている点は率直に評価したい。

また、本債権については、毎年一定額の不納欠損処理がなされている。回収不能と判断する理由は主に消滅時効の完成であり、その判断の適否は別の問題であるが、回収不能となった債権を不納欠損処理することは、業務の効率化及び本市の正確な財産状態の把握のために必要不可欠であって、これをコンスタントに実施していることも評価すべきである。

他方、回収率が高水準にあるとは言え、平成 27 年度で約 2700 万円、平成 28 年度で約 1500 万円、平成 29 年度で約 950 万円の現年度収入未済がある。また、過年度分の収入未済額は平成 29 年度末で約 6900 万円となっている。過年度収入未済額は減少傾向であり、この残高が直近 3 年間で 7000 万円も減少していることから、回収に向けた相当の努力がなされたものと推測される。しかしながら、未だこのような多額の未収があることは問題であるので、滞納の予防や滞納発生時の回収手法についてさらなる改善が必要である。

# 4 指摘・意見

- (1)指摘 特にない。
- (2)意見

#### 【意見21】

保育所保育料が納期限までに納付されず、かつコールセンターからの架電にも対応しない債務者に対しては、保育料徴収嘱託員が戸別訪問を行って納付勧奨や徴収、納付誓約書の徴収を行う運用であるほか、児童手当法第 21 条第 2 項に基づく支払の申し出に係る書面の徴収も行うなど、本債権の回収に係る業務の中核を担っている。

しかるに、その業務について明確なマニュアル等は定められていない。特に 戸別訪問については、その目的は要するに「金銭の支払い」であるので、納付 勧奨等の相手方である債務者との間で紛争となるリスクがあり、本市としては 円滑な回収と保育料徴収嘱託員の安全確保のため、このような紛争を予防する 必要がある。また、児童手当法第 21 条第 2 項に基づく支払の申し出はあくま でも任意である必要があり、その任意性を担保する(万が一にも「強制的に署名押印させられた」などと主張されることを防ぐ)ための措置も必要である。

このためには、保育料徴収嘱託員の回収業務に際し想定される種々の場面を 想定し、これに対応できる詳細なマニュアルを整備し、これに従った業務執行 をすべきである。

### 【意見22】

上記 (1) のとおり、本債権の現年度分の回収率は良好であるとは言え、直近3年間でも毎年 1000 万円近い収入未済が現に生じている上、累積の過年度収入未済は約 6900 万円に上っている。回収の努力の甲斐あって減少傾向ではあるが、やはりこのような多額の収入未済があることは問題であり、抜本的な対策が必要である。

この点について、担当課は、人手が足りず十分な資産調査を行うことができないため、滞納処分を行おうにも奏功しない旨述べているが、これが資産調査を行わない正当な理由となるものとは考えられない。担当課のみならず、全市的な対応を検討されたい。

## 【意見23】

本債権については毎年相当額が不納欠損処理されており、その主たる理由は「時効消滅」である。すなわち、電話や戸別訪問によっても債務者と連絡が取れず、時効中断措置を採れなくなってから5年が経過した時点で、時効消滅を原因として不納欠損処理をするものである。

事実上回収不能となった債権について、消滅時効の完成を待って不納欠損処理をすることは妥当な債権管理の手法であると考えられるが、他方で、「事実上回収不能」であることを判断する明確な基準はない。どの程度の回収の努力をすれば回収不能と認めるのが相当であるかについて明確な基準を定めなければ、回収し得る債権について適切な回収の措置を採らず、他方回収の余地のない債権について回収の措置を採るなどの不適切な管理回収業務が行われかねない。このような判断基準の策定を検討されたい。

## 第8 訓練等給付費等返還金

### 1 債権の概要及び根拠法令

#### (1)債権の内容

障害者総合支援法第8条第2項は、偽りその他不正の手段によって障害福祉サービス事業者が介護給付費、訓練等給付費の支給を受けたときは、その返還をさせるほか、さらに40%を上乗せした金額を支払わせることができると定めている。なお、同項に基づく返還金等については、同3項において、地方自治法第231条の3第3項に定める歳入となるものと規定され、従って地方税の滞納処分の例による強制徴収が可能であることとなる。

本市においては、平成29年度中に、①社会福祉法人に対し訓練等給付費の過誤支給がなされていたことが実地指導の過程で判明したことから、過去に遡ってその返還がなされた事例と、②障害福祉サービスを運営する社会福祉法人に対し監査を実施した結果、不正利得があることが判明したことから、当該不正利得の返還及びこれに40%を加えた金額の支払いを命じた事例が発生した。

このため、本債権が債権として認識されているものである。

### (2) 根拠法令

障害者総合支援法第8条第2項が、不正利得が生じた場合の利得金の返還及び 徴収について規定し、同第3項において強制徴収ができるものと定められる。

#### 【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律】

(不正利得の徴収)

#### 第8条

市町村(中略)は、偽りその他不正の手段により自立支援給付を受けた者があるときは、その者から、その自立支援給付の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

- 2 市町村等は、第 29 条第 2 項に規定する指定障害福祉サービス事業者等、第 51 条の 14 第 1 項に規定する指定一般相談支援事業者、第 51 条の 17 第 1 項第 1 号に規定する 指定特定相談支援事業者又は第 54 条第 2 項に規定する指定自立支援医療機関(以下この項において「事業者等」という。)が、偽りその他不正の行為により介護給付費、訓練等給付費、特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、自立支援医療費又は療養介護医療費の支給を受けたときは、当該事業者等に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に 100 分の 40 を乗じて得た額を支払わせることができる。
- 3 前2項の規定による徴収金は、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第231条の3第 3項に規定する法律で定める歳入とする。

## (3)債権の種類

強制徴収公債権(地方自治法第225条、同法第231条の3第3項、同法附則第6条第3号)

## (4) 消滅時効期間 5年(地方自治法第236条第1項)

## (5) 債権発生から調定・収納の流れ

本債権は、いずれも社会福祉法その他の社会福祉法人又は障害福祉サービスに係る関連法令に基づいて市が行った実地指導ないし監査の過程で存在が判明した。

このうち、該当の社会福祉法人が任意に返還した例については、調査の結果判明した金額を調定の上その返還金を受領したものである(従って、厳密に言えば障害者総合支援法第8条第2項に基づく返還金には該当しないこととなるが、便宜上ここで言及している)。

他方、未返還のものについては、調査の結果判明した不正利得の金額に 40%を 上乗せした金額を調定し、その返還をさせる行政処分をしたものであるが、現時 点で返還の目途は立っておらず、従って収納には至っていない。

## (6) 調定額、収入額、不納欠損額及び収入未済額の推移

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度
①調定額	0	0	0	0	46,881,863	0
(件数)	(0)	(0)	(0)	(0)	(2)	(0)
②収入額	0	0	0	0	22,611,440	0
(件数)	0	(0)	0	(0)	(1)	(0)
③不納欠損額	0	0	0	0	0	0
(件数)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
④収入未済額	0	0	0	0	24,270,423	0
(件数)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)
⑤収納率 (②/①)	-	_	-	-	48.2%	-

(単位:円)

### (7) 所管課 福祉部障がい福祉課

## 2 監査の視点及び方法

### (1) 事務の概要の把握

本債権の概要について所管課から提出された調査票、事務担当者からのヒアリング等によって説明を受けた上、関連資料を閲覧するなどして調査した。

### (2) 適法性・効率性・公平性

本債権の管理回収に係る事務が法令に従って執行されているか否か及び今後の 回収可能性等について、事務担当者からのヒアリングの実施及び関連資料の閲覧 等の方法によって調査した。

### 3 監査事項及び監査結果

### (1)債権管理の状況

## ア 人員体制

専ら本債権の管理事務を担当する職員はおらず、実地指導及び監査の事務担当者が返納金の管理回収も所掌している。

# イ 債権管理システム

定常的に発生する類の債権ではないので、専用の管理システム等は使用していない。

### ウ 債権管理回収に係る要綱・要領・マニュアル等

上記イと同様の理由から、マニュアル等は特に存在しない。

## (2) 滯納整理

## ア 滞納発生時の対応

定常的に発生する類の債権ではないので、滞納発生時の対応は特に定まっていないが、現在未収となっている返還金等については、現在面談等により督促を行っている。

### イ 法的措置

上記アのとおり督促を行っているが、もっとも、任意の返還の目途が立たない ので、現在は強制徴収の実施も視野に入れ、納税管理課に移管している。

## (3) 不納欠損処理の状況

定常的に発生する債権ではないため、現時点で不納欠損処理を検討するには至 らない。

## (4) 考察

本債権は障害者総合支援法第8条第2項に基づく返還金等であり、定常的に発生するものではないことから、他の債権のような債権管理の手法や回収の効率性はあまり問題とならず、課題は「いかに迅速確実に回収を実施するか」に尽きるものと考えられる。

## 4 指摘・意見

- (1)指摘 特にない。
- (2)意見

## 【意見24】

残存する本債権については、従前、面談等により督促を行っていたとのことであるが、該当の法人が任意での返還に応じない場合は強制徴収を実施するよりほかにない。この場合、本債権は地方税に次ぐ優先性を有するのであるから、該当の法人が一定の資産を有する限り、積極的に滞納処分を実施すべきである。

また、不正利得と判断した証拠の内容にもよるところであるが、代表者や不 正利得に中心的に関与した人物の個人責任の追及も視野に検討すべきである (実際には、本市の法務部門や顧問弁護士等とともに十分検討の上、対応方針 を決せられたい)。

### 第6章 非強制徵収公債権(民事徴収公債権)

### 第1 し尿汲取手数料

## 1 債権の概要及び根拠法令

## (1)債権の内容

市が一般廃棄物であるし尿を汲み取って、運搬、処理をした場合に徴収する手数料である。

### (2) 根拠法令

宮崎市廃棄物の適正処理、減量化及び資源化等に関する条例(以下「廃棄物条例」という。)第28条第1項及び別表第1で手数料の徴収権限と手数料の額が定められ、宮崎市廃棄物の適正処理、減量化及び資源化等に関する規則(以下「廃棄物規則」という。)第38条で手数料の徴収時期が定められている。

なお、旧田野町域、旧高岡町域、旧清武町域の3町域のし尿の収集、運搬、処分については、宮崎県中部地区衛生組合が行っている。

この宮崎県中部地区衛生組合は、地方自治法第284条に基づき宮崎市と国富町で組織する一部事務組合(特別地方公共団体)であり、廃棄物条例は適用されず、本監査の対象とはならない。

# 【宮崎市廃棄物の適正処理、減量化及び資源化等に関する条例】 第28条(一般廃棄物処理手数料)

市が一般廃棄物を収集し、運搬し、又は処分した場合に徴収する手数料の額は、別表 第1のとおりとする。

- 2 前項の手数料徴収の基礎となる数量及び人員は、市長の認定するところによる。
- 3 特別の取扱いを要する場合又は処理作業が困難な場合は、第1項の手数料の5割以内 において規則で定める額を加算することができる。
- 4 第1項又は前項の規定により算定した手数料の額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。

## 別表第1 一般廃棄物処理手数料(抜粋)

一般廃棄物	区分	単位	金額
の種別	E7	中位	並飲
し尿	一般家庭	1 回	1 次号の場合を除き、次に掲げ
			る額の合計額
			イ 1 便槽につき319円
			ロ 10リットル(10リットルに満
			たないときは、10リットルとす
			る。)ごとに90円(規則で定める
			不良便槽を使用しているときは、
			98円)
			ハ 公共下水道又は農業集落排
			水処理施設の処理区域となってか
			ら3年を経過する日後に、当該区
			域においてくみ取りを行うとき
			は、474円
			2 2以上の世帯が共同して便槽
			を使用する場合は、次に掲げる額
			の合計額
			イ 前号イ及びハに掲げる額を
			使用世帯数で除して得た額
			ロ 前号口に掲げる額を使用世
			帯の人員の数に応じてあん分して
			得た額
	事業所(会社、	1 回	1 次号の場合を除き、次に掲げ
	事務所、旅館、		る額の合計額
	飲食店、学校等		イ 1 便槽につき319円
	の事業所をい		
	う。以下同		たないときは、10リットルとす る。)ごとに98円
	じ。)		つ。/ ことに90円 ハ 公共下水道又は農業集落排
			水処理施設の処理区域となってか
			ら3年を経過する日後に、当該区
			域においてくみ取りを行うとき
			得た額
			1
			3,240円を加算した額
			は、474円 2 2以上の世帯が共同して便槽を使用する場合は、次に掲げる額の合計額 イ 前号イ及びハに掲げる額を使用世帯数で除して得た額 ロ 前号ロに掲げる額を使用世帯の人員の数に応じてあん分して得た額 3 仮設トイレのくみ取りの場合は、第1号イ及びロの合計額に

# 【宮崎市廃棄物の適正処理、減量化及び資源化等に関する規則】 第38条(徴収時期)

条例第28条第1項及び第3項の手数料の徴収時期は、次表のとおりとする。

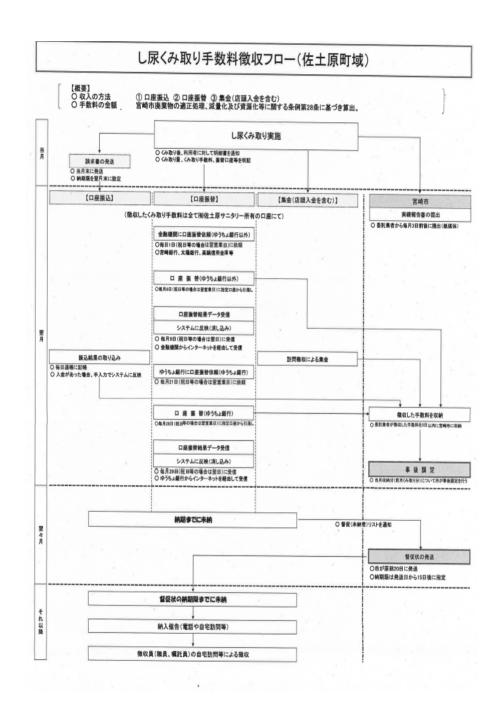
区分	徴収時期
し尿	処理をした日の属する月の翌月
	の末日まで
動物の死体	処理をした日
粗大ごみのうち市が収集するもの	収集する時まで
生活系廃棄物のうち市長の指定する	処理をした日
施設に直接搬入するもの(し尿を除	
< ∘)	
事業系一般廃棄物 (し尿を除く。)	処理をした日

- (3)債権の種類 非強制徴収公債権(民事徴収公債権)
- (4) 消滅時効期間 5年(地方自治法第236条第1項)
- (5)債権発生から調定・収納の流れ

し尿汲取手数料の徴収業務は、旧宮崎市域においては、市が主体となり環境部 廃棄物対策課が直接業務を行っているが、旧佐土原町域においては、市が主体で はあるものの、具体的な徴収業務は有限会社佐土原サニタリーに委託し実施して いる。

# し尿くみ取り手数料徴収フロー(旧宮崎市域)





# (6) 調定額、収入額、不納欠損額、収入未済額及び収納率の推移

平成27年度ないし平成29年度のし尿汲取手数料の調定額、収入額、不納欠損

額、収入未済額及び収納率の推移は、次の表のとおりである。

	平成27年度		平成2	平成28年度		9年度
	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度
①調定額	90,011,670	1,499,331	84,775,636	1,179,476	79,386,143	1,135,389
(件数)	(28,863)	(434)	(26,890)	(317)	(25,204)	(295)
②収入額	89,537,859	642,227	84,188,879	472,811	78,699,846	437,418
(件数)	(28,705)	(220)	(26,752)	(131)	(25,105)	(149)
③不納欠損額	0	151,439	0	68,639	0	29,187
(件数)	(0)	(55)	(0)	(29)	(0)	(11)
④収入未済額	473,811	705,665	586,757	638,026	686,297	668,784
(件数)	(158)	(159)	(138)	(157)	(99)	(135)
⑤収納率 (②/①)	99.5%	_	99.3%	_	99.1%	-

(単位:円)

## (7) 所管課 環境部廃棄物対策課

## 2 監査の視点及び手法

## (1) 監査の視点

- ア 本債権の管理回収に関する事務が関連法令(条例,規則,要綱等内部規範を含む)に従って執行されているか否につき、合法性及び合規性の観点から監査した。
- イ 本債権の管理回収に関する事務が効率的な仕組みの下で執行され(効率性)、 管理回収の効果を上げているか(有効性)という観点から監査した。
- ウ 本債権の管理回収に関する事務が公平に執行されているか(公平性)という観点から監査した。

## (2) 監査の手法

担当者から債権管理事務の概要や流れについて説明を受け、関連資料の提供を 受けるとともに、多額の滞納者に対する滞納整理状況について質問し、関連資料 の提供を受けて調査した。

## 3 監査事項及び監査結果

(1) し尿汲取手数料の徴収・督促

#### ア概要

し尿汲取手数料は、廃棄物条例第28条及び別表第1で額が定められ、廃棄物規則第38条で処理をした日の属する月の翌月の末日までに徴収すると規定されている。

また、納期限までに納付しない者に対しては、宮崎市分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例第2条において、納期限後20日以内に期限を指定して督促状を発しなければならないこと、指定すべき期限は、その発付の日から起算して15日をこえてはならないことが規定され、同条例第3条において、督促状を発したときは、督促手数料として1通につき100円を徴収すると規定されている。

#### イ 監査結果

旧宮崎市域においては、し尿くみ取りを実施した翌月15日に納入期限を同月末日と定めた納付書兼納入通知書が発送され、口座振替による徴収は、し尿くみ取りを実施した翌月末日になされている。旧佐土原町域においては、し尿くみ取りを実施した月の末日に納入期限を翌月末に設定した請求書が発送され、口座振替による徴収は、し尿くみ取りを実施した翌月の28日になされている。また、旧佐土原地域においては、訪問による集金も行われている。

督促状は、いずれの地域においても、納期限後20日以内に発送されている。督促状には、発送から15日以内の日が納付期限として定められ、督促状1通につき督促手数料として100円が課されることが記載されている。

### (2) 債権管理システム

し尿くみ取り管理システムを使用しており、同システムにおいて、くみ取り量、収納状況、納付書の発行等の徴収業務を総合的に管理している。また、同システムは、未納者一覧の抽出、督促状の発行、滞納整理簿の管理、不納欠損処理を行う機能を有しており、利用者ごとに、くみ取り実績、調定情報、収納情報、そして徴収嘱託員による訪問催告等の滞納整理状況のそれぞれが一覧できる仕組みが備わっている。

旧佐土原町地域における使用料徴収業務を受託している有限会社佐土原サニタリーにおいて使用されているシステムも、同様の機能を有している。

#### (3) 滞納整理状況

督促状送付後、納期限を過ぎても未納の場合に、2名の徴収嘱託員が電話連絡や自宅訪問による納付催告を随時行って使用料の徴収を行っているが、催告書の交付は行っていない。2名の徴収嘱託員は、公設合併処理浄化槽使用料の納付催告及び徴収も併せて行っている。

毎日の催告状況については、徴収嘱託員によって、業務日誌に訪問先、訪問時間、結果、徴収金額が記録されている。所管課によると、催告書の交付を行っていないのは、訪問すると会うことができる方々がほとんどであり、随時訪問や電話連絡をすることのほうが現在の状況を把握できることから、催告書を交付する必要性を感じていないとのことである。

滞納額5万円以上の滞納者に対する対応記録を調査したところ、全7件のうち6件については、ほぼ毎月ごとに複数回の訪問による催告がなされていたが、1件については、訪問による一部徴収が行われた場合に、依然として未納額が残っているにもかかわらず、その一部徴収が行われた翌月には訪問による催告が行われず、翌々月に訪問による催告が行われていた。

訪問によって徴収した金員を納期限の古い債務から順番に充当していない場合が散見された。その理由については、納付者から充当部分の指定があった、もしくは納付誓約書の取得によって時効が中断されているからということであった。

## (4) 不納欠損処理

平成 27 年度から平成 29 年度に不納欠損処理した対象者数は、合計 20 件であった。そのすべてが時効経過を理由とする不納欠損処理であったが、対象者が平成 23 年もしくは平成 24 年に破産法に基づく免責決定を得ていたにもかかわらず、時効期間の経過まで不納欠損処理を行っていなかった件数が 4 件存在した。また、利用者夫婦が死亡したが、相続人の存在を調査することなく、時効期間が経過するに至った件数が 1 件存在していた。

### 4 指摘・意見

- (1) 指摘 特にない。
- (2) 意 見

### 【意見25】

催告は電話連絡や自宅訪問によるのみであり、催告書を交付する形での催告 は行われていない。

催告は、書面でも口頭でもよく、何らの方式も必要としないが、消滅時効の完成を6か月猶予するという法的効果を有している(民法第 153 条)。そのため、いつ催告をしたのかという証拠を保全しておく必要性は高く、また、電話連絡や自宅訪問をした際の結果を業務日誌に記載するだけでは、債務者に対して履行を請求する意思を通知したことが明らかになっているとは言い難い。そして、宮崎市私債権等管理マニュアルにおいても、催告の方法として、まずは文書による催告を行い、債務者から反応がない場合に電話や訪問による催告に移行することが想定されていることをも考慮すれば、適宜、催告書を交付する形での催告を行うことが望ましい。

### 【意見26】

訪問による徴収を行った場合、未納額が残っているにもかかわらず、その徴収の翌月に訪問による催告を行わず、翌々月に訪問による催告を行っている案件が存在している。

未納額が残っているのであれば、訪問によって未納額の一部の徴収が行われたことがあったとしても、少なくとも月に1回は訪問による催告を行って、債権の回収に努めることが望ましい。

### 【意見27】

訪問によって徴収した金員を納期限の古い債務から順番に充当してない場合が存在している。その理由は、納付者から充当部分の指定があった、もしくは納付誓約書の取得によって時効が中断されているからということであった。

納付者から充当部分の指定がなされた場合には、その指定に従うべきであるので(民法第488条1項)、その指定の結果として納期限の新しい債務に充当することは法律に従った取扱いであり、何ら問題はない。しかし、納付誓約書の取得によって時効が中断されているとしても、その中断時点から新たに消滅時効期間の進行が始まるのであり(民法第157条第1項)、納付誓約書の取得で時効が中断した債権のほうが、納付誓約書を取得した後で発生した本債権よりも消滅時効期間が経過してしまう時期が早いことには変わりがないのであるから、訪問によって徴収した金員につき、納付者から充当部分の指定がない場合には、納期限の古い債務から順番に充当していくのが望ましい。

### 【意見28】

債務者本人が死亡したが、相続人の存在を調査することなく時効期間が経過するに至った事例が存在していた。

債務者本人が死亡すると相続が開始し(民法第882条)、相続人が、相続開始の時から債務者本人の財産に属した一切の権利義務を承継する(民法第896条本文)から、相続人に本債権の支払義務が承継される。このように、債務者本人が死亡したとしても、相続人全員が相続放棄をしない限り、債権の支払義務は消滅することはないのであるから、未納金額と比較して明らかに相続人の調査に要する費用が多額に及ぶことが認められるような場合でなければ、債務者本人が死亡したときには、速やかに相続人の調査を行い、債権回収を試みることが望ましい。

#### 【意見29】

債務者が破産法に基づく免責決定を得ていたにもかかわらず、時効期間が経 過するまでの間、不納欠損処理を行っていない事例が認められた。

宮崎市債権管理条例第12条第2号によれば、債務者が破産法に基づく免責決定を得たときには、債権放棄を行うことができると定められており、債権放棄をしなければならないと定められてはいないが、破産法に基づく免責決定により、債務者は本債権の支払義務を免れることとなり、本債権の請求権は消滅するのであるから、そのような債権を時効期間が経過するまで管理し続けることに意味はなく、債権管理の効率性の観点から、債務者が破産法に基づく免責決定を得たときには、時効期間の経過を待つことなく、速やかに不納欠損処理をすることが望ましい。

### 第2 公設合併処理浄化槽使用料

### 1 債権の概要及び根拠法令

### (1) 債権の内容

市が住宅所有者等からの申請により市の所有物として設置し、及び管理をする 浄化槽(便所と連結してし尿及び生活雑排水を処理し、終末処理場を有する公共 下水道以外に放流するための設備または施設)並びにその附帯施設の使用につい て、使用者から徴収する料金である。

## (2) 根拠法令

宮崎市公設合併処理浄化槽条例第 22 条第1項及び別表で使用料の徴収権限と使用料の額が定められ、宮崎市公設合併処理浄化槽条例施行規則第10条で使用料の徴収方法が定められている。

## 【宮崎市公設合併処理浄化槽条例】

## 第22条(使用料の徴収)

市長は、公設合併処理浄化槽の使用料について、1月につき、別表に定める額の使 用料を使用者から徴収する。

2 使用料の徴収方法については、市長が別に定める。

別表 (第19条、第22条関係)

区分	分担金	使用料
5人槽	89,000円	3,810円
6人槽又は7人槽	103,000円	4,010円
8人槽から10人槽まで	130,000円	4,940円
11人槽から15人槽まで	201,000円	6,580円
16人槽から20人槽まで	309,000円	7,610円
21人槽から25人槽まで	389,000円	10,080円
26人槽から30人槽まで	452,000円	12,040円

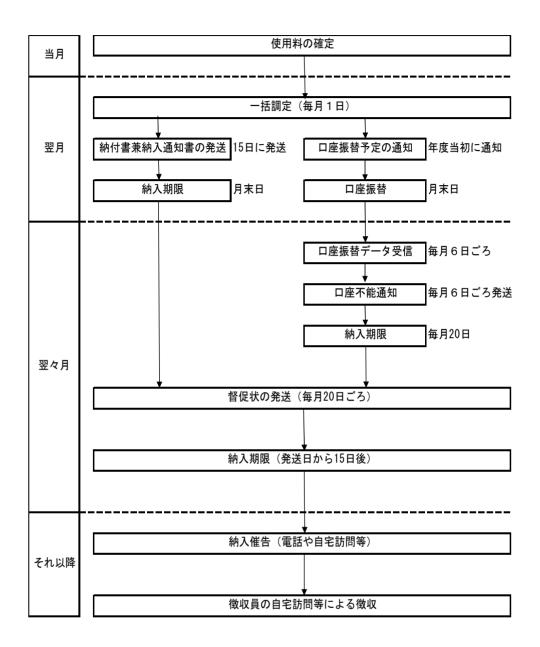
## 【宮崎市公設合併処理浄化槽条例施行規則】

## 第10条(使用料の徴収方法)

使用料は、納入通知書又は口座振替により使用した翌月の末日までに徴収する。

- (3)債権の種類 非強制徴収公債権(民事徴収公債権)
- (4) 消滅時効期間 5年(地方自治法第236条第1項)
- (5)債権発生から調定・収納の流れ

公設合併処理浄化槽使用料の調定・収納の流れは、次のとおりである。



# (6) 調定額、収入額、不納欠損額、収入未済額及び収納率の推移

平成27年度ないし平成29年度の公設合併処理浄化槽使用料の調定額、収入額、 不納欠損額、収入未済額及び収納率の推移は、次の表のとおりである。

	平成27年度		平成2	平成28年度		9年度
	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度
①調定額	46,623,130	212,860	51,336,220	314,050	56,571,886	320,020
(件数)	(11,985)	(57)	(13,193)	(82)	(14,539)	(82)
②収入額	46,399,090	122,850	51,113,830	216,420	56,424,916	210,960
(件数)	(11,928)	(33)	(13,137)	(56)	(14,502)	(53)
③不納欠損額	0	0	0	0	0	7,400
(件数)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(2)
④収入未済額	224,040	90,010	222,390	97,630	146,970	101,660
(件数)	(58)	(24)	(56)	(26)	(37)	(27)
⑤収納率 (②/①)	99.5%	-	99.6%	-	99.7%	-

(単位:円)

## (7) 所管課 環境部廃棄物対策課

## 2 監査の視点及び手法

## (1) 監査の視点

- ア 本債権の管理回収に関する事務が関連法令(条例,規則,要綱等内部規範を含む)に従って執行されているか否につき、合法性及び合規性の観点から監査した。
- イ 本債権の管理回収に関する事務が効率的な仕組みの下で執行され(効率性)、 管理回収の効果を上げているか(有効性)という観点から監査した。
- ウ 本債権の管理回収に関する事務が公平に執行されているか(公平性)という観点から監査した。

### (2) 監査の手法

担当者から債権管理事務の概要や流れについて説明を受け、関連資料の提供を 受けるとともに、長期滞納者に対する滞納整理状況について質問し、関連資料の 提供を受けた。

## 3 監査事項及び監査結果

(1) 公設合併処理浄化槽使用料の徴収・督促

### ア概要

本債権は、宮崎市公設合併処理浄化槽条例施行規則第10条で、納入通知書又は 口座振替により使用した翌月の末日までに徴収すると規定されている。

また、納期限までに納付しない者に対しては、宮崎市分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例第2条において、納期限後20日以内に期限を指定して督促状を発しなければならないこと、指定すべき期限は、その発付の日から起算して15日をこえてはならないことが規定され、同条例第3条において、督促状を発したときは、督促手数料として1通につき100円を徴収すると規定されている。

### イ 監査結果

納入期限を毎月末日と定めた納付書兼納入通知書が毎月15日に発送され、口座 振替による徴収は毎月末日になされている。督促状は、納期限後20日以内に発送 されている。督促状には、督促手数料として100円が課されることが記載され、 督促状発付の日から起算して15日を超えない日が期限として指定されている。

### (2)債権管理システム

浄化槽管理システムを使用しており、同システムにおいては、公設合併浄化槽の維持管理情報に加え、収納情報、口座情報が一体的に管理され、使用者ごとに収納状況が一覧できる仕組みとなっている。そして、同システムは、納付書や督促状の発行、未納者リストの抽出等の機能を有しており、債権管理事務を執行するためのツールとして活用されている。

しかしながら、徴収嘱託員による訪問催告等の滞納整理状況については、使用者ごとに一覧できる仕組みにはなっておらず、必要に応じて、徴収嘱託員業務日誌から使用者ごとに付されたコードを基に情報を引っ張り出して、滞納整理状況が一覧できる表が作成されている。

### (3) 滞納整理状況

督促状送付後、納期限を過ぎても未納の場合に、2名の徴収嘱託員が電話連絡 や自宅訪問による納付催告を随時行って使用料の徴収を行っているが、催告書の 交付は行っていない。2名の徴収嘱託員は、し尿汲取手数料の納付催告及び徴収 も併せて行っている。毎日の催告状況については、徴収嘱託員によって、業務日誌に訪問先、訪問時間、結果、徴収金額が記録されている。所管課によると、催告書の交付を行っていないのは、訪問すると会うことができる方々がほとんどであり、随時訪問や電話連絡をすることのほうが現在の状況を把握できることから、催告書を交付する必要性を感じていないとのことである。

また、収入未済額のうち、4か月以上の長期滞納者すべて(4名)につき、適切に滞納整理が行われているかを調査したところ、概ね週に1回の頻度で電話もしくは訪問による催告が実施されており、その結果、着実に滞納分の解消が実現できている。

### (4) 不納欠損処理

平成27年度から平成29年度に行われた不納欠損処理は、平成29年度に2件、合計で7,400円のみである。

滞納者は、いずれ宮崎市に帰郷する予定であるが県外在住のために浄化槽の使用開始の手続きを実施していなかったところ、平成24年11月の現地確認により浄化槽を使用している形跡が確認されたため、使用開始の手続きを実施した。しかし、その使用は、年に数回、親族が掃除に訪れた際の使用のみであったことから、滞納者は、その使用頻度で満額の使用料を課されることに対する不満があり、度重なる催告にもかかわらず使用料を支払ってこなかった。そのため、平成24年度12月、1月分の使用料の時効期間が経過したため不納欠損となった。なお、その後の滞納分については、一旦浄化槽については使用休止としたうえで、分納して支払うことで滞納者の了承を得ている。

## 4 指摘・意見

- (1)指摘 特にない。
- (2)意見

### 【意見30】

催告は電話連絡や自宅訪問によるのみであり、催告書を交付する形での催告は行われていない。

催告は、書面でも口頭でもよく、何らの方式も必要としないが、消滅時効の 完成を6か月猶予するという法的効果を有している(民法第153条)。そのため、 いつ催告をしたのかという証拠を保全しておく必要性は高く、また、電話 連絡や自宅訪問をした際の結果を業務日誌に記載するだけでは、債務者に対して履行を請求する意思を通知したことが明らかになっているとは言い難い。そして、宮崎市私債権等管理マニュアルにおいても、催告の方法として、まずは文書による催告を行い、債務者から反応がない場合に電話や訪問による催告に移行することが想定されていることからすれば、催告をするにあたっては、催告書を交付する形での催告も行うことが望ましい。

### 【意見31】

浄化槽管理システムにおいては、徴収嘱託員による訪問催告等の滞納整理状況が使用者ごとに一覧できる仕組みが備わっておらず、必要に応じて、業務日誌から情報を引っ張り出して、一覧表を作成するという作業を行っている。

滞納整理を効率的に行うためには、使用者ごとの滞納整理状況が速やかに一覧できることが重要であるから、浄化槽管理システムにおいて、使用者ごとに滞納整理状況が一覧できるように管理することが望ましい。

#### 第3 農業集落排水処理施設使用料

### 1 債権の概要及び根拠法令

### (1)債権の内容

昭和58年に農林水産省において創設された農業集落排水事業に基づき、農業集落における生活環境の改善及び農業用排水の水質保全を図るために農業集落排水処理施設が設置され、同施設の使用者から徴収する料金である。

### (2) 根拠法令

宮崎市農業集落排水処理施設条例第 10 条第1項で使用料の徴収権限が定められ、同条第2項及び宮崎市農業集落排水処理施設条例施行規程第7条の3で使用料の額及び徴収方法について下水道の例によることが定められている。

### 【宮崎市農業集落排水処理施設条例】

### 第10条(使用料)

管理者は、使用者から使用料を徴収する。この場合において、2以上の使用者が給水装置を共同で使用しているときは、当該使用者は、連帯して使用料の納付義務を負うものとする。

2 使用料の額及び徴収方法については、宮崎市下水道条例による使用料の額及び徴収方法の例による。

3 使用料を算出する場合においては、前条の規定による休止又は廃止の届出をしない者は、排水処理施設を継続して使用している者とみなす。

## 【宮崎市農業集落排水処理施設条例施行規程】

## 第7条の3 (使用料の額及び徴収方法)

使用料の額及び徴収方法については、下水道条例施行規程の例による。

- (3)債権の種類 非強制徴収公債権(民事徴収公債権)(地方自治法第225条)
- (4) 消滅時効期間 5年(地方自治法第236条第1項)
- (5)債権発生から調定・収納の流れ

下水道使用料の1(5)に同じ。

(6) 調定額、収入額、不納欠損額、収入未済額及び収納率の推移

平成27年度ないし平成29年度の農業集落排水施設使用料の調定額、収入額、 不納欠損額、収入未済額及び収納率の推移は、次の表のとおりである。

	平成27年度		平成28	平成28年度		年度
	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度
①調定額	159,851,266	9,728,347	161,353,287	9,989,168	142,405,157	9,755,823
(件数)	(30,119)	(-)	(30,602)	(-)	(27,275)	(-)
②収入額	150,252,895	9,214,736	151,548,853	9,530,127	132,965,209	9,315,924
(件数)	(28,320)	(-)	(28,732)	(-)	(25,433)	(-)
③不納欠損額	0	78,810	0	81,002	0	68,540
(件数)	(0)	(17)	(0)	(20)	(0)	(16)
④収入未済額	9,598,371	434,801	9,804,434	375,039	9,439,948	371,359
(件数)	(1,799)	(512)	(1,872)	(522)	(1,846)	(480)
⑤収納率 (②/①)	94.0%	-	93.9%	-	93.4%	-

(単位:円)

(7) 所管課 上下水道局管理部料金課

## 2 監査の視点及び手法

### (1) 監査の視点

強制徴収公債権である下水道使用料の例に従って徴収しているため、債権の種類の相違に応じて区別した取扱いがなされているかという観点から監査した。

## (2) 監査の手法

担当者から債権管理事務の概要や流れについて説明を受け、関連資料の提供を 受け、随時、担当者にヒアリングを行う等して調査した。

## 3 監査事項及び監査結果

### (1) 農業集落排水施設使用料の徴収・督促

水道料金及び下水道使用料の一括徴収・督促に用いているものと同じ書式の納入通知書、督促状を使用しており、下水道使用料と同じ「下水」という費目で徴収・督促が行われている。

もっとも、審査請求に関する教示においては、「下水道使用料及び農業集落排水 処理施設使用料の審査請求について」と記載されている。

## 4 指摘・意見

- (1)指摘 特にない。
- (2)意 見

### 【意見32】

本債権の督促状は、下水道使用料と同じ書式を用いており、「下水」という費目により督促が行われている。

しかしながら、本債権は、強制徴収公債権である下水道使用料とは異なり、 非強制徴収公債権(民事徴収公債権)であって、滞納処分の例による徴収は行 われない。下水道使用料の項目において意見を述べているとおり、下水道使用 料の督促状に滞納処分に関する記載をすることが望ましいことからすれば、本 債権の督促は下水道使用料と区別して行うべきであり、現在の督促状に本債権 と下水道使用料を区別した記載をするか、下水道使用料と異なる書式の督促状 を用いることが望ましい。

### 第4 卸売業者市場使用料等

## 1 卸売市場の概要

## (1)沿革及び意義

従来、宮崎市においては、青果9地方卸売市場、水産2地方卸売市場、塩干加工問屋8社が市街地に散在し、それぞれに流通圏を形成していたが、各市場とも規模が小さく増設の余地がないこと等から、これらを解消して市民の生鮮食料品の安定供給を図るため、関係機関や関係業界と協議を重ね、昭和51年12月に、青果部は2社に統合、水産物部は2社そのままで入場することが決定し、昭和52年7月11日に新市場で営業を開始した。平成7年1月23日に、花き部の開設が許可され、同年5月29日に営業を開始。その後、平成24年4月1日に、地方卸売市場に転換した。また、水産物部の2社は、平成25年3月に合併し、同年4月1日に地方卸売市場に転換した。

当市場は、市民はもとより、県民の生鮮食料品等の安定供給と生産地市場としての役割を担い、卸売市場法の目的(卸売市場法第1条)に合致する市場となっている。

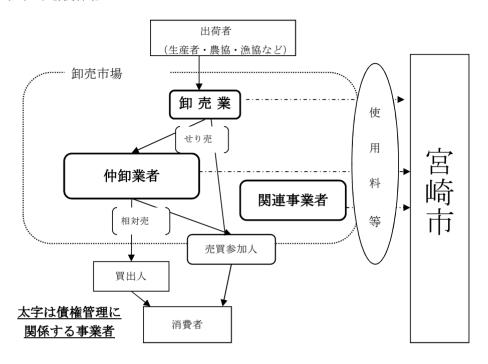
### (2) 中央卸売市場と公設地方卸売市場について

前記のとおり、宮崎市においては、宮崎市中央卸売市場と宮崎市公設地方卸売市場が同一敷地内に存在する。

「卸売市場」とは、生鮮食料品等の卸売のために開設される市場であって、卸売場、自動車駐車場その他の生鮮資料品等の取引及び荷さばきに必要な施設を設けて継続して開場されるものをいう。そして、「中央卸売市場」とは、生鮮食料品等の流通及び消費上特に重要な都市及びその周辺の地域における生鮮食料品等の円滑な流通を確保するための生鮮食料品等の卸売の中核的拠点となるとともに、当該地域外の広域にわたる生鮮食料品等の流通の改善にも資するものとして、卸売市場法第8条の規定により農林水産大臣の認可を受けて開設される卸売市場をいう。一方、「地方卸売市場」とは、中央卸売市場以外の卸売市場で、その施設が政令で定める規模以上のものをいう。

債権管理という観点からは、いずれも債権管理の主体は宮崎市であることから 共通する部分がほとんどであり、以下では、必要な範囲で両者の内容を分けて記 載する。

# (3) 市場関係者について



市場施設利用者	卸売業者	仲卸業者	売買参加者	関連事業者
業務内容	のてて荷食い荷食い荷食い出鮮っ出鮮って		受けて取扱品 目の物売 制 が行うが が行うする が か か か な か な か な の の の の の の の の の の の の	(第1種関連事業者) 市長の許可を舗架ではそのでは れた市場内のには第4条できれたの施設において、第4条で める取扱品をでいる。 のがでは、第4条で のがでは、第4条で のがでは、第4条で ののを ののを ののを ののを ののので ののので のので ののと がで に ののと が に に ののと ののと が に ののと が に ののと が に ののと が ののと が に ののと が に ののと が ののと が に の が に の が の が に の が の と で の が の と で の が の と で の と が り で に り る 、 の を ら れ た に り に り に り に り に り に り に り に り に り に
業者数	青果部2社 水産部1社 花き部1社	青果部13 社水産部11社 花き部4社	青果部 195社 水産部99社 花き部170社	第1種 28社 第2種 19社

### 2 債権の概要及び根拠法令

### (1) 債権の内容

卸売業者、仲卸業者及び関連事業者(以下「市場施設利用者」という)は、市場において事業を行うためには、それぞれ許可を受けなければならず、許可をうけたものは使用面積に応じた種々の使用料等を納付しなければならない。

## (2) 根拠法令

中央卸売市場の使用料については宮崎市中央卸売市場業務条例及び同施行規則において定められている。

## 【宮崎市中央卸売市場業務条例】

(使用料等)

- 第70条 第64条第1項の指定又は同条第2項の許可を受けた者は、使用料を納付しなければならない。
- 2 前項の使用料は、月単位で徴収するものとし、その額は、別表第4に掲げる金額の範囲内において規則で定める。
- 3 市場において使用する電力、ガス、水道等の費用で市長の指定するものは、市場使用 者の負担とする。

### 【宮崎市中央卸売市場業務条例施行規則】

(使用料の納期)

- 第101条 使用料の納付期限は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 別表第4に規定する卸売業者市場使用料及び仲卸業者市場使用料 当月分を翌月 の末日まで
- (2) 月額による使用料 当月分を当月の末日まで
- (3) 日額による使用料 使用許可を受けたとき
- (4) 別表第4に規定する自動販売機設置区域使用料 市長が別に定める日
- 2 市長は、特別の事情がある場合においては、前項の納付期限を変更することができる。

別表第4(第	24条、第45条、	第93条、第98条、	第99条、第100条、第101条関係)				
	種別		金額				
卸売業者市	場使用料		卸売金額の1,000分の3に相当	する金額			
仲卸業者市	場使用料		仲卸業者が条例第50条第2項の その買入れ物品の販売金額の	の規定により許可を受け 1,000分の3に相当する金	こ場合における 額		
卸売業者売	場使用料		1平方メートルにつき	月額	120円		
仲卸業者売	場使用料		1平方メートルにつき	月額	900円		
業者事務	事務室		1平方メートルにつき	月額	800円		
所使用料	福利厚生施設	ť	1平方メートルにつき	月額	800円		
買荷保管積	込所使用料		1平方メートルにつき	月額	350円		
倉庫使用料	8		1平方メートルにつき	月額	600円		
冷蔵庫使用	料		建物機械一式	月額	2,150,000円		
		売場A	機械一式	月額	80,000円		
低温卸売場	施設使用料	売場B	機械一式	月額	159,000円		
		売場C	機械一式	月額	191,000円		
カロエ だたきひんき	: FF1 4:31	パツケージ室	1平方メートルにつき	月額	400円		
加工施設使	JH114	バナナ加工所	建物機械一式	月額	1,600,000円		
		関連商品売場	1平方メートルにつき	月額	1,500円		
即"事事类类	市場使用料	食堂施設	1平方メートルにつき	月額	650円		
財選事未有	印场使用种	総合食品売場	1平方メートルにつき	月額	620円		
		金融施設	1平方メートルにつき	月額	1,150円		
管理棟事務	室使用料	2000 - 2000 SECTIONS	1平方メートルにつき	月額	1,150円		
会議室使用	*1	大会議室	1時間につぎ	00000000	600円		
		小会議室	1時間につぎ		400円		
自動販売 機設置区	非営利団体 が設置する	土地	1台につき	月額	375円		
域使用料	場合	建物	1台につき	月額	750円		
非営利団体 以外が設置 する場合		飲料水の販売	使用期間に係る売上額に100分	かの10を乗じて得た額			
		その他の物品 の販売	使用期間に係る売上額に100分	かの5を乗じて得た額			
空地使用料			1平方メートルにつき	月額	150円		

一方、公設地方卸売市場の使用料については、宮崎市公設地方卸売市場業務条 例及び同施行規則において、中央卸売市場とほぼ同様の内容が定められている。

- (3)債権の種類 非強制徴収公債権(民事徴収公債権)
- (4) 消滅時効期間 5年(地方自治法第236条第1項)
- (5) 減免ないし軽減の制度

市場使用料については減免・軽減の定めがあり、減免・軽減事由等については以下のとおりである。(条例第71条、規則第102条)。

- ① 市場使用者の責めに帰することができない理由により市場施設を使用できないとき。
- ② 第68条第1項の規定による使用停止の期間が引き続き3日以上にわたったとき。
- ③ 市場使用者が国又は公共団体であるとき。
- ④ その他市長が特別の理由があると認めるとき 特別の理由があると認める場合とは、次の場合とされる
  - i 災害その他緊急事態の発生により応急施設として短期間使用させるとき。

ii 地震、火災等の災害によって使用施設の全部又は一部を使用できないとき。 iii その他市長が必要と認めるとき。

### (6) 債権発生から調定・収納の流れ

市場使用料は、月毎に調定され、口座引き落としによって収納される。なお、施設使用者3者については、例外的に納付書によって納付している。口座引き落としの状況(収納状況)については、情報政策課が一元的に管理しており、収納状況は毎月中旬に情報政策課から市場課にデータで報告され、所管課は当該報告をもとに所管課独自のシステムに情報を反映させ、収納状況等の確認等を行っている。

#### (7)債権の担保に関する制度

#### ア保証金

債権を担保する制度として、施設利用者は、開業に際して、市に対して保証金を支払わなければならない。具体的な金額は次のとおりである。

	卸売業者	仲卸業者	関連事業者
保証金	青果部 120万円以上1,600万円以下 水産物部 120万円以上2,400万円以下 花き部 120万円以上1,200万円以下	使用料の月額の6 倍相当額の範囲内	

## イ 調査権限

適切な債権管理のために、市長は、市場施設利用者に対して財政に関する財産に関し報告若しくは資料の提出を求めることができ、会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる(宮崎市中央卸売市場業務条例第72条等)。

### (8) 滞納整理に関する規定

### ア 保証金の充当

市長は、使用料その他市場に関して市に納付すべき金額の納付を怠ったときは、 他の債権者に先立って弁済を受ける権利に優先して、保証金をこれに充てること ができる。そして、保証金に不足が生じたときは、不足金額に相当する金額を追 加して預託しなければならず、預託が完了するまで業者は業務を行うことができ ない(卸売業者については条例第11条、仲卸業者については条例第25条第3項、 関連事業者に関しては条例第31条第4項)。

### イ 許可の取消

卸売市場に関しては、施設使用者がその業務を行なうのに必要な資力信用を有しなくなったと認めるときは、許可を取り消すものとされている(卸売市場法第65条、宮崎市中央卸売市場業務条例第26条・第33条、宮崎市公設地方卸売市場業務条例第21条・第28条)。

なお、中央卸売市場の卸売業者の使用料未納に関しては、許可取消の事由とはなっていない(卸売市場法第25条)。これは別途、一定の資産状況が要件となっているためである。

#### ウ 許可取消後の権利関係

施設使用者の許可が取り消された場合には、施設利用者は、市場を利用する権利を失うこととなるため、立ち退きが必要となる。

この点、施設使用者は、施設を使用するにあたって、市長の許可を受けて建築等の原状の変更が可能であるが、原状回復費用は事業者の負担となる(宮崎市中央卸売市場業務条例 66条、宮崎市公設地方卸売市場業務条例 58条)。実際にほとんどの業者が原状の変更を行っており、かかる原状回復には少なくとも 20万円ほどの費用がかかり、使用料滞納者の立ち退きの際には、原状回復費用の問題も生じうる。

## (9) 調定額、収入額、不納欠損額、収入未済額及び収納率の推移

平成27年度ないし平成29年度の卸売業者市場使用料等の調定額、収入額、不納欠損額、収入未済額及び収納率の推移は、後掲の表のとおりである。

### (10) 所管課 農政部市場課

## 【卸売業者市場使用料等の調定額等の推移】

	平成27年度		平成2	平成28年度		9年度
	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度
①調定額	451,836,102	0	449,025,942	0	455,359,804	132,358
(件数)						3
②収入額	451,836,102		448,893,584		454,696,378	132,358
(件数)						3
③不納欠損額	0	0	0	0	0	0
(件数)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
④収入未済額	0	0	132,358		663,426	0
(件数)	(58)		3		21	
⑤収納率 (②/①)	100.0%	1	99.9%	1	99.9%	-

(単位:円)

## 3 監査の視点及び手法

## (1) 監査の視点

- ア 本債権の管理回収に関する事務が関連法令(条例,規則,要綱等内部規範を含む)に従って執行されているか否につき、合法性及び合規性の観点から監査した。
- イ 本債権の管理回収に関する事務が効率的な仕組みの下で執行され(効率性)、 管理回収の効果を上げているか(有効性)という観点から監査した。
- ウ 本債権の管理回収に関する事務が公平に執行されているか(公平性)という観点から監査した。

### (2) 監査の手法

担当者から債権管理事務の概要や流れについて説明を受け、関連資料の提供を 受けるとともに、滞納整理状況について質問し、関連資料の提供を受けて調査し た。

### 4 監査事項及び監査結果

### (1) 滞納者の状況

## ア概要

過去3年間において、滞納業者は1件のみであった。なお、平成30年度の8月より、未払滞納分の分割による返済が開始している。

#### イ 監査結果

当該滞納業者の場合は、開業後4か月で未納が発生しており、結果的には、そもそも資力信用のある業者でなかったと考えざるを得ない。当該滞納業者の許可申請書類を閲覧したところ、当該滞納業者は、新規開設の業者であり、営業能力も未知数であり、また、未納が発生した場合の回収可能財産も存在しなかった。

### (2) 滞納者への対応

## ア概要

市場使用料の口座振替が不能の場合には、担当課が滞納業者に対して請求書を発出し、20 日以内に支払がない場合には督促状を発出する。なお、かかる場合には、督促料、延滞金を付加している。その後、督促状によっても支払いがない場合には、随時電話連絡・面談を行うことで回収を図っている。

# イ 監査結果

市場使用料の債権管理については独自のマニュアル等は存在せず、また、宮崎市私債権等管理マニュアルも積極的には活用されていない。

なお、閲覧した督促状には行政不服申立の教示にかかる記載はなかった。

### (3) 不納欠損処理

過去3年において不納欠損処理の実績はない。

### 5 指摘・意見

### (1)指摘

## 【指摘14】

「市場使用料督促状」に行政不服申立ての教示にかかる記載がない。

この点、督促は行政処分に該当すると解されるところ、行政不服審査法第82条第1項により、行政処分については、書面による不服申立の教示が必要とされていることから、「市場使用料督促状」に行政不服申立ての教示にかかる記載をすべきである。なお、文言等については宮崎市私債権等管理マニュアルを参照、各課において統一的な内容とすべきである。

### (2)意見

## 【意見33】

前記滞納業者の許可申請書類を閲覧したところ、当該滞納業者は、新規開設の業者であり、営業能力も未知数であり、また、未納が発生した場合の回収可能財産も存在しなかった。

過去3年において未納が発生している業者は僅か1件であることから、基本的には許可の時点における財政状況の審査は適切になされていると評価することができるが、債権管理にあたっては、そもそも未収債権を発生させないことが肝要であり、卸売市場の市場使用料に関しては、許可の時点で申請業者の財政状況を確認することができるのであるから、疑問が残る場合には原状回復費用も踏まえた将来の債権の保全の観点から、財政状況や事業の収益性についてより慎重に検証することが望ましい。

### 【意見34】

卸売市場に関しては、施設使用者がその業務を行なうのに必要な資力信用を 有しなくなったと認めるときは、許可を取り消すものとされているところ、ど のような場合に「必要な資力を有しなくなった」に該当するのかについて具体 的な基準が存在していないため、この点に関する具体的な運用基準を設定する ことが、事務の効率性及び公平性の観点から望ましい。

### 【意見35】

過去3年間で1件の滞納であるため債権管理に関するマニュアルを作成する 必要性は乏しいとも思われるが、画一的かつ効率的な事務処理のため、宮崎市 私債権等管理マニュアルを参照し、同マニュアルをそのまま利用するのか実際 に応じて修正する点があるのか等について具体的に検討する機会を設けるこ とが望ましい。

## 第5 市場電気使用料

## 1 債権の概要及び根拠法令

#### (1)債権の内容

宮崎市の卸売市場の利用者は、前述した非強制徴収公債権(民事徴収公債権)である市場施設使用料とは別に、市場において使用する電気、ガス、水道及び電話等の費用(以下「施設費用」という)を負担しなければならない(宮崎市中央卸売市場業務条例第70条第3項、同施行規則第100条第1項、宮崎市公設地方卸売市場業務条例第62条第3項・同施行規則第81条)。

現在、宮崎市が施設費用として管理しているのは、電気料金のみであり、その他のガス料金や水道料金等に関しては、施設利用者が各業者と個別に契約をしており、市は関与していない。

具体的な債権の発生から徴収の流れとしては、市が電力会社と契約し、市が電力会社に対して、市場における電気料金を一括で立替払いをし、市場利用者の電気使用量に応じた金額を、市場施設使用料と併せて請求・徴収している。

### (2)債権の種類 非強制徴収公債権(民事徴収公債権)

市としては、以下の理由により、本債権の性質を非強制徴収公債権(民事徴収 公債権)と捉えている。本債権の性質については確定した見解はなく、市の解釈 に不合理な点も認められないことから、本債権の性質を非強制徴収公債権(民事 徴収公債権)と捉えることに問題はない。

## 【市の見解】

行政財産使用料条例第2条第4項は、「電気料…その他市が支出する経費がある場合における使用料の額は、前3項の規定により算定した額に、当該経費を加算に、当該経費を加算した額とする」と規定しており、宮崎市において行政財産の使用に伴い発生する電気料金は、施設使用料(公債権)の一部と整理されている。

本債権は、市場施設について、市が支出した電気料(経費)にかかるものである。 よって、本債権は公債権である。

### (3) 消滅時効期間 5年(地方自治法第236条第1項)

### (4) 滞納に関する規定

市場施設利用者が市場電気使用料を滞納した場合には、市長は、当該施設の電気の使用を停止することができる(宮崎市中央卸売市場業務条例第70条第3項。同施行規則第100条第3項、宮崎市公設地方卸売市場業務条例第62条第3項・同施行規則第81条第3項)。

### (5) 所管課 農政部市場課

## 2 監査事項及び監査結果

### (1) 滯納状況及びその対応

過去3年間において電気料の滞納があった業者は、市場施設使用料の項目で指摘した業者1件のみであり、滞納があった時期は平成29年4月から同年12月まである。なお、当該滞納については、平成30年12月に完納され、解消されている。

なお、滞納者に対して、条例に基づく電気の使用の停止の措置はとっていないが、これは、営業状況等を確認した上、市としては、営業を続けることによって 債権回収を図るべきと考えたものであり、結果としても現時点においては徴収で きていることなどから、特に問題はない。

### (2) 督促料の徴収

電気使用料については、施設使用料とは別途計算する必要性があることなどの 理由により、施設使用料とは別途督促手数料を徴収している。

督促の方法としては、1通の督促状に市場施設使用料と電気使用料の項目を分けて記載し、それぞれ100円の督促手数料を徴収しているため、1通で計200円の督促手数料を徴収している。

### 3 指摘・意見

(1)指摘

## 【指摘15】

督促手数料は、督促状1通につき100円を徴収しなければならない。

宮崎市分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例3条によれば、督促状は「1通につき100円を徴収する」とされており、本債権は施設使用料と同一の督促状において計200円の督促手数料を徴収しているため、この点は是正されるべきである。

(2) 意 見 特にない。

### 第6 社会体育施設等使用料

## 1 債権の概要及び根拠法令

(1)債権の内容

宮崎市が設置している体育館を使用する者が、市に対して支払う使用料である(以下「施設使用料」という)。

(2) 根拠法令

施設使用料については、宮崎市立体育館条例12条において定められている。

## 第12条(使用料)

体育館を使用する者は、別表第1から別表第8までに定める使用料を使用許可の際 納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、体育館を使用しようとする者が宮崎市公共施設予約案内システム(当該施設の使用に係る手続を自動化するための機器及びこれを作動させるシステムの集合体をいう。) によって使用許可の申請をしたときは、使用の後に徴収することができる。

- (3)債権の種類 非強制徴収公債権(民事徴収公債権)
- (4) 消滅時効期間 5年(地方自治法第236条第1項)

## (5) 減免ないし軽減の制度

市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる(条例 12 条 4 項)。

## (6) 債権発生から調定・収納の流れ

宮崎市公共施設予約案内システム(以下「予約システム」という)を利用しない場合には、使用する体育館において使用料が支払われ、当該情報を担当課が管理している。

一方、予約システムが利用された場合には、使用料は後払いになり、毎月月毎の使用料を一括調定し、使用日の翌月20日に口座振替がなされる。

# (7) 調定額、収入額、不納欠損額、収入未済額及び収納率の推移

平成27年度ないし平成29年度の社会体育施設等使用料の調定額、収入額、不納欠損額、収入未済額及び収納率の推移は次の表のとおりである。

	平成27年度		平成2	平成28年度		9年度
	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度
①調定額	124,711,085	268,500	120,339,555	174,442	141,060,081	17,446
(件数)	4902	54	4705	46	5943	61
②収入額	124,621,523	183,620	120,269,779	69,772	140,766,929	102,686
(件数)	(11,928)	33	4672	18	5884	42
③不納欠損額	0	0	0	0	0	0
(件数)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	0
④収入未済額	89,562	84,880	69,776	104,670	293,152	71,760
(件数)	25	21	33	28	59	19
⑤収納率 (②/①)	99.9%	-	99.9%	-	99.8%	-

(単位:円)

## (8) 所管課 観光商工部スポーツランド推進課

### 2 監査の視点及び手法

#### (1) 監査の視点

- ア 本債権の管理回収に関する事務が関連法令(条例,規則,要綱等内部規範を含む)に従って執行されているか否につき、合法性及び合規性の観点から監査した。
- イ 本債権の管理回収に関する事務が効率的な仕組みの下で執行され(効率性)、 管理回収の効果を上げているか(有効性)という観点から監査した。
- ウ 本債権の管理回収に関する事務が公平に執行されているか(公平性)という観点から監査した。

### (2) 監査の手法

担当者から債権管理事務の概要や流れについて説明を受け、関連資料の提供を受けるとともに、滞納整理状況について質問し、関連資料の提供を受けて調査した。

# 3 監査事項及び監査結果

# (1) 滞納者への対応

宮崎市公共施設予約案内システム(以下「予約システム」という。)を利用しない場合には、体育施設の場で許可の申請がなされ、その場で施設使用料の支払がなされるため、施設使用料の滞納が発生することはない。一方、予約システムを利用する場合には、施設使用料が体育館使用後の後払いになるため、施設使用料の滞納が生じうる。

予約システムが利用された場合には、使用日の翌月 20 日に口座振替がなされる。口座振替不能の場合には、再度使用日の翌々月の 20 日に口座振替がなされる。それでも振替不能の場合には、2回目振替不能の月末に振替不能の文書を送付し、予約システムの利用停止の措置を執る。

その後は、滞納者に対して電話連絡し、納付書を直接渡すことや、電話での催促を月1回程度、年に2回程度催告書の送付、年に1回程度の自宅訪問などを行っている。

なお、督促状までは発送しておらず、債務承認や支払約束に関する書面を徴求 することないとのことであり、施設使用料滞納者リストによれば、平成 24 年度 に発生している延滞債権について、平成 29 年に電話連絡において、口頭で、「絶対払います」との確約を受けている債権や、その他にも口頭で債務の承認を受けたのみの債権が存在していた。

### (2) 予約システムの利用停止

## ア概要

宮崎市立体育館条例においては、使用料の未納に関する規定は存在しないが、「宮崎市公共施設予約案内システムの利用者の登録等に関する規則」において、次のとおり、予約システムの利用停止に関する定めが設けられている。

#### (利用の停止)

**第9条** 市長は、登録者が使用料を滞納したときは、システムの利用を停止することができる。

## イ 監査結果

現状では、使用日の翌々月の口座振替が不能となった場合にはじめてシステムの利用停止の措置をとっているため、その間に再度の利用があった場合には、滞納額が増加することとなり、現実に2か月連続で滞納が発生している利用者が散見される。

### (3) 不納欠損処理

過去3年間において不納欠損の実績はない。

### 4 指摘・意見

# (1)指摘

# 【指摘16】

社会体育施設等使用料の場合、口座振替不能の場合に「振替不能の文書」(「納入依頼」) は送付しているものの、督促状は発出していない。

納期限までに納付しない者に対しては、宮崎市分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例第2条において、納期限後20日以内に期限を指定して督促状を発しなければならないこと、指定すべき期限は、その発付の日から起算して15日をこえてはならないことが規定され、同条例第3条において、督促状を発し

たときは、督促手数料として1通につき100円を徴収すると規定されているのであるから、本債権についても条例に基づき督促状を発送し、督促手数料の請求も併せて行うべきである。

## 【指摘17】

消滅時効を主張された場合、担当課自身が残している記録だけでは債務の承認について立証が困難でなり、債権が消滅するリスクが存在するため、少なくとも長期滞納者については、適切な時期に債務承認を兼ねた支払約束に関する書面を徴求するなどして、債務承認については、適切に記録化すべきである。

### 【指摘18】

平成 23 年に時効期間が開始している債権について、その後の時効中断事由がなく、連絡が途絶えている債権について不納欠損処理が行われていない債権があった。

時効が完成している債権については、適切に不納欠損処理を行うべきである。

## (2)意見

## 【意見36】

社会体育施設等使用料は債権額が少額であって、滞納発生後に回収に多くのコストを掛けることはできないため、いかに滞納額を増加させないかが重要となることから、予約システムの利用停止の措置は、遅くとも初回の督促期限の経過の時点では採ること望ましい。予約システムの利用を停止したとしても、同システムを利用せずに体育施設を利用できることや、利用の停止は担当課において直に解除できることからすれば、猶予を与えることなく1回目の口座振替不能の時点で同システムの利用の停止の措置をとったとしても利用者にとって酷な結果になるとはいえない。

### 【意見37】

施設使用料滞納者リストには、体育施設を使用した月が特定されているのみであり、消滅時効期間の起算日が記載されていないため、適切な時効管理のため、具体的な利用日を記載するか、利用月の初日を起算日として時効管理をする運用を明確にすることが望ましい。

### 【意見38】

督促の流れなど基本的な点は、宮崎市私債権等管理マニュアルを参照する方法でもよいと思われるが、予約システムと利用の停止という独自の措置が存在しているため、業務の効率化と画一的な処理のため、債権管理の独自のマニュアルを整備することが望ましい。

## 第7 宫崎市立小中学校体育施設使用料

### 1 債権の概要及び根拠法令

### (1)債権の内容

市立学校の体育施設(以下「体育館」という)を、学校教育に支障のない範囲で住民の利用に供する場合に、体育館の使用者が支払う使用料である(以下「体育館使用料」という)。

なお、体育館使用料は、平成 27 年度までは無料であり、平成 28 年度より有料 となった。

### (2) 根拠法令

施設使用料については、宮崎市立学校体育施設使用料条例第2条において定められている。

### (使用料)

第2条 学校体育施設の使用料は、別表に定めるとおりとする。

- 2 前項の使用料は、使用の許可の際徴収する。
- 3 前項の規定にかかわらず、宮崎市公共施設予約案内システム(当該施設の使用に係る手続を自動化するための機器及びこれを作動させるシステムの集合体をいう。)によって使用の許可の申請をしたときは、使用の後に徴収することができる。
- (3)債権の性質 非強制徴収公債権(民事徴収公債権)
- (4) 消滅時効期間 5年(地方自治法第236条第1項)

## (5) 減免ないし軽減の制度

(使用料の減免)

**第3条** 市長は、公益その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は 免除することができる。

## (6) 債権発生から調定・収納の流れ

宮崎市公共施設予約案内システム(以下「予約システム」という)を利用しない場合には、担当課においてその都度調定し収納している。

一方、予約システムが利用された場合には、使用料は後払いになり、毎月月毎の使用料を一括調定し、使用日の翌月20日に口座振替がなされる。

# (7) 調定額、収入額、不納欠損額、収入未済額及び収納率の推移

平成27年度ないし平成29年度の宮崎市立小中学校体育施設使用料の調定額,収入額,不納欠損額,収入未済額及び収納率の推移は、次の表のとおりである。

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度
①調定額			16,607,300	0	15,527,450	56,500
(件数)			737	0	739	47
②収入額			16,550,800	0	15,455,650	45,850
(件数)			690	0		40
③不納欠損額			0	0	0	0
(件数)			(0)	(0)	(0)	0
④収入未済額			56,500	0	71,800	10,650
(件数)			(56)	0	50	7
⑤収納率 (②/①)			99.7%	1	99.5%	1

(単位:円)

## (8) 所管課 観光商工部スポーツランド推進課

### 2 監査の視点及び手法

#### (1) 監査の視点

- ア 本債権の管理回収に関する事務が関連法令(条例,規則,要綱等内部規範を含む)に従って執行されているか否につき、合法性及び合規性の観点から監査した。
- イ 本債権の管理回収に関する事務が効率的な仕組みの下で執行され(効率性)、 管理回収の効果を上げているか(有効性)という観点から監査した。
- ウ 本債権の管理回収に関する事務が公平に執行されているか(公平性)という観点から監査した。

### (2) 監査の手法

担当者から債権管理事務の概要や流れについて説明を受け、関連資料の提供を受けるとともに、滞納整理状況について質問し、関連資料の提供を受けて調査した。

# 3 監査事項及び監査結果

# (1) 滞納者への対応

宮崎市公共施設予約案内システム(以下「予約システム」という。)を利用しない場合には、担当課の窓口で許可の申請がなされ、その場で施設使用料の支払がなされるため、施設使用料の滞納が発生することはない。一方、予約システムを利用する場合には、施設使用料が体育館使用後の後払いになるため、施設使用料の滞納が生じうる。

滞納者については、「学校体育施設使用料滞納者リスト」というリストを作成し、一覧化している。

予約システムが利用された場合には、使用日の翌月 20 日に口座振替がなされる。口座振替不能の場合には、再度使用日の翌々月の 20 日に口座振替がなされる。それでも振替不能の場合には、体育館を繰り返し使用している者が多いため、基本的に未納者に電話連絡し、納付書を直接渡し回収を図っている。

なお、督促状までは発送しておらず、債務承認や支払約束に関する書面を徴求 することはないとのことであった。

### (2) 予約システムの利用停止

## ア概要

宮崎市立学校体育施設使用料条例においては、使用料の未納に関する規定は存在しないが、「宮崎市公共施設予約案内システムの利用者の登録等に関する規則」において、次のとおり、予約システムの利用停止に関する定めが設けられている。

(利用の停止)

**第9条** 市長は、登録者が使用料を滞納したときは、システムの利用を停止することができる。

## イ 監査結果

現状では、宮崎市立小中学校体育施設使用料の滞納については、予約システム の利用の停止の措置は採られていない

## (3) 不納欠損処理

過去に不納欠損処理の実績はない。

# 4 指摘・意見

## (1)指摘

### 【指摘19】

宮崎市立小中学校体育施設使用料の場合、口座振替不能の場合に「振替不能の文書」(「納入依頼」)は送付しているものの、督促状は発出していない。

納期限までに納付しない者に対しては、宮崎市分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例第2条において、納期限後20日以内に期限を指定して督促状を発しなければならないこと、指定すべき期限は、その発付の日から起算して15日をこえてはならないことが規定され、同条例第3条において、督促状を発したときは、督促手数料として1通につき100円を徴収すると規定されているのであるから、本債権についても条例に基づき督促状を発送し、督促手数料の請求も併せて行うべきである。

### 【指摘20】

現状、宮崎市立小中学校体育施設使用料の滞納については、予約システムの 利用の停止の措置は採られていない。

宮崎市公共施設予約案内システムの利用者の登録等に関する規則 9 条に基づくシステムの利用停止の措置は、利用停止を義務付けるものではないものの、本債権については、債権額が少額であることから、滞納発生後にその回収に多くのコストをかけることはできず、いかに滞納額を増加させないかが重要となるのであるから、予約システムの利用の停止措置を積極的に活用し、滞納額の増加を防ぐべきである。なお、予約システムの利用停止のタイミングとしては、1回目の口座振替不能の時点とすることが望ましい。

予約システムの利用を停止したとしても、同システムを利用せずに体育館を利用できることや、利用の停止は担当課において直に解除できることから、猶予を与えることなく1回目の口座振替不能の時点で同システムの利用の停止の措置をとったとしても利用者にとって酷な結果になるとはいえないことは前述のとおりである。

## 【指摘21】

消滅時効を主張された場合、担当課自身が残している記録だけでは債務の承認について立証が困難でなり、債権が消滅するリスクが存在するため、少なくとも長期滞納者については、適切な時期に債務承認を兼ねた支払約束に関する書面を徴求するなどして、債務承認については、適切に記録化すべきである。

## (2)意見

## 【意見39】

学校体育施設使用料滞納者リストには、体育館を使用した月が特定されているのみであり、消滅時効期間の起算日が記載されていないため、適切な時効管理のため、具体的な利用日を記載するか、利用月の初日を起算日として時効管理をする運用を明確にすることが望ましい。

### 【意見40】

督促の流れなど基本的な点は、宮崎市私債権等管理マニュアルを参照する方法でもよいと思われるが、予約システムと利用の停止という独自の措置が存在しているため、業務の効率化と画一的な処理のため、債権管理の独自のマニュアルを整備することが望ましい。

### 第8 墓地管理料

### 1 債権の概要及び根拠法令

### (1)債権の内容

市営墓地を利用するために墓地の利用者が支払う、管理料である。

### (2)制度の概要及び根拠法令

宮崎市内には13箇所の墓地が存在し、墓地の使用をしようとする者は市長の許可を受けなければならず、墓地使用を許可された使用者は、市に対して「使用料」及び「管理料」を支払わなければならならず、本監査の対象としているのは、このうちの管理料である。なお、宮崎市においては、全ての墓地において管理料を徴収しているわけではなく、13箇所のうち、3箇所については、管理料を徴収していない。

### 【宮崎市墓地及び納骨堂の設置等に関する条例】

(使用料等)

### 第15条

市長は、別表第2に定める使用料を使用許可を受けた者から規則で定めるところにより徴収する。

2 市長は、別表第3に定める管理料を使用者から規則で定めるところにより徴収する。

## 【宮崎市墓地及び納骨堂の設置等に関する条例施行規則】

(使用料の徴収等)

### 第5条

条例第 15 条第 1 項、第 28 条及び第 36 条第 1 項の使用料は、使用の許可を受けた 日から 2 週間を経過する日までに納付しなければならない。ただし、市長が特別の事 情がある と認めるときは、この限りでない。

- 2 条例第 15 条第 2 項及び第 36 条第 2 項の管理料(以下「管理料」という。)は、毎年度 5 月末日までに納付しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。
- 3 前項の規定にかかわらず、年度の途中から使用の許可を受けた場合の当該年度の管理料は、管理料の額を月割りにし、使用の許可を受けた日(以下この項において「許可日」という。)の属する月(許可日から許可日の属する月の末日までの日数が 15 日未満のときにあっては、許可日の属する月の翌月)から当該年度の3月までの月数に 応じた額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を、市長が別に定める日までに納付しなければならない。

- (3) 債権の種類 非強制徴収公債権(民事徴収公債権)
- (4) 消滅時効期間 5年(地方自治法第236条第1項)

### (5) 減免ないし軽減の制度

管理料については、市長が特別の事情があると認めるときは、減額し、又は免除することができる(条例第 16 条)。さらに、「宮崎市墓地及び納骨堂の設置等に関する条例の市長が特別の事情があると認める基準について(何定)」を定めており、生活保護受給者や災害の場合については、「特別な事情」に該当すると明示されている。

## (6) 墓地使用許可の取消

条例第23条によって、正当な理由なく管理料を3年間滞納した者については墓地の使用許可の取り消しができると定められている。

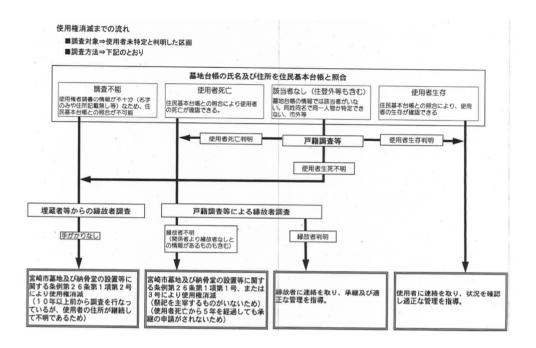
### (7) 墓地使用権消滅について

宮崎市においては、以下に掲げる事由の場合に墓地の使用権が消滅する。かかる場合についての事務手続の流れについては詳細なフローチャートが作成されている。

## (使用権の消滅)

第26条 次の各号のいずれかに該当するときは、一般墓地の使用権は消滅する。

- (1) 使用者が死亡し、相続人、親族等で祭祀を主宰する者がないとき。
- (2) 使用者の住所が10年以上不明であるとき。
- (3) 第21条第1項の規定により使用権を承継しようとする者が、同項の使用者が死亡 した日又は同項に規定する特別の事情が生じた日から起算して5年を経過しても 同条第 2項の規定による申請を行わないとき。
- 2 前項の規定により使用権が消滅したときは、市長は、改葬、墓碑等の移転その他の 必要な措置をすることができる。



## (8) 債権発生から調定・収納の流れ

管理料については、担当課が独自に使用している墓地管理のためのシステム(以下「墓地管理システム」という)において、各墓地の使用者の状況を管理し、当該情報をもとに4月に一括して調定を行っている。

調定後、納入期限である 5 月 31 日より 20 日以上前の段階で、担当課から納入 書を発送する。

収納状況については、会計課より提供される収入内訳表を確認し、担当課は収納状況を把握する。そのうえで、収納状況を墓地管理システムに反映し、担当課において滞納者一覧を作成する。

# (9) 調定額、収入額、不納欠損額、収入未済額及び収納率の推移

平成27年度ないし平成29年度の管理料の調定額、収入額、不納欠損額、収入 未済額及び収納率の推移は、次の表のとおりである。

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度
①調定額	13,313,155	73,110	13,925,107	99,080	41,105,711	161,460
(件数)	3848	35	3904	49	11798	74
②収入額	13,254,835	32,350	13,844,037	26,490	40,199,151	24,350
(件数)	3819	14	3871	12	11523	11
③不納欠損額	0	0	0	0	0	0
(件数)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	0
④収入未済額	58,320	40,760	81,070	72,590	906,560	137,110
(件数)	29	21	33	37	275	63
⑤収納率 (②/①)	99.6%	_	99.4%	_	97.8%	_

(単位:円)

平成29年度から未収が大幅に増加しているが、これは、みたま園及び下原墓地の管理料の徴収が平成29年に始まり、管理料を徴収する対象が約4,000件だったものが、約12,000件に激増したためである。単に件数が増えたのみではなく、従前管理料を支払っていなかった利用者からの管理料の徴収には困難が伴うことも事情として存在する。

(10) 所管課 地域振興部生活安全課

# 2 監査の視点及び手法

## (1) 監査の視点

- ア 本債権の管理回収に関する事務が関連法令(条例,規則,要綱等内部規範を含む)に従って執行されているか否につき、合法性及び合規性の観点から監査した。
- イ 本債権の管理回収に関する事務が効率的な仕組みの下で執行され(効率性)、 管理回収の効果を上げているか(有効性)という観点から監査した。
- ウ 本債権の管理回収に関する事務が公平に執行されているか(公平性)という観点から監査した。

### (2) 監査の手法

担当者から債権管理事務の概要や流れについて説明を受け、関連資料の提供を 受けるとともに、滞納整理状況について質問し、関連資料の提供を受けて調査し た。

## 3 監査事項及び監査結果

## (1) 滞納者への対応

平成29年度の管理料の滞納件数は、当初約3,000件であり、滞納については、 概ね以下の流れで対応している。

- 5月31日 管理料 納付期限
- 6月19日 督促手数料付加をした上、督促状(一部)を発送。一部の送付となったのは、督促納付書が不足したためである。
- 6月30日 督促手数料付加したうえで督促状(残部)を発送。
- 7月19日 文書による催告
- 8月1日 過年度分の文書による催告
- 8月21日~8月31日 電話連絡による催告
- 12月1日 文書による催告

## (2) 佐土原墓地及び木原墓地の管理料の徴収方法

宮崎市においては、平成17年3月に策定した墓地基本計画により、使用者の特定率が90%を超えた墓地から順に環境整備事業を行い、環境整備事業が終了した翌年度から管理料の徴収を行っているが、佐土原墓地と木原墓地については、条例において管理料の設定はされておらず、使用料に管理料を含んで貸し出しを行なっている。

# (3) 不納欠損処理

過去3年間において不納欠損処理の実績はない。

## 4 指摘・意見

# (1)指摘

## 【指摘22】

佐土原墓地と木原墓地については、条例において管理料の設定はされておらず、使用料に管理料を含んで貸し出しを行なっている。

管理料について、条例においては、定められた管理料を徴収するものとされているのみであり、どの墓地について管理料をいくらとするのか、そもそも管理料をとるのかとらないかという点に市の裁量があると考えられるため、管理料を徴収しないことが直ちに違法となることはないとも考えられる。しかし、管理料の設定をしていないにもかかわらず、管理料を使用料に含めて徴収する方法については、それを根拠付ける規定は存在しない。したがって、佐土原墓地及び木原墓地の管理料について、管理料の明確化を含めて徴収方法の見直しを検討すべきである。

### (2)意見

### 【意見41】

納期限までに納付しない者に対しては、宮崎市分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例第2条において、納期限後20日以内に期限を指定して督促状を発しなければならないこと、指定すべき期限は、その発付の日から起算して15日をこえてはならないことが規定され、同条例第3条において、督促状を発したときは、督促手数料として1通につき100円を徴収すると規定されているところ、督促手数料は適切に請求されているものの、平成29年度における督促状の発送が一部納期限後20日を過ぎ、条例に反する事態が生じている。

もっとも、平成30年度については、全件20日以内に督促状が発送されており、既に改善されているため、今後このようなことのないよう念のため意見として述べる。

## 【意見42】

督促の流れなど基本的な点は、宮崎市私債権等管理マニュアルを参照する方法でもよいと思われるが、使用権の消滅という独自の措置が存在しているため、その手順も踏まえて、業務の効率化と画一的な処理のため、債権管理の独自のマニュアルを整備することが望ましい。

## 第9 文化施設使用料

### 1 債権の概要及び根拠法令

### (1)債権の内容

本市は、宮崎市民プラザ、宮崎市民文化ホール、みやざきアートセンター及び 清武文化会館という4箇所の文化施設を保有している。この4箇所の文化施設の いずれも、条例の規定に基づき指定管理者に管理を委託しているが、宮崎市民プ ラザ及び宮崎市民文化ホールの施設使用料は本市の歳入として取り扱っているこ とから、その使用料は本市の利用者に対する債権として認識される。他方、みや ざきアートセンター及び清武文化会館については、各条例により使用料は定めら れているが、指定管理者との管理委託契約において指定管理者の収入とする(= 指定管理者の採算により運営する)こととされているため、本市の歳入とはなら ず、従って宮崎市の債権としては認識されない。

### (2) 根拠法令

宮崎市民プラザにつき宮崎市民プラザ条例第8条第1項が、宮崎市民文化ホールにつき宮崎市福祉文化公園条例第16条第1項が、それぞれ使用料に関する規定を置いている。

# 【宮崎市民プラザ条例】

(使用料)

#### 第12条

使用者は、<u>別表</u>に定める使用料を規則で定める期日までに納付しなければならない。 ※別表省略

## 【宮崎市福祉文化公園条例】

(使用料)

### 第18条

使用者は、<u>別表</u>に定める使用料を規則で定める期日までに納付しなければならない。 ※別表省略

- (3)債権の種類 非強制徴収公債権(民事徴収公債権)
- (4) 消滅時効期間 5年(地方自治法第236条第1項)

## (5)債権発生から調定・収納の流れ

宮崎市民プラザ及び宮崎市民文化ホールの施設を使用するに当たっては、まず使用しようとする者が指定管理者の許可を受ける必要がある。使用の申請がなされ、指定管理者において使用させるものと判断したときは、使用しようとする者に所定の使用料を前払いさせ、これと引換えに使用許可をする。備品や超過時間に係る使用料については、許可時に使用料を計算することが困難であるため、事後精算となる(もっとも、使用予定の備品等については予め費用見積りを行っている)。この場合も、後払いではなく使用後直ちに使用者に支払をさせる扱いとしている。

指定管理者は、この前払いを受けた使用料を、適宜の時期にまとめて市の預金 口座に入金し、これをもって市が一括調定する(したがって事後調定となる)。な お、後記(6)の表にある「件数」とは、指定管理者が徴収した使用料を市の預 金口座に入金した回数であり、利用件数とは異なる。

## (6) 調定額、収入額、不納欠損額、収入未済額及び収納率の推移

平成27年度ないし平成29年度の文化施設使用料の調定額、収入額、不納欠損額、収入未済額及び収納率の推移は次の表のとおりである。

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度
①調定額	88,521,410	0	88,544,803	0	83,328,097	0
(件数)	(679)	(0)	(692)	(0)	(712)	(0)
②収入額	88,521,410	0	88,544,803	0	83,328,097	0
(件数)	(679)	(0)	(692)	(0)	(712)	(0)
③不納欠損額	0	0	0	0	0	0
(件数)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
④収入未済額	0	0	0	0	0	0
(件数)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
⑤収納率 (②/①)	100%	-	100%	ı	100%	-

(単位:円)

#### (7)減免ないし軽減の制度

宮崎市民プラザにつき宮崎市民プラザ条例第13条、宮崎市民文化ホールにつき宮崎市福祉文化公園条例第18条2項により、いずれも、「公益その他特別の理由があると認めるとき」は、市長がその使用料を減免することができるものと規定されている。これに基づき、さらに詳細な運用ルールとして宮崎市民プラザ及び宮崎市民文化ホールのそれぞれに「使用料減免要綱」定められている。

## (8) 所管課 地域振興部文化·市民活動課

# 2 監査の視点及び手法

#### (1) 事務の概要の把握

本債権の概要について所管課から提出された調査票、事務担当者からのヒアリング等によって説明を受けた上、指定管理者との委託契約書等の関連資料を閲覧するなどして調査した。

## (2) 適法性・効率性・公平性

本債権の管理回収に係る事務が根拠条例及び規則に従って執行されているか否か、効率的に執行されているか否か及びその執行が公平に適っているか否かにつき、事務担当者からのヒアリングの実施及び関連資料の閲覧等の方法によって調査した。

# 3 監査事項及び監査結果

## (1)債権管理の状況

### ア 概要

使用料の徴収は全て指定管理者が行うので、本市が行う債権管理事務は、指定 管理者からの入金を受けて調定することに尽きる。

# イ 人員体制

専ら債権管理事務を担当する職員はおらず、施設管理業務の担当者が兼務しているが、これは上記アのとおり、本市が自ら行うべき債権管理事務が入金を受けての調定に限られるためである。

#### ウ 債権管理台帳ないし債権管理システム

上記イと同様の理由から、本市が独自に使用する債権管理のための台帳やシステムなどは特にない。

エ 債権管理回収に係る要綱・要領・マニュアル等

上記イ同様の理由から、債権管理のためのマニュアル等は特にない。

### (2) 滞納整理

### ア 滞納発生時の対応

使用料の徴収と引換えに使用許可をする扱いであるので、滞納が発生する事態がほぼ想定されない。備品や超過時間に係る使用料については滞納が発生する可能性は否定できないが、その場にいる使用者に支払わせる扱いとしており、滞納が発生した例は(現在の担当者が知る限り)存在しない。

# イ 法的措置

上記アと同様の理由から、法的措置を実施した例はない。

## (3)考察

本債権は、後払いとなる備品及び超過時間に係る使用料を除き、使用許可に先立って使用料を支払わせていることから、そもそも収入未済が発生しない運用となっている。このような運用により、現に収納の実を挙げているのであるから、今後も同様の運用を継続することが望まれる。

### 4 指摘・意見

- (1)指摘 特にない。
- (2)意 見

# 【意見43】

備品の使用料や超過時間に係る使用料など後払いとならざるを得ない使用料については、その性質上、上記の施設使用料のように使用料を使用前に納付させるという方法で納付を担保することは難しい。例えば備品の使用料について

は、使用許可申請時に使用予定の備品も申請させ、予め費用見積りをした上、 使用する当日のうちに使用者をして支払わせる運用とすることで納付を確保 しているが、例えば使用者が偶々現金を持っていない場合や、使用者と指定管 理者の間で使用料の要否や金額の認識に齟齬がある場合を想定すると、後払い の使用料を確実に納付させる手段は講じられていない。

このような場合、例えば過去に未納歴のある使用者については使用を許可しない扱いとすることで、間接的に納付を確保することができるように思われる (無論、このためには一定の法的根拠が必要であると思われる)。このような間接的な方法も視野に入れて、後払いの使用料の納付を確保する手段を検討すべきである。

### 第10 児童扶養手当返納金(不正利得の場合を除く)

#### 1 債権の概要及び根拠法令

### (1)債権の内容

児童扶養手当法は、離婚、父又は母の死亡その他の理由により、父又は母と生計を同じくしていない児童等を対象に児童扶養手当を支給するものと規定しており、この支給については、監護する父又は母が一定以上の所得を有する場合やこれらに代わり扶養する者が存在する場合等には制限される(同法9条以下)。

真実はこのような支給制限があったのにこれを受給申請者が(主に過失によって)申告せず、若しくは事後的にこれら支給制限事由が生じて受給資格を喪失したにもかかわらず児童扶養手当が支給されていた場合、当該児童扶養手当の支給には法的根拠がないこととなる。かかる場合に、当該事由が生じたときに(あるいは受給の当初)遡って児童扶養手当の返還をさせるのが、この児童扶養手当返納金である。

児童扶養手当返納の必要が生ずる事例の多くは、受給者が本来受給できるはずの年金(障害年金等)を受給していない状態で児童扶養手当の受給を開始したところ、事後に年金を受給できることがわかり、年金を遡及的に受給した場合や、現に受給している年金の受給の申告を失念していた場合等、年金に絡んだ過誤受給の例である。受給者が対象児童の監護をしていないにもかかわらず児童扶養手当を受給していたなどの不正利得(児童扶養手当法第23条第1項)が生ずる場合もあるが、現在市が管理している債権にはこの不正利得と認定されたものは存在しない。

#### (2) 根拠法令

児童扶養手当には、所得等に応じた支給制限がある(児童扶養手当法第9条、第10条、第11条、第13条の2)。

偽りその他不正の手段によって支給を受けた者に対しては、その全部又は一部を徴収することができ、国民年金法の規定に準じて強制徴収をすることができる(同第23条)が、単なる過誤受給の場合はこの限りではなく、強制徴収をすることはできない。

## 【児童扶養手当法】

(支給の制限)

#### 第9条

手当は、受給資格者(中略)の前年の所得が、その者の所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)に規定する同一生計配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びに当該受給資格者の扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の11月から翌年の10月までは、政令の定めるところにより、その全部又は一部を支給しない。

2 受給資格者が母である場合であってその監護する児童が父から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたとき、又は受給資格者が父である場合であってその監護し、かつ、これと生計を同じくする児童が母から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたときは、政令で定めるところにより、受給資格者が当該費用の支払を受けたものとみなして、前項の所得の額を計算するものとする。

#### 第10条

父又は母に対する手当は、その父若しくは母の配偶者の前年の所得又はその父若しくは母の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者でその父若しくは母と生計を同じくするものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の11月から翌年の10月までは、支給しない。

### 第11条

養育者に対する手当は、その養育者の配偶者の前年の所得又はその養育者の民法第877条第1項に定める扶養義務者でその養育者の生計を維持するものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、前条に規定する政令で定める額以上であるときは、その年の11月から翌年の10月までは、支給しない。

## 第13条の2

手当は、母又は養育者に対する手当にあっては児童が第1号、第2号又は第4号のいずれかに該当するとき、父に対する手当にあっては児童が第1号、第3号又は第4号のいずれかに該当するときは、当該児童については、政令で定めるところにより、その全部又は一部を支給しない。

- 一 父又は母の死亡について支給される公的年金給付を受けることができるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。
- 二 父に支給される公的年金給付の額の加算の対象となっているとき。
- 三 母に支給される公的年金給付の額の加算の対象となっているとき。
- 四 父又は母の死亡について労働基準法(昭和22年法律第49号)の規定による遺族補償 その他政令で定める法令によるこれに相当する給付(以下この条において「遺族補償等」 という。)を受けることができる場合であって、当該遺族補償等の給付事由が発生した 日から6年を経過していないとき。

(不正利得の徴収)

#### 第 23 条

偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者があるときは、都道府県知事等は、国税徴収の例により、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

2 省略

## 【国民年金法】

(督促及び滞納処分)

### 第96条

保険料その他この法律の規定による徴収金を滞納する者があるときは、厚生労働大 臣は、期限を指定して、これを督促することができる。

- 2 前項の規定によって督促をしようとするときは、厚生労働大臣は、納付義務者に対して、督促状を発する。
- 3 前項の督促状により指定する期限は、督促状を発する日から起算して 10 日以上を経 過した日でなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、第一項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までに保険料 その他この法律の規定による徴収金を納付しないときは、国税滞納処分の例によってこ れを処分し、又は滞納者の居住地若しくはその者の財産所在地の市町村に対して、その 処分を請求することができる。
- 5 市町村は、前項の規定による処分の請求を受けたときは、市町村税の例によってこれ を処分することができる。この場合においては、厚生労働大臣は、徴収金の100分の4 に相当する額を当該市町村に交付しなければならない。
- 6 省略

(延滞金)

# 第97条

前条第一項の規定によって督促をしたときは、厚生労働大臣は、徴収金額に、納期限の翌日から徴収金完納又は財産差押の日の前日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(当該督促が保険料に係るものであるときは、当該納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した延滞金を徴収する。ただし、徴収金額が500円未満であるとき、又は滞納につきやむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。

#### 2~5項 省略

(先取特権)

#### 第98条

保険料その他この法律の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に 次ぐものとする。

#### 【児童扶養手当法施行規則】

(支給停止に関する届出)

## 第3条の2

受給者は、法第9条第1項、第10条又は第11条の規定により手当の全部又は一部の支給を受けないこととなる事由が生じたときは、14日以内に、児童扶養手当支給停止関係届(様式第五号の二)を手当の支給機関に提出しなければならない。この場合においては、第1条第8号に掲げる書類その他の当該事由を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

2 受給者は、法第9条第1項の規定により手当の一部を受けないこととなっている事由が消滅したときは、14 日以内に、児童扶養手当支給停止関係届を手当の支給機関に提出しなければならない。この場合においては、第1条第7号に掲げる書類その他の当該事由が消滅したことを明らかにすることができる書類を添えなければならない。

### (3)債権の種類

過誤受給の場合は非強制徴収公債権(民事徴収公債権)

不正利得の場合は強制徴収可能であり(児童扶養手当法第23条第1項)、強制 徴収公債権に分類されるが、現在市が管理する債権には不正利得の例はないため、 本監査では非強制徴収公債権の項において取り扱うものとした。

- (4) 消滅時効期間 5年(地方自治法第236条第1項)
- (5)債権発生から調定・収納の流れ

前記(1)のとおり、児童扶養手当は、児童扶養手当法第9条以下の事由に該当した場合には受給資格を喪失することから、受給者は当該事由が生じたときから14日以内に届出をしなければならないこととされている(児童扶養手当法施行規則第3条の2第1項)。

しかしながら、故意又は過失により受給者がこの届出を失念した場合、本市は 当然にこの事由を認知するものではない。年金を遡及して受給したことにより児 童扶養手当の過誤受給となった場合を例に取ると、受給者からの年1回の現況届 の提出や受給者の自己申告等の契機に年金の受給を認知し、受給者本人の同意の もと受給状況を調査した上で児童扶養手当の過誤受給の有無及びその金額が判明 し、然る後児童扶養手当の返納を決定することとなる。

返納の方法については、一括での返納が原則であるので、これから年金の受給申請をするような受給者に対しては、受給後直ちに児童扶養手当の過誤受給分を返納するよう要請している。しかし、一括返納が困難な者については、その生活状況に応じて個別に返納計画を立てさせた上分納誓約書を徴求し、これに基づいた履行を求めている。

### (6) 調定額、収入額、不納欠損額、収入未済額及び収納率の推移

平成27年度ないし平成29年度の児童扶養手当返納金の調定額、収入額、不納 欠損額、収入未済額及び収納率の推移は、次の表のとおりである。

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度
①調定額	5,266,600	26,549,810	7,843,110	27,313,690	12,020,810	27,219,470
(件数)	(21)	(67)	(29)	(70)	(29)	(79)
②収入額	3,611,850	890,870	5,572,890	2,381,440	4,029,510	584,760
(件数)	(14)	(4)	(18)	(2)	(13)	(6)
③不納欠損額	0	0	0	0	0	0
(件数)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
④収入未済額	1,654,750	25,658,940	2,270,220	24,932,250	7,991,300	26,634,710
(件数)	(7)	(63)	(11)	(68)	(16)	(73)
⑤収納率 (②/①)	68.6%	3.4%	71.1%	8.7%	33.5%	2.1%

(単位:円)

### (7) 所管課 福祉部子ども未来局子育て支援課

# 2 監査の視点及び手法

## (1) 事務の概要の把握

本債権の概要について所管課から提出された調査票、事務担当者からのヒアリング等によって説明を受けた上、関連資料を閲覧するなどして調査した。

#### (2) 適法性·効率性·公平性

本債権の管理回収に係る事務が根拠法令や内規に従って執行されているか否か、 効率的に執行されているか否か及びその執行が公平に適っているか否かにつき、 事務担当者からのヒアリングの実施及び関連資料の閲覧等の方法によって調査し た。

## 3 監査事項及び監査結果

### (1)債権管理事務の状況

### ア 人員体制

児童扶養手当の担当職員2名がおり、うち1名が返納金債権の管理を担当しているが、支給事務も兼任している。嘱託職員も含め、債権管理を専業で担当する職員は存在しない。

### イ 債権管理システム

本債権管理の専用システム等は特に存在しないが、返納金がある場合は、支給 事務に係るシステム上に記録を残すようにしている。

債権の回収状況は、財務システム及びExcel ファイルに記録して管理している。 滞納分については、滞納整理票を作成している。

### ウ 債権管理回収に係る要綱・要領・マニュアル等

本債権は非強制徴収公債権であるが、宮崎市私債権等管理マニュアルに準じて管理業務を実施している。なお、厚生労働省作成の「児童扶養手当事務処理マニュアル」と題するマニュアルはあるが、これは支給事務が中心のものであり、返納金債権の管理回収についてはほぼ言及されていない。

### (2) 滯納整理

#### ア 滞納発生時の対応

指定の納期限内に返納しなかった者に対しては、まず電話にて督促を行っている。電話による督促を経てもなお返納しない者に対しては、文書(督促状)による督促を行う。文書による督促にも応じない場合、法的手続に移行すること等の警告を含む文書(催告状)による催告を行う。平成29年度においては、平成28

年度発生の債権について3件の督促状、5件の催告書を送付している。

上記の段階を経ても返納に至らない場合については、人手不足等もあり戸別訪問は実施できていない。

返納義務者の連絡先がわからなくなっている場合、転出先を調査の上文書により督促や催告を行う。

# イ 法的措置

現在の担当者が把握している限り、法的措置を採った記録はない。

#### ウ 収入未済額の滞納年数内訳

過年度債権には平成14年度に発生したものがある。これについては、過去5年間返納がなされた記録は見られない。

### (3) 時効管理の状況

長期間返納がない者については、改めて金額を落とした分納誓約書を徴求するなどして債務承認を求めている。もっとも、返納義務者の中には、この分納誓約書の提出に応じない者もおり、このような者に対しては有効な時効中断の措置を講ずることはできていない。

### (4) 不納欠損処理の状況

直近3年間については不納欠損処理を行っておらず、現担当者が過去の資料を 調査した限りでは、過去にも不納欠損処理が行われた形跡はない。

消滅時効が完成した債権も存在するが、これについても現状では不能欠損処理 には至っていない。なお、破産によって本債権が免責された事例は、現担当者が 把握する限りでは存在しないようである。

# 4 指摘・意見

## (1)指摘

## 【指摘23】

担当者の説明によれば、直近3年間の過年度収入未済残高について大きな変

動がない理由について、回収不能と見込まれる債権について不納欠損処理を行っていないことを挙げており、過去にも不能欠損処理が行われた事例はない模様である。現に、既に消滅時効が完成した債権についても、不能欠損処理はなされていない。

法律上消滅し又は回収不能となった債権をそのままの状態にすることは、管理コストの増大や管理事務の非効率化を招くのみならず、本市の有する財産の状態について形式と実質を乖離させることとなる。また、適時に不納欠損処理をしなければ、後に不納欠損処理を試みた際に、当該不納欠損処理を行う理由等に関する資料が散逸するリスクもある。

不納欠損処理は、効率的な債権管理事務の執行のために不可欠であるので、 既に消滅した債権や回収不能となっている債権については早急に不納欠損処 理を実施した上、今後は適時適切に同処理を行われたい。

## (2)意見

## 【意見44】

前記推移表記載のとおり、平成27年度及び平成28年度の現年度債権については概ね7割前後の回収がなされている一方、直近3年間にわたって、過年度発生分の回収率がいずれも数パーセントにとどまるなど、特に過年度発生分の回収状況が芳しくない。

もともと、児童扶養手当自体、一定の所得制限のもとに、福祉目的で給付されるものであるから、その返納金債権について完全な回収を図ることがもとより困難であることは承知しているが、2000万円を超える債権が回収できていない現状を看過すべきではない。現在、担当課では電話や文書による督促・催告に努めているとのことであるが、例えば、悪質な滞納者に対しては、訪問による督促を頻回に行うなどのより踏み込んだ対応が必要と思われる。

もっとも、本事業の専任担当者2名が給付事務と債権管理事務を兼任しているという現状の人的体制では、頻回な訪問や架電などを実施するには困難が伴うであろう。従って、福祉部ひいては本市が、本債権に係る人的体制を抜本的に見直すことも視野に入れて検討することが望ましい。

また、本債権の回収については、これまで法的手続が採られたことはないという。勿論、訴訟等の法的手続を実施するには、一定の人的経済的コストがかかるため、一律に全件について実施すべきであるとは思われないが、悪質な滞納者や一定の給与収入がある者については実施する意義がある。強制執行の対

象財産が判明していない場合でも、判決の有する執行力を背景に和解を結ぶことなどが有効となる場合もある。回収の一手段として、法的手続の活用を検討されたい。

## 【意見45】

本債権の回収については、「宮崎市私債権等管理マニュアル」に準拠している。 このマニュアルは、私債権の管理回収のために行うべき手続等について詳細に 記載されているため、特に公債権とは言え強制徴収が認められていない本債権 については、このマニュアルに準拠して管理回収事務を行うことには一定の合 理性がある。

しかしながら、そうは言っても本債権は公債権であり、時効中断の手続や時効期間など、私債権とは異なる建て付けとなっている部分が少なくない。また、本来福祉目的で給付される児童扶養手当の返納を求める場面であるので、一般的な私債権の管理回収とは異なる考慮要素もあるであろう。

さらに、本債権の管理回収業務においては、原則的な回収フロー(何回、あるいは何か月滞納すれば文書で督促し、文書による督促に○回応じなければ訪問指導する、など)もなく、このような業務指針がないことも、債権管理事務を困難にしている所以であろう。

そこで、宮崎市私債権等管理マニュアルに補足するような形式でも差し支えないと考えられるので、本債権の管理回収に関する原則的なマニュアルの策定を検討すべきである。

## 第11 老人福祉施設入所負担金

### 1 債権の概要及び根拠法令

## (1)債権の内容

老人福祉法第11条第1項は、65歳以上の者であって、①環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な者を養護老人ホームに、②身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設に入所することが著しく困難であると認めるときは、その者を特別養護老人ホームに、③養護者がないか、又は養護者があってもこれに養護させることが不適当であると認められ

る者を養護受託者に、それぞれ委託して擁護させる措置を採らなければならず、 その費用は市町村が支弁することとなる。

しかし、この費用のうち一部については、当該措置に係る者本人又はその扶養 義務者に対し、その負担能力に応じて徴収することができることとされている(老 人福祉法第28条第1項)。

本債権は、かかる老人福祉法に基づく措置の費用を本人又は扶養義務者より徴収することとした場合の、当該負担金に関するものである。

#### (2) 根拠法令

養護老人ホーム等への入所措置は老人福祉法第11条第1項が規定し、第28条が費用徴収の根拠規定となる。具体的な本人負担額は、本市が定める老人福祉法第28条の規定に基づく費用の徴収に関する規則に規定される。

### 【老人福祉法】

(老人ホームへの入所等)

### 第11条

市町村は、必要に応じて、次の措置を採らなければならない。

- 一 65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由(政令で定めるものに限る。) により居宅において養護を受けることが困難なものを当該市町村の設置する養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する養護老人ホームに入所を委託すること。
- 二 65 歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設に入所することが著しく困難であると認めるときは、その者を当該市町村の設置する特別養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する特別養護老人ホームに入所を委託すること。
- 三 65 歳以上の者であって、養護者がないか、又は養護者があってもこれに養護させる ことが不適当であると認められるものの養護を養護受託者(老人を自己の下に預って 養護することを希望する者であって、市町村長が適当と認めるものをいう。以下同じ。) のうち政令で定めるものに委託すること。
  - 2 省略

(費用の徴収)

### 第28条

第 10 条の4第1項及び第 11 条の規定による措置に要する費用については、これを 支弁した市町村の長は、当該措置に係る者又はその扶養義務者(民法(明治 29 年法律 第 89 号)に定める扶養義務者をいう。以下同じ。)から、その負担能力に応じて、当該措置に要する費用の全部又は一部を徴収することができる。

## 【老人福祉法第28条の規定に基づく費用の徴収に関する規則】

(費用の徴収)

#### 第2条

市長は、法第10条の4第1項各号並びに第11条第1項第1号及び第2号の措置(以下「介護等の措置」という。)をとったときは、当該介護等の措置を受けた者又はその 扶養義務者(民法(明治29年法律第89号)に定める扶養義務者をいう。)のうちの主 たる扶養義務者から、その負担能力に応じて、当該介護等の措置に要する費用の全部 又は一部を徴収するものとする。

(費用の額の決定等)

#### 第3条

市長は、介護等の措置をとったときは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより費用の額を決定し、費用額決定通知書(様式第1号)により、介護等の措置を受けた者又はその主たる扶養義務者に通知するものとする。

- (1) 法第10条の4第1項各号の措置 介護等の措置に要した費用の1割相当額
- (2) 法第11条第1項第1号の措置(当該措置を受けた者本人から費用を徴収する場合に限る。) 別表第1
- (3) 法第11条第1項第1号の措置(当該措置を受けた者の主たる扶養義務者から費用 を徴収する場合に限る。) 別表第2
- (4) 法第11条第1項第2号の措置 介護等の措置に要した費用の1割相当額並びに食事の提供に要する費用及び居住に要する費用
- 2 月の中途において介護等の措置を受け、又は解除された場合における当該月の費用の 額は、日割計算による。

(費用の減免)

## 第6条

市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、費用を減免することができる。

- (1) 納入義務者が死亡したとき。
- (2) 災害その他やむを得ない理由により費用を納入することが困難であると認めると き。 ※別表省略
- (3)債権の種類 非強制徴収公債権(民事徴収公債権)
- (4)消滅時効期間 5年(地方自治法第236条第1項)
- (5)債権発生から調定・収納の流れ

養護老人ホーム等入所は措置であることから、本人又は扶養義務者が所定の入 所申請手続を行い、これに対し、医療関係者、福祉関係者及び本市職員によって 構成される「老人ホーム入所判定委員会」での審議を経て、本市が入所決定をすることで入所となる。

入所決定に併せて、老人福祉法第28条の規定に基づく費用の徴収に関する規則の規定に従い、本人や扶養義務者の課税状況に応じた負担金の額が定められる。この負担金は、納付書に基づき本人(又は扶養義務者)が納付する方法と、入所先施設が入所者からの委託を受けて年金振込先口座の通帳を預かり負担金を納付する方法のいずれかの方法で納付することとなり、施設に納付を委託する場合は、本人又は身元引受人と施設の間で委任状を交わす扱いとしている。

納付書等により納付がなされたときは、後記債権管理システムに反映され、担 当課において納付状況を確認できるようになっている。

### (6) 調定額、収入額、不納欠損額及び収入未済額の推移

平成27年度ないし平成29年度の老人福祉施設入所者負担金の調定額、収入額、 不納欠損額及び収入未済額の推移は、次の表のとおりである。

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度
①調定額	120,274,664	312,256	117,958,153	678,256	122,218,772	539,006
(件数)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)
②収入額	119,688,464	220,200	117,418,653	591,750	121,325,998	452,500
(件数)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)
③不納欠損額	0	0	0	0	0	0
(件数)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
④収入未済額	586,200	92,056	539,500	86,506	892,774	86,506
(件数)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)
⑤収納率 (②/①)	99.5%	70.5%	99.5%	87.2%	99.3%	84.0%

(単位:円)

なお、本債権の調定件数はいずれも1件となっているが、これは、実際の利用 者数とは異なり、前年分の収入に応じて年1回一括で調定するためである。

## (7)減免ないし軽減の制度

本市が定める老人福祉法第 28 条の規定に基づく費用の徴収に関する規則第 6 条において、納入義務者の死亡や、災害等の事由が発生したときには、減免をすることができる旨規定されている。

### (8) 所管課 福祉部長寿支援課

# 2 監査の視点及び手法

## (1) 事務の概要の把握

本債権の概要について所管課から提出された調査票、事務担当者からのヒアリング等によって説明を受けた上、関連資料を閲覧するなどして調査した。

## (2) 適法性・効率性・公平性

本債権の管理回収に係る事務が根拠法令に従って執行されているか否か、効率 的に執行されているか否か及びその執行が公平に適っているか否かにつき、事務 担当者からのヒアリングの実施及び関連資料の閲覧等の方法によって調査した。

## 3 監査事項及び監査結果

## (1)債権管理事務の状況

## ア 人員体制

本債権管理のための専任の担当者はおらず、措置事務の担当者1名と補助者2 名が、本債権の管理回収事務を兼任している。

## イ 債権管理システム

本措置事務に関する汎用のシステムを管理業務用に使用し、滞納が発生したときは、滞納分についてのみエクセルで別途管理している。

### ウ 債権管理回収に係る要綱・要領・マニュアル等

公債権ではあるが、宮崎市私債権等管理マニュアルに準拠している。また、滞納時には、担当課が定めた「老人施設入所負担金の納入に係る督促手数料及び延滞金の収納方法について」と題するマニュアルに従った処理を行っている。

#### (2) 滞納整理

#### ア 滞納発生時の対応

納期限を経過したものについては、毎月督促状を送付している。2~3か月間 未収となっている場合は、担当職員が入所者本人又は扶養義務者、身元引受人等 に架電し、あるいは必要に応じて未納明細書を送付するなどして督促を行ってい る。長期未済案件では、身元引受人方に訪問した事例もある。

#### イ 法的措置

法的措置を実施した事例はない。

### ウ 収入未済額の滞納年数内訳

最も古いもので平成21年度調定のものがある。

なお、平成28年度末及び平成29年度末に残存している86,506円は、いずれも 平成21年度調定分であり、現在の繰越しとなっている収入未済の案件はこの1件 のみとなる。この案件についても既に親族との間で納付の合意がなされている。

### (3) 時効管理の状況

現在のところ、時効管理を要する長期未済案件は存在しない。また、上記(2)で言及したものについては、親族との間で納付の合意がなされたことにより時効が中断している。

### (4) 不納欠損処理の状況

直近3年間は不納欠損処理を行った例はないが、平成26年度に1件ある。これは、入所者本人が死亡した時点で、交流のある親族がおらず、また、子とも音信不通になっていたことから、回収は著しく困難と判断されたためである。

### (5)考察

直近3年間の状況を見るに、本債権は調定額の総額にして年間1億2,000万円を超えるにもかかわらず、未収となる割合は0.5%程度にとどまっており、回収状況は良好と評価できる。これは、納付の方法について大半の入所者が入所先施設への委託を選んでおり、このため納付忘れ等が生じにくいことに加え、滞納が発生しても、毎月督促状を送付し、それでも2~3か月納付されない場合には電話による督促を行っている。さらに長期間未済となったときは入所者や身元引受

人に未納明細書を送付し、事案によっては戸別訪問を行うなど、頻回かつ期限を 区切って対応を変えるなどのメリハリの効いた督促等を行い、回収に努めている ことも一因であると考えられる。引き続き、確実な回収に努めて頂きたい。

また、入所者が死亡して親族とも音信不通となった事案では、時効消滅を待たずに回収不能を判断して不納欠損処理を了している。特に管理すべき債権が多数かつ高額にわたる本債権のような事例では、管理コスト削減の趣旨でも、早期に回収不能を判断することは有益である。今後も、回収不能と見込まれる債権については積極的に不納欠損処理を行い、回収すべき債権と管理コストのバランスを失することがないよう留意されたい。

# 4 指摘・意見

- (1)指摘 特にない。
- (2) 意 見 特にない。

# 第12 重度心身障害者医療高額療養費返納金

## 1 債権の概要及び根拠法令

## (1)債権の内容

本市は、宮崎県の補助を受けて、心身に重度の障害を有する者に対し医療費を助成する事業を行っているが、国民健康保険、後期高齢者医療保険や社会保険(健康保険組合,健康保険協会等)による高額療養費の支給対象となる場合にはこの医療費助成と重複するため、保険者と本市が二重に支給する結果となってしまう例がある。

本債権は、このように二重の支給を受けた者に対し、重度心身障害者医療費の助成金を返納させるものである。

#### (2) 根拠法令

宮崎市重度心身障害者医療費助成に関する条例には、他制度との関係で二重払いになった場合について調整する規定が存在しないことから、一般原則に従って民法に従って返納させているものと考えられる。尚、不正利得の返還に関しては、同条例第9条に規定されている。

## 【民法】

(不当利得の返還義務)

## 第703条

法律上の原因なく他人の財産又は労務によって利益を受け、そのために他人に損失 を及ぼした者(以下この章において「受益者」という。)は、その利益の存する限度に おいて、これを返還する義務を負う。

### 【宮崎市重度心身障害者医療費助成に関する条例】

(助成)

#### 第6条

市長は、受給者が保険給付等につき一部負担金を支払った場合において、当該支払額(社会保険各法等による付加給付等又は国若しくは地方公共団体が負担すべき額がある場合は、それらの額を控除した額。以下同じ。)から1人月額1,000円を控除した額(受給者が20歳未満の重度心身障害者である場合は、当該支払額)を助成するものとする。

(支給方法等)

### 第7条

前条の助成は、受給者の申請に基づいて行うものとする。ただし、市長が申請の必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 市長は、1月を単位として助成額を決定し、受給者に支給するものとする。
- 3 市長は、前項の規定にかかわらず、受給者が入院に係る医療費として保険医療機関等に支払うべき費用について、前条の助成として当該受給者に助成すべき額の限度において、当該受給者に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができる。
- 4 前項の規定による支払があったときは、受給者に対し前条の助成があったものとみなす。
- 5 第1項の申請は、受給者が保険給付等を受けた月の翌月から起算して、1年を経過した日以後においては、することができない。

(不正利得の返還)

### 第9条

市長は、偽りその他不正の手段により重度心身障害者医療費の支給を受けた者があるときは、その者からその支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

## (3)債権の種類 非強制徴収公債権

(4)消滅時効期間 5年(地方自治法第236条第1項)

担当課の見解によれば、本債権は非強制徴収公債権に該当することから消滅時 効期間は5年であるとのことだが、宮崎市重度心身障害者医療費助成に関する条 例には不正利得以外の場合の返納に関する規定がなく、その根拠法令は民法第703条(不当利得)に求められると考えられることから、消滅時効期間を10年と解する余地もある。

## (5)債権発生から調定・収納の流れ

本債権については、国民健康保険、後期高齢者医療保険及び社会保険等がそれぞれ同様の高額療養費制度を有しているが、このうち社会保険等との間では、予め組合等と支給額を調整し、本市が差額分だけを支給する扱いとしていることから、二重払いが生ずることはない。

他方、国民健康保険(他市町村や広域連合も含む)及び後期高齢者医療保険の加入者の場合、一旦対象者本人が窓口で医療費を自己負担し、然る後申請に基づいて本市の重度心身障害者医療費助成金が本人に支給されることとなっている。そこで、本市では、対象者より委任状の提出を受け、これによって国民健康保険等から支給される高額療養費を代理受領することで、対象者を経由することなく本債権を回収するのを原則的な運用としている。

# (6) 調定額、収入額、不納欠損額、収入未済額及び収納率の推移

平成27年度ないし平成29年度の重度心身障害者医療高額療養費返納金の調定額、収入額、不納欠損額、収入未済額及び収納率の推移は、次の表のとおりである。

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度
①調定額	149,709,529	0	166,555,525	0	131,165,248	0
(件数)	(49)	(0)	(48)	(0)	(37)	(0)
②収入額	149,709,529	0	166,240,525	0	130,895,248	0
(件数)	(49)	(0)	(48)	(0)	(37)	(0)
③不納欠損額	0	0	0	0	0	0
(件数)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
④収入未済額	0	0	315,000	0	270,000	0
(件数)	(0)	(0)	(1)	(0)	(1)	(0)
⑤収納率 (②/①)	100.0%	-	99.8%	-	99.8%	-

(単位:円)

### ※ 補足説明

平成 28 年度と平成 29 年度は、それぞれ、収入件数と収入未済件数を合計すると調定件数を超えるが、これは、一部入金 (=一部未済) があるためである。

平成28年度には315,000円の収入未済があるが、これは翌平成29年度の現年度調定分でカウントされている。これは、本債権の管理上、現年度と過年度という切り分けをしておらず、翌年度に繰り越したものも新たに調定し直す扱いをしているためである。

### (7) 所管課 福祉部障がい福祉課

### 2 監査の視点及び手法

## (1) 事務の概要の把握

本債権の概要について所管課から提出された調査票、事務担当者からのヒアリング等によって説明を受けた上、関連資料を閲覧するなどして調査した。

### (2) 適法性・効率性・公平性

本債権の管理回収に係る事務が根拠法令に従って執行されているか否か、効率的に執行されているか否か及びその執行が公平に適っているか否かにつき、事務担当者からのヒアリングの実施及び関連資料の閲覧等の方法によって調査した。

# 3 監査事項及び監査結果

### (1)債権管理事務の状況

## ア 人員体制

専ら本債権の管理事務を担当する職員はおらず、重度心身障害者医療費助成金 の事務担当者が返納金の管理回収も兼任している。

### イ 債権管理システム

特に管理システム等は使用しておらず、共通の財務会計システムを使用しているのみである。尚、現時点で1件のみ存在する収入未済については、ケース記録に基づき紙媒体で管理している。

## ウ 債権管理回収に係る要綱・要領・マニュアル等

マニュアル等は特にない。

## (2) 滯納整理

# ア 滞納発生時の対応

原則として滞納が発生しない運用であるので、例外的に発生したときのみ都度 対応を検討することとしている。

# イ 法的措置

法的措置を実施した例はない。

### ウ 収入未済額の滞納年数内訳

平成28年度調定分の1件のみである。

これは、社会保険の加入者に対し、保険組合が、何らかの事情で本市との調整を経ることなく高額療養費を支給していたことが判明したため、後に返納をさせることとしたものである。

## (3) 時効管理の状況

現行の運用では、現年度調定分で翌年度以降に繰り越すような事態となることはないため、特段の時効管理は行っていない。

## (4) 不納欠損処理の状況

現担当者が確認した限りにおいて、不納欠損処理を行った事例はない。

### (5)考察

本債権は、現行の運用を行う限りにおいて、現年度調定分で収入未済が生ずることはなく、現在ある収入未済も例外的に生じた1件のみである。従って、今後も同様の運用を継続することが望ましい。

## 4 指摘・意見

- (1)指摘 特にない。
- (2)意見

# 【意見46】

現行の運用上、国民健康保険及び後期高齢者医療保険の被保険者が重度心身障害者医療費高額療養費の給付対象となった場合、本市障がい福祉課において、二重払いとなる額を国民健康保険の保険者たる本市または宮崎県後期高齢者医療広域連合より代理受領することについての委任状を徴求し、これに基づいて処理を行っている。回収率が100%近い数字となっているのはこの運用が奏功しているためであると考えられるが、委任状の提出を拒否された場合にどのように対応するかが定かではない。この場合、原則に従って、現実に国民健康保険の保険者たる本市より高額療養費の給付を受けた者から直接回収しなければならないものと考えられるが、この場合、必ずしも現行の運用と同等の回収を期することができるとは考えにくい(この点、乳幼児医療高額療養費返納金の有する問題と同様である)。

そこで、いかにして確実に、かつトラブルなく委任状を確保するか、及び委任状の提出を受けられない場合にどのように対応するかを、担当課において検討されたい。

## 【意見47】

現在唯一ある本債権の収入未済は、社会保険側が何らかの事情によって本市 との調整を経ないまま高額療養費を支給したことから、その事情を知らない本 市も満額を支給してしまい、結果として二重支給となってしまったことによる ものである。

上記 (1) で言及したように、社会保険との間で金額を調整の上差額を支給する現在の運用は、二重支給の回収による債権管理事務の負担を回避するために非常に有効な手段であるが、調整の過程で誤りが生ずるようなことがあれば、結局その回収のための負担を免れ得ない。

このような事態の再発を防止し、債権管理事務の負担を軽減するためにも、社会保険側とも協力の上二重支給となった原因を究明し、再発防止策の策定に努められたい。